

令和7年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和7年2月25日 火曜日

1. 議事日程第1号

令和7年2月25日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第3号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第4 議第4号 令和6年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第5号 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議第6号 令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第7号 令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議第8号 令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議第9号 令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議第10号 令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第11号 令和7年度人吉市一般会計予算
- 日程第12 議第12号 令和7年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第13 議第13号 令和7年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議第14号 令和7年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議第15号 令和7年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第16 議第16号 令和7年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第17 議第17号 令和7年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議第18号 令和7年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第19 議第19号 令和7年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第20 議第20号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第21 議第21号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第22号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第23号 人吉市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第24 議第24号 人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第25号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第26号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第27号 人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議第28号 人吉市における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第29号 人吉市立学校のあり方検討委員会設置条例の制定について
- 日程第30 議第30号 人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第31号 人吉市税条例及び人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第32号 人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第33号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第34号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第35号 人吉市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第36号 人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議第37号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議第38号 人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議第39号 人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会条例の制定について
- 日程第40 議第40号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議第41号 人吉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議第42号 人吉市営単独住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議第43号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第44 議第44号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第45 議第45号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

日程第46 議第46号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第47 議第47号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第48 議第48号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第49 議第49号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第50 議第50号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第51 議第51号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第52 議第52号 市道路線の認定について

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（16名）

1 番	川 上 紗智子 君
2 番	松 村 太 君
3 番	徳 川 禎 郁 君
4 番	池 田 芳 隆 君
5 番	牛 塚 孝 浩 君
6 番	宮 崎 保 君
7 番	大 塚 則 男 君
8 番	平 田 清 吉 君
9 番	井 上 光 浩 君
10 番	豊 永 貞 夫 君
11 番	西 信八郎 君
12 番	村 上 恵 一 君
13 番	本 村 令 斗 君
14 番	田 中 哲 君
15 番	福 屋 法 晴 君
16 番	宮 原 将 志 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君

復興政策部長	溝口尚也君
市民部長	井福浩二君
健康福祉部長	松尾美紀君
経済部長	渕上聖也君
復興建設部長	立場康宏君
総務部次長	日下部伸樹君
総務課長	那須裕史君
秘書課長	池下英治君
水道局長	羽田野将央君
教育部長	前村洋宣君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗原 亨 君
庶務係長	丸尾 亜紀子 君
議事係長	栗須 順也 君
書記	税所 昭彦 君

午前10時 開会

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和7年3月第2回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては口頭報告を省略し、書類報告に代えさせていただきます。関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（宮原将志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る2月18日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

令和7年3月第2回人吉市議会定例会に当たりまして、去る2月18日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日2月25日開会、明日26日復興・安全まちづくりに関する特別委員会、27日から3月3日まで休会、4日議案質疑及び一般質問、5日一般質問、6日一般質問及び委員会付託、7日から9日まで休会、10日予算委員会、11日から13日まで総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、14日予算委員会、15日から18日まで休会、19日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問ですが、一般質問の通告は2月27日木曜日午後2時30分に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

また、4日の議案質疑の回数は1議案につき質問席から2回以内ということに決定しております。

なお、執行部の答弁は自席から行うこととしております。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に13番、本村令斗議員、14番、田中哲議員を指名いたします。

日程第3 議第3号から日程第52 議第52号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第3、議第3号から日程第52、議第52号までの50件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

令和7年3月第2回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げます機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

去る1月17日、かの阪神・淡路大震災から30年の節目を迎えました。6,434人の貴い命が失われ、多くの人々の人生を一変させた未曾有の災害は、当時、日本における戦後最大の自然災害となりました。この震災は私たちに当たり前の日常がいかにもろく、そして貴いものであるかをまざまざと見せつけました。

くしくもこの節目となる今年、震災直後から「がんばろうKOBÉ」をスローガンに掲げ、オリックス・ブルーウェーブを日本一に導いた元プロ野球選手のイチロー氏が、アジア人初の米国野球殿堂入りという快挙を成し遂げました。日本プロ野球とメジャーリーグベースボールで通算28シーズンをプレーし、数多くの記録を打ち立てた現役時代の姿は、多くの人々の心に輝く軌跡として、今もなお刻まれています。イチロー氏は殿堂入りに際し、「時代で変わっていくものがある。でも、変えてはいけないものもある。」と述べられました。このような伝統と変化のテーマは、日本が世界に誇る文化にも関連しています。

日本が世界に認められた明るい話題として、昨年末、日本の伝統的酒造りがユネスコの無形文化遺産に登録され、本地域が誇る球磨焼酎もこの栄えある遺産の一翼を担うこととなりました。この登録により、日本酒や焼酎などの酒造りが単なる製造技術を超え、地域の自然や人々の暮らしと結びついた文化そのものであることが広く世界に示されました。

さらに今年に入り、人吉・球磨地域をはじめ、九州地方で広く伝承されてきた九州地方のきじ馬・きじ車製作技術が国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に答申されました。木工細工の技術を生かした九州地方を代表する郷土玩具の製作技術として大変貴重であり、地域的特色も豊かであることが高く評価されたものです。

これらの出来事は、本地域の文化的価値が再認識され、その重要性が広く評価されたことを示すものであり、地域の誇りとして大変喜ばしく受け止めております。

地域の人々のライフサイクルの中で造り育てられた麦焼酎を世に送り出されている九州本格焼酎協議会会長である多田格氏は次のように述べられています。「焼酎業界はお客さんに必要とされるため変化しないといけない。今そのターニングポイントに差しかかっている。」この言葉は時代の変化に適応する必要性が示されており、イチロー氏の変えてはいけないものもあるという言葉と一見相反するようですが、両者とも伝統と変化のバランスがいかに大切であるかが述べられています。この思いは本市の目指すべき復興への道筋に深い示唆を与えているようにも感じております。

本市は令和2年7月豪雨災害からの一日も早い復旧復興に向け、取組の大きな指針となる復興計画を策定、その復興ビジョンの実現のため、地域ごとに取り組むべき事業や町の方向性について、市民の皆様と協働・連携してつくり上げる復興まちづくり計画を策定し、取組を進めてきたところでございますが、特に被害の大きかった町なか3地区が連携した町なかの将来像とプロジェクトを目に見える形で視覚的に表現した人吉市まちなかグランドデザイン推進方針を昨年3月に策定したところです。

この推進方針を実現するための具体的な行動指針となるアクションプランにつきましては、現在、鋭意策定作業を進めており、去る12月22日に開催いたしました合同意見交換会を皮切りに、復興まちづくりに係る事業や活動のアイデアなどを出し合う担い手ワークショップを開催するなど、市民や地域関係者、民間事業者の方々と対話を重ねております。

また、来る3月15日には、今後、担い手として共に事業に関わっていただく方々を増やしていくための機運醸成などを目的としたまちなかフォーラムを開催する予定であり、多くの皆様にお越しいただきたいと考えております。

今年は復興ビジョンに掲げる「球磨川と共に創る、みんなが安心して住み続けられるまち」の実現に向け、市民の皆様や関係機関との緊密な連携を図りながら、地方創生施策と連動したまちなか創生を推進し、本市の新たなステージへの躍進を目指す年となります。

まちづくりに完成はなく、町は常に変化し続けるからこそ、時代の流れを取り入れながらも、大切な価値観を守る不易流行の精神を大切に、新しい人吉市の創造に果敢に挑戦していくことで、このビジョンが次の世代へと受け継がれる道しるべとなるよう、市民の皆様と共に一步一步着実に未来へと歩みを進めてまいります。

引き続き、各部局の主な施策等について、時間をいただき述べさせていただきます。

消防団関係でございますが、消防団の組織再編につきましては、小学校校区ごとに編成する消防団組織再編案を消防団、町内会及び後援会に御説明し、これまで協議を進めてまいりました。その協議を受け、令和7年度から東校区と西校区が混在している現在の二分団一部につきまして、北泉田町、南泉田町及び鬼木町を現在の二分団一部へ、鶴田町を二分団二部

の管轄とする区域の変更を行うことといたしました。

消防団は、近年、初期消火活動や火災予防活動のみならず、災害対応や捜索活動など、その重要性がますます高まっておりますことから、地域防災の要として持続可能な組織となりますよう、関係の皆様のご意見をいただきながら、地域の実情に応じた適正配置などに向けた取組を推進してまいります。

国土強靱化関係でございますが、自然災害からの被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる「災害に強く安全安心なまちづくり」を着実に推進するため、人吉市国土強靱化地域計画を令和2年3月に策定し、各施策を進めてきたところでございます。

その後、国の国土強靱化基本計画及び熊本県の国土強靱化地域計画の見直しや、令和2年7月豪雨災害での課題、新型コロナウイルス感染症など、社会を取り巻く新たな課題等が顕在化したことに伴い、地域の特性や実情を踏まえたより実効性のある計画とするべく、本市の計画を改定したところでございます。

今後は、同計画を本市における国土強靱化の新たな指針として、大規模自然災害に備えたハードとソフトの両面を含めた防災体制の整備を引き続き推進してまいります。

被災市街地復興推進地域の事業の進捗状況でございますが、青井地区につきましては、権利者との補償協議と並行して、宅地造成等工事を熊本県施行で鋭意進められております。また、下青井町に整備を予定している（仮称）西部公園につきましても、令和9年度の供用開始を目指し、整備方針に基づく利活用を試行する社会実験等を進めてまいります。

中心市街地地区につきましては、去る2月14日、第7回土地区画整理審議会を開催し、審議結果に基づき、第2期となる仮換地を指定しております。これで中心市街地地区全ての画地の仮換地を指定したこととなり、事務手続を進めるとともに、宅地造成等工事を鋭意進めてまいります。土地区画整理事業区域外においても、にぎわい等を創出する交流・文化の場として位置づけた街区において社会実験を予定しており、利用者の御意見を踏まえながら公共空間の利活用を検討してまいります。

引き続き、地域住民の皆様や熊本県と緊密な連携を図りながら、被災された方々の一日も早い生活再建とにぎわいのある町の再生に向け、事業の迅速な推進に努めてまいります。

公園関係でございますが、中川原公園の災害復旧工事につきましては、駐車場や園路等の整備を終え、現在、芝生の養生と移動式トイレの工事を残すのみとなったところでございます。なお、芝生の養生期間終了後のゴールデンウィーク前後から、日常的な利用を想定した社会実験として、同公園を試験的に開放する予定であり、市民の皆様に広く利用を呼びかけてまいります。

また、復興まちづくりデザイン会議において議論してまいりました中川原公園の利活用と整備につきましては、今後、国による護岸工事も予定されておりますが、イベントによる社会実験につきましても、民間事業者と協働で実施する予定であり、いただいた御意見や実験

結果を活用し、同公園に期待される皆様の思いを実現できるようアクションプランに反映してまいります。市民の皆様が集う憩いの場であるとともに、観光客の皆様との交流を支える町の拠点となるよう、今後も同公園の整備を進めてまいります。

文化財保護事業関係でございますが、豪雨災害により被災した人吉城歴史館の復旧工事につきましては、今年5月に建築工事及び機械設備工事をはじめとした全ての工事を終え、1か月程度の準備期間を経て、7月中には施設の内覧を含めた落成式を執り行い、リニューアルオープンすることとしております。供用開始後は史跡人吉城跡のガイダンス施設としての機能はもちろんのこと、歴史学習の拠点となることに加え、災害の記憶を継承する機能を有する施設として運営してまいります。

なお、人吉城歴史館の復旧に併せ、今年4月から文化課に文化財係を新たに加えた組織体制の見直しを予定しており、文化財保護・整備及び施設運営のさらなる充実に努めてまいりたいと存じます。

人吉城歴史館が地域の歴史と文化を伝え、郷土愛を醸成する施設として市民の皆様が集うとともに、日本遺産をはじめとする観光の拠点として、これまで以上に親しまれる施設となるよう、鋭意取り組んでまいります。

上水道関係でございますが、令和2年度から実施しております上下水道料金徴収事務等業務委託につきましては、今年度末で委託期間が満了することに伴い、新たに5か年の業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式による候補者の選定及び契約の締結を行ったところでございます。今後も事務の効率化を図りながら、市民の皆様のさらなる利便性やサービス向上に努めてまいります。

また、給水区域内の基幹管路につきましては、老朽化の進行度合いを鑑み、耐震性のある水道管への更新を計画的に進めるとともに、青井地区及び中心市街地地区の土地区画整理事業と並行して排水管の布設替えを行うなど、災害に強いまちづくりに資する管路の耐震化を推進してまいります。

下水道関係でございますが、城本町の観蓮寺から村山公園あやめ広場入り口付近までを区域とする第7負担区について、今年度から供用を開始したところであり、現在、対象区域の皆様に対して、公共下水道への接続並びに受益者負担金に関する説明会の開催準備を進めているところでございます。受益者負担金制度への理解と速やかな公共下水道への接続を行っていただけるよう、市民の皆様に対し、丁寧な説明に努めてまいります。

また、本市の公共下水道事業につきましては、現在、供用開始から四十数年が経過しており、下水道施設の老朽化が今後ますます進行することから、本市が策定しておりますストックマネジメント計画に基づき、施設の点検などを適宜実施し、リスク評価による優先順位を設定した上で、更新並びに長寿命化を計画的に行うとともに、日常の維持管理を起点としたマネジメントサイクルを一層進めるなど、安心・安全な市民生活に資する取組を引き続き実

施してまいります。

被災者支援関係でございますが、1月末現在、調査済みの3,277世帯のうち、再建完了により支援を終了した世帯が3,082世帯であり、支援済みの割合は94.04%に達しております。

また、今後も継続した支援が必要とされる195世帯のうち、148世帯の住まいの再建につきましては、木造仮設利活用住宅や災害公営住宅等の整備が完了する4月以降となる見込みです。入居後は茶話会の開催や地元町内会との交流会の開催を支援するなど、新生活での不安解消に資する取組を引き続き実施してまいります。

その他の世帯につきましては、住まいの再建後も高齢者のみ、心身の健康への不安など、日常生活において支援が引き続き必要な世帯であることから、民生委員児童委員やくらし見守り相談員による声かけ・訪問を行うなど、地域による見守り支援につなげているところです。

今後も住まいや生活の再建に向け、関係機関、団体との緊密な連携の下、最後のお一人まできめ細やかな支援を行ってまいります。

災害公営住宅関係でございますが、大工町と九日町の人吉市買取型災害公営住宅（東校区地区）につきましては、去る2月20日に買取検査を完了したところであり、今週末の2月28日には落成式を執り行うこととしております。古くから本市の中心であった中心市街地に再び人を呼び込みたい、にぎわいを創出したい、もともとこの地にお住まいだった方々に帰ってきてもらいたいとの思いを胸に、この地に災害公営住宅を建設してきたところでございますが、滞りなく竣工することができましたことは、工事期間中に御迷惑をおかけしました近隣の皆様をはじめ、多くの市民の皆様の復興への御理解と御協力のたまものであり、改めまして深く感謝申し上げます。

なお、入居予定の皆様の入居開始は3月を予定しており、現在、引っ越しに関する支援や心身の状況の把握に努めるなど、被災者に寄り添った生活支援を行っております。

木造仮設利活用住宅につきましては、利活用する6団地について、現在、住宅改修工事を実施しており、3月中旬に工事を完了、入居予定の皆様には、4月以降に新たな住まいへ移転入居していただく予定としております。

災害公営住宅の完成並びに木造仮設利活用住宅の改修完了により、被災された方々の恒久的な住まいがおおむね確保されましたことは、令和2年7月豪雨災害から5年を迎える中で大きな節目となるものです。

今後は集会所の移築をはじめ、敷地整備工事といったさらなる住環境の整備を実施するなど、引き続き、被災者の皆様にしっかりと寄り添いながら、きめ細やかな支援を継続してまいります。

物価高騰等対策関係でございますが、全庁を挙げた包括的な支援を展開するべく、市民生活・経済支援策として、地域公共交通、貨物運送事業者等やLPガス使用世帯への支援、宿

泊割引等の観光関連支援に加え、デジタルプレミアム商品券を発行し、地域経済の活性化を図ります。また、福祉・子育て支援策として、障害福祉サービス事業所・介護施設等への支援、高齢者等の買物弱者への移動販売を行う事業者や保育所等への支援など、きめ細やかな対策を行い、さらには、医療機関等や農家への支援につきましても実施することとしております。

物価高騰による市民生活への影響は当面続くものと予測されますので、今後も社会情勢を注視しながら、機動的かつ柔軟な対策を講じてまいります。

環境対策関係でございますが、プラスチック類の分別収集につきましては、ごみの減量化、資源の循環利用、温室効果ガスの削減を目的として、昨年9月から市内6町内を対象としたモデル事業に取り組んでおります。対象町内の皆様の御協力により、1月までの5か月間で1万3,000キログラム余りのプラスチック類が収集されており、事業推進への理解と分別意識の高まりとともに、今後さらに多くの収量が見込まれております。

今後につきましては、モデル町内へのアンケート結果や事業全体を通じた効果や課題を検証し、人吉市衛生員連合会及び関連事業者と連携しながら、集積所における適正なごみ出しへの対策をはじめとした効率的な収集体制の再構築を進め、住民説明会やSNS等も活用した効果的な普及啓発活動を行い、市民の皆様の御理解を得ながら、市内全域を対象とした分別収集について今年10月の実施を目指し、体制整備に鋭意取り組んでまいります。

また、指定ごみ袋の購入により負担していただくごみ処理手数料につきましては、近年の指定ごみ袋の製造に係る原材料費の高騰などに伴い、今年10月1日から料金改定を行う予定としております。市民の皆様には御負担をおかけしますが、今後もプラスチック類の分別収集と併せ、ごみの分別の徹底及びごみの減量化をさらに推進してまいりますので、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

男女共同参画推進関係でございますが、男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる分野において対等に協力し、責任と喜びを分かち合い、その個性と能力を最大限に発揮することができる社会の実現を目指して、人吉市男女共同参画推進計画第4次計画の策定を進めております。市民の皆様の御意見等を計画に反映させるため、市の公式LINEやホームページを活用し、また、高校生を対象に実施したアンケート調査等を基に、男女共同参画推進審議会等においても御審議いただいたところでございます。男女共同参画社会を実現するためには、本市が取り組むあらゆる施策、事業において男女共同参画の視点を盛り込むことが必要不可欠であり、固定的な性別役割分担意識をはじめとする無意識の思い込み、いわゆるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組などを本計画に基づきさらに推進してまいります。

地域福祉関係でございますが、令和6年度に第3次人吉市地域福祉計画の期間が終了となりますことから、第4次計画の策定を進めており、現在、最終調整を行っているところでございます。

本市においては、既に本格的な少子高齢、人口減少が進行し、単身世帯の増加に加え、ひきこもりや8050問題、ヤングケアラーなど、深刻かつ複合的な課題を抱えている世帯が顕在化しており、さらに令和2年7月豪雨による甚大な被害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、住民同士の交流の希薄化がますます進んでいます。このような中、誰もが住み慣れた地域で社会から孤立することなく、安心した生活を営むことができる「つながり・支え合いのある地域共生社会」を実現していくためには、地域が一体となり、連携することが何よりも重要であるものと存じます。町内会長、民生委員児童委員、くらし見守り相談員、ボランティア、民間事業者等の皆様と連携し、地域住民が主体となった住民相互の支え合いの仕組みづくりを促進するため、本計画に基づく地域生活課題に対応した包括的な支援体制の整備に向け、取組を進めてまいります。

子ども・子育て支援関係でございますが、令和6年度に第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画の期間が終了となりますことから、次期計画として、こども基本法第10条に基づく人吉市こども計画の策定を進めており、先般、計画の素案についてパブリックコメントを終え、現在、最終調整を行っているところでございます。

本計画は、全ての子供、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指して策定するものであることから、この趣旨にのっとり、これまで以上に子供施策を総合的かつ強力に推進してまいります。

その子供施策の一つである就学前教育・保育環境のさらなる向上に向け、整備が進められていたひまわり保育園の園舎につきましては、今年2月に竣工し、新園舎での保育を開始されたところでございます。さらには人吉中央幼稚園の園舎につきましても、保育機能の強化と老朽化に対応するための改築工事を昨年12月に着工されたところであり、本市としまして、子供たちの健やかな成長に資する安全・安心な環境整備に向けた取組を引き続き支援してまいります。

また、外国につながるのある世帯の増加に伴い、日本語によるコミュニケーションが困難な子育て家庭や妊産婦への支援の需要が高まっていることから、子育ての相談や母子保健サービスなどの利用を円滑にサポートすることを目的として、多言語対応のタブレットをこども未来課と保健センターにそれぞれ導入したところでございます。今後も個々の家庭の状況に応じた様々な支援を切れ目なく細やかに実施できるよう、取組を進めてまいります。

市民健診関係でございますが、受診率向上のための新たな取組として、特定健診等を受診された方に市内の健康づくり応援事業所で利用できるクーポン券をプレゼントする「特定健診等受け得キャンペーン事業」を来年度から開始することとしております。これにより、健康づくり応援事業所の従事者を含めた市民の皆様の健康意識の向上と、応援事業所の集客増による地域経済の活性化につながればと大いに期待しております。

引き続き、市民の皆様の健康寿命の延伸に向けた市民健診事業の充実・強化に努めてまい

ります。

農畜産関係でございますが、昨年11月に締結しました東洋ライス株式会社及び公益財団法人医食同源生薬研究財団それぞれとの包括連携協定に基づき、去る2月21日、出産予定月までの妊婦の方に人吉球磨産の米を活用した「金芽米」をプレゼントするマタニティ応援プロジェクトの贈呈式を執り行いました。当日は参加された方々から喜びの声をいただいたところでございます。今後も本事業を継続していくとともに、人吉球磨産の米を活用した農業振興及び食育の推進、市民の健康増進に資する取組を行ってまいります。

また、種鶏場で生産された種卵をひよこにふ化させるための独立型ふ卵場として全国第2位のシェアを誇る株式会社山形種鶏場におかれましては、本市の下漆田町に新たな大型ふ卵場施設の建設を予定されております。新施設は国の強い農業づくり総合支援交付金を活用され、最新のAIシステムを導入することで、効率的なふ卵プロセスと配送事業の実現を目指して建設されるものです。

本市としましても、この新施設建設が地域産業の活性化に大きく寄与するものと期待しておりますことから、同社の取組を引き続き支援してまいりたいと存じます。

農地整備関係でございますが、上原田地区におきましては、国営事業の廃止に伴い、新たな用水源の確保を図るべく営農検討会を実施しており、令和5年度から県営事業として着手しております。令和6年度におきましては、地下水源を上原田ファームポンドまで送水するための管布設工事に加え、対象となる農地への給水栓立ち上げ工事を併せて実施しております。令和7年度以降は上原田ファームポンドから対象となる農地への配水管布設工事を行う予定であり、令和10年度の事業完了を目指してまいります。

今後も、農業経営の維持向上に資する農村環境の整備に向けた取組を推進してまいります。

有害鳥獣対策関係でございますが、林産物、農産物への被害や居住地に出没するケースなど、市政懇談会や市内各地で開催しているひとよし未来カフェにおいても頻繁に取り上げられているところです。このような中、鳥獣の捕獲頭数は年々増加しており、被害対策をさらに強化するべく、来年度から人吉市鳥獣被害対策実施隊の定員拡充を行うこととしております。

また、現在、有害鳥獣被害対策活動のDX化に取り組んでいるところであり、駆除活動及び事務作業の効率化を図りながら、収集したデータの活用及び分析を行うなど、より効果的な被害防止対策を実施してまいります。

森林吸収系Jクレジット関係でございますが、本市の強みである豊かな森林資源を活用することで、温室効果ガスの吸収量と排出量を差引きゼロにするカーボンニュートラルに貢献するべく、現在、Jクレジット制度の森林管理プロジェクトにのっとりクレジットの創出に取り組んでおります。今年度からクレジットの発行・販売を開始し、1月末現在で133トンのクレジットを販売するなど、初めの一步を踏み出したところでございます。

今後も新規クレジットの認証申請を行い、クレジットの販売拡大を図りながら、森林管理のさらなる最適化を継続するなど、脱炭素社会の実現に貢献してまいりたいと存じます。

林業関係でございますが、ヒノキ専門の製材所である株式会社ランバーやまとの人吉工場の建設が今年度から進められているところであり、来年度には操業を開始されます。創業開始後には、人吉球磨産のヒノキの原木が同工場に集積することで、ヒノキの産地としての知名度が向上するものと存じます。これを契機に、今後は関連する事業者等で構成される協議会を設立し、ヒノキのブランド化を目的としたホームページの制作や各種イベントなどでの広報活動を積極的に行うなど、持続可能な林業・林産業の構築に向けた取組を推進してまいります。

ふるさと納税関係でございますが、今年度は2月13日現在で約1万4,190件、約3億3,163万円の寄附を頂いております。近年、全国的に自治体間の過度な返礼品競争が問題視され、返礼品登録基準が年々厳格化していることに加え、本市の主力返礼品である米の品薄や価格高騰の影響による寄附設定金額の上昇などが一因となり、件数、寄附額とも昨年度より減少しております。今後、既存返礼品の磨き上げや魅力ある新規返礼品の開発、効果的なPR活動、寄附方法の拡大など、様々な取組を行うことにより、寄附受入額10億円を目指して鋭意事業に取り組んでまいります。

一方、企業版ふるさと納税につきましては、14社から合計約2,860万円と昨年度を大きく上回る寄附を頂いております。御寄附いただきました個人及び企業の皆様に心から感謝を申し上げます。支援いただいた施策を着実に進めながら、本市の未来型復興に取り組んでまいります。

観光関係でございますが、コロナ禍及び令和2年7月豪雨の影響により、開催休止を余儀なくされておりました人吉梅まつりを6年ぶりに開催いたしました。メインとなる2月23日には県内外から多くの方々に人吉梅園へ御来場いただき、にぎわいを見せたところでございます。2月中旬の冷え込みにより、梅の花も咲き始めといった状況ではございましたが、御来場の皆様には久しぶりの梅まつりを御堪能いただけたのではないかと存じます。

また、地元の人吉三中の生徒による梅娘をはじめとするステージ催事や地元の特産品販売など、休止前に見られた早春の光景を目の当たりにすることができ、本市の着実な復興を改めて実感したところです。

今後も市の花である梅や近隣の大畑駅周辺など、同地域の観光資源を生かした効果的な観光誘客に努めてまいります。

JRグループ6社と地元自治体、観光関係者が連携して実施する熊本デスティネーションキャンペーンが令和8年夏に熊本県で開催されることが決定いたしました。本キャンペーンは熊本地震から10年の節目に当たり、震災からの創造的復興、そして、令和2年7月豪雨からの復興に向け歩みを進めている姿を全国に向け発信し、誘客を図ることを目的とされてお

ります。本市におきましても、この国内最大規模の大型観光キャンペーンを観光復興の好機と捉え、球磨川くだり、SL人吉をはじめとする観光資源をさらに磨き上げるとともに、受入れ体制を整えることで、本市が多くの観光客に旅行先として選ばれる地域となるよう、鋭意準備を進めてまいります。

スポーツ振興関係でございますが、去る2月16日に第22回ひとよし温泉マラソンを開催いたしました。5年ぶりの実走大会となる本大会は、水害前とほぼ同じコース設定で実施したところであり、当日はマラソン復活を待ちわびた地元の陸上愛好者はもちろんのこと、遠くは北海道からエントリーされた方を含めた1,457人のランナーが、春の息吹が感じられる球磨川河畔と復興に向け着実に歩みを進めている市街地を爽やかに駆け抜けました。私もランナーの一人として、参加者との交流を楽しみながら走りましたが、懸命に走る地元の高校生やファンランを楽しむ御家族の姿、地域住民の皆様の声援と笑顔あふれる光景を目にしたとき、この日を迎えられたことへの感謝とともに、地域が一体となり開催する本大会が市民の皆様の活力につながることを改めて実感したところでございます。本大会に御参加いただいた皆様をはじめ、御協賛いただいた企業、団体の皆様、警察、消防、医療機関などの関係機関の皆様、そして、大会を支えていただいた多くのスタッフの皆様に関心から感謝申し上げます。

なお、本大会開催後に各方面から様々な改善要望等をいただいているところであり、これらの貴重な御意見等をひとよし温泉マラソン実行委員会において共有させていただき、今後の大会の在り方を含めた検証を行ってまいりたいと存じます。

中学校部活動の地域移行関係でございますが、昨年7月、第1回目となる人吉市中学校部活動地域移行検討会を開催し、協議事項やアンケート調査、スケジュール等について確認を行い、その後、現在のスポーツ・文化活動の状況や参加状況、子供のニーズ、指導状況等について、児童・生徒、保護者、教職員を対象にそれぞれアンケート調査を実施しております。さらに12月には第2回目の検討会を開催したところであり、アンケート調査結果と国の動向について報告したところでございます。国は地方公共団体の進捗状況を踏まえ、今後の方向性として、休日につきましては、前期を令和8年度から10年度、後期を令和11年度から13年度とする次期改革期間内に原則全ての学校部活動の地域展開を目指すとともに、平日につきましては、各種課題を解決しつつ、さらなる改革を推進することとしております。

本市としましては、現在、実施しておりますスポーツ団体や指導者等へのアンケート調査の結果を踏まえ、活動種目、活動場所、活動費、指導者の確保など、具体的な事項について、今後、休日の活動に関する協議・検討を地域の方々や指導者等も交え実施していくとともに、保護者など関係者の皆様への適切な情報提供に努め、令和7年度末までの方針決定等を目指してまいります。

学校教育関係でございますが、私の公約の一つでもありました中学校制服の選択制につき

ましては、令和5年度に学校関係者や保護者代表などを構成員とする検討委員会を立ち上げ、幾度も議論を重ねてまいりました。保護者、児童・生徒へのアンケート調査や説明会を経て、一人一人の個性を尊重する多様性への配慮と併せ、近年の気温の変化や機能性、経済性などを考慮した人吉市内統一の標準服となる人吉モデルの制服を令和7年度から導入いたします。真新しい制服に身を包んだ生徒たちが通学している姿や学校生活を送っている様子を見られることを心待ちにしております。

また、本市が目指す学校教育や社会教育、スポーツや文化・芸術等の振興に関する施策を総合的に取りまとめた第4次人吉市教育振興基本計画を令和7年度から令和10年度までの4年間を計画期間として策定したところでございます。激動する現代社会を生きる子供たちは、将来、国境を越えて世界各国の人々と協働していくことがますます求められます。本市におきましても、時代の変化に柔軟に対応していく力を育むとともに、社会が大きく変化しようとも、時代を超えて変わることのない価値あるものを表す不易を大切にし、ふるさと人吉を誇りに思う心豊かな人間性を育むべく、本計画を教育施策の羅針盤として、本市が目指す教育の方向性について市民の皆様と共有することで、豊かな地域や未来社会を開く人づくりに邁進してまいりたいと存じます。

あわせて、本市の児童・生徒数の今後の推移見込み等を踏まえ、市立学校の将来を展望した学校の在り方について、幅広い見地から協議・検討を行い、今後の方向性を見いだすことを目的とした人吉市立学校のあり方検討委員会を設置し、学校規模の適正化などを含めた具体的な検討を進めてまいります。

人吉球磨定住自立圏構想関係でございますが、これまで人吉球磨10市町村において共同で実施してきた事業等の検証や、今後、新たに取り組むべき事業などについて、推進協議会やビジョン懇談会において様々に検討を重ねてきたところであり、このたび新たな指針となる第3次人吉球磨定住自立圏共生ビジョンの素案を取りまとめたところでございます。第3次共生ビジョンでは、くま川鉄道経営安定化及び利便性向上支援を追加し、令和2年7月豪雨災害からの創造的復興やデジタルの要素を取り入れながら、21の個別事業を選定したところでございます。引き続き、圏域の市町村が相互に役割を分担しながら連携し、圏域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保するなど、地域全体の活性化に資する取組をさらに推進してまいります。

くま川鉄道関係でございますが、豪雨災害からの復旧工事が進められている球磨川第4橋梁の橋台、橋脚の下部工建設につきましては、地中から転石及び強固な岩盤層が見つかり、工法の見直しを余儀なくされ、工期に遅延が発生いたしました。その後、工程の調整等に努めてきたものの、残りの工事を鑑み、全線運転再開時期の目標を令和7年度中から令和8年度上半期中に修正したところでございます。運転再開を心待ちにしていた皆様には、引き続き、御不便をおかけすることとなりますが、地域公共交通の要であるくま川鉄道は地域住民

の大切な移動手段であるとともに、沿線地域の観光振興、さらには地域活性化の基盤として大変重要な役割を担っておりますので、安全に配慮した上で復旧工事を進め、安全・安心な輸送サービスの提供に向け、早期の全線運転再開を目指してまいりたいと存じます。

ここで、国が定めました令和7年度地方財政計画について、その概要を申し上げます。

国は、地方財政計画の中で、令和7年度においては、通常収支分について、累積した巨額の債務残高を抱えるなど、引き続き、厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、地方創生や防災・減災対策、自治体DX、地域社会DXの推進等に必要な経費を計上するとともに、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費や民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加を適切に反映した計上等を行う一方で、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うとしています。

また、歳入面においては、経済財政運営と改革の基本方針2024などを踏まえ、交付団体をはじめ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き、生ずることとなった財源不足については、適切な補填措置を講ずるとしています。

通常収支分の一般財源総額の確保等については、地方税を6.4%の増、地方譲与税は8.7%の増、地方特例交付金等は82.9%の減、地方交付税の総額については1.6%増の18兆9,574億円を確保するとしております。

また、臨時財政対策債については、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額は生じないとしております。

引き続き、提案しております予算案、条例案及び案件議案につきまして、概要を御説明いたします。

議第3号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）は、国の補正予算に伴う物価等高騰対策に係るもののほか、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や単独事業等の最終見込みによるものなどが主なものでございます。今回の補正は歳入歳出をそれぞれ3,300万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ246億8,035万9,000円とするものです。

議第4号令和6年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出をそれぞれ10万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11万3,000円とするものです。

議第5号令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第5号）は、歳入歳出をそれぞれ1,639万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億343万8,000円とするものです。

議第6号令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）は、歳入歳出をそれぞれ2,502万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,524万8,000円とするものです。

議第7号令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第4号）は、歳入歳出をそれぞれ1億4,381万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億5,555万9,000円とするものです。

議第8号令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第5号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の営業外収益を239万6,000円、特別利益を1,107万9,000円増額し、収入総額を5億5,774万7,000円とするものです。

資本的収入及び支出につきましては、収入の工事負担金を2,640万円減額し、収入総額を1億6,289万円とし、支出の建設改良費を6,252万9,000円減額し、その他の資本的支出を8万2,000円増額し、支出総額を3億4,918万1,000円とするものです。

議第9号令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第4号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の下水道事業収益を1億8,355万円増額し、収入総額を15億9,493万5,000円とし、支出の下水道事業費用を527万4,000円減額し、支出総額を13億7,526万9,000円とするものです。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を315万3,000円減額し、収入総額を4億8,187万4,000円とし、資本的支出を8,107万円増額し、支出総額を10億1,991万1,000円とするものです。

議第10号令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出をそれぞれ985万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50万2,000円とするものです。

議第11号令和7年度人吉市一般会計予算案につきましては、御説明いたします前に、今回の予算の概要について申し上げます。

まず、歳入のうち、主要一般財源の市税でございますが、令和6年度当初予算に比べ約3億8,400万円の増を見込んでいるところです。市民税につきましては、令和6年度の最終見込み等を勘案し、約1億円の増収を見込んでおり、これは令和7年度に実施される個人住民税の定額減税に係る影響額が令和6年度に比較して少額となることに伴うものです。また、固定資産税につきましては、令和6年度の最終見込み等を勘案し、令和6年度当初予算に比べ約2億6,900万円の増収を見込んでおり、こちらは古仏頂地区や矢岳地区に開設される太陽光発電施設に伴う償却資産の大幅な伸びの見込みによるものです。地方交付税につきましては、令和7年度地方財政計画において、交付総額で1.6%の伸びとなっておりますことから、普通交付税につきましては、地方財政計画の伸び率の影響と災害復旧事業等に係る公債費の交付税算入分などを勘案し、令和6年度当初予算に比べ8億円の増を見込んでおります。また、特別交付税につきましては、約3,000万円の減としております。なお、臨時財政対策債につきましては、令和7年度地方財政計画により皆減としております。

次に、歳出でございますが、被災市街地復興事業やくま川鉄道の災害復旧など、災害復

旧・復興関連事業に係る経費などを計上するとともに、昨年度においても実施しました子育て世帯の支援策として、学校給食に係る食材費の高騰分を市負担とすることで保護者の負担を軽減する予算を計上しております。また、公債費につきましては、庁舎建設単独災害復旧事業債などの元金償還開始に伴い、7億883万5,000円の増となっており、昨年度同様、財政調整基金と減債基金から3億8,500万円を繰り入れるなど、大変厳しい財政運営にあることに変わりがないところでございます。

令和7年度の当初予算でございますが、歳入歳出の総額は234億9,061万4,000円となり、令和6年度当初予算と比較しますと8.7%の増となっております。

議第12号令和7年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22万9,000円とするものです。

議第13号令和7年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億180万円とするものです。

議第14号令和7年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,975万9,000円とするものです。

議第15号令和7年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億210万3,000円とするものです。

議第16号令和7年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額につきまして、収入に水道事業収益5億3,088万3,000円を計上し、支出では水道事業費用を5億856万円とするものです。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に1億4,180万2,000円を計上し、支出を3億4,904万4,000円とするものです。

議第17号令和7年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額につきまして、収入に下水道事業収益14億1,159万7,000円を計上し、支出では下水道事業費用14億1,067万8,000円とするものです。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に1億8,020万2,000円を計上し、支出を6億2,036万4,000円とするものです。

議第18号令和7年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,138万5,000円とするものです。

議第19号令和7年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,045万8,000円とするものです。

議第20号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案は、刑法等の一部を改正する法律の施行その他所要の改正に伴い、関係条例を改正するものです。

議第21号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第22号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第23号人吉市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行その他所要の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第24号人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、特殊勤務手当の種類のうち選挙事務手当を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

議第25号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案は、雇用保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第26号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により補償基礎額が改定されたため、条例の一部を改正するものです。

議第27号人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令により消防団員退職報償金が改定されたため、条例の一部を改正するものです。

議第28号人吉市における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例案は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第29号人吉市立学校のあり方検討委員会設置条例案は、人吉市立学校の統廃合等に関して検討する附属機関を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により新たに条例を制定するものです。

議第30号人吉市歴史館条例の一部を改正する条例案は、観覧料の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

議第31号人吉市税条例及び人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第32号人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例案は、社会経済情勢の変化に伴い、手数料を改定するため、条例の一部を改正するものです。

議第33号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第34号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第35号人吉市介護保険条例等の一部を改正する条例案は、介護保険制度における保健福祉事業を行うため、条例の一部を改正するものです。

議第36号人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行その他所要の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第37号人吉市水道条例の一部を改正する条例案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行による関係政令及び省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第38号人吉市下水道条例の一部を改正する条例案は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第39号人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会条例案は、農業振興に係る計画の審査、検討及び調査審議に関する附属機関を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに条例を制定するものです。

議第40号人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例案は、施設利用に係るキャンセル料の徴収、施設の延長使用に応じた使用料の規定その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものです。

議第41号人吉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第42号人吉市営単独住宅条例等の一部を改正する条例案は、土地区画整理事業等に伴い延長要件に該当する被災入居者の入居期間の延長及び入居者資格の追加をするため、条例の一部を改正するものです。

議第43号から議第51号までの人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定についての9件の議案は、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、中心市である本市と周辺9町村との間で定住自立圏形成協定の一部を変更する協定をそれぞれ締結することについて、議会の議決をお願いするものです。

議第52号市道路線の認定についての案件は、鬼木町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路用地について、道路法第8条第2項の規定により新たに市道として認定するものです。

以上、提案しております予算案、条例案及び案件議案につきまして、概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時16分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 皆様、こんにちは。

私のほうから、議第3号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条継続費の補正につきましては、第2表継続費補正により、第3条繰越明許費の補正につきましては、第3表繰越明許費補正により、第4条債務負担行為の補正につきましては、第4表債務負担行為補正により、第5条地方債の補正につきましては、第5表地方債補正により、それぞれ御説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。第2表継続費補正の変更でございます。

8款土木費、3項住宅費、災害公営住宅整備事業（その2）は、東校区地区の災害公営住宅購入費でございまして、事業の完了に伴い、事業費が確定しましたことから、事業費の総額と年割額を変更するものでございます。変更内容につきましては、補正後の事業費の総額を11億3,886万7,000円に減額し、年割額につきましても、令和6年度を11億3,886万7,000円に減額変更を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。第3表繰越明許費補正でございます。追加が35件でございます。

2款総務費、1項総務管理費、くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧分）は、くま川鉄道株式会社における球磨川第4桥梁等の災害復旧事業でございまして、強固な岩盤の影響で橋脚工の工法変更に関係機関との協議など不測の日数を要したため、年度内の竣工が困難となりましたことから、補助金の一部を繰り越すものでございます。

地域公共交通事業者支援金（物価等高騰対策）から6款農林水産業費、1項農業費、畜産農家支援給付金（物価等高騰対策）までの9件と、4件下の2項林業費、椎茸農家支援給付金（物価等高騰対策）と、2件下の7款、1項商工費、LPガス使用世帯支援補助金（物価等高騰対策）から貨物運送事業者等支援給付金（物価等高騰対策）までの3件、それから一番下の人吉温泉観光協会補助金（宿泊支援事業）（物価等高騰対策）までの計14件は、それぞれの分野におきまして物価高騰対策事業を進めるに当たり、申請から給付金の支給に係る業務が令和7年度まで継続しますことから、事業費の全額または一部を繰り越すものでございます。

中ほどになります、6款農林水産業費、1項農業費、田んぼダム整備工事鬼木地区は、排

水路に設置する二次製品である機能分離型排水ますの生産に不測の日数を要していますことから、年度内の竣工が困難となり、事業費の全てを繰り越すものでございます。

2 項林業費、間伐等委託料は、現場作業員の確保や他の林業事業体との林道使用に関する調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

ヒノキブランド化推進補助金は、人吉中核工業用地に建設中の株式会社ランバーやまにおける木材製材施設装置の設置に対する補助金でございますけれども、機械設置の基盤工事に追加工事が発生し、年度内の事業完了が困難となりましたことから、補助金の全てを繰り越すものでございます。

2 件下になりまして、7 款、1 項商工費、中心市街地活性化推進事業補助金青井地区は、青井地区におけるH I T O N O W Aマーケットや社会実証実験などへの事業補助でございますけれども、同地区における都市再生整備計画事業において、関係者との協議に不測の日数を要していますことから、年度内の事業実施が困難なため、補助金の一部を繰り越すものでございます。

4 件下になりますライトアップ事業委託料は、中心市街地におきまして都市再生整備計画事業における社会実証実験に併せてライトアップ事業を実施するものでございますけれども、事業者との協議等に不測の日数を要していますことから、年度内の事業完了が困難なため、事業費の全てを繰り越すものでございます。

10ページをお願いいたします。8 款土木費、2 項道路橋梁費、道路維持補修工事鍛冶屋町山江線は、県道との接続や他の市道との交差部分について、熊本県や警察など関係機関との調整に不測の日数を要しましたことから、年度内の竣工が困難なため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

社会資本整備総合交付金事業瓦屋川村線は道路維持工事でございますして、施工場所が食品工業団地の出入口に接しており、当該団地内の各事業所との調整に不測の日数を要しましたことから、年度内の竣工が困難となり、事業費の一部を繰り越すものでございます。

道路新設改良事業西間古仏頂線は、一級河川胸川内の仮設道路設置等について、県など関係機関との調整に不測の日数を要しましたことから、年度内の完了が困難なため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

社会資本整備総合交付金事業大野国有林出水線ほかは、道路改良事業でございますして、通行規制の時期等について、地元との調整に不測の日数を要しましたことから、年度内の事業完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

都市防災総合推進事業村山観音道路線ほかは、避難路整備事業でございますして、地権者や建物等所有者との用地交渉に不測の日数を要しましたことから、年度内の事業完了が困難となり、事業費の一部を繰り越すものでございます。

4項都市計画費、鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業補助金は、鍛冶屋町通り地区における住宅等の建築物などの修景に対する補助事業でございまして、申請者における申請書の準備精査に不測の日数を要しているため、年度内の交付決定及び事業完了が難しく、補助金の全てを繰り越すものでございます。

社会資本整備総合交付金事業村山公園園路は、村山公園内に他事業の盛土材を仮置きしており、その事業との調整等に不測の日数を要しますことから、盛土材搬出等に影響のある区間を翌年度に施工するため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

都市防災総合推進事業村山公園は、避難地整備工事でございまして、施工に伴う工事箇所の隣接地に雨水が流出する対策の検討について、不測の日数を要しましたことから、年度内の竣工が困難となり、事業費の一部を繰り越すものでございます。

社会資本整備総合交付金事業下林柳瀬線は、用地測量において地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

10款教育費、4項社会教育費、指定文化財補修事業補助金球磨神楽は、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業補助で、球磨神楽の衣装新調と木造獅子頭修繕でございまして、木造獅子頭において、破損の程度が大きく、修復に不測の日数を要しますことから、年度内の事業完了が難しく、補助金の一部を繰り越すものでございます。

史跡人吉城跡保存整備事業人吉城歴史館ほかは、御館跡西側石垣修理工事において、保存すべき石列を確認したため、工法の検討に不測の日数を要したことや、人吉城歴史館展示設備工事について、同館の災害復旧電気設備工事との調整に不測の日数を要していますことなどから、年度内の事業完了が困難なため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

カルチャーパレス改修基本設計委託料は、委託事業者との設備等調査実施の調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が難しく、事業費の全額を繰り越すものでございます。

11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、現年発生補助道路橋梁災害復旧事業上漆田麓線は、路肩の崩壊に伴う災害復旧工事でございまして、国からの内示を受け、事業を進めるに当たり、年度内での適正工期が確保できず、事業費の全てを繰り越すものでございます。

4項文教施設災害復旧費、過年発生補助社会教育施設災害復旧事業相良家墓地は、令和5年8月の大雨に伴う相良家墓地内灯籠の災害復旧工事でございまして、復旧いたします灯籠の地元産石材の調達に不測の日数を要していることなどから、年度内の竣工が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

過年発生補助社会教育施設災害復旧事業人吉城歴史館は、令和2年7月豪雨による人吉城歴史館の災害復旧事業でございまして、電気設備工事におきまして、配電盤などの製造・納品に遅れが生じていることから、年度内の事業完了が困難なため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

11ページをお願いいたします。第4表債務負担行為補正でございます。追加が2件でございます。中学校教科書改訂に伴う消耗品費及び中学校教科書改訂に伴う備品購入費は、教師用指導書やデジタル教科書等の購入費でございまして、令和7年度購入に向け、年度内に準備行為、契約を行うために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

変更は5件でございます。L G W A N接続アクセス回線使用料とL G W A N接続ルータリース料の2件は、回線使用料とルータリース料の導入時期の変更に伴い、契約の始期と終期が変更となりましたことから、限度額を変更するものでございます。

固定資産土地評価システム業務委託料は、契約の締結により委託料が確定しましたことから、限度額を変更するものでございます。

住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料は、システム機器の早期導入による期間の変更と契約の締結によりリース料が確定しましたことから、リースの期間及び限度額を変更するものでございます。

マイナンバーカード管理システムリース料は、契約の締結によりリース料が確定しましたことから、限度額を変更するものでございます。

12ページをお願いいたします。第5表地方債補正でございます。追加は2件でございます。現年発生補助災害復旧事業債は、市道上漆田麓線の災害復旧工事に対する起債でございまして、340万円を計上いたしております。

過年発生直轄災害復旧事業債は、国におきまして復旧工事を進めていただいております天狗橋の災害復旧工事に係る地方負担金に対する起債でございまして、690万円を計上いたしております。

次に、変更でございます。就学前教育・保育施設整備交付金事業債から、13ページになりまして、人吉鉄道ミュージアム整備事業債までの12件は、事業費の確定や最終見込みにより限度額を変更するものでございます。

19ページをお願いいたします。歳入の主なものを御説明いたします。

1款市税、1項市民税、1目個人2,204万7,000円の増額補正から、20ページの一番上になりますけれども、6項、1目都市計画税28万4,000円の減額補正までは、現年課税分及び滞納繰越分の最終見込みによる増減でございます。

11款、1項、1目地方交付税1億8,495万3,000円の増額補正は、国の補正予算に伴い普通交付税が再算定されたことによる追加交付でございます。

21ページをお願いいたします。14款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料833万8,000円の減額補正は、市営住宅家賃の最終見込みによる減などでございます。

22ページをお願いいたします。下のほうになります、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金8,873万4,000円の増額補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増などでございます。

2目民生費国庫補助金1億1,530万8,000円の増額補正は、23ページになりまして、2節児童福祉費補助金で、子どものための教育・保育給付交付金の増や就学前教育・保育施設整備交付金の増などがございます。

4目土木費国庫補助金6億50万4,000円の減額補正は、2節住宅費補助金で、災害公営住宅整備事業費補助金の減などがございます。

25ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金1,858万4,000円の減額補正は、1節社会福祉費補助金で、豪雨災害に伴う住まい再建支援金の最終見込みによる球磨川流域復興基金交付金の減が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。5目商工費県補助金3,575万4,000円の増額補正は、LPガス使用世帯支援に係る物価高騰対応生活者支援交付金の増などがございます。

6目土木費県補助金1,533万3,000円の減額補正は、被災宅地復旧支援事業の最終見込みによる球磨川流域復興基金交付金の減などがございます。

27ページをお願いいたします。3項委託金、5目土木費委託金1億3,569万6,000円の減額補正は、事業費の確定による被災市街地復興推進事業委託金の減などがございます。

29ページをお願いいたします。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億7,500万円の減額補正は、基金からの繰入れを減額するものでございます。

同じく4目減債基金繰入金2億5,000万円の減額補正も同様でございます。

20款繰越金を7億7,191万4,000円増額補正いたしております。

30ページをお願いいたします。下のほうになります、21款諸収入、4項、2目雑入5,601万5,000円の増額補正は、31ページになりまして、3節衛生費雑入で、接種申込実績に伴う新型コロナ定期接種ワクチン費用助成金の減や、9節教育費雑入で、令和2年7月豪雨災害における東西コミュニティセンターの建物総合損害共済保険金の増などの増減によるものでございます。

22款市債につきましては、32ページにかけてになりますけれども、事業費の確定や最終見込みにより補正を行っております。

33ページをお願いいたします。歳出の主なものにつきまして御説明いたします。なお、各款、項、目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金など人件費の増減につきましては、説明を割愛させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2億6,439万7,000円の増額補正は、3節職員手当等における退職手当の増のほか、34ページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、地方バス運行等特別対策補助金、くま川鉄道経営安定化補助金、それから燃料費高騰に伴うくま川鉄道や、バス、タクシー事業者に対する地域公共交通事業者支援金（物価等高騰対策）の増などがございます。

35ページをお願いいたします。11目肥薩線世界遺産推進関連施設費1,651万9,000円の減額

補正は、12節委託料で、S L人吉の格納庫整備におけるスケジュールの変更に伴うS L人吉格納庫設計委託料の減などでございます。

37ページをお願いいたします。下のほうになります、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費9,001万2,000円の減額補正は、38ページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、住まい再建支援金や定額減税補足給付金（調整給付）の最終見込みによる減や、27節繰出金で、次のページにわたりますけれども、国民健康保険事業特別会計ほか2会計の繰出金の減でございます。

40ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3,761万4,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、人吉中央幼稚園における園舎増改築工事に対する就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金の増や、給付金で、保育所等の光熱費、燃料費の高騰に対する保育所等支援給付金（物価等高騰対策）の増などでございます。

2目児童支援費4,356万8,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、子どものための教育・保育給付費負担金（委託費）と同負担金（施設型給付費）の増などでございます。

42ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費2,690万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、医療機関や調剤薬局等における光熱費、燃料費等の高騰に対する医療機関等支援給付金（物価等高騰対策）の増などでございます。

2目予防費1,800万円の減額補正は、12節委託料の個別接種委託料で、新型コロナワクチン定期接種などの最終見込みによる減でございます。

43ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,342万8,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、物価等高騰の影響を受けている耕種農家等の負担を軽減し、営農の継続及び安定化を図るための耕種農家等支援給付金（物価等高騰対策）の増などでございます。

4目畜産業費2,786万5,000円の増額補正も、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、物価等高騰の影響を受けている畜産農家の負担を軽減するための畜産農家支援給付金（物価等高騰対策）の増などでございます。

45ページをお願いいたします。7款、1項商工費、2目商工業振興費1億48万8,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、L Pガスの価格高騰の影響を受けている市内L Pガス使用世帯に対するL Pガス使用世帯支援補助金（物価等高騰対策）の増、経済対策として、デジタル通貨きじこを活用したデジタルプレミアム商品券事業補助金（物価等高騰対策）の増や、給付金で、燃料費高騰に伴う貨物運送事業者等支援給付金（物価等高騰対策）の増などでございます。

46ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費3,711

万5,000円の増額補正は、国の第1次補正に伴い、14節工事請負費に市道田野高原線の改良工事費を増額しております。

47ページをお願いいたします。3項住宅費、2目住宅建設費6億7,610万7,000円の減額補正は、16節公有財産購入費で、東校区地区における災害公営住宅整備事業の事業費の確定に伴う減などでございます。

48ページをお願いいたします。下のほうになります、4項都市計画費、5目土地区画整理費1億265万円の減額補正は、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、熊本県の施行で進めております青井被災市街地復興土地区画整理事業に係る負担金の増や、21節補償、補填及び賠償金で、建物等調査の算定に基づく補償費の減などでございます。

52ページをお願いいたします。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費1,733万1,000円の増額補正は、14節工事請負費で、令和6年8月の台風10号により路肩が崩壊しました市道上漆田麓線に係る現年災公共土木施設災害復旧工事費と、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、国の施行による市道中神大柿線天狗橋の災害復旧事業に係る道路災害復旧事業地方負担金の増でございます。

53ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費、1目人吉市財政調整基金費を5,067万5,000円増額補正いたしております。

6目人吉市減債基金費を5,405万円増額補正いたしております。

54ページをお願いいたします。下のほうになります、14款予備費を2億7,634万5,000円増額補正いたしております。

以上で、議第3号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）につきまして、補足説明を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 引き続き、私のほうから、議第11号令和7年度人吉市一般会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

令和7年度の一般会計予算案の総額は234億9,061万4,000円で、前年度に比べ18億7,873万3,000円、8.7%の増となっております。増額となりました主な要因としましては、普通建設事業費の増や公債費の増などでございます。

それでは、予算書に従って説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、第2条の債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為により、第3条地

方債につきましては、第3表地方債により、それぞれ御説明をさせていただきます。

第4条の一時借入金につきましては、借入れ最高額を30億円と定めております。第5条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

9ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。まちなか創生事業推進業務委託料は、本年3月に策定を予定しておりますまちなかグランドデザイン推進アクションプランの実現に向けたまちなかエリア全体のデザイン監修等の業務委託につきまして、債務負担行為を設定するものでございまして、委託の期間及び限度額を定めるものでございます。

情報系パソコン等リース料、家屋評価システムリース料、第5次戸籍電算システムリース料、福祉総合システムリース料の4件は、いずれも使用するパソコンやシステム等が更新時期を迎えますことから、債務負担行為を設定するものでございまして、それぞれのリースの期間及び限度額を定めるものでございます。

障がい者計画等策定業務委託料は、令和9年度に向け、現在の第3次人吉市障がい者計画、第8期人吉市障がい福祉計画、第4期人吉市障がい児福祉計画を一体的に策定しますことから、その策定業務支援につきまして、債務負担行為を設定するものでございまして、委託の期間及び限度額を定めるものでございます。

農業振興地域整備計画策定業務委託料は、基礎調査、基礎資料の整備及び計画策定業務支援につきまして、債務負担行為を設定するものでございまして、委託の期間及び限度額を定めるものでございます。

小学校LED照明器具リース料と中学校LED照明器具リース料の2件は、市内小・中学校の照明器具につきまして、リースによりLED化対応を推進するため、債務負担行為を設定するものでございまして、リースの期間及び限度額を定めるものでございます。

続きまして、第3表地方債でございます。公共施設改修事業債から、10ページの特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業債までの20件につきましては、それぞれの事業に対する地方債でございまして、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、第1条の歳入歳出予算につきまして、前年度の予算との増減の大きいものを中心に、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

15ページをお願いいたします。歳入でございます。1款市税、1項市民税のうち、1目個人が12億8,166万1,000円で、前年度に比べ1億3,050万3,000円の増額となっております。主に、1節現年課税分における所得割の増でございまして、令和6年度の最終見込額や国の経済対策に伴う令和7年度の定額減税等を勘案し、増収を見込んだものでございます。

2項、1目固定資産税が18億2,401万8,000円で、前年度に比べ2億6,951万2,000円の増額となっております。こちらは、1節現年課税分における償却資産の増で、太陽光発電施設の

開設による増収などを見込んでおります。

17ページをお願いいたします。中ほどになります、2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税2,900万円から、20ページの9款、1項、1目環境性能割交付金1,500万円までにつきましては、令和7年度地方財政計画の伸びや令和6年度の交付額を勘案して予算計上いたしております。

21ページをお願いいたします。10款、1項、1目地方特例交付金1,436万円につきましては、前年度に比べ1億761万5,000円の減額となっております。これは、2節定額減税減収補填特例交付金で、国の経済対策に伴う令和7年度定額減税の影響を勘案し、予算計上いたしております。

11款、1項、1目地方交付税58億円は、前年度に比べ7億6,920万円の増額となっております。こちらは、普通交付税におきまして、令和7年度地方財政計画の伸びと災害復旧事業等に係る公債費の算入分の増、特別交付税につきましては、災害復旧・復興のために御支援をいただいております他自治体職員に係る中長期派遣職員人件費の減などに伴う交付額の減を見込んでおります。

23ページをお願いいたします。下のほうになります、14款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料2億4,582万4,000円は、前年度に比べ3,166万1,000円の増額となっております。これは、2節住宅使用料で、九日町・大工町の災害公営住宅の供用開始における市営住宅家賃や、西間上町・下原田町などの木造仮設利活用住宅の市営単独住宅家賃の増などが主なものでございます。

25ページをお願いいたします。2項手数料、3目衛生手数料3,968万1,000円は、前年度に比べ415万2,000円の増額となっております。これは、1節保健衛生手数料におけるごみ処理手数料の増が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金16億7,068万2,000円は、前年度に比べ2億5,038万9,000円の増額となっております。こちらは、2節児童福祉費負担金で、児童手当の制度改正に伴う児童手当交付金の増が主なものでございます。

27ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金4億531万円は、前年度に比べ3億1,396万2,000円の増額となっております。こちらは、1節総務管理費補助金で、地方公共団体基幹情報システムの標準化に伴うデジタル基盤改革支援補助金の増などでございます。

28ページをお願いいたします。4目土木費国庫補助金12億6,862万6,000円は、前年度に比べ9億6,439万8,000円の減額となっております。こちらは、2節住宅費補助金で、東校区地区の災害公営住宅整備事業に伴う補助金の皆減や、3節都市計画費補助金で、被災市街地復興土地地区画整理事業等に係る社会資本整備総合交付金の増などの増減によるものでござい

す。

5目教育費国庫補助金2,691万1,000円は、前年度に比べ7,155万円の減額となっております。こちらは、3節社会教育費補助金で、史跡人吉城跡保存整備事業費補助金の減などがございます。

30ページをお願いいたします。16款県支出金、1項県負担金、2目土木費県負担金2億6,677万円は、1節都市計画費負担金で、令和6年6月に熊本県と締結しました「一級河川山田川広域河川改修事業及び人吉市道山田川堤防道路線道路整備事業に関する基本協定」に基づくものでございまして、本市が令和7年度に予定しております山田川改修事業の建物等補償に係る熊本県の負担金でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金1億3,443万3,000円は、前年度に比べ3,152万円の減額となっております。こちらは、1節社会福祉費補助金で、令和2年7月豪雨に伴う被災者の住まい再建の進捗に伴う球磨川流域復興基金交付金の減などがございます。

32ページをお願いいたします。中ほどになります、4目農林水産業費県補助金5億7,776万2,000円は、前年度に比べ4億9,295万4,000円の増額となっております。こちらは、1節農業費補助金で、ふ卵場建設に対する強い農業づくり総合支援交付金の皆増などがございます。

33ページをお願いいたします。8目教育費県補助金8,017万1,000円は、前年度に比べ7,219万3,000円の増額となっております。こちらは、学校における児童・生徒用情報端末の購入に係る補助金としまして、1節小学校費補助金と2節中学校費補助金に公立学校情報機器整備費補助金を計上いたしております。

3項委託金、1目総務費委託金8,762万4,000円は、前年度に比べ3,929万円の増額となっております。こちらは、34ページの上段になりまして、3節選挙費委託金に令和7年度に執行予定の参議院選挙に係る参議院選挙費委託金を計上いたしております。

5目土木費委託金150万円は、前年度に比べ2億6,239万円の減額となっております。こちらは、1節都市計画費委託金で、中心市街地地区の土地区画整理事業における山田川沿いに供する建物の補償等の事業が完了したことによる被災市街地復興推進事業委託金の皆減などがございます。

36ページをお願いいたします。18款、1項寄附金、4目商工費寄附金10億円は、前年度に比べ5億円の増額となっております。これは、古都人吉応援団寄附金につきまして、第6次人吉市総合計画後期基本計画における目標達成に向けた額を予算計上いたしております。

37ページをお願いいたします。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億2,000万円と、2つ飛びまして、4目減債基金繰入金2億6,500万円は、財源調整のため繰り入れるものでございます。

2目庁舎建設等基金繰入金9,300万円は、市庁舎建設に要しました一般単独災害復旧事業

債の公債費償還としまして繰り入れるものでございます。

38ページをお願いいたします。5目応援団基金繰入金につきましては、ふるさと納税に係る事務経費としまして5億641万1,000円を、また、公園維持管理業務や外国青年招致事業、被災市街地復興推進事業など8事業に1億円を充当し、合計6億641万1,000円を繰り入れるものでございます。

下のほうになります、20款、1項、1目繰越金を前年度と同額1億5,000万円を計上いたしております。

40ページをお願いいたします。21款諸収入、3項貸付金元利収入、3目地域デジタル通貨事業供託金貸付金元利収入554万4,000円は、令和6年度にきじ馬スタンプ協同組合に地域デジタル通貨事業供託金として貸し付けいたしました貸付金の元利償還に伴う収入でございます。

43ページをお願いいたします。22款、1項市債、4目土木債14億5,640万円は、前年度に比べ8,100万円の増額となっております。こちらは、避難路整備事業や被災市街地復興推進事業に係る社会資本整備総合交付金事業債の増、河川改修に係る緊急自然災害防止対策事業債の増、東校区地区の災害公営住宅整備事業の完了に伴う公営住宅建設事業債の減などによるものでございます。

5目消防債1億4,770万円は、前年度に比べ1億2,300万円の増額となっております。こちらは、防災行政無線における親局機器の更新に伴う緊急防災・減災事業債の増でございます。

7目災害復旧債5,540万円は、前年度に比べ1億6,470万円の減額となっております。こちらは、人吉城跡や人吉城歴史館に係る過年発生単独文教施設災害復旧事業債の減や、くま川鉄道経営安定化補助金に係る特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業債の減などでございます。

その下の臨時財政対策債につきましては、国が定める令和7年度地方財政計画に従い皆減、今年度の発行額をゼロとしております。

次に、歳出でございます。44ページをお願いいたします。説明につきましては、各款、項、目の中の一般職給、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、説明を割愛させていただきます。

1款、1項、1目議会費は1億6,901万4,000円でございます。前年度に比べ326万3,000円の増額となっております。

予算書は45ページになりまして、12節委託料に新たに市議会会議録の検索を行うシステム構築委託料を計上いたしております。

46ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費7億7,635万4,000円は、前年度に比べ2億7,494万8,000円の減額となっております。主な要因としましては、3節職員手当等で、47ページの退職手当が定年退職の段階的な延長に伴い、令和7年

度は正規職員の定年退職がないため、大幅な減となっております。

また、49ページの18節負担金、補助及び交付金の補助金で、くま川鉄道の復旧に伴うくま川鉄道経営安定化補助金を、後ほど御説明しますが、新たに設けました2款、1項、10目交通政策費に移したことによる皆減などがございます。

52ページをお願いいたします。5目会計管理費2,044万1,000円は、前年度に比べ1,371万7,000円の増額となっております。こちらは、11節役務費の手数料で、本市から債権者に公金を振り込む際に発生する振込手数料などの事務処理手数料の増や、12節委託料で、公金収納データシステム改修などの委託料の増などがございます。

54ページをお願いいたします。中ほどになります、7目企画費2億7,956万円は、前年度に比べ2億2,489万1,000円の増額となっております。こちらは、12節委託料で、公開型地理情報システムの構築などのシステム構築委託料や、本年3月に策定いたします「まちなかブランドデザイン推進アクションプラン」におけるまちなかエリア全体のデザイン監修等のまちなか創生事業推進業務委託料の増などがございます。

55ページをお願いいたします。9目情報管理費5億3,457万1,000円は、前年度に比べ2億4,807万7,000円の増額となっております。これは、国が推進しておりますガバメントクラウドへの接続に係る経費や地方公共団体基幹情報システムの標準化に係る経費でございまして、56ページになりますけれども、12節委託料のシステム構築委託料の増、13節使用料及び賃借料でシステム使用料の増、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、こちらは57ページになりまして、ガバメントクラウド利用負担金の皆増などがございます。

10目交通政策費は、新設の目でございます。前年度まで10目交通安全推進費に計上しておりました予算を1目一般管理費に統合し、11目肥薩線世界遺産推進関連施設費で計上しておりました予算と、1目一般管理費に計上しておりました総合的な交通政策に要する経費を新たに交通政策費の目として整理を行ったものでございます。10目交通政策費としまして1億3,873万3,000円を計上いたしております。

69ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費が20億859万3,000円で、前年度に比べ6,679万5,000円の減額となっております。主な要因としましては、人件費に係るもののほか、71ページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の下の方の給付金で、豪雨災害における被災者の住まいの再建が進みましたことから、応急仮設住宅等からの転居費用などを支援します住まい再建支援金の減や、72ページになりまして、上段の方、27節繰出金で、国民健康保険事業特別会計繰出金の減などがございます。

78ページをお願いいたします。2項児童福祉費、2目児童支援費24億8,268万8,000円は、前年度に比べ2億9,356万8,000円の増額となっております。こちらは、79ページになりまして、19節扶助費で、制度改正に伴う児童手当の増などがございます。

85ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健センター費5,211

万3,000円は、前年度に比べ923万4,000円の増額となっております。86ページになりまして、新たな事業としまして、12節委託料に新生児に対する聴覚検査に係る委託料を、87ページには、19節扶助費で、里帰り出産の方を対象とした新生児聴覚検査費助成金、それから、ハイリスクの妊婦が人吉球磨以外の遠方の施設で分娩される際に、交通費や宿泊費を支援する遠方分娩施設利用交通費等助成金を計上いたしております。

89ページをお願いします。2項清掃費、1目清掃総務費6億3,992万9,000円は、前年度に比べ6,639万1,000円の増額となっております。こちらは、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、90ページになりまして、人吉球磨広域行政組合（斎場費及び清掃費）負担金の増などでございます。

95ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費5億346万3,000円は、前年度に比べ4億9,979万3,000円の増額となっております。こちらは、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、予算書96ページになりまして、上段の下漆田町に建設予定のふ卵場建設に対する県の補助金を活用しました強い農業づくり総合支援事業補助金の皆増などでございます。

100ページをお願いいたします。7款、1項商工費、1目商工総務費6億1,918万6,000円は、前年度に比べ2億6,575万円の増額となっております。主な要因としましては、101ページになりまして、12節委託料のふるさと納税業務委託料の増や、13節使用料及び賃借料のシステム使用料の増などでございます。

110ページをお願いいたします。下のほうになります、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費4,796万5,000円は、前年度に比べ1,350万7,000円の増額となっております。こちらは、111ページになりまして、14節工事請負費に道路維持補修工事（単独）を増額しております。

3目道路新設改良費8億9,651万4,000円は、前年度に比べ6億2,921万6,000円の増額となっております。こちらは、112ページになりまして、21節補償、補填及び賠償金の補償費として、避難路整備事業の道路改築に伴う建物等の補償費を増額しております。

114ページをお願いいたします。下のほうになります、3項住宅費、2目住宅建設費2億4,978万7,000円は、前年度に比べ21億1,391万4,000円の減額となっております。こちらは、前年度まで実施しておりました災害公営住宅整備事業の完了に伴う事業費の皆減や、115ページになりまして、14節工事請負費で、市営単独住宅として整備しております西間第一・第二仮設団地、下原田第一仮設団地の木造仮設利活用住宅整備事業費の減などがございます。

3目民間住宅対策費1,954万2,000円は、前年度に比べ1億1,703万1,000円の減額となっております。こちらは、大柿地区移転先宅地整備工事費の皆減などがございます。

117ページをお願いいたします。下のほうになります、4項都市計画費、3目公園整備費1億3,967万9,000円は、前年度に比べ1億552万6,000円の増額となっております。これは、

14節工事請負費で、中川原公園電気設備工事や石野公園長寿命化に係る公園施設改築等工事、村山公園における避難地整備工事の増などがございます。

118ページをお願いいたします。4目街路事業費1億2,411万6,000円は、前年度に比べ9,713万3,000円の増額となっております。こちらは、12節委託料で、都市計画道路下林柳瀬線に係る用地測量委託料、建物調査委託料の皆増や、都市計画道路に係る交通体系調査委託料の皆増などがございます。

5目土地区画整理費14億8,056万7,000円は、前年度に比べ1億8,546万円の増額となっております。主な要因としましては、120ページになりまして、21節補償、補填及び賠償金の補償費で、中心市街地地区の山田川堤防道路線及び青井地内第17号線の道路改築工事等に伴う補償費の増などがございます。

5項河川費、2目河川改良費2億5,120万円は、前年度に比べ2億4,645万円の増額となっております。こちらは、14節工事請負費で、木地屋町の椿谷川と中神町の小柿谷川における河川改修工事の皆増などによるものでございます。

123ページをお願いいたします。9款、1項消防費、3目消防施設費1億6,082万9,000円は、前年度に比べ1億3,038万7,000円の増額となっております。こちらは、12節委託料で、60メガヘルツ帯同報系防災行政無線の親局、中継局の更新と併せて機能の強化を図る防災行政無線更新委託料の皆増などがございます。

131ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費1億2,246万7,000円は、前年度に比べ3,347万7,000円の増額となっております。こちらは、132ページになりまして、17節備品購入費に令和2年度に導入しました小学3年生から6年生までのタブレット端末の更新経費などを計上いたしております。

3目学校建設費1億2,309万円は、前年度に比べ1億873万7,000円の増額となっております。主な要因としましては、14節工事請負費で、東間小学校屋内運動場などの改修を行う小学校施設設備改修工事の増などがございます。

134ページをお願いいたします。3項中学校費、2目教育振興費1億2,809万4,000円は、前年度に比べ8,708万8,000円の増額となっております。こちらにも、135ページになりまして、17節備品購入費に中学1年生から3年生までのタブレット端末の更新経費などを計上いたしております。

141ページをお願いいたします。4項社会教育費、5目文化財保護費7,749万8,000円は、前年度に比べ7,707万8,000円の減額となっております。こちらは、143ページになりまして、14節工事請負費で、人吉城跡の石垣修理工事の減などがございます。

152ページをお願いいたします。11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費4,095万9,000円は、14節工事請負費で、人吉城跡災害復旧工事や人吉城歴史館の備品購入費など、災害復旧関連予算を計上いたしております。

153ページをお願いいたします。12款、1項公債費、1目元金34億5,447万6,000円は、前年度に比べ6億8,878万6,000円の増額となっております。要因としましては、庁舎建設単独災害復旧事業債や災害対策債の償還などの増によるものでございます。

155ページをお願いいたします。最後に、14款予備費に6,468万7,000円を計上いたしております。

少々長くなりましたけれども、以上で、議第11号令和7年度人吉市一般会計予算案につきまして補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○市民部長（井福浩二君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。

私のほうから、議第13号令和7年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について、補足説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億180万円とするものでございます。第2条の一時借入金につきましては、最高額を4億円と定めるものでございます。第3条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

予算書の4ページから6ページ、第1表歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、その主なものを説明させていただきます。

予算書の11ページをお願いいたします。歳入でございます。1款、1項国民健康保険税でございますが、1目一般被保険者国民健康保険税5億2,780万6,000円及び2目退職被保険者等国民健康保険税23万3,000円は、主に歳出の国民健康保険事業費納付金の財源となるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。5款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金27億8,921万1,000円のうち、1節保険給付費等交付金（普通交付金）27億1,457万9,000円は、医療費等の支払いの財源として県から交付されるものでございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金3億1,273万円のうち、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1億3,862万8,000円は、低所得者に係る保険税軽減相当額を一般会計から繰り入れるものでございます。

14ページをお願いいたします。8款、1項繰越金、1目繰越金に6,500万円を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、17ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,748万7,000円は、国民健康保険担当職員の給与、諸手当等の人件費や、熊本県国民健康保険団体連合会が行います共同電算処理委託料などが主なものでございます。

20ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費は、医療費の支払いなどに要するものでございまして、療養給付費、療養費及び審査支払手数料等を合わせ23億3,636

万5,000円を計上いたしております。

20ページから21ページになりますが、2項高額療養費3億8,631万4,000円は、自己負担額が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございます。

次に、3項出産育児諸費、1目出産育児一時金1,000万円は、1分娩当たり50万円の20人分でございます。

23ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金でございますが、こちらは、国民健康保険税などを財源として県に納付するものでございます。1項医療給付費分は5億8,572万7,000円を計上しております。2項後期高齢者支援金等分は1億7,811万1,000円、24ページをお願いいたします。3項介護納付金分は5,502万6,000円を計上しております。

4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費4,509万9,000円は、特定健康診査とその結果により必要に応じて実施いたします特定保健指導などに要する経費でございます。

以上で、議第13号令和7年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について、補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君）（登壇） 皆さん、こんにちは。

議第15号令和7年度人吉市介護保険特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億210万3,000円とするものでございます。第2条は、債務負担行為について定めるものでございます。第3条は、一時借入金の最高額を2億円とするものでございます。第4条は、保険給付費各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により、主なものを御説明申し上げます。介護保険の予算の性格上、先に歳出から説明をさせていただきます。

少し飛びまして、20ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6,119万6,000円は、介護保険関係職員の給料や事務費が主なものでございます。

21ページをお願いいたします。3項介護認定審査会費、2目認定調査等費3,913万8,000円は、22ページをお願いいたします。訪問調査用タブレット端末機導入費や主治医が作成する意見書費用などでございます。

23ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、要介護1か

ら5までの方を対象とする在宅サービスや施設サービス、ケアプラン作成費などでございまして、24ページになりますが、1項の計35億2,413万6,000円を計上いたしております。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援1及び2の方を対象とするサービス費でございまして、25ページになりますが、2項の計1億994万円を計上いたしております。

3項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用された場合の自己負担が一定の額を超えたとき、その超えた分を支給するものでございまして、合計1億991万8,000円を計上いたしております。

26ページをお願いいたします。5項特定入所者介護サービス等費でございしますが、施設サービスでは居住費や食費は利用する方の負担となりますが、所得の低い方への負担軽減措置といたしまして、限度額を超えた分について支給するものでございます。合計の1億3,603万3,000円を計上いたしております。

27ページをお願いいたします。5款地域支援事業費は、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための費用でございます。1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費7,043万6,000円は、要支援者等が利用する訪問事業・通所事業等に係る費用でございます。

28ページをお願いいたします。2項、1目一般介護予防事業費は、65歳以上の一般介護予防費や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査費でございまして、29ページになりますが、2項の計4,986万8,000円を計上いたしております。3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費1億375万7,000円は、地域包括支援センターの運営費などでございます。

30ページをお願いいたします。2目任意事業費1,548万円は、緊急通報体制等整備事業委託料などでございます。

32ページをお願いいたします。6款に保健福祉事業費を新たに追加しています。これは、介護者支援、介護予防、サービス利用に係る資金の貸付け、その他必要な事業など、市町村が被保険者及び介護者に対して必要と判断し、独自に実施する事業でございます。1目保健福祉事業費215万円は、介護人材の確保を目的といたしまして、研修費用の一部を助成するものでございます。

続きまして、歳入予算を御説明いたします。

前にお戻りいただきまして、13ページをお願いいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、現年度分特別徴収保険料と普通徴収保険料ほかを合計いたしまして、計7億5,183万9,000円を計上いたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護給付費に対する国の負担金でございまして、6億9,583万1,000円を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村の財政力格差

を調整するための交付金でございまして、3億4,718万2,000円を計上いたしております。2目及び3目は、地域支援事業に対する交付金でございます。

15ページをお願いいたします。4款、1項支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、1項の計10億8,369万円を計上いたしております。

5款県支出金、1項県負担金は、介護給付費に対する県の負担金でございまして、5億6,637万8,000円を計上いたしております。2項県補助金は、地域支援事業に対する県の交付金でございまして、16ページをお願いいたします。計3,919万6,000円を計上いたしております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、1目は介護給付費に対して、17ページをお願いいたします。2目及び3目は地域支援事業に対して、4目は低所得者に係る保険料の軽減に対して、5目は職員給与や事務費に対して繰り入れるものでございます。合計の6億8,616万7,000円を計上いたしております。2項基金繰入金、1目介護保険介護給付費準備基金繰入金5,000万円は、介護保険料を軽減するために繰り入れるものでございます。

以上で、令和7年度人吉市介護保険特別会計予算案の補足説明を終わります。

慎重審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○水道局長（羽田野将央君）（登壇） 皆様、こんにちは。

それでは初めに、議第16号令和7年度人吉市水道事業特別会計予算案につきまして、補足説明を申し上げます。

予算書の3ページをお願いいたします。第2条業務の予定量でございますが、給水戸数1万5,674戸、総給水量316万7,585立方メートル、1日平均給水量8,678立方メートルを予定しております。主な建設改良工事としまして、原城配水池基礎工事、大畑ポンプ所電気計装設備更新工事、青井地区及び中心市街地地区の復興土地区画整理事業に伴う配水管改良工事などを予定しております。第3条収益的収入及び支出並びに4ページの第4条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算実施計画明細書により御説明申し上げます。第5条企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

5ページをお願いいたします。第6条でございますが、一時借入金の限度額を5,000万円としております。第7条は、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費9,031万5,000円、交際費5万円としております。第9条たな卸資産の購入限度額を1,114万7,000円としております。

飛びまして、25ページをお願いいたします。先ほどの第3条収益的収入及び支出につきまして、予算実施計画明細書により御説明申し上げます。

まず、収入でございますが、1款水道事業収益を5億3,088万3,000円としております。その内訳、1項営業収益5億1,069万7,000円は、水道料金、受託工事及び各種手数料でございます。前年度と比較しまして1,244万2,000円の減額は、水道料金などの減収を見込んでおります。2項営業外収益2,018万3,000円は、3目長期前受金戻入が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。3項特別利益3,000円は、存目でございます。

27ページをお願いいたします。次に、支出でございます。1款水道事業費用を5億856万円としております。その内訳は、1項営業費用を4億8,290万6,000円としており、これは、人件費、水源地及び配水池等の整備業務委託料、修繕費、動力費、減価償却費などでございます。

少し飛びまして、32ページをお願いいたします。2項営業外費用2,215万2,000円は、企業債利息及び消費税が主なものでございます。3項特別損失50万2,000円は、過年度損益修正損などでございます。4項に予備費300万円を計上しております。

33ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入の1款資本的収入1億4,180万2,000円は、前年度と比較しますと4,748万8,000円の減額となっております。これは、配水施設等整備事業債や被災市街地復興土地地区画整理事業に伴う工事負担金の減が主な理由でございます。

34ページをお願いいたします。次に、支出でございます。1款資本的支出に3億4,904万4,000円を計上しております。その内訳、1項建設改良費2億8,598万1,000円は、1目構築物費の1節一般改良工事、2節負担金工事、3節起債対象工事が主なものでございます。

2項企業債償還金6,006万3,000円は、前年度と比較しますと609万4,000円の減額となっております。

35ページをお願いいたします。3項予備費に前年度同額の300万円を計上しております。

それでは、前に戻っていただき、4ページをお願いいたします。資本的支出に対し、収入が不足いたしますので、その補填財源としまして、第4条の括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億724万2,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,252万円、当年度分損益勘定留保資金1億8,472万2,000円で補填することとしております。

以上で、議第16号令和7年度人吉市水道事業特別会計予算案の補足説明を終わります。

引き続き、議第17号令和7年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案につきまして、補足説明をいたします。

予算書の3ページをお願いいたします。第2条の業務の予定量でございますが、接続戸数1万1,772戸、年間総処理水量383万2,500立方メートル、1日平均処理水量1万500立方メートルを予定しております。主な建設改良工事としまして、人孔蓋更新工事、汚水柵設置工事、紺屋町地区污水管渠布設替工事、青井宝来排水区雨水路整備工事などを予定しております。

第3条収益的収入及び支出並びに4ページになりますが、第4条資本的収入及び支出につ

きましては、先ほどと同じく、後ほど予算実施計画明細書により御説明申し上げます。

第5条債務負担行為でございますが、水洗便所等工事資金の債務不履行による損失補償及び水洗便所等改造資金利子補給金について債務負担を設定するもので、それぞれの期間、限度額を定めております。

5ページをお願いいたします。第6条企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。第7条一時借入金の限度額を3億円と定めております。第8条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費5,403万6,000円でございます。第10条他会計からの補助金としまして、一般会計から1億6,622万1,000円を受け入れるものでございます。

6ページをお願いいたします。第11条利益剰余金の処分でございますが、資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額の補填として3,178万4,000円を処分することとしております。

飛びまして、27ページをお願いいたします。収益的収入及び支出につきまして、予算実施計画明細書により御説明申し上げます。

まず、収入でございますが、1款下水道事業収益を14億1,159万7,000円としております。内訳としまして、1項営業収益が6億2,865万5,000円で、これは下水道使用料及び他会計負担金などでございます。前年度と比較しまして3,162万5,000円の減額は、下水道使用料などの減収を見込んでおります。2項営業外収益の7億8,293万9,000円は、2目他会計補助金及び3目長期前受金戻入が主なものでございまして、前年度と比較しますと3,183万7,000円の増でございます。

28ページをお願いいたします。3項特別利益3,000円は、存目でございます。

29ページをお願いいたします。支出でございますが、1款下水道事業費用を14億1,067万8,000円としております。前年度と比較しまして3,038万9,000円の増額は、主に減価償却費の増加を見込んでおります。内訳としまして、1項営業費用は13億3,117万円で、これは次の30ページ4段目、15節委託料、人吉浄水苑等運転管理業務委託料や20節の動力費、4目総係費の給料などの人件費、それから31ページ6段目、15節委託料、人吉公共下水道ウォーターP P P導入可能性調査業務委託料及び32ページになりますが、5目減価償却費などが主なものでございます。同じく32ページ、2項営業外費用は7,450万6,000円で、これは企業債の支払利息及び消費税などでございます。同じく、3項特別損失の100万2,000円は、33ページの2目過年度損益修正損などでございます。4項予備費は400万円を計上しております。

34ページをお願いいたします。資本金収入及び支出の収入でございますが、1款資本金収入を1億8,020万2,000円としております。内訳としまして、1項企業債が9,340万円、2項負担金が180万1,000円、3項補助金が8,500万円でございます。4項固定資産売却は、存目でございます。

35ページをお願いいたします。次に、支出でございますが、1款資本的支出を6億2,036万4,000円としております。内訳は、1項建設改良費2億1,490万4,000円、これは、1目管渠事業費2億241万円で、主なものは、15節委託料、出町橋污水圧送管実施設計業務委託料、23節工事請負費の人孔蓋更新工事、紺屋町の区画整理事業に伴う污水管渠布設替等工事、青井宝来排水区雨水路整備工事などでございます。2目ポンプ場事業費を1,133万8,000円としております。

36ページをお願いいたします。3目処理場事業費を5万6,000円としております。4目営業設備費を110万円としております。2項企業債償還金は4億446万円でございます。3項予備費に100万円を計上しております。

前に戻りまして、4ページをお願いいたします。第4条の括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億4,016万2,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額888万4,000円、当年度分損益勘定留保資金3億9,949万4,000円、繰越利益剰余金処分額3,178万4,000円で補填することとしております。

以上で、議第17号令和7年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案についての補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（宮原将志君） 以上で、議第3号から議第52号までの提案理由の説明は終了いたします。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時35分 散会

令和7年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和7年3月4日 火曜日

1. 議事日程第2号

令和7年3月4日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議第3号 | 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第2 | 議第4号 | 令和6年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議第5号 | 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第4 | 議第6号 | 令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議第7号 | 令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議第8号 | 令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第7 | 議第9号 | 令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議第10号 | 令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議第11号 | 令和7年度人吉市一般会計予算 |
| 日程第10 | 議第12号 | 令和7年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算 |
| 日程第11 | 議第13号 | 令和7年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議第14号 | 令和7年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第13 | 議第15号 | 令和7年度人吉市介護保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議第16号 | 令和7年度人吉市水道事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議第17号 | 令和7年度人吉市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議第18号 | 令和7年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議第19号 | 令和7年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議第20号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第19 | 議第21号 | 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議第22号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議第23号 | 人吉市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議第24号 | 人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第23 議第25号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第26号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第27号 人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第28号 人吉市における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第29号 人吉市立学校のあり方検討委員会設置条例の制定について
- 日程第28 議第30号 人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第31号 人吉市税条例及び人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第32号 人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第33号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第34号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第35号 人吉市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第36号 人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第37号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第38号 人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議第39号 人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会条例の制定について
- 日程第38 議第40号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議第41号 人吉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議第42号 人吉市営単独住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議第43号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第42 議第44号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第43 議第45号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第44 議第46号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第45 議第47号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

日程第46 議第48号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第47 議第49号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第48 議第50号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第49 議第51号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第50 議第52号 市道路線の認定について
日程第51 一般質問

1. 田 中 哲 君
 2. 本 村 令 斗 君
 3. 徳 川 禎 郁 君
 4. 牛 塚 孝 浩 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（16名）

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 川 上 紗智子 君 |
| 2番 | 松 村 太 君 |
| 3番 | 徳 川 禎 郁 君 |
| 4番 | 池 田 芳 隆 君 |
| 5番 | 牛 塚 孝 浩 君 |
| 6番 | 宮 崎 保 君 |
| 7番 | 大 塚 則 男 君 |
| 8番 | 平 田 清 吉 君 |
| 9番 | 井 上 光 浩 君 |
| 10番 | 豊 永 貞 夫 君 |
| 11番 | 西 信八郎 君 |
| 12番 | 村 上 恵 一 君 |
| 13番 | 本 村 令 斗 君 |
| 14番 | 田 中 哲 君 |
| 15番 | 福 屋 法 晴 君 |
| 16番 | 宮 原 将 志 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君
健康福祉部長	松 尾 美 紀 君
経 済 部 長	渕 上 聖 也 君
復興建設部長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日下部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽田野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	丸 尾 亜紀子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

令和7年6月第3回人吉市議会定例会議事日程（第1号）

令和7年6月2日

午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 常任委員の選任
- 日程第4 議会運営委員の選任
- 日程第5 議長の常任委員辞任について
- 日程第6 議第55号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度 人吉市一般会計補正予算（第10号））
- 日程第7 議第56号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 議第57号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 議第58号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 議第59号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 議第60号 令和7年度 人吉市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第61号 令和7年度 人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第62号 令和7年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第63号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議第64号 財産の取得について
- 日程第16 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 諮第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 諮第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 諮第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 報第2号 令和6年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第22 報第3号 令和6年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

- 1 -

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は、議案質疑及び一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 議第3号

○議長（宮原将志君） それでは、これより質疑を行います。

なお、質疑でございますので、一般質問にならないように、また、要望はお控えいただきますようお願いいたします。

まず、日程第1、議第3号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 議第3号令和6年度人吉市一般会計補正予算について、質疑をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費の中で、高齢者等買物弱者に対する移動販売支援給付金（物価等高騰対策）40万円が計上されていますが、該当する移動販売とは幾つあるのか、その配分方法についてお尋ねします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の中で、人吉中央幼稚園の施設整備費として3,485万7,000円が計上されていますが、総事業費は幾らなのか、それに対する公的負担は総額幾らなのか、お尋ねします。

もう1点は、保育所等支援給付金（物価等高騰対策）として448万7,000円が計上されています。この事業費の積算根拠をお尋ねします。また、どのような基準で配分されるのか、お尋ねします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） おはようございます。

それでは、3款、1項、3目老人福祉費と、2項、1目児童福祉総務費につきまして、お答えをいたします。

初めに、高齢者等買物弱者に対する移動販売支援給付金でございますが、支援の対象とする事業者は、市内に本社または営業所等を有し、市内で移動販売を行いながら、見守り支援を併せて行う事業者でございまして、4事業者を見込んでおります。給付額は、1事業者当たり10万円を上限といたしまして、ガソリン代について高騰した額の4分の3相当を支援するものでございます。

次に、人吉中央幼稚園の増改築に伴う施設整備でございますが、総事業費は、1億9,126万7,000円でございます。そのうち、補助対象事業費は1億7,949万円でございます。これに対する国庫補助は、55%の9,871万9,000円、市補助が25%の4,487万2,000円でございます。合計で補助率80%、金額は1億4,359万1,000円でございます。

人吉中央幼稚園の施設整備につきましては、年次計画を令和6年度が50%、令和7年度に50%とされておりますことから、各年度の公費負担額は、7,179万5,000円となります。

次に、保育所等支援給付金（物価等高騰対策）でございますが、熊本県において、利用定員に応じた基準額が設定されておまして、利用定員19人以下の場合が6万8,000円、20人以上59人以下が22万6,000円、60人以上が40万8,000円となっております。そのうち、熊本県が2分の1、市町村が4分の1を助成することとなっております。本市では、利用定員20人以上59人以下が3園ございまして、合計で50万9,000円、60人以上が13園で、合計の397万8,000円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 次に、7款、1項、2目商工業振興費の物価等高騰対策支援事業として、貨物運送事業者等支援給付金（物価等高騰対策）1,017万円の計上がありますが、この積算根拠と予定されている事業者数と配分方法についてお尋ねします。また、人吉温泉観光協会補助金2,000万円は宿泊支援事業として計上されていますが、その事業内容についてお尋ねいたします。

もう一点、商工費、3目観光費の球磨川くんだり支援事業補助金、165万円の減額となっておりますが、減額の理由についてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） 皆様、おはようございます。それではお答えいたします。

まず、7款、1項、2目、18節物価等高騰対策支援事業の1つである貨物運送事業者等支援給付金は、原油価格高騰の影響を受けている運送事業者等に対して給付金を交付することで、事業の継続を支援するものでございまして、まず給付金の積算根拠でございますが、市内に事業所を有する法人または個人事業者で、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、または貨物軽自動車運送事業を営む事業者と運転代行業を営む事業者が所有する車両台数に対し、大型自動車、中型自動車については1台当たり4万5,000円、普通自動車、軽自動車については1台当たり1万5,000円の給付金額を乗じた合計金額を積算根拠としております。

次に、現在市で把握している事業者数でございますが、運送事業者23件と運転代行業者4件の合計27件でございます。配分の方法は、各事業者の保有台数に1台当たりの給付金額を乗じた金額を給付することとしておりますが、1事業者当たり上限100万円といたしております。

次に、7款、1項、3目、18節人吉温泉観光協会補助金（宿泊支援事業）2,000万円の事業内容でございますが、本市への宿泊観光客を対象に、宿泊額に応じた宿泊割引を行うことに加え、指定の対象施設や登録店で利用できるクーポン券を配布し、県内外からの観光誘客につなげるものでございます。

具体的には、宿泊金額が1万5,000円以上の方には5,000円、8,000円以上1万5,000円未満の方には2,500円を割引いたします。加えて、本制度を利用され、宿泊された方には、事前登録した市内の小売店やレジャー施設で使用可能な1,000円のクーポン券を配布いたします。実施期間は今年の6月1日から9月30日までを予定しており、お盆の期間は除くこととしております。

なお、実施期間内におきましても、予算がなくなり次第終了とさせていただく予定でございます。

次に、同じく3目、18節球磨川くんだり支援事業補助金で、165万円の減額補正の理由でございますが、船頭技術者確保を目的として、1人当たり月額5万円を12か月、4名分の予算を計上しておりましたが、現状、令和6年1月から雇用継続されている方、1名分の1年分及び今年1月に新たに雇用された方1名の3か月分に現状とどまっておりますので、不用となる予算額を減額するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、質疑させていただきましたけど、この内容について、ぜひ各委員会のほうでまた協議していただきたいと思います。これで終わります。

○議長（宮原将志君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第2 議第4号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、議第4号令和6年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第3 議第5号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第3、議第5号令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第4 議第6号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第4、議第6号令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第5 議第7号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第5、議第7号令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第6 議第8号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第6、議第8号令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第7 議第9号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第7、議第9号令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第8 議第10号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第8、議第10号令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第9 議第11号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第9、議第11号令和7年度人吉市一般会計予算を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 議第11号令和7年度人吉市一般会計予算についてお尋ねいたします。

2款総務費、7目企画費、12節委託料の中で、まちなか創生事業推進業務委託料として5,000万円の計上がありますが、その事業内容についてお尋ねいたします。

3款民生費、2目児童支援費の中で、子どものための教育・保育給付金負担金に委託費として5億3,572万9,000円、施設型給付費として11億7,686万3,000円、施設等利用費に148万3,000円が計上されていますが、その負担金の配分基準についてお尋ねいたします。

また、認定こども園の1園が休園されますが、負担金の取扱いと市が受ける影響についてお尋ねいたします。

また、3目母子父子福祉費、19節扶助費の中で、高等職業訓練促進費658万円の計上がありますが、令和6年度の実績を踏まえてなのか、その積算根拠についてお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） 2款、1項、7目企画費、12節委託料のうち、まちなか創生事業推進業務委託料の事業内容でございますが、1つ目は、本年3月に策定を予定しておりますまちなかグランドデザイン推進アクションプランの実現に向けて、担い手の発掘を含む、公民連携による推進体制の構築及び総合調整等を行い、アクションプランに位置づけられたまちなかエリアで展開する各事業を有機的に連携させるとともに、事業の進捗に応じまして、当該アクションプランの更新を図る業務でございます。

2つ目につきましては、まちなかエリアにおける国・県・市の各ハード事業等を各種専門家による統一的な視点からデザイン監修や設計支援等を行い、質を確保することによりまして、エリア価値の創造を目的とする業務でございます。

以上、お答えをいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） 3款民生費、2項児童福祉費、2目児童支援費、子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、教育・保育施設を対象に財政支援として給付するもので、保育所や認定こども園などの保育施設を運営するための費用でございます。この算定には、子供1人当たりの教育・保育に必要となる費用、いわゆる公定価格が国において設定されておりまして、認定こども園や幼稚園における給付費、施設型給付費の場合は、公定価格から市町村が定める利用者負担額を控除した額で算定することとなっております。

各保育施設がどのような保育の取組を行っているか、副園長を配置しているか、学級編制の調整は行われているか、また、利用している児童の年齢や認定区分、利用定員などで積算

しますので、一律の基準があるものではございません。各保育施設の状況に応じて積算する仕組みとなっており、保育施設ごとに異なっております。

次の御質問の市内における1園の休園につきましては、議員からの御説明のとおりでございまして、熊本県へ休園の手続きを取っておられます。継続した教育・保育が必要な児童につきましては、適切な保育施設を提供することができるよう、転籍等の調整を指導しているところでございます。

当初予算案で計上しております子どものための教育・保育給付費負担金、施設型給付費につきましては、新たな受入先の状況によって異なっておりますので、今後の状況を注視し、精査してまいりたいと存じます。本市における子どものための教育・保育給付費負担金の総額には、大きな影響はないものと考えているところでございます。

次に、2項児童福祉費、3目母子父子福祉費、高等職業訓練促進費でございしますが、これは、独り親の方が就職の際に有利となる資格の取得を目指して、養成機関で就業する期間の生活費を支援する制度でございまして、訓練期間中は月額10万円、最終年度の1年間は月額4万円を増額して支給するものでございます。令和6年度は、3名の受給継続者に加えて、2名の新規申請を見込んでおりましたが、新規の申請がございましたので、補正予算案において不用額分を減額しております。令和7年度も、3名の受給継続者に加えまして、新たに数名からの相談があつておりますことから、2名の新規申請を見込み、令和6年度当初予算と同額の658万円を計上いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 次ですね、6款農林水産業費、3目農業振興費、18節の中で、有害鳥獣被害対策事業補助金100万円、2項林業費、2目林業振興費、18節で鳥獣被害防止総合対策事業補助金100万6,000円の計上がありますが、農林業が受けている被害の実情を捉えての予算計上なのか、お尋ねいたします。

7款商工費、人吉しごとサポートセンター業務委託料として、1,293万5,000円の計上の業務内容についてお尋ねいたします。また、まち・ひと・しごと総合交流館指定管理料2,350万5,000円の内容についてお尋ねいたします。

2目商工業振興費、18節に、小規模事業指導事業補助金として1,050万円、中心市街地活性化推進事業補助金300万円の計上がありますが、その事業内容についてお尋ねいたします。

最後に、商工費、3目観光費の球磨川くんだり支援事業補助金240万円計上について、先ほど3月補正で165万円の減額となっておりますが、今回計上された理由についてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

まず、6款、1項、3目、18節の有害鳥獣被害対策事業でございしますが、耕種農家におけ

る農作物の被害の実情を踏まえ、人吉市農業活性化対策事業補助金のメニューの1つとしておりました施策から、令和6年度より新たな市単独の補助事業として設けたものでございます。要件としましては、営農されている個人や集落営農組織、または法人に対しまして、必要な鳥獣被害対策、これは主に電気牧柵などがございますが、こちらの導入費用の2分の1以内、上限5万円を補助するものでございます。

実績でございますが、今年度の本事業予算額100万円に対する補助申請及び交付額は、現在のところ12件の約56万円となっているところでございます。

また、令和7年度から新たにスクミノン、いわゆるジャンボタニシ対策も同事業のメニューに加え、駆除剤1袋2キログラムに対しまして上限1,000円の補助を予定しているところでございますが、令和6年度のJAにおける薬剤の購入量は約260袋、1,000円補助に置き換えますと、約24万円となります。従来の鳥獣被害対策56万円と合わせましても、今年度実績から勘案しますと、当面は当初予算で対応できるものと試算しているところでございます。

次に、6款、2項、2目、18節鳥獣被害防止総合対策事業補助金でございますが、こちらでも令和6年度から有害鳥獣捕獲実施隊の人材確保を目的としまして、狩猟免許取得にかかる費用負担を軽減するため、狩猟免許取得支援事業補助金を拡充いたしたところでございます。

内容としましては、受験手数料、受講料、猟友会入会金、狩猟登録者手数料など12項目を補助対象経費としまして、1人当たり上限10万円の補助としているところでございます。

本補助金は、当該経費がそのほとんどを占めておりますが、令和6年度の実績としまして、2名の方に御利用いただいております。令和7年度から、有害鳥獣捕獲実施隊の隊員数の上限を70名から100名に拡充する予定であることから、今後、本補助制度を広くPRすることで、若手の隊員確保も含め、狩猟免許取得についても積極的に推奨し、有害鳥獣の捕獲体制の強化に努めるとともに、防除、駆除に対しましても十分な措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、7款、1項、2目、12節人吉しごとサポートセンター業務委託料の内容でございますが、相談業務を行っていただく熊本県よろず支援拠点のコーディネーター5名への謝金、サポートセンターの事務局長と事務員1名の人件費及び福利厚生費、セミナー等開催に伴う講師謝金、サポートセンター運営に係るプロバイダー使用料などを運営経費といたしております。

次に、7款、1項、5目、12節まち・ひと・しごと総合交流館指定管理料でございますが、指定管理制度を導入し、令和6年度から令和8年度までの3年間の債務負担行為により施設管理を行っているものでございまして、令和7年度はその2年目でございます。

指定管理料の内容でございますが、施設の管理運営を行っていただく職員の人件費のほかに光熱水費、防犯カメラやカードキーシステム使用料、温泉など施設の維持管理のために必要な経費や外部委託料などの運営経費の合計から、まち・ひと・しごと総合交流館の運営で

得られる使用料等の収入を差し引いた金額といたしております。

次に、7款、1項、2目、18節小規模事業指導事業補助金の内容でございますが、本事業は商工会議所が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、市内小規模事業者の経営の安定と強化、発展に寄与することを目的とし、金融、税務、経理、情報化などの経営全般にわたる指導、時代のニーズに積極的に対応していくための新規事業に取り組むために、経営革新支援、新規創業支援、事業承継支援、事業継続、雇用対策等を行う経営指導員及び経営支援員の人件費等に対する補助であり、総事業費から県補助金及び手数料等収入を差し引いた残額に対しまして、県の補助率と同等の3分の2相当分を補助するものでございます。

また、中心市街地活性化推進事業補助金の内容でございますが、中心市街地活性化の推進を目的とし、人吉商工会議所のまちづくり委員会が中心となって実施している空き地利活用を探るHITONOWAマーケット等の事業や、仮設商店街コンテナマルシェの運営に対しての補助といたしております。

なお、令和7年度は国の補助事業、都市構造再編集支援事業の一環として、青井地区と中心市街地地区でイベントを開催する予定としており、財源の一部は、国からの補助を活用することといたしております。

最後に、7款、1項、3目、18節球磨川くんだり支援事業補助金でございますが、球磨川くんだり株式会社におかれましては、本市補助金を活用し、これまでに船頭OB2名を再雇用することができ、現在社員船頭は4名となっているところでございます。しかしながら、現状、清流コースの運航で一度に出船できるのは、船頭OBに臨時的にお手伝いをお願いしても、最大で3隻までとなっているのが現状で、観光シーズンなどはすぐに予約が満席となるため、お断りをせざるを得ない状況が続いております。同社におかれましては、さらなる経営再建に向けて、再雇用された船頭の育成に加え、現在も即戦力となる船頭OBの確保に努めておられます。つきましては、社員船頭の雇用の安定化を図るため、令和7年度におきましても、既に雇用されました2名分に加え、新たに2名分の新規雇用を図るべく、1人当たり月額5万円の12か月、4名分の予算を計上させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） これで質疑は終わるんですが、昨年の出生数は、全国で過去最低の72万人との報道がありました。人吉市での昨年の出生数は約150人です。残念ながら、幼児の受皿となる1園が閉園となりますが、少子化の影響が、現実の問題として起きてきたものと考えます。

今回、公の施設である人吉市立学校のあり方検討委員会設置の条例が提案されていますが、保育園、幼稚園等については民間施設であり、園の在り方や経営、運営方法等については、

個々の施設で対応されているものと考えます。行政としては、補助金や負担金については調査されますが、民間施設である保育園や幼稚園などの経営方法や休園、様々な状況などについて携わることは難しいことかと存じます。

しかしながら、今回の閉園などが起こりますと、園児たちの不安や保護者に与える影響は深刻な事態となります。行政としては、速やかなる園児たちの移動先確保や、保護者が抱える不安解消に尽力いただきますようお願いし、質疑を終わります。

○議長（宮原将志君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第10 議第12号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第10、議第12号令和7年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第11 議第13号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第11、議第13号令和7年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第12 議第14号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第12、議第14号令和7年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第13 議第15号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第13、議第15号令和7年度人吉市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第14 議第16号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第14、議第16号令和7年度人吉市水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第15 議第17号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第15、議第17号令和7年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第16 議第18号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第16、議第18号令和7年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第17 議第19号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第17、議第19号令和7年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算を議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第18 議第20号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第18、議第20号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第19 議第21号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第19、議第21号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第20 議第22号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第20、議第22号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第21 議第23号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第21、議第23号人吉市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第22 議第24号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第22、議第24号人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第23 議第25号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第23、議第25号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第24 議第26号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第24、議第26号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第25 議第27号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第25、議第27号人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第26 議第28号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第26、議第28号人吉市における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第27 議第29号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第27、議第29号人吉市立学校のあり方検討委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第28 議第30号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第28、議第30号人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第29 議第31号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第29、議第31号人吉市税条例及び人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第30 議第32号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第30、議第32号人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第31 議第33号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第31、議第33号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第32 議第34号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第32、議第34号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とい

たします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第33 議第35号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第33、議第35号人吉市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第34 議第36号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第34、議第36号人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第35 議第37号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第35、議第37号人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第36 議第38号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第36、議第38号人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第37 議第39号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第37、議第39号人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第38 議第40号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第38、議第40号人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第39 議第41号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第39、議第41号人吉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第40 議第42号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第40、議第42号人吉市営単独住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第41 議第43号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第41、議第43号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第42 議第44号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第42、議第44号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第43 議第45号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第43、議第45号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第44 議第46号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第44、議第46号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第45 議第47号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第45、議第47号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第46 議第48号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第46、議第48号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第47 議第49号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第47、議第49号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第48 議第50号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第48、議第50号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第49 議第51号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第49、議第51号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第50 議第52号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第50、議第52号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

○議長（宮原将志君） 以上で、議第3号から議第52号までの50件についての質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第51 一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、これより、一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。14番議員の田中哲でございます。

今回は1項目めで学校の在り方、2項目めで、河川防災ステーション、3項目めが地域活性化についてを通告しております。項目に従って質問いたします。

まず、1項目めの学校の在り方でございます。

今議会に人吉市立学校のあり方検討委員会設置条例の制定についてを上程してあります。これから本格的に本市の学校の在り方について、議論が始まるのかなと思っております。生徒数が減少していく中で、学校存続について、市民の中にも心配、そしてどうなるんだろうかというような意見もございます。

そこでまず、小中学校の生徒数についてでございますが、人吉市の小中学校の生徒数は、今後どのように減少していくのか、現在の校区ごとの生徒数と将来の生徒数をどのように予測されているのか、また、ピーク時の生徒数はどれぐらいだったのか、それに校区ごとで生徒数の減少が人口の自然減少以外に考えられる要因があるのかということで、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） おはようございます。私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、校区ごとの児童・生徒数と今後の予測についてでございますが、学級編制の基準日である令和6年5月1日現在の学校ごとの児童・生徒数と、現在推計しております5年後の児童・生徒数でお答えをさせていただきます。

人吉東小学校が418人で、5年後には308人、人吉西小学校が245人で、5年後には199人、東間小学校が300人で、5年後には227人、大畑小学校が56人で、5年後には36人、西瀬小学校が160人で、5年後には135人、中原小学校が294人で、5年後には233人。

中学校でございますが、第一中学校が377人で、5年後には333人、第二中学校が402人で、5年後には313人、第三中学校が29人で、5年後にも29人になると推計しております。

5年後の令和11年度には、現在よりも約21%減の1,800人程度になると推計しており、本市の出生数を考慮いたしますと、今後も児童・生徒数は減少していくものと考えられます。

次に、ピーク時の児童・生徒数でございますが、本市が把握しております昭和40年度の約

9,000人以降減少を続けており、令和6年度の児童・生徒数の合計は小学校が1,473人、中学校が808人の合計2,281人でございまして、60年前と比較いたしますと、約25%の人数まで減少しております。

また、3点目の御質問についてでございますが、児童・生徒数の減少につきましては、令和2年7月豪雨災害の影響は少なく、人口の自然減少以外の要因はないのではないかと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 生徒数の減少に対しまして、当然、学校の統合問題も視野に入ってくると思います。

そこで、令和6年2月22日に行われました令和5年度の総合教育会議では、どのような意見が出たのか、お尋ねいたします。

また、教育委員会として、学校の統合問題をどのように検討されるのかをお尋ねします。現在、校区ごとに中学校が3校、小学校が6校ございますが、学校存続の規模として、どのぐらいの学生数で何校ぐらいが妥当と考えておられるのかということで、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

まず、1点目についてでございますが、令和5年度の総合教育会議では、議題を今後の小中学校の在り方についてと設定し、開催をいたしました。将来の児童・生徒数の推計や、学校規模、学校施設の現状、本市教育の現状と課題、小規模校と大規模校のメリット・デメリット、学校の再編や統合に伴う通学方法、不登校児童・生徒への対応など、多岐にわたり意見が出されたところでございます。

2点目につきましては、教育委員会としては、今後の人口減少、少子高齢化、児童・生徒数の減少等を踏まえ、市立学校の将来を展望した学校の在り方についての具体的な検討を始める時期に来ていると考えております。そのため、幅広い見地から協議・検討を行い、今後の市立学校の在り方の方向性を見いだすための諮問機関といたしまして、人吉市立学校のあり方検討委員会設置条例の制定を今議会に御提案しており、学校の規模の適正化を含め、学校の在り方について協議・検討を始めることとしております。

3点目の御質問についてでございますが、学校教育法施行規則では、小中学校ともに、12学級以上18学級以下が標準とされておりますが、地域の実態、その他により、特別の事情があるときはこの限りではないとも示されておりますことから、教育委員会といたしましては、子供たちにとって良好な教育環境を整えることを第一に、市立学校の今後の在り方についての協議・検討とともに、学校選択制や指定外就学の拡大を含めた就学制度の改善による影響なども含め、将来の児童・生徒数や学級数の推移、保護者や地域検討委員会の御意見等も十分踏まえながら、学校規模の適正化等について検討を進めていく必要があると考えておりま

す。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 学校存続のためには、義務教育学校として、存続させる手法もあると思います。近年では、近隣自治体で義務教育学校を設立されている自治体もあると思いますが、義務教育学校の概要、それらの自治体が義務教育学校へと移行した要因と生徒数、それにさきの総合教育会議での義務教育学校についてどのような意見が出たのかということで、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてでございますが、義務教育学校は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育期間を一貫して行う学校でございます。平成28年度から国が制度化した新たな学校の形態でございます。

2点目の御質問でございますが、近隣の自治体における義務教育学校になった要因、いわゆるメリットでございますが、2校の小規模小学校を前期課程として1つにすることで、児童数が増加することによるメリットを生かした教育活動を展開することができますし、複式学級が解消することにもなります。また、9年間を見通した柔軟な教育課程の編成や、一貫性のある教育により、児童・生徒の切れ目のない学びと成長につながることが期待できます。さらに、異学年交流による児童・生徒の社会性の育成や、小学校低学年からの教科担任制による専門性の高い指導も可能となります。

このようなメリットを踏まえ、球磨管内では、令和5年度には水上学園、令和6年度には球磨清流学園が設置されております。

設立当時の水上学園は、1年生から6年生までの前期課程が13学級149人、7年生から9年生までの後期課程が5学級49人、球磨清流学園は、1年生から6年生までの前期課程が8学級94人、7年生から9年生までの後期課程が5学級63人となっております。

なお、これまで総合教育会議の中で、義務教育学校に対する協議等はなされておられません。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、校区外通学について、どこの校区の学校で、どのくらいの生徒が、校区外通学を行っているのかということでお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

1点目と2点目の御質問について、併せてお答えをさせていただきます。

令和6年3月現在、市内に住民登録がある児童・生徒に対して、指定された学校以外の市内小中学校への就学を認める校区外就学、及び市外に住民登録がある児童・生徒に対して、市内小中学校への就学を認める区域外就学を許可している児童・生徒数でございますが、人

吉東小学校が4人、人吉西小学校が8人、東間小学校が3人、大畑小学校が3人、西瀬小学校が2人、中原小学校が1人、第一中学校が5人、第二中学校が4人、第三中学校が1人、以上の合計31人でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 熊本市教育委員会では、この学校規模適正化基本方針の改訂案の中で、校区越え学校選択を検討しているとの報道もあっています。その内容はどのようなもので、人吉市の実情と導入にメリットがあるのかということでお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

熊本市教育委員会におきましては、一部の小学校で、校区を越えて就学先を選べる小規模特認校制度、これはハーモニースクールという名称でございますが、令和6年度から導入をされております。熊本市教育委員会におきましては、教育環境や学校運営の面から、児童数、学級数が少ない小規模校の小学校を対象にしており、令和6年度に4校、令和7年度からは3校を加えまして、7校で実施する計画のようでございます。

人吉市への導入のメリットについてでございますが、熊本市のように、住宅密集地や商業地、山間部等の違いによる学校規模に大きな差がある自治体では、児童数の増加が見込める可能性が考えられます。しかし、本市のように大規模校を有しておらず、どの学校も児童・生徒数が減少している現状や、学校を取り巻く環境が大きく変わらない本市で実施した場合、顕著な児童・生徒数の増加につながるかどうかの判断は、なかなか難しいところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、生徒数の減少でデメリットとして考えられることは、どんなことが考えられるのかということでお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

少子化による児童・生徒数の減少や学級数が少ないことによるデメリットといたしましては、これは一般的に言われていることといたしまして、5点ほど申し上げます。

まず1点目が、クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすいこと、2点目に、集団の中で多様な考え方や学び合いの機会、切磋琢磨の機会が少なくなりやすいこと、3点目、集団の中での自己表現や他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくいこと、4点目として、学校行事や音楽活動などの集団教育活動の実施に制約が生じること、5点目に、よい意味での競争心が育たないことなどがございます。

また、指導者側の影響といたしましては、特に複式学級となる場合には、直接指導と間接

指導を組み合わせ、複数の学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、教員に特別な指導技術が求められ、また、兄弟姉妹が同じ学級になって、指導上の制約を生じる可能性があるなどの課題も考えられますし、このほかにも、教員配置や校務分掌、PTA活動など、様々な影響があると考えられます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、ただいまの答弁のデメリットの対策としてはどういう方法が考えられるのかということでお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

教育の機会均等を確保する観点から、大切にしたいことは、小規模校であることのメリットを最大限に生かした教育の充実であると考えております。一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導、授業や行事等における個に応じた活躍や、体験の場の機会の充実、地域・家庭との一人一人の顔が見える関係性を生かした教育活動など、少人数だからこそできる教育活動からのアプローチにより、児童・生徒の資質能力を高めていくことが、最大の対策であると考えております。

また、他校との合同での教育やICTを生かしたリアルタイムでの合同授業など、小規模校では経験できない環境を様々な工夫により創り出すことも考えられます。

さらに、教職員体制の整備等として、複数学校間で兼務発令を行い、教科免許保有者による指導を確保するなど、複数学校間で、教科等の専門性を生かした教員の巡回指導システムを導入するなどの工夫を講じることも考えられます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 私、小規模校のメリットもあろうかと思えます。そこで、小規模校のメリットの観点から、特認校制度についてお尋ねいたします。

この特認校制度につきましては、私は平成17年9月の議会で、視察研修しました鹿児島県串木野市のある特認校の実例を挙げて、一般質問した事例がございます。当時は、田野小学校や西瀬小学校の鹿目分校の廃止が言われていた当時でございまして、小学校が廃止になれば、生徒の声も聞こえなくなり、寂しくなるということから、地域の活性化、またいろいろな事情でという生徒も一定数いるのではないかとということで、当時提案したところでございますが、当時の答弁では、ある程度の生徒数のある学校で、切磋琢磨した教育を受けさせたいとの保護者もおられるというようなことから、この特認校制度について、地域活性化、小規模校の存続のための1つの方法として、研究してまいりたいとの答弁がっております。

当時の答弁は、小規模校の保護者の意見を酌み取った答弁だったろうとは思いますが、市内の中には静かな環境、小規模な学校で学習させたい、またしたいという意見もあるのでは

なかろうかなと思っております。それと、地域で盛り上げて、学校を守っていききたいという地域の要望もあるのではないのでしょうか。

そこで、改めてこの特認校制度について、平成17年9月の議会で答弁がありましたように、どのような制度で、この特認校制度を導入している自治体と、その特認校制度の特徴についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

1点目の御質問でございますが、まず、小規模特認校について簡単に説明申し上げます。

小規模特認校とは人口動態、少子化等に伴い、児童・生徒等が著しく減少する小中学校において、歴史的な経緯、学校の特色、児童・生徒数の適正等により、小規模校の特性を生かした教育を希望する保護者の児童・生徒に特例措置として、通学区以外からの入学を認め、学校規模の適正化と受入れ校の活性化を図るという制度でございます。

県内におきましても、熊本市、荒尾市、菊池市、宇土市、水俣市、御船町、大津町、西原村等で実例がございますが、先ほど御質問のございました熊本市を例に取って申し上げをいたします。

熊本市では、令和6年度から複式学級がある、もしくは複式学級となる見込みのある学校について、従来の通学区域は残したまま、市内のどこからでも入学・転学を認める小規模特認校制度を導入しております。この小規模特認校に通学することにより、各学校の特色や少人数のよさを生かした教育、様々な体験活動を行うことで、確かな学力と豊かな人間性を培うとともに、複式学級をはじめとした小規模校の通常学級における課題解消と教育活動の活性化を図ることを目指し、保護者及び児童が共に熊本市内に居住していることや、通学する特認校の教育活動に賛同し協力すること、保護者の責任と負担において通学させることなどの入学・転学の条件及び対象校ごとの募集人数を設定した上で実施されております。

なお、募集人員を超えた場合には、募集期間終了後に公開抽選で決定されるということです。

少人数のよさを生かしながら、学校の特色を生かした様々な活動を行うことで、確かな学力と豊かな人間性を培うことが目的とされているようでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、その特認校制度について、令和5年度の総合教育会議でどのような意見が出たのか、また、平成17年9月の議会以降、人吉市あるいは教育委員会でどのように検討されたのか、お尋ねいたします。

また、この特認校制度導入について、平成17年9月議会での答弁以降、地域活性化、小規模校の存続のための1つの方法として、どのように研究されてきたのかということでお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

1点目の御質問でございますが、今後の小中学校の在り方につきましては、平成30年度、令和4年度にも同様に総合教育会議の中で議論を進めてきております。また、令和5年度に開催いたしました総合教育会議では、先ほど申し上げましたように、小規模特認校制度や不登校特認校制度、教育課程の特例校制度など、これらの市立学校の在り方について、いろいろな方向性や選択性があることも話題となりました。

総合教育会議では、大切なのは、今の子供たちのためにどうするのか、学校だけで子供たちが育っていくわけではなく、家庭や地域も子供たちを育てられておりますので、住民の方々との座談会などを行いながら、よりよい方向性を考えていかななくてはならない時期に来ているとの御意見を頂戴したところでございます。

2点目の特認校制度につきましてはの研究でございますが、平成30年度当時、小規模特認校制度を導入されておりました鹿児島県鹿児島市に、当時の教育長、教育委員とともに、小学校1校、中学校1校を訪問し、小規模特認校制度の行政としての役割や学校の受入れ体制、利用人数の推移、特認校運営の成果と課題などを視察研修しております。

先ほどの答弁で、人数が少ないことのデメリットを申し上げましたが、田中議員が言われたとおり、小規模校には少人数での教育のよさを生かしたきめ細やかな指導や、特色ある教育を行うことができるメリットもございます。児童・生徒数の推移やそれに伴う学級数の推移、教員配置の状況、学校施設の課題などを踏まえ、児童・生徒にとってよりよい教育環境を創り出すために、学校の適正規模、適正配置につながる制度や、児童・生徒の現状に対応する制度、本市への導入、再編や統廃合を含めた様々な可能性について調査研究を進めているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、急激に進むこの少子化による学校の存続の問題は、保護者の心配あるいは地域の心配にもつながってくると思いますが、学校の在り方、学校の存続について、また統合についての時期を、松岡市長はどのように考えておられるのかということでお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えをいたします。

現在、人口減少社会を迎え、グローバル化、高度情報化の進展など、我が国の社会情勢はますます複雑化・多様化しており、こうした社会の変化は、子供たちの生活や学びに少なからず影響を及ぼしていると考えられます。令和の時代を迎え、10年先を予測することが困難な時代にあっても、これからの学校教育で、どのようにして子供たちの学びを保障し、魅力ある学校づくりを進めていくのか、少子化やそれに伴う学校の小規模校化への対応、学校との関係性の転換を迫られる地域への新たな地域づくりの支援、学校に対する地域住民の思い

をいかに考えていくのかなど、学校の統合等の実現には、多岐にわたり大きな課題があると捉えております。

特に、魅力ある学校づくりや学びを保障するための学校体制の整備は喫緊の課題であり、未来を担う子供たちのために、私たち関係者は地域と一体となって、最適な答えを見つけていくことが求められます。

今後、保護者や地域住民、学校関係者、関係団体等に、本市の状況や将来の見通しを丁寧に説明した上で、十分に御意見をいただき、関係者の皆様の御理解と御協力を得ながら、子供たちにとって一番望ましい教育環境を整えることが、学校設置者としての責務であると考えております。

このことから、より充実した学校教育の実現を図ることを目的とした諮問機関として、今議会に人吉市立学校のあり方検討委員会設置条例の制定を御提案しており、統廃合などが必要かどうかも含めた今後の市立学校の在り方について、幅広い見地から議論を重ねていただき、答申に基づき、様々に判断してまいりたいと考えております。現段階では、統廃合等について決定していることではございませんが、この議論については避けては通れない課題であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま松岡市長より答弁いただきましたが、諮問される検討委員会の意見を聞いた上でというような答弁でございました。

生徒数の減少を見るときに統合問題は差し迫った問題であると思います。ただ、統合で廃止された地域は、学校の子供たちの声が消え、本当に寂しくなります。統合問題を考えるときに、1校でもいろいろな形の小規模校として存続させる方法も視野に入れ、保護者の皆さんや地域の住民の声も取り入れていただきますようお願いを申し上げます。

次に、2項目めの河川防災ステーションについてでございます。

私は、この質問は令和4年6月に行いました。また、同僚議員も取り上げられております。令和6年12月では、平田議員も取り上げられております。それほど市民の皆さんの関心も高く、緊急性があるからだろうと思っております。

しかしながら、市の答弁は、現在白紙の状態あるいは仕切り直しの状態との答弁ばかりでございます。このような答弁に市民の皆さんも、大変不満を持っておられます。市のやる気が問われております。

現在の下薩摩瀬地内に予定の河川防災ステーションについて、現在でも進展が見られないのか。聞くところによりますと、八代市の坂本地区に河川防災ステーションの建設が決まったとの話も聞いております。令和2年7月の豪雨災害を風化させることなく後世に伝え、学習する場としての河川防災ステーションの建設は、大変重要であろうと思います。また、緊

急性の高い事案でもあらうと思います。

今までの経緯を見ても約4年もの間、何ら解決の糸口も見えず、ただ単に時間のみが経過しているように見えます。このような状態で市民から行政の、本当に怠慢と言われかねない状態でございます。

そこでお尋ねいたしますが、現在の下薩摩瀬地内の予定地にあくまでも固執されるのか、されるのであればその理由をお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） 議員の皆さん、こんにちは。それでは、お答えをいたします。

河川防災ステーションにつきましては、本市において、必ずしも当該地、下薩摩瀬地区に整備しなければならないというものではございません。ただ、適地ではございますし、多くの地権者の方々から、農地以外の利用につきまして御希望がありましたことから、ここを候補地として計画をさせていただいたところでございます。

しかしながら、一部の地権者におかれましては、営農継続の御意向が強く、最終的に地権者全体の合意が得られなかったことから、白紙とさせていただいたところでございます。なお、現時点で新たな河川防災ステーションの具体的な計画はないところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 令和6年9月2日付で、人吉市温泉町砂田地区の皆さんから、河川防災ステーションの建設の要望書が松岡市長宛に提出されていると思います。既に6か月以上になろうと思いますが、この要望書に対してどのように検討されているのかということをお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

当該要望書を受けまして、国土交通省や国を通じて、その他の関係機関と連携をし、当該地における河川防災ステーション整備の可能性につきまして、御相談をしているところでございます。しかしながら、国土交通省からは、球磨川本川堤防から離れており、当該地区における整備の立案は困難な状況と聞いておるところでございます。

そのような状況にもありますことから、当該民有地の利活用につきましては、河川防災ステーションに限らず、また官民いずれの事業にかかわらず、あらゆる可能性について検討する必要があるかと認識をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの答弁で河川本川から離れているというような答弁がございました。

要望書、あるいは要望書に添付されたその場所や位置、面積等に国土交通省の参考資料の中の河川防災ステーションの設置位置について照らして、内容を検討された中で、何かほか

に問題点あるいは不都合な点があったのかということでお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

河川防災ステーションにつきましては、災害発生時の緊急復旧活動の拠点として整備するものでございまして、利便性や迅速性の観点から、アクセスや規模など総合的な観点から検討する必要があるかと考えております。

河川防災ステーションは、洪水等により周辺地域が浸水した場合にも、河川管理施設保全活動及び緊急復旧活動が円滑かつ効果的に実施できるよう整備するものでございまして、河川に隣接した場所に設置することが、効果があるものと認識をしているところでございます。

本件につきましては、国土交通省にも確認をさせていただいておりますが、球磨川本川堤防から離れている当該地区における整備の立案につきましては、困難な状況と聞いております。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 令和2年7月豪雨災害から4年8か月たとうとしております。もうそろそろ決断の時期だろうと思います。

また、私は場所の選定について、どちらが適当な場所という考えはございませんが、温泉町については、遊水地の選定地でも協力いただいているということを申し述べておきたいと思っております。

そこで、市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

当該地区における河川防災ステーションの整備については、立地や制度面など解決しなければならない様々な課題があることから、現時点では非常に厳しいものであると考えております。

一方で、薩摩瀬地区と同様に、住民の意見を集約した復興まちづくり計画において、下林温泉地区における避難路や高台の整備を位置づけているところであり、市としましても、安全安心のまちづくりに資する施設整備等が必要であると認識しているところでございます。

なお、御要望にある当該地区の民有地の利活用につきましては、現時点では有効な手だてがないものの、地域住民の方々とともに官民様々な関係機関等と連携し、河川防災ステーションに限らず、引き続きあらゆる可能性について検討していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま松岡市長の答弁で、復興まちづくり計画で、温泉下林地区における高台の整備を位置づけており、緊急避難場所整備などが必要との認識から、河川防災ステーションにかかわらず、あらゆる可能性について検討するとの答弁がありました。

要望書を提出された皆さんとも今後のまちづくりについても十分に話合いの場を持っていただくように要望しておきます。

そこで、松岡市長に再度質問しますが、一連の答弁で、河川防災ステーションは必ずしも薩摩瀬地区に整備しなければならないものではありません、当地区は現在は白紙の状態であり、また新たな河川防災ステーションの計画はないとの答弁がありました。

そこで、松岡市長は、河川防災ステーションの重要性を本当にどのように認識しておられるのか、このままずるずる引き延ばすことは市民から見ていると、河川防災ステーションを諦めたと言われても仕方ないと思いますが、そのように方針を撤回されたのかということで、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

河川防災ステーションの整備については、災害発生時の緊急復旧活動の拠点として重要な施設であるという認識から、これまで薩摩瀬町での整備に向けて進めていた経緯がございますが、一部地権者の方の御同意がいただけず、同地での整備については白紙とさせていただきます。

また、温泉町における地権者の方々からの同施設の整備に関する要望書につきましては、その可能性について国土交通省に確認いたしましたところ、球磨川本川堤防から離れていることから、当該地区における整備の立案は困難な状況であると、先ほどの復興政策部長の答弁にあったとおりでございます。

私といたしましては、薩摩瀬町については白紙とさせていただき、温泉町については、条件面から困難であるとのことから、現時点において、河川防災ステーションの整備を進めるのが非常に厳しい状況にあると認識しております。しかしながら、河川防災ステーションの重要性は認識しておりますので、今後、整備に関する条件に合った適地が見つかり、かつ地域の御協力が得られるなどの諸条件が整えば、その整備に向けて進めていきたいという方針に変更はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの松岡市長の答弁では、現時点では河川防災ステーションの整備は、薩摩瀬地区は白紙のまま、温泉町については条件の面で非常に厳しいとの答弁でございました。今後は整備に関する条件に合った適地も視野に整備を進めてまいりたいという答弁でございます。早急に結論を出さないと、薩摩瀬地区のこの整備を待っておられる皆さんには、失望を与えることになりますし、時間だけが経過することは、本当にこれはもう行政の怠慢と言われても仕方ないと思います。

当地区に整備するのかわからないのかも含め、早急に決断することが必要であるということを示し述べて、この質問を終了します。

次に、地域活性化ということでお尋ねいたします。

第6次人吉市総合計画の起業・創業支援、企業誘致の成果表、いわゆるKPIで、令和4年度の現状値がIT企業等の誘致で19件、起業・創業実績が20件とあります。その内訳と雇用創出はどういうものだったのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

IT企業等の誘致実績の累計数でございますが、令和2年度から令和4年度までに進出協定書を締結した4件及び人吉市まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」に入居した企業・団体等延べ15件の合わせて19件となっております。

また、IT企業等の誘致に伴う新規雇用者数は、令和4年度末の延べ人数で37人となっております。

次に、起業・創業の実績につきましては、令和2年度から令和4年度までに創業をされた累計数でございますが、令和2年度に3件、令和3年度に9件、令和4年度の8件の合計20件になります。業種は、飲食業、美容業、宿泊業など様々でございます。

なお、起業・創業に係る新規雇用者数につきましては、市で調査を行っていないところでございますが、一定の雇用創出は図られたものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） また、令和9年度の目標値がそれぞれ40件と30件となっておりますが、目標達成にはどんな施策と雇用効果を考えておられるのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

令和9年度の目標値達成のための施策についてでございますが、コワーキングスペースなど、くまりばの機能を最大限に活用し、IT企業やスタートアップ企業などのいわゆるオフィス系企業の誘致を図るとともに、人吉商工会議所や人吉しごとサポートセンターと連携し、地場企業などの起業・創業を推し進めてまいりたいと存じます。そのためには、人が交わる、物が交わる、同じ空間を共有しながら相互理解を深め、課題を解決していく、いわゆる交流人口、関係人口の創出といった取組も必要となつてまいりますことから、その取組の一環として、現在、ひとよくま熱中小学校を実施しているところでございます。

同小学校には、全国で活躍する起業家や経営者などに講師として御登壇いただいております、参加者につきましても、地元に限らず、多様な地域の皆様が参加されていることから、同小学校での交流を通じて、本市の魅力を十分に知っていただき、本市への企業誘致や起業・創業につなげてまいりたいと考えております。

また、雇用人数の目標値につきましては、第6次人吉市総合計画（後期基本計画）の地方創生施策の中で、令和6年度から令和9年度までの4年間で250人の増加を目指すことといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 菊陽町に進出しましたT SMCの進出に伴う直接的な波及効果は期待できないのか、また、間接的にはどういう効果が期待できるのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

T SMC進出の波及効果でございますが、T SMCの子会社である日本法人J A S Mの工場がある菊陽町から一定の移動時間がかかることなど、地理的な要因等もあり、現時点では本市への直接的な効果は薄いものと感じております。しかしながら、J A S Mと取引がある会社へ部材を供給する会社など、いわゆる副次的に関係していく企業もおられますことから、そのような企業の誘致や地場企業の事業展開等を見据えながら、現在、鋭意情報収集等に努めているところでございます。

また、J A S Mでは約3,400人の雇用を予定されており、その中には、技術者やその家族など、台湾から多くの方々が熊本県に移住されると伺っております。

本市では現在、台湾関係の民間団体や大学等と連携した各種事業を展開しておりますが、そこで培ったネットワークなども十分に生かしながら、県内にお住まいの台湾関係の皆様に対し、休日の過ごし方などについてアプローチしていくなど、県南地域有数の観光地である人吉球磨地域への誘客を積極的に推し進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） また、熊本県は人吉市を中心とした県南地域の雇用創出のために、どのような起業・創業支援、企業誘致の施策を行っているのか、また、熊本県との連携等についてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

熊本県における雇用創出の取組でございますが、まず、起業・創業支援としましては、起業に興味がある方や疑問がある方に対して、無料での相談サービスの提供、ビジネスアイデアの検討やビジネスプランの作成サポートなどを行っております。また、資金面での支援策として、起業資金の一部を補助する制度や、低利融資制度などのような支援制度も設けておられます。

加えて、企業に必要なスキルや知識を身につけるためのセミナーや研修の定期開催、事業承継のサポートなども行っております。さらに企業誘致の面では、本市へ進出された企業や地元企業への継続的な訪問など、きめ細やかなフォローアップに加え、市外企業の本市視察の際の同行など、本市の企業誘致施策に関しましても、企業立地課をはじめとした県の関係部署の御協力をいただいているところでございます。

特に今年度におきましては、県南地域における企業誘致等の促進のため、3つの事業を実施されております。

1つ目は、企業に対し、県南地域への誘致案内を直接送信するフォームマーケティングや他地域の企業が県南地域を訪れる際の現地視察ツアーの実施。

2つ目は、県南地域の高校2年生を対象とした地元企業への就職を促すための食品製造業やIT、コンテンツ系の工場を見学するバスツアーの開催。

3つ目は、オフィス系企業へのアプローチの強化であり、本市を含む県南エリアへの企業誘致を強力に推し進めていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、熊本県との連携は不可欠でございますことから、今後も情報交換を密にし、しっかりとタッグを組んで、本市への企業誘致、起業・創業支援を推し進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では次に、人吉球磨観光地域づくり協議会も、2018年に発足し、7年を経過しようとしております。

そこで、人吉球磨観光地域づくり協議会を、観地協と述べさせていただきますが、現在の観地協の活動、実績、課題等についてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

平成30年3月に日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会として設立された人吉球磨観光地域づくり協議会につきましては、令和3年6月に組織形態を一般社団法人に移行し、その後、令和4年3月に、観光地域づくり候補法人、候補DMOに、また、令和5年3月には観光地域づくり法人、地域連携DMOとして登録されております。

現在の主な活動・実績でございますが、平成30年度に定めた観光地域づくり戦略に基づき、地域一体となった観光地域づくりに取り組んでおりまして、今年度におきましては、以下の事業を行っております。

まず、地域の稼ぐ力強化事業として、水害復興から再生Rebornプロジェクト、総合テーマパーク化深化事業——これは地域ブランドの販路拡大の事業でございますが、そういった事業、国内誘客の拡大、国外誘客の拡大の3つの事業に取り組んでおりまして、主な取組としまして、三日月詣などの三日月関連の事業や、着地型旅行商品の流通継続及び展開に係るプロモーション、インバウンド関連事業などを行っております。

次に、地域の推進体制確立事業として、地域観光実態調査を実施し、観光消費額や満足度など、来訪者に対するアンケート調査や、宿泊統計、日帰り統計調査などを行っております。

最後に、その他の取組としまして、人吉球磨総合ガイドブック改訂版の製作・販売などの自主財源確保のための取組や、高雄観光圏との交流、台北における観光PRなどの台湾関連

事業、夏目友人帳×人吉・球磨ギフトラリーや、人吉球磨のひなまつりなど、既存観光資源のさらなる魅力づくりと活用に資する事業を行っております。

なお、本協議会における課題でございますが、事業面では、日本遺産人吉球磨のさらなる活用や夏目友人帳関連事業の今後の展開、また、運営面では、市町村からの負担金に頼らない自主財源の確保などが挙げられるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 観地協を構成する10市町村の最大受益地は、人吉市であろうと思います。また、観地協の会長は松岡市長でもございます。

そこで人吉市は、どのようなリーダーシップを取ってきたのか、また今後どのように対応していくのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

ホテル・旅館などの宿泊施設をはじめ、温泉や球磨川くんだり、国宝青井阿蘇神社など、本市には数多くの観光資源がございます。そのような意味では、本協議会を構成する10市町村において、本市が最大受益地と言えるかと存じます。現在は松岡市長が協議会の会長を務めておりますが、本市に多くの観光資源が集中している状況だからこそ、全ての構成市町村が等しくその恩恵を享受できるよう、人吉球磨全体の発展を目指して、様々な観光関連事業に取り組んできたところでございます。

人吉球磨地域には、先ほど申しましたとおり、球磨川をはじめとした雄大な自然、相良三十三観音など、多くの文化財、球磨焼酎や鮎などに代表される滋味深い食の数々など、世界に誇れる魅力的な資源が数多くございます。特に球磨焼酎につきましては、伝統的酒造りの技術が昨年12月、ユネスコの無形文化遺産に登録され、さらに今年に入りまして、九州地方のきじ馬・きじ車製作技術が、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に答申されております。

これらの出来事は、先人たちが古来より培ってきた技術的・文化的価値が再認識され、その重要性が広く評価されたものと認識しておりますことから、商品が持つ固有の価値観やそのすばらしさについても改めて全世界に発信してまいりたいと存じます。

このような資源を最大限に生かしながら、日本遺産人吉球磨のブランドの認知度向上を図り、国内はもとより海外からの観光客の取り込みにも積極的に取り組んでまいりたいと存じますし、そのためには、構成市町村並びに観光関連団体との緊密な連携は必要不可欠でございますので、本市といたしましても、協議会の会長市としての責務を果たしながら、人吉球磨観光の持続的な発展を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 来年度より、観地協の主要メンバーでございます民間の起業家、経営者らが中心になり、地域ブランド人吉・球磨、風水・祈りの浄化町を推進する一般社団法人人吉球磨三日月地域づくり協議会、略称を三地協と考えておられるようでございますが、この協議会は、行政の枠にとらわれず、民間の主体性を持って活発に事業展開、そして推進していこうという法人と聞いております。

そこで、この法人への具体的な協力・支援については、この法人の発足後、この法人の目的、あるいは事業内容が明らかになった場合に再度お尋ねしたいと思いますが、この三地協に対して、どのような期待と、現在予想される協力・支援ができるかということでお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

これまで、本協議会事業の1つとして取り組んでまいりましたブランド戦略、人吉・球磨、風水・祈りの浄化町事業につきましては、来年度から新たな組織として、名称を一般社団法人人吉球磨三日月地域づくり協議会として活動される予定となっているようでございます。

この新法人、略して、議員も御紹介いただきました、三地協とお呼びするようでございますが、地域ブランドを推進したい民間プレーヤーの方々が中心となって組織されると伺っており、その活動内容につきましては、ブランド化及びプロモーション事業などを中心に行っていくとお聞きしているところでございます。

この新法人におかれましては、法人立ち上げ後も人吉球磨観光地域づくり協議会との連携を図っていかれるとのことでございますし、特に、人吉球磨地域ブランドの推進につきましては、従来の人吉球磨観光地域づくり協議会のみならず、本市といたしましても、鋭意取り組んでいく事業でございますので、今後明らかになってまいります新法人の事業内容等を注視しながら、今後の支援・協力の在り方につきましても、球磨郡町村や関係機関・団体と協議検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの答弁で、新法人の事業内容を注視し、今後の協力・支援について、関係機関あるいは団体と協議検討を進めたいという答弁でございますので、ぜひ、前向きに検討していただけますように要望しておきます。

最後に、今期で退職される職員の皆さん方、御健勝を祈念申し上げ、引退されましても、引き続き市政に御協力いただきますことをお願い申し上げ、私の一般質問を終了します。

○議長（宮原将志君） ここで、暫時休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。13番議員の本村令斗です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

1点目は、自治基本条例でありまして、災害公営住宅の問題から見える制定の必要性についてです。

2点目が災害公営住宅問題で、日照時間の減少や、上から見られることに対する補償（迷惑料）についてです。

3点目が、カルチャーパレスの小ホールの舞台についてですけど、通告書では突き出しと書いてありますが、張り出しというふうに訂正をお願いします。

では、1点目の自治基本条例についてです。

災害公営住宅問題を通して、人吉市には情報公開条例があるのに、都合の悪い情報をひた隠ししているのではないかという疑念が市民の間から生まれています。市政への住民参加を推進するためにも、自治基本条例を制定すべきだという思いから、この質問を行います。

1月31日に行われた災害公営住宅をめぐる裁判の傍聴に、私も参加しました。裁判後に行われた弁護士の内容説明では、人吉市は、こちら側が裁判所に提出するように求めた情報をなかなか提出しようとしないう、都合の悪いことを隠しているのではないかという旨の説明をされました。

そのことを証明するかのように、情報公開による資料を数多く求めてこられた方から、復興建設部住宅政策課による情報公開条例開示決定定期期間違反に関する申入れが、本年1月25日で提出されておられますので、その内容を見てみますと、書面による通知もないまま、延期後の期限を大幅に遅延してもなお開示されないケースが、復興建設部住宅政策課に関する公文書において多発していますとの指摘や、市長は2024年の挨拶で、市民の皆様一人一人が幸せを実感できるまちの実現を目指し、皆様とともに歩んでいく1年にと明記しています。ところが、判断するに十分な情報を条例にのっとって市民に開示すらしていないのが現状ですと指摘しています。

東校区の災害公営住宅問題で、市の取組に問題がないというのなら、情報公開条例に基づく請求や、今行われている裁判で、市の情報を包み隠さず速やかに全部出すべきではありませんか。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、こんにちは。私のほうからお答えをさせていただきます。

市では、情報公開条例におきまして、どなたでも開示請求ができることとしておりまして、請求があった際には、同条例に基づき開示を行っているところでございます。

議員お尋ねの災害公営住宅整備事業につきましても、これまで同条例による多くの開示請求を受けておりまして、一部その数が多く、期限内に回答ができない部分もありましたけれ

ども、開示の内容につきましては、同条例の開示等の基準にのっとり、適正に対応しているというところでございます。

また、現在係争中の裁判につきましては、口頭弁論が行われている最中でございまして、内容について申し上げることは適当ではないと存じますが、市の主張、証拠に必要な関連情報につきましては、訴訟代理人であります弁護士と協議をいたしまして、適正に対応していくことを申し上げたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 条例にのっとりやっているけど、たくさんあるからというふうに言われましたけど、一応その条例でも期限があるものですから、それでも出てこないということになると、やはりこれは市民から見るとなかなか出さないようにしているんじゃないかと思われるというのは払拭できないだろうと思うというのは、私も申しておきたいと思います。

それで2点目ですけど、そうであるなら自治基本条例を制定していくべきだという思いに、私も達したとこなんですけど、自治基本条例の試みは、北海道から始まりました。市町村レベルでは、2001年4月にニセコ町が、ニセコ町まちづくり基本条例を制定し、また都道府県レベルでは、北海道が2002年10月に、初の北海道行政基本条例を制定しました。インターネットで調べてみると、2024年4月1日現在で、施行日を基準として、全体の22.9%に当たる409の自治体で施行されています。

インターネットのウィキペディアを見てみると、このように解説しています。

自治基本条例は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例である。自治体の憲法とも言われる。さらには、多くの自治体では、情報の共有や市民参加、協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、首長・行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画・審議会等への市民参加や住民投票など、自治を推進する制度について定めていると解説しています。

自治基本条例の大きな柱の1つは、情報公開であることを認識していますか。お伺いします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

ただいま本村議員のほうから御紹介ありましたように、現在全国で409の自治体で自治基本条例、これに近いものを制定しているという状況でございます。私どもも、これらの制定自治体の自治基本条例の内容等は把握をしているところでございますけれども、条例制定の目的によって、それぞれ規定の内容に若干違いがございまして、まちづくりの基本理念を主体とする理念型条例や、住民の環境権、生活権、参政権など基本的権利を主体とする権利保障型条例などがあるようでございます。

そのような中で、自治基本条例に住民自治の仕組みを定める場合におきまして、住民の参

画・協働に合わせて、情報公開、情報の共有についても規定されるケースが多いことは承知をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 情報公開が1つの柱というのは、そこはお互いに分かっているというのは分かりました。

そこで、市長に質問してまいりたいと思いますけど、自治基本条例の広がりに見られるように、住民自治による自治体運営が広がっています。市政への市民参加のためには、情報公開が大前提です。

ところが、1回目の質問で私が述べているように、人吉市は情報公開にかなり消極的であるように見えてきます。このような状況にあるのは、市長の政治姿勢の反映だとも考えられます。

そこで、市長は市政への住民参加に反対なのですかということをお伺いしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市政への住民参加について反対かとの問いでございますが、市政を預かるものとして、法令にのっとり、公正に、誠実に、市民の幸福向上のために職務を全うしていれば、住民が市政に参加することは、至極当然と考えます。現に、市総合計画、復興まちづくり計画のほか、各種計画、ビジョンについても、市民代表を含めた審議会による審議、市民ワークショップ、パブリックコメント、市民アンケート、説明会など自由に参加いただき、御意見を伺う場をつくり、市民との協働を常に意識して、策定を行っております。また、私が直接市民の皆様と語り合う場としまして、今年度もひとよし未来カフェを開催し、地域住民の皆様から、様々な分野にわたる御要望や御意見をいただくなど、取組を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 住民参加は当然のことだと言われましたので、そこで先ほどから述べている市政の住民参加を進めるためにも、今問題になっている情報公開の改善のためにも、自治基本条例を制定すべきではありませんかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えします。

自治基本条例の制定につきましては、私も議員時代に一般質問した経緯がございまして、条例の意義、役割などにつきましては理解しているつもりでございます。

近年の自治基本条例の制定の動向につきましては、条例の基本理念や条例の位置づけに細心の注意を払わなければ、かえって住民自治の否定や議会の軽視につながりかねないということ、また、条例によって具体的ルール、手続を定めることで、急速に変化する社会情勢や

地域のニーズに対し、逆に柔軟な対応が難しくなる場合があるとの見方もあることから、現在は条例を制定する自治体が少ないようでございます。また、住民参加につきましては、先ほどの御質問でお答えいたしましたとおり、取り組んでいるところであり、情報公開につきましては、本市情報公開条例のほか、各種例規の定めにより公表を行っており、十分対応ができていると考えられるため、現時点で自治基本条例を制定することは考えておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） いろんなつくり方があってそれをよく考えないと、うまくいかないというのは私も分かることです。しかし、住民参加を言われるなら、先ほど言った、住民参加を進めるためにも、先ほど言ったみたいに、情報公開して、市民から疑念を持たれる面があると、それを払拭するためにも、私としてはぜひそれを市長としても、市長が頑張ろうという1つの面としてぜひ自治基本条例は制定できるように進めていただきたいということは申しておいて、1点目の質問については終わって、次の質問にまいります。

次は2点目に、災害公営住宅問題で質問いたします。

東校区の災害公営住宅から離れた場所に住んでおられる方が、災害公営住宅によって日陰になる家は、本人が希望したわけでもないのに、冬の光熱費やカビの発生などで負担を強いられることが考えられる、市としては補償すべきだと思うという話をされました。私はその意見に賛同するという思いから、この質問を行います。

そこでまずは、災害公営住宅による影響を知ることが大切だと思います。そこで、災害公営住宅の建設によって、周辺の民家の日照時間は最大で何時間の減少になり、割合では何%減少するのか、調べているのか、お伺いします。

○復興建設部長（立場康宏君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

災害公営住宅東校区地区につきましては、建築基準法及び関係法令等に基づき、日照のみならず、耐震性、防火等、全ての基準を満たす建築物でございます。

日照時間につきましては、令和5年5月30日に開催しました住民説明会において、建設する2つの建物が周囲に対してどのように影を打つか、冬至日、夏至日の2パターンの日影図を用いて御説明させていただき、災害公営住宅の影の範囲、移動時間等は把握できているところでございます。

一方で、議員御質問の周辺の民家、店舗等の日照時間につきましては、災害公営住宅だけでなく、周囲に存在する全ての建築物や工作物が同様に影を打つことから、周辺民家の減少する割合については把握できていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 影の範囲では議会にもお示しいただいたので、大体その辺は住民にも

説明したのは分かります。市の住宅であるので、確かに細やかには難しいです。そういうのは私も分かりますけど、どのくらい住民に御迷惑をかけているのかという面では、どのくらい時間の減少になるのかというのは、調べてもいいんじゃないかなという気がするところです。

2点目ですけど、日照時間が減少すると、冬の光熱費が上がったり、日光を浴びる時間が減ったり、またカビの繁殖が起こり、ひいては経済的、精神的、さらには肉体的に悪影響を与える可能性があることを認識していますか。お伺いします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

一般的な知識といたしまして、日照時間が減少した場合、何らかの影響を与える可能性はゼロではないと認識しておりますが、議員がおっしゃいました全ての事由について、日照時間の減少が直接の原因になるとは断定できないと考えるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） それはそうですね。全ての原因になるとは思わないけど、でも一般的に時々日には当たりなさいと、言うこととかあるし、カビなんかを生やすことはあんまりいいことじゃないというのはありますので、何らかの影響がですね、おっしゃったとおりあるというのは私もありますので、その認識はしておられるというふうに捉えておきます。

もう1点ですね、私生活が上方から見られることについて、周辺住民に大きな抵抗があることを認識されているか、お伺いします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

災害公営住宅の建設に当たりましては、近隣住民の方々と協議を行いながら、可能な限り対応を取ってきた経緯がございます。議員がおっしゃいました視線に関する抵抗などもその1つであり、フェンス等の仕様変更や植栽の増設等につきましては、近隣住民の方々のプライバシーの確保などの思いを認識した上で、実施してきたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 市がいろいろ策を打ってきたのは分かっております。ただやっぱり何て言うかな、合間も隙間もありますしね。やっぱりそこに、上から見えること、見ろうと思えば可能なかもしれませんし、そういう意味では、やはり抵抗が残るんじゃないかなという思いがあります。

これらを踏まえて、市長に質問したいと思います。上から見られることを防ぐためには、機材の購入も必要です。日照時間の減少や、上から見えることへの負担の代償として、迷惑料としての補償を行ってはどうですかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

視線に関する問題につきましては、今回の災害公営住宅に限った話ではなく、建物が隣接して建設される場合、建物の低層・高層を問わず、また商業地、住宅地を問わず、発生し得る問題ではないかと考えております。

昨年12月議会及び今年2月開催の臨時議会におきましては、近隣住民への対応に関する費用を含めた災害公営住宅の買取り価格の変更につきまして、市議会におきましても、全会一致でお認めいただいたところでございます。

また、これまでの答弁でもありましたとおり、建設に当たりましては、可能な限り近隣住民の方々に寄り添って進めてきたところでございまして、また、両団地において可能な対策は今後も引き続き検討してまいりますので、近隣住民に対して、補償として迷惑料をお支払いする考えはございません。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） これ、迷惑料とか補償とか、条例や法律にはないので、市もすぐにはぱっとは動かないと思いますけど、とにかくこれは市が建てた問題でありまして、民間なんかで考えると、隣に何か物を建てる、そういうもので日陰になったりするときに、人によっては何もしないかもしれませんよ。でも人によっては、ちょっと御迷惑をかけますと言って、いろいろ折りとか持っていく場合もあると思いますけど、そういう気持ちの問題ですね。気持ちの問題としても、こういう補償を行ってはどうかということを思うということを再度申し上げておきます。

以上で2番目を終わりました、3番目ですね。カルチャーパレス小ホールの舞台についてです。

ある文化活動に関わる方が、このような話をされました。カルチャーパレス小ホールでは、舞台の張り出しの設置ができる。そのことは良いことだ。ところが張り出しを組み立てると、舞台より11センチメートル低くなり、使いにくい。全国でもそんな事例は聞いたことがなく、舞台と張り出しの高さに差はないようにしてあるというものです。なぜ、カルチャーパレスの小ホールでは高さに差があるのか、お伺いします。

○教育部長（前村洋宣君） 皆さん、こんにちは。それでは、お答えをいたします。

まず、舞台の張り出しでございますが、舞台から客席のほうに臨時的に拡張して造る舞台のことでございます。以前までは広い舞台を必要とする催しに関しまして、大ホールを使用されていたところでございますが、現在、大ホールの使用を休止しておりますことから、小ホールの舞台を少しでも広げて有効に使いたいという利用者のニーズから、小ホールにて舞台張り出しを造られ、使用された実績がございます。

今回、張り出しとして使用された舞台道具につきましては、通常は舞台の上でひな壇として使用されているものの一部を代用されたものでございます。このため、ひな壇の本来の使

用目的とは異なり、組み立てた際に、舞台と11センチメートルの段差が生じたものでございます。

以上、お答えをします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 経過的には分かりました。張り出しのために造られたものではないということですね。そこまで造った当時には考えてなかったのかもしれませんが。でも今後はやはり使いやすいカルチャーパレス小ホールであってほしいと思いますので、先ほど言ったみたいに、その張り出しをしてもらったということは、文化関係の方々も大変それはいいことだと言ってますので、あとは舞台と張り出しの高さを同じようにすべきではないかということをお伺いします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

先ほどお答えをいたしましたとおり、今回は代用品でございますことから段差が生じたものでございますが、大ホールが使えない状況の中、舞台と張り出しが必要な場合は、安全性も考慮し、何らかの対応策を検討する必要があるのではないかと考えております。

また、現状の舞台張り出しの段差解消につきましては、検討を求める要望書が利用団体から本年2月16日に提出されておりますので、今後、カルチャーパレス舞台運営業務の委託業者も含めまして、提出された団体の皆様とともに、現場確認等を行いながら、直接御意見等をお聞きし、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 検討したいということで、この問題は市も住民のほうもやはり人吉でいい文化活動が行われてほしいという、その思いには変わりはないと思うし、お聞きしながらということをおっしゃいましたので、それも大切なことだと思います。そういう面では、ぜひ共有しながら高さが同じ張り出しができるようにしていただきたいということを申しまして、私の質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで、暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時01分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き、再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 皆様、こんにちは。3番議員の徳川禎郁です。

通告に従いまして一般質問を行います。今回の通告は3項目です。

1項目めは、令和2年7月豪雨災害の被災者の住まいの再建について、2項目めは、人吉

市まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」の利活用について、3項目めは、人吉市図書館の整備についてから、視聴覚室の設置についてです。

令和2年7月豪雨災害から4年8か月がたとうとしています。2月28日に、人吉市買取型災害公営住宅整備事業（東校区地区）の落成式が行われました。鍵渡しも行われ、翌日にはクーラーなどの取付けの様子が見受けられました。被災をされ、仮設での暮らしを余儀なくされておられた方々が、公営住宅への入居を指折り数えて待っているというお声を聞いておりましたので、安堵されているだろうと思った次第です。

私も、この災害公営住宅建設に関しましては、住民の皆様の御意見の聴取の方法や建設の手續等に関して、複数回の質問を重ねてまいりました。これまでも、都度説明を受けておりますが、改めて振り返りも兼ね、お尋ねいたします。

災害公営住宅（東校区地区）の建設を進める中で、住民の皆様から、これまで様々な御意見や御要望をいただいていたと思いますが、本市は住民の皆様の御意見、御要望をどのように伺い、どのように応えてきたのか、お尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

人吉市買取型災害公営住宅土地建物提案型整備事業（東校区地区）につきましては、令和5年3月に事業者選定委員会を開催し、事業者を決定いたしました。同年4月に基本協定を締結し、その後、建設計画の御理解と御意見を頂戴するための住民説明会を開催、また、近隣住民の皆様に対しまして、戸別訪問による事業説明や意向調査など、複数回にわたり実施してまいりました。

市では、住民説明会等でいただきました市民の皆様の御意見を踏まえ、九日団地の戸数が1戸減少したことから、2階部分にテラスを新設し、併せて景観に配慮した色彩・意匠の変更、また安全対策費等の追加など、当初の建設計画の変更を行い、令和5年12月19日に事業者との売買契約を締結いたしました。その後も工事に関する近隣住民説明会を実施し、令和6年1月に工事着手いたしました。

工事が進み、徐々に建物の姿が見えるようになる中、近隣住民の方々と協議を行い、ベランダ手すり、フェンスの仕様変更や植栽の追加など、プライバシーに関する計画変更や、入居後の安全確保を目的とした九日町側敷地への進入口増設、防犯カメラの増設や景観に配慮した引込み電柱の移設など、計画変更を実施してまいりました。これらの計画変更に伴う買取価格の変更につきましては、令和6年12月市議会定例会及び令和7年2月開催の市議会臨時会において、御承認をいただいたところでございます。

今後、入居者の皆様の引っ越しが進み、4月頃には新たな住居での生活が始まってまいります。生活する上で、予期できなかった問題も発生するかもしれませんが、市としましては、被災された入居者の皆様や近隣住民の方々に、引き続き寄り添ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 災害公営住宅の景観の配慮については、令和5年6月にも私は一般質問しています。景観に配慮した落ち着いた色彩や安全対策、また、プライバシーの配慮など、対応していただいていると思います。

しかしながら、実際生活が始まると、また様々な御意見があるかもしれません。ただいま御答弁いただきましたように、近隣住民の皆様の御意見や入居者の皆さんの御意見には、引き続き寄り添っていただきますよう重ねてお願いいたします。

では、入居者の皆さんへの建物についての配慮はどのような形でされているのか、お尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

大工団地、九日団地につきましては、昨年度完成しました相良団地同様に、地震や水害など自然災害に対応した建築構造となっております。集会所、ふれあい広場等は交流の場となり、コミュニティ形成の一助となることが期待できます。また、各団地にはエレベーターを設置し、高齢者等にも優しい住まいとなっております。

住戸内につきましては、ユニバーサルデザインに配慮し、段差の少ない計画となっております。また、高気密・高断熱仕様となっており、環境負荷が少なく、給湯はエコキュートを設置し、台所にはIHヒーター設置台を設け、火気を使用しないことで火災発生の危険性を抑え、安全・安心で高齢者や環境にも優しい住宅となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 落成式の際に内覧をさせていただきましたが、全体的に明るい印象を受けました。集会所も明るく、入居者の皆さんが楽しく集われる様子を想像いたしました。

相良町の災害公営住宅についても、1年前に私は一般質問しております。入居後の地域との交流やコミュニティーの形成等、また、消防計画についても質問いたしました。

人吉市地域支え合いセンターが発行されている今年の1月の「スマイルだより」を拝見しますと、相良団地内でのイベントの様子や、相良町町内会主催での交流会の様子などが掲載されており、皆さん笑顔で参加されている様子がうかがえ、うれしくなりました。

そこで今回、あえて相良団地と同じ質問を、大工団地、九日団地、そして木造仮設利活用住宅についても同じ質問をさせていただきます。

それは、熊本地震から5年間で、仮設復興住宅での孤独死は35人との報道があり、阪神・淡路大震災では、10年間で641人の方が孤独死とされているという現実があるからです。

では、本市では、大工団地、九日団地内の入居後のコミュニティーの形成、また、孤立を防ぐためにどのような計画をされているのか、お尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

令和5年に建設されました災害公営住宅の相良団地と同様に、大工団地、九日団地につきましても、入居者による団地の自治組織の発足の準備を進めております。発足後には、球磨川流域復興基金の災害公営住宅等コミュニティ形成支援事業を活用した団地内の交流イベントや、地域にスムーズに溶け込めるよう、地元の町内会とも連携したイベントを開催し、団地内外の交流を活発にすることで、効果的に地域コミュニティを醸成することを計画しております。また、両団地につきましても、同じフロアに単身世帯と複数世帯の住戸が混在していることから、多世代交流がしやすい造りになっておりますので、団地内の集会所やふれあい広場等も活用した交流イベント等のソフト事業と併せて、地域コミュニティ形成の醸成に寄与することができると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 相良団地のよいモデルがありますので、つかず離れずの支援をお願いいたします。

では次に、九日町に位置する九日団地、大工町に位置する大工団地の町内の区域はどうなりますか。また、相良町のように、事前に本市と町内会との連携は取れているのでしょうか。さらに、民生委員・児童委員さんや、くらし見守り相談員さん等は足りているのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

町内の区域につきましては、大工団地の所在地は大工町でございまして、大工団地の入居者は大工町町内会に加入されることになります。一方、九日団地の所在地は九日町でございしますが、以前から、こちらの所在地の住民は、九日町町内会ではなく大工町町内会に加入されておまして、九日団地の入居者につきましても、大工団地と同様に大工町町内会に加入されることになります。大工町の町内会長には、両団地に被災者の方々が入居されましたら、町内会へのスムーズな受入れをお願いしているところでございます。

入居者と町内会との交流イベント等を開催することで、入居者の方々が地域に溶け込みやすくなるよう、町内会と市が緊密に連携してまいりたいと考えているところでございます。

被災者の支援に関しましては、これまでも地域支え合いセンターの相談員による戸別訪問により、お声かけをしながら困り事などを把握し、必要に応じて関係機関におつなぎしております。また、みんなの家や集会所を活用して、相談会や自由参加型の茶話会を毎月開催するなど、入居者同士のコミュニティ形成を支援しているところでございます。

両団地へ入居後においても、地域支え合いセンター相談員が戸別訪問を行いながら、被災に関する困り事や心身の不調がないかなどをお聞きし、また、相良団地と同様に、団地集会所を活用して茶話会を開催するなど、入居者間の交流の場をつくる予定でございます。

また、75歳以上独り暮らし高齢者世帯と、地域での見守りを必要とする方については、地

域支え合いセンターの定期訪問等から地元町内会の見守り活動へ移行する必要がありますので、民生委員・児童委員やくらし見守り相談員との同行訪問を行うなど、段階的に地域への見守り活動へつないでまいります。

その民生委員・児童委員やくらし見守り相談員は足りているのかとのお尋ねでございますが、民生委員・児童委員につきましては、来年度に実施される民生委員・児童委員の一斉改選に向けて、関係町内会長及び民生委員・児童委員の方々と協議を重ねております。当該地区を含むまちなかの9町内においても、災害公営住宅入居予定世帯数もお示ししながら、担当地区及び人員配置について協議を行い、一定の方向性が見えてきたところでございます。

複数の町内を担当する方もおられますが、見守りが必要な世帯が多く、民生委員・児童委員のみでは支援が行き届かない状況であるといった場合には、くらし見守り相談員の事業主体である人吉市社会福祉協議会とともに、該当する町内会や民生委員・児童委員と協議しながら、くらし見守り相談員を増やすという対応も考えられるところでございます。

このような取組を継続していきながら、災害公営住宅入居後も支援を継続し、地元町内とのコミュニティの形成について支援してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 地域支え合いセンターから地元町内会への見守り活動の移行は、地域コミュニティの自立と持続可能性を高める上で、とても大切なことです。しかしながら、町内会役員や民生委員・児童委員、くらし見守り相談員など、成り手不足などの現実もあります。民生委員・児童委員の来年度の一斉改選に向けて、町内会と本市のより一層の連携をお願いいたします。

九日団地も大工町町内会へ所属するとのことで、大工町は急に44世帯が増えるわけです。町内会、特に町内会長さんの御苦勞は大変なものだと思います。

今回、大工町だけでなく、まちなか9町内での協議を進めておられるとのことで、安心いたしました。人口減少が進む中では、町内の垣根を越えた連携が重要になってくるものだと思います。

そこで、地域住民と入居者との交流など、具体的にはどのように計画をされていますか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

地元町内会への加入は、団地会の設立以降となりますので、来年度から球磨川流域復興基金の災害公営住宅等コミュニティ形成支援事業を活用しまして、地元町内会と入居者との交流会を検討しております。この支援事業は、災害公営住宅の入居開始月から3年を過ぎた年度の3月まで申請可能であり、交付対象は、災害公営住宅の入居世帯で構成された自治組織や、災害公営住宅が属する地域の自治組織となっております。災害公営住宅等の地域コミュ

ニティーに資する経費を助成するものでございますが、地域での交流会等に至るまでの協議・検討など、コミュニティ形成を支援してまいります。

現在、この事業については、既に相良町で行っているものでございますが、相良団地入居者と相良町住民との交流会を開催し、地域コミュニティの形成につなげております。これらの事業の活用を検討しつつ、被災者の皆様が手を取り合い、地域に溶け込めるよう、今後とも住民主体のコミュニティ形成を促進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ３番、徳川禎郁議員。

○３番（徳川禎郁君） 相良団地と同じように、球磨川流域復興基金の利用ができることで、スムーズな団地内の自治組織構成ができるよう、本市も様々な方面から支援をしてほしいと思います。

そして、復興基金対象は公営住宅が属する地域の自治組織ということですので、先ほども申し上げましたが、やはり町内の垣根を越えた交流が大切になってくると思います。本市独自の交流事業など、やってほしいと思います。

今、まちなかグランドデザイン推進アクションプランの一環で、実証実験などが行われており、これからもたくさん行われると思います。そういったものを利用して、入居者と近隣地域住民との交流ができるといいと思います。

では次に、消防計画についてお尋ねいたします。消防計画についても、相良団地のときにお尋ねしていますが、改めて伺います。

消防計画は、誰が、何に基づいて策定するのでしょうか。大工団地、九日団地についても、ほかの市営住宅と同じように消防計画を適用し、自衛消防隊の編成をしていただくのでしょうか。お尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

市営住宅の消防計画につきましては、人吉市が消防法第８条と同法施行規則第３条の規定に基づき策定しております。市内の各市営住宅は、この計画に基づいて、火災予防等の防災に取り組んでいただいております。自衛消防に係る代表者、通報連絡係、避難誘導係、消火係を決める等、自衛消防の体制を構築していただいております。

今回完成しました大工団地、九日団地につきましても、入居後に発足予定の両団地の自治組織において、市営住宅の消防計画に基づき、自衛消防の体制を構築していただくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ３番、徳川禎郁議員。

○３番（徳川禎郁君） 入居が始まったら、いつ起こるか分からない災害に備えなければなりません。コミュニティの構築ができていない時期での自治会の構成、消防計画、自衛消防

隊編成と、なかなか困難ではないかと思います。きっちりと自衛消防隊編成まで、本市のサポートをお願いいたします。

では、実際災害が発生した際、避難指示が発出されたときは、早めの避難が大前提ですが、高齢者が多い大工団地、九日団地の入居者の方々が早めの避難ができなかった場合、その避難方法について、本市はどのように考えておられるか、計画があるか、お尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

市としましては、災害が発生するおそれがある場合は、早期の避難行動を呼びかけているところでございますが、仮に水害が発生し、避難が間に合わず逃げ遅れた入居者の方がおられた場合は、大工団地、九日団地は5階建て鉄筋コンクリート造りで、1回はピロティーとし、設備類をかさ上げた位置に設けているなど、水害に対応した建物であることから、2階の部屋に住んでいる方につきましては、最大浸水深より高い場所にある3階の集会所に垂直避難していただき、また、3階以上の部屋にお住まいの方については、居住する部屋にとどまるか、お一人で不安な方などは、3階の集会所へ避難していただきたいと考えております。

近隣住民の方々についても、避難が間に合わず逃げ遅れた方がいた場合、大工団地、九日団地を一時避難所として利用いただきたいと存じます。

なお、災害時の避難方法につきましては、それぞれの団地において構築していただく自衛消防の体制と同様に、災害時の避難の方法等も団地の自治組織において決定していただくこととしております。また、地元の消防団からは、地域の住民が増えることになることから、災害時の対応等についてお尋ねがあっておりましたので、両団地で消防訓練等を行う際は、消防団や町内会の方々とも連携して訓練を行えるよう、計画してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 自分の命は自分で守るのが基本であり、早期避難が大前提であることは理解していますが、やはり不測の事態を想定することも大切です。

ここの建物は垂直避難ができる、また、もしものときには地域住民の方、近隣住民の方も垂直避難を利用できるということは、とても心強いと思います。

そして、消防団、町内会ともに連携が取れていることは本当にありがたいです。とはいえ、消防団も、やはり人員不足が言われておりますので、そういったところは連携した訓練など、平時から危機意識を持つことは重要です。今後、実りある防災訓練ができることを期待しています。

では、次に、木造仮設利活用住宅の現状と今後のコミュニティ支援及び消防計画等についてお尋ねいたします。

大工団地、九日団地と同じような質問になりますが、建物の形態も地域性もそれぞれ違うことから、あえて質問させていただきます。

木造仮設利活用住宅内のコミュニティ形成のための本市の対応、また、入居後の孤立などを防ぐための計画はありますか。お尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました大工団地、九日団地と同様に、木造仮設利活用住宅につきましても、入居者による団地の自治組織の発足の準備を進めておりまして、発足後には、球磨川流域復興基金の災害公営住宅等コミュニティ形成支援事業を活用した団地内の交流イベントや、地域にスムーズに溶け込めるよう、地元の町内会とも連携したイベントを開催し、団地内外の交流を活発にすることで、効果的に地域コミュニティーを醸成することを計画しております。

また、木造仮設利活用住宅につきましても、長屋造りで、単身世帯と複数世帯の住戸が混在していることから、多世代交流がしやすい造りになっておりますので、交流イベント等のソフト事業と併せて、団地内のコミュニティ形成の醸成に寄与することができるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 先日、2月24日に、第2回となります人吉こども食堂フェスティバルを開催いたしました。世代間交流というのは、若者世代、特に子育て世代にとっても、高齢者の世代にとっても、とても大切なことだと痛感いたしました。ソフト面での支援を、息長くお願いしたいと思います。

では、3つの町内に点在する6か所の木造仮設利活用住宅は、それぞれ町内会との連携は取れていますか。また、地域支え合いセンターの支援状況は、令和7年1月末現在で94.04%が支援終了との報告がありましたが、支え合いセンターの支援はいつまでできるのでしょうか。

また、木造仮設利活用住宅は規模もそれぞれ違いますが、民生委員・児童委員やくらし見守り相談員等は足りているのでしょうか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

先ほどの大工団地、九日団地と同様に、木造仮設利活用住宅が所在する各町内会長には、被災者の方々が入居されましたら、町内会へのスムーズな受入れをお願いしているところでございます。町内会と市が緊密に連携してまいりたいと考えております。

また、入居者の方へは、地域支え合いセンター相談員による戸別訪問によりお声かけをしながら、困り事などを把握し、必要に応じて関係機関におつなぎをするなどの支援を行ったり、また、みんなの家を活用して茶話会を開催するなど、入居者や地域の方との交流の場を

つくる予定でございます。

地域での見守りを必要とする方については、地域支え合いセンターの定期訪問等から、地元町内会の見守り活動へ移行する必要がありますので、民生委員・児童委員やくらし見守り相談員との同行訪問を行うなど、段階的に地域への見守り活動へつないでまいります。

木造仮設利活用住宅への入居により、大幅な世帯数の増加が見込まれる町内においては、民生委員・児童委員の増員を見込み、協力をお願いしている町内もありますが、令和2年7月豪雨以降、町内間の世帯数が変動していること、また、他の民生委員・児童委員地区との世帯数のバランスを考慮しながら、人員調整を進めていく必要があるため、地区によっては現状のままであることもあり得ます。

先ほども申し上げましたが、町内における見守り等の支援が行き届かない状況である場合には、町内会及び社会福祉協議会とともに、くらし見守り相談員の増員についても検討し、必要な支援が行われるよう努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 木造仮設利活用住宅は、また災害公営住宅、大工団地や九日団地とは違い、既にコミュニティーができておられる入居者の方と、新たに入居をされている方と、混在していると思うんですね。相良団地や大工団地、九日団地の支援とはまた違う寄り添いが必要かと思います。

そこで、地域住民と入居者との交流の計画はされていますか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

地元町内会への加入は、先ほどの大工・九日団地同様に、団地会の設立以降となりますので、来年度から球磨川流域復興基金の災害公営住宅等コミュニティー形成支援事業を活用して、地元町内会と入居者との交流会について検討しており、地域での交流会等に至るまでの協議・検討など、コミュニティー形成を支援してまいります。これらの事業の活用を検討しつつ、被災者の皆様が手を取り合い、地域に溶け込めるよう、今後も住民主体のコミュニティー形成を促進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 地元の町内会の規模もそれぞれ違うと思いますので、地域との交流会、また町内での行事など、細やかにコミュニティーの支援を引き続きお願いいたします。

では、木造仮設利活用住宅での消防計画は、誰が、何に基づいて策定するのでしょうか。ほかの市営住宅、災害公営住宅と同じように消防計画を適用し、自衛消防隊の編成をさせていただくのでしょうか。お尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました大工団地、九日団地と同様でございまして、木造仮設利活用住宅につきましても、人吉市が消防法第8条と同法施行規則第3条の規定に基づき策定しております市営住宅の消防計画を適用することとなります。また、木造仮設利活用住宅につきましても、入居後に発足予定の団地の自治組織において、市営住宅の消防計画に基づいて、自衛消防の体制を構築していただくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） やはりここでも、自治組織の発足が重要です。自衛消防体制を構築することがコミュニティーの構築につながります。

では、実際、災害発生時の避難経路等についての本市の考えをお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました大工団地、九日団地と同様でございまして、市としましては、災害が発生するおそれがある場合は、早期の避難行動を呼びかけているところでございます。

仮に、風水害や地震等の災害が発生した際には、避難所への避難が必要な場合もございますので、それぞれの団地において構築していただく自衛消防の体制と同様に、災害時の避難の方法等を事前に決定しておくことが重要であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） もちろん、早期避難が最重要であることは、先ほども述べました。しかし、災害公営住宅と違い、垂直避難ができない木造仮設利活用住宅です。高齢者、おひとり暮らしの方も多いです。その住宅に合った自衛消防体制の支援と繰り返しの防災訓練を行うことが大切だと思います。人吉市地域防災計画書の下、必ず防災体制が整うまで、またその後も支援を要望いたします。

それでは、市長にお尋ねいたします。

災害から5年がたとうとしています。ようやく入居できた大工団地、九日団地、新年度には入居がかなう木造仮設利活用住宅の方々、安堵されていることだと思います。改めて、ここに至るまでの市長の思いをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私は、令和2年7月豪雨災害で被災し、復旧・復興に向けた事業を進めるに当たり、当初から被災者の皆様の住まいの早期再建、生活の早期再建が第一であると申し上げてまいりました。令和2年7月豪雨から、およそ4年8か月を迎えようとしております。令和5年度には相良団地、そして今回、大工団地、九日団地が完成し、被災者の皆様の住まいの再建について、大きく前進することができました。また、木造仮設利活用住宅につきましても、3月末には住戸改修工事がおおむね完了し、今後は集会所がない団地には集会所の移築工事、さ

らに道路や排水施設等の敷地整備工事を翌年度以降実施してまいります。

これまでの答弁にもありましたとおり、近隣住民へ寄り添うための様々な対応を実施してまいりました。それは、市として当然の対応であったと思いますし、市民との対話を重ね、改良を加えることで、素晴らしい住宅が建設できたと思っております。

住民との協議や計画変更に伴い、建物の引渡し期限を延長することとなりましたが、長い期間、入居を心待ちにされていた皆様の入居を遅らせることはできませんので、国会、県議会、市議会の会期中ではありましたが、2月28日に落成式を執り行わせていただきました。金子代議員、市議会議員の皆様をはじめ、大変お忙しい中に御出席をいただきました来賓の皆様には心からお礼を申し上げますとともに、日程の都合で出席がかなわなかった松村参議、馬場参議、木村熊本県知事、熊本県議会議員の皆様からは、住まいの再建を大きく前進させる本事業の完了に当たり、温かい御祝電等をいただいたことを、この場を借りてお礼を申し上げます。

落成式を終えた当日の午後から、入居者の皆様へ順次鍵渡しを行っております。年度末の慌ただしい時期ではございますが、新しい住まいでの生活に期待を膨らませていらっしゃるものと存じます。

市としましては、被災後、人口減少が進んだ中心市街地に再び住民が戻ることによって、周辺のにぎわい創出につながることに期待、また、近隣住民の御意見にできる限り寄り添うことで、安全で快適な、よりよい住宅の建設ができたものと考えており、建設に携わった関係機関及び事業者の皆様、工事期間中には何かと御不便をおかけしました近隣住民の皆様には、心からお礼を申し上げます。

今後は、地域の良好なコミュニティーの形成と現在進行中の市街地復興に関する事業を滞りなく推進し、商業、観光業をはじめ、本市の中心である中心市街地に再度人を呼び込み、にぎわいを創出し、持続可能な都市の形成を目指して、復興に向けたまちづくりの事業を立ち止まることなく進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 中心市街地を含めた被災地への支援、立ち止まることなく、市長の答弁にありました。これからも、古きよき人情深い人吉市の魅力を、宝を最大限に生かしながら、住民とともに、一緒に歩いていただきたい、私も一緒に歩いていきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。人吉市まち・ひと・しごと総合交流館の取組状況について、質問していきます。

昨年12月17日の全員協議会で、令和5年度分の人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する進捗報告を受けましたが、改めてお尋ねいたします。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」が指定管理から1年が経過しましたが、関係人口、交流人口を増やすためにどのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」につきましては、今年度から指定管理を導入し、一般社団法人ドットリバーに運営、管理等を委託しております。この中で、指定管理者独自の取組が行われておりまして、昨年4月には、多くの方々にくまりばを知っていただくため、くまりばFESTIVAL!と題した交流イベントを、また、先月も類似のイベントを開催されております。また、令和3年度からは、全国各地で活躍する一流の起業家、経営者、大学教授などに講師をお願いし、ひとよしくま熱中小学校を実施しております。この熱中小学校には、人吉球磨地域外からの参加者も多数、また地元の高校生などの参加者も多数おられまして、令和6年度の受講者数は延べ300人を超え、全国の20件ほどの姉妹校からも突出しており、全国でも注目を集める事業となっております。

この熱中小学校を中心とした様々な交流が図られるところでもございますし、本取組をきっかけに、事業者同士のマッチングや新たなビジネスの創出が図られるなど、様々に好影響が波及しているものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 私も第1期からの熱中小学校の生徒です。が、この頃はなかなか登校ができていない状況です。

では次に、第6次総合計画（後期基本計画）には、令和9年度の移住定住相談件数目標が80件とありますが、今後、移住定住の促進についての本市の取組の考えをお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

移住定住の促進に関する取組につきましては、熊本県が主催する東京を中心とした移住イベントの参加に加えまして、昨年7月からは、市単独でのオンライン移住相談会を随時開催するなど、移住に興味のある方を対象に、住環境などについての紹介を行っております。

さらには、今年度の取組といたしまして、熱中小学校事業を通じて、本市とつながりのある北海道芽室町及び山口県萩市との共同で、自治体合同オンライン移住セミナーを今年の1月に開催しておりまして、同セミナーの受講者の中で希望された方や、一般の方などを対象としたお試し移住を、先月、くまりば内で実施したところでもございます。今後も熊本県や関係機関と連携しながら、移住定住の促進に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 山口県萩市に、私たちも行政視察へ行かせていただきましたが、人吉市と移住セミナーの計画があるというお話を、萩市で伺いました。驚きました。その後、お

試し移住にまでつながったとのこと、今後へ期待するところです。

では次に、情報発信についてお尋ねいたします。

本市では、移住定住サイト人よしライフで情報発信をされていますが、開いてみましたところ、一番ホットな情報を掲載すべき新着情報という、タップするところがあるんですけど、そこがほぼ広報のリンクを貼ってあるだけで、イベントも昨年の7月、8月、10月の3件だけの掲載でした。子育て支援へつながるようになっていますが、本市以外の方が見られることを想定してあるのかと、疑問に思う点が多々あります。

それでは、今後の人よしライフの運用方針について、お尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

本市では現在、移住定住ポータルサイト人よしライフを運用いたしております。サイトには、移住に関するイベントの紹介をはじめ、本市での生活をイメージできるよう、本市へのアクセスや人口などの基本情報に加え、住まい、暮らしについての情報、各種支援制度を掲載いたしております。しかしながら、現在の掲載内容、特に議員おっしゃいましたとおり、新着情報からいわゆるネットサーフィンを行う際につきましては、新鮮で有益な情報をリアルに提供できていない、またつながりが悪い状況もございます。

今後の運用につきましては、もちろん、移住に役立つ様々な情報について、鮮度の高い情報の提供に努めるとともに、他市町村の移住定住サイトも参考にしながら、多くの皆様にアクセスいただけるような、また、スムーズに情報が吸収させていただけるようなサイトづくりを心がけてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 人吉市が出しているLINEでの情報ですね、毎日のようにイベントの告知や本市の情報などが発信され、また、フェイスブックとかインスタグラムですね、イベントの告知に加え、即日にイベントの報告等が掲載されています。全庁的に横断的な連携がされれば、とても魅力的な発信になると思います。

では、さらなる人吉市の魅力発信、関係人口・交流人口の創出、移住定住、情報発信を含めた本市の今後の取組の考えを改めてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

東洋経済新報社の住みよさランキング2024におきまして、本市が初の日本一に選定されましたように、飲食店数などの居住環境のポイントの高さに加え、球磨川をはじめとした大自然、相良三十三観音など数々の文化財、球磨焼酎や鮎などの滋味深い食、そしてこの地に住む人々の人情など、本市には他の地域にはない魅力的な資源がたくさん存在するものと存じます。この類いまれな資源の生かし方については、様々な方法があるかと存じますが、まずは鮮度の高い情報を、多様なチャンネルで多方面に発信し、人吉という地名を知っていた

だくことが重要であると認識しております。

その上で、本市にどんどん関わりを持っていただき、人や物の交流を促進していくことで、市外の皆様にこの地に関わってみたい、この地に住んでみたいといった、本市に対しての強い意識を持っていただくことにつながるものではないかと存じます。

今後におきましても、この地域に存在する魅力ある資源の数々を生かすため、先ほどの答弁でも申し上げました取組等をさらに推進し、市内外の皆様に選ばれる地域となるよう、情報発信等を含めた積極的な施策を展開してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 今、答弁にもありましたように、情報には鮮度が必須ですし、情報も一元化が求められています。引き続き住みよさランキングに輝けるように、魅力ある取組をお願いいたします。

では、次に、くまりばの屋外の利活用について質問いたします。

豪雨災害の前ではありましたが、令和2年4月15日のひらめき箱への投書に、くまりばに足湯を設けることができませんか、足湯からバードウォッチングをしたり、足湯で会議など楽しいかと思いましたがとの投書がアツています。回答を要約してみますと、足湯の設置は、施設の価値が向上する大変魅力的な提案、整備計画や予算の都合はあるが、参考にさせていただく、これからもくまりばを地域のたまり場としての、より魅力的な場とするために取り組んでいくとありました。令和4年の一般質問でも、牛塚議員が提案されています。

災害後のくまりばのイベントでも、屋外で足湯体験がありました。その後、足湯の継続の検討・協議はされたのでしょうか。また、災害後に芝生を張るワークショップをされ、子供から大人まで大変喜ばれたと記憶していますが、屋外をイベント開催時だけでなく、いつでも子供たちや地域の方々が利用しやすい環境づくりについての考えをお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

くまりばの足湯につきましては、議員が申されますとおり、豪雨災害後の令和5年度に簡易的ではございましたが、足湯のお試し体験を実施した経緯がございます。

その後の足湯への検討状況でございますが、災害からのくまりばの早期復旧、中でも特に要望の多かった温泉の早期再開をまずは目指しておりましたことから、まだ現時点におきましては、足湯の検討までには至っていないところでございます。

また、平時でも、子供や地域の方々が利用しやすい環境づくりをとの御質問でございますが、くまりばは、人が集い、楽しむ総合交流館としての機能を持った施設として整備しておりますことから、子供から大人までたくさんの皆様に親しみを持っていただけるような取組を行うのは、ある意味当然でございますし、そのためには、館内はもとより、屋外の有効利用についても検討を進める必要があると考えております。

いずれにしても、市内外の方々に愛される施設となりますよう、今後も指定管理者と協働しながら、地域を代表するような魅力ある施設に育て上げてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ３番、徳川禎郁議員。

○３番（徳川禎郁君） 人吉城跡の石垣の改修も進み、人吉城歴史館のリニューアルオープンも控え、人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプラン（素案）を市民とともに検討している中で、くまりばも一体となったまちなか整備の方針として、歴史的に趣のある外観とする考えがありますか。また、相良家下屋敷跡については、過去に大塚議員、牛塚議員も一般質問されていますが、くまりばが相良家下屋敷に位置し、人吉市指定文化財の史跡であり、日本遺産エントランスセンターとしての役割を担っていることを踏まえ、今後どのように生かしていく予定があるか、考えをお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

くまりばは、前身の国民宿舎時代から多くの皆様に親しまれてきた施設であり、その建物自体は昭和39年に建設され——私の同年でございますが、今年で61年目を迎える古い建物でございます。この間、内部のリニューアルとして、コワーキングスペースやシェアオフィス、温泉などの整備を行い、現在は人吉市まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」として営業を行っております。

本市では、昨年度、人吉市まちなかグランドデザイン方針を策定し、その方針を具現化するため、現在、まちなかグランドデザイン推進アクションプランを作成しているところでございまして、くまりばもにぎわいの形成や交通モビリティなど、市内に点在する拠点エリアの１つとして位置づけられるところでもございます。

また、議員が申されますとおり、くまりばは日本遺産エントランスセンターとしての機能も併せ持つ施設であり、ここを拠点に、人吉球磨各地の日本遺産へ誘客する役割も担っているところでもございます。本来であれば、外観も含め、その機能に見合った整備を行うことも検討すべきかと存じますが、現時点では、まずは総合交流館としての機能維持を最優先に、今後も事業に取り組んでいく必要が、まずは最優先であるかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ３番、徳川禎郁議員。

○３番（徳川禎郁君） くまりばは総合交流館が本来の役割ですが、建物の中では先進的なコワーキングスペースだったり、ＩＴ企業の会社が入っていたり、また憩いの温泉があったり、一方で、屋外では相良家下屋敷の歴史的な趣を生かしつつ、子供たちが自由に遊べるスペースや、木陰で休憩ができるような環境は、家族連れにとっても魅力的です。これらの機能を融合させることで、歴史と現代のバランスを取りつつ、人吉市の魅力を内外に広く発信する中心地として、さらに多くの人々が人吉に興味を持つきっかけを創出できると思い

ます。

人よしライフの中に、「人吉ってどんなところ」というページがあります。先人から受け継いだ宝物と題して、こう書かれていました。少し抜粋しますと、相良700年の歴史、数多くの有形無形文化財、500年以上の歴史を持つ球磨焼酎、そして日本遺産の構成文化財には温泉や民謡、古来の遊びが含まれています。これらは、先人たちが人から人へと受け継いできた営みが形として残ったものです。懐かしい風景に誠実に暮らす人々、ここでは、まちのあちこちに古きよき日本の姿を見ることができますと書いてあります。

今後のくまりばの展開において、地元の意見を取り入れながら、それぞれの機能が活かされるよう、計画を進めていただくことを要望し、最後の質問にまいります。

人吉市図書館の視聴覚室の設置についてです。

令和6年3月定例会において、総務文教委員長報告の中で、カルチャーパレス条例の一部が改正され、コミュニティ棟の第3会議室を令和6年度中に補正予算を計上し、視聴覚室とするとの報告がありましたが、では、現時点での進捗状況をお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

視聴覚室整備の進捗状況でございますが、文化課におきましては、庁舎機能移転後の人吉市カルチャーパレスのあり方検討会の結果を踏まえ、令和5年3月にこども図書館を新設・開館し、次の取組といたしまして、視聴覚資料の閲覧ができない状況を改善するため、第3会議室を視聴覚室にリフォームする計画について、現在も検討を進めているところでございます。

令和6年度の補正予算計上につきましては、初期費用を試算いたしましたところ、かなり高額となってしまったため、再度内容について精査・検討の必要ありと判断し、結果、年度内の予算計上に至っていないところでございます。

現在、文化課におきまして、引き続き計画の見直しを行っており、まずは必要最小限の費用で視聴覚機器を備えた視聴覚室の整備を行う方向で検討を進めております。具体的には、基本的な視聴覚機器やDVD再生機、モニター、テーブル、椅子などの什器のみを初期導入をし、利用状況や市民のニーズを見ながら、追加設備の検討・整備をしたいと考えております。

今後も引き続き、早期整備に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 什器1つにしても全て予算が伴うものです。難しく困難が伴うものとは理解しています。しかしながら、条例が改正され、もう貸し会議室としての機能をなくしてしまったその第3会議室が、そのまま利用ができないままになっているということは、とても私は重く受け取っています。

図書館が本の貸し借りだけでなく、居場所へと変わってきていると言われます。このことは、令和4年12月の一般質問でも取り上げましたが、図書館を憩いの場として役割を強化するために、視聴覚室の増設は非常に有効な方法の1つだと考えます。

実際、この条例の報告が、総務文教委員長報告があったときに、私はこの議場で静かに座っておりましたが、心は小躍りしていました。視聴覚室ができるって、すごく私は、今か今かと待っておりました。

図書館を憩いの場としての役割を強化するために、視聴覚室の増設は非常に有効な1つと考えます。視聴覚室は、多様な文化活動をサポートするスペースとしての活用ができるのではないかと思います。市民サービス向上のため、早急な協議を進めていただきますよう要望いたします。

では次に、令和元年6月28日に、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、通称「読書バリアフリー法」が施行されました。目で聴くテレビである情報アクセシビリティ対応機器、アイ・ドラゴン4と言います。アイ・ドラゴン4を専用受信機としてテレビに接続、インターネット回線を利用して視聴する、手話と字幕の番組です。

アイ・ドラゴン4は、身体障害者日常生活用具に指定されており、総務省は、アイ・ドラゴン4などの整備に要する経費について、特別交付税措置が講じられるそうです。ランニングコストも年間1万数千円と聞いています。2,000本を超える手話番組アーカイブを、24時間いつでも見られるのだそうです。

設置をすることで、逆に経費削減につながるのではないのでしょうか。視聴覚室にアイ・ドラゴン4の機器を設置することについての考えをお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

アイ・ドラゴン4とは、議員がただいまおっしゃいましたように、聴覚障害の方向けの手話と字幕の番組、目で聴くテレビを見るための専用受信機のこと、光インターネット環境との接続により、24時間いつでも視聴でき、日常生活用具としてばかりでなく、緊急災害時にも必要な情報を得ることができるものでございます。

図書館関連におきましては、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、通称「読書バリアフリー法」におきまして、障害の有無にかかわらず、全ての人が文字、活字文化の恩恵を受けられるようにするとあり、市としましても、その対応の必要性を感じているところでございます。

図書館視聴覚室へのアイ・ドラゴン4導入、設置につきましては、聴覚に障害をお持ちの方でも気軽に安心して御利用いただけるよう、関係各課と協議・検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 設置に向けて、関係各課との協議・検討してまいりたいというふうに、部長の答弁をいただきました。

令和2年6月の一般質問において、読書バリアフリー法の質問をした際の答弁で、この法律に基づき、国、県、さらには福祉部局と連携を図りつつ、さらなる利便性の向上を図ってまいりますという答弁をいただいております。

もともと、アイ・ドラゴン4は、福祉避難所または避難所への設置も目的とされています。本市は、聴覚障害者のための福祉避難所も設置していただいておりますので、1台で、図書館、福祉避難所へと持ち運びができるのか、2台置くことができるのかも含めて、関係各課で急ぎ協議・検討していただきたいと思います。

では、最後の質問です。

本市の下漆田町にある人吉球磨地区聴覚障害者情報提供室We R o u、「私たちは聾」という意味です。We R o uは、聴覚に障害を持つ市民の方々が状況を共有し、交流を深めるための貴重な場所として、2019年5月20日に開所式が行われ、当時の新聞記事には、松岡市長と宮原議長も大きく写真に写っておられます。

We R o uは、毎週月曜日に、午後、聾者の方々が集まり、私たち手話サークルのメンバーも一緒に手話でおしゃべりをしたり、情報交換をしたり、本の貸出しや、情報ライブラリーDVDの貸出しなども行っていますし、独自に防災訓練をしたり、災害時の備蓄品などの常備もしています。また、防災ラジオ設置の際には、防災課からラジオの設置方法や取扱いの説明に来ていただき、手話通訳付で全員で研修を行ったりしました。また、福祉課から防災メールについての説明に来ていただいたり、避難所についての説明や御意見を聞きに来てくださったりと、なくてはならない場所です。

しかし、その活動は現在、個人宅で限られた条件下で行われており、アクセスや利用の面で多くの課題があります。情報ライブラリーのDVDなどは、個人で、熊本市の熊本県聴覚障害者情報提供センターへ借りに行ったり、返しに行ったりとされています。

We R o uでは、手話を用いた情報交換の場、防災訓練の実施、福祉情報の提供など、多岐にわたるサービスを提供しておりますが、これらの活動をさらに充実させ、より多くの市民に利用していただくためには、適切な施設への移設が急務です。この点において、私は市の視聴覚室を活用することを強く提案いたします。

視聴覚室の設備と位置を最大限に活用し、We R o uの機能を統合することで、球磨人吉聾者福祉協会に加入していない聴覚障害者の方々へも、情報にアクセスしやすい環境を整えることができます。この移設は、聴覚障害者の日常生活において、自立支援と社会参加を促進することにつながります。

そこで、今から視聴覚室の整備を協議される際に、この人吉球磨地区聴覚障害者情報提供室We R o uの機能を視聴覚室へ移設できないか、本市の考えをお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

人吉球磨地区情報提供室We R o u様におかれましては、令和元年5月に開所されて以降、聴覚に障害をお持ちの方に対し、様々に支援を実施されておりますことに対し、心から敬意を表します。

先日、本市図書館にも、代表の方から、We R o uの機能を人吉市図書館に引き継いでほしいとお話も直接あったところでございます。このことにつきましては、これまで聴覚障害者向けの字幕付DVD貸出しや、一般財団法人熊本県ろう者福祉協議会が運営する熊本県聴覚障害者情報センターとの連携などについて、ただいま議員がおっしゃったようなお話は伺っているところでございますが、まだ、We R o u様の全機能について、私どもも把握ができていないところでございます。

そうしたことから、今後も相互連携や機能継承の可否も含めまして、協議・検討してまいりたいと思います。

本市としましては、まずは図書館視聴覚室の早期整備に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 図書館視聴覚室の早期設置に向けて、具体的な計画につながることを心より願っています。

聴覚障害者の方々に限らず、全ての市民にとってよりよい情報環境を提供することは、私たちの重大な責務であると確信しています。

最後に、情報に優しい人吉市、誰もが情報を受けられる人吉市となるよう要望いたします。

今月をもって御退職される職員の皆様方には、本当に大変な時期に多大なる御尽力をいただきましたことを、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

今後も人吉市にお力を貸していただき、お支えくださいますよう切にお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで、暫時休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時26分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き、再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）
5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。牛塚孝浩です。

本日は、1点目に防災行政について、2点目は市民の声から、ひとよし温泉マラソン、敬老祝金、そして要望の多い図書館について、2項目を通告しておりますので、早速質問をし

てまいります。

御承知のとおり、国は防災庁の設置に向けて動いております。気候変動や激甚化する自然災害、感染症対策、家畜伝染病など、あらゆる場面での防災対策の強化は必要不可欠であります。

今年1月、石破首相の施策方針演説において、我が国は世界有数の災害発生国であり、平時の備えにより被害の最小化を図り、発生時にはスフィア基準、正式名称は人道憲章と人道対応に関する最低基準を踏まえた環境を迅速に提供する必要があると述べておられます。

そこで、まず1点目に、本市における今後の防災行政についての大綱計画を伺っておきます。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

議員お尋ねの計画につきましては、防災行政の全体、方向性のことと理解をいたしますけれども、こちらは第6次人吉市総合計画（後期基本計画）におきまして、消防防災力の強化として整理をいたしております。

施策の方向としましては、災害に負けないまちをつくるために、防災基盤の整備に加え、自助・共助・公助を基本とする官民一体となった防災体制の強化・充実を図ることが重要であり、災害が発生した場合でも最小限に抑えることができるよう、官民一体となった防災力の強化を引き続き目指すこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 官民一体で防災力の強化を目指すということでございました。

また総理は、国は防災対応の司令塔として、防災監を内閣府に設置し、機能の強化に当たると述べております。その上で、2026年度中には防災庁を設置すべく、準備を加速すると発言されておりました。

このように、事前防災を一層具体化し、人命・人権最優先の防災立国を目指すという流れがある中、本市では昨年12月に、防災の要とも言える人吉市地域防災官が退職をされております。3年8か月にわたり、大変お世話になったわけですが、まず、本市の防災行政の要となる人吉市地域防災官、以後、地域防災官と発言します、の設置について、本市の見解を伺っておきたいと思っております。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

地域防災官につきましては、昨年末で退職しました前任者が取り組んでまいりました災害が発生した際の対策業務のほか、自主防災組織の強化など、事前の備えを主たる業務として継続していくことを優先したいと考えているところでございます。

後任の地域防災官につきましては、人事や相手方の組織に関わることでありますので、申し上げにくいところもございますけれども、自衛隊退官者の任用につきましても関係機関と調整を

行いましたが、時期的なところで、双方の考えが合わなかったところでございます。

一方で、人吉下球磨消防組合から、市との連携により、地域防災力の向上に努めることと、消防本部など庁舎移転や、上球磨消防組合との連携の対応としまして、人吉市との相互人事交流という形で地域防災官の派遣の話があっておりまして、現在、その協議を重ねているところでございます。

前任者も救急消防行政に精通した職員でございましたので、継続した形で業務を遂行できるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ５番、牛塚孝浩議員。

○５番（牛塚孝浩君） 人吉下球磨消防組合から人事交流による派遣を協議中であると確認できました。地域防災官の空席について、新しい取組が進んでいることが確認できたところがあります。

防災行政において、地域防災官が担う業務は多岐にわたると思うところでございますが、本市防災官が担う具体的な業務とその範囲について伺います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

地域防災官が担う業務に関しましては、少し堅い表現にもなりますけれども、防災基盤の強化並びに住民の防災意識の醸成及び啓発に関すること、防災体制の見直しに関すること、防災に関する訓練の実施及び地域防災の強化に関すること、関係機関との連絡調整に関すること、有事における災害対策本部に係る助言及び連絡調整に関することなどにつきまして、上司の命令を受け、行うこととしております。

具体的な業務として申し上げますと、災害時の業務としましては、災害対策本部での運営となりまして、関係機関との連絡調整なども含まれますし、事前防災の対応としましては、これまで年２回開催しております防災訓練の企画から運営実施、それから、住民の防災意識の醸成、啓発に向けた自主防災組織の強化、コミュニティタイムラインの推進、マイタイムラインの市民への啓発、防災出前講座などがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ５番、牛塚孝浩議員。

○５番（牛塚孝浩君） 災害時に加えて事前防災においても重要な任務であるということが確認できました。

昨年、岩手県釜石市を合同の会派で視察をしまして、防災教育について学んでおります。大災害であっても月日がたつにつれ、災害についての知識も薄れていく中、命の教育と併せた防災教育が行われておりました。子供のときから命について学び、災害を理解し、主体的判断と行動ができる資質を向上させるという取組であります。

防災計画では、学校における児童・生徒など及び教職員の生命・身体を守るため、

防災知識の普及に向けた防災教育がうたわれておりますが、本市の教育について伺っておきたいと思います。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

学校における防災計画は、学校保健安全法第27条によりまして、学校安全の作成等が義務づけられており、市内の小中学校においても、法令に基づき防災計画を作成しております。

また、全国の小中義務教育学校及び県立学校におきましては、平成29年度より防災主任が位置づけられ、市内の小中学校におきましても、防災教育及び防災管理の充実、また、その連携調整を行う教職員として防災主任を任命し、業務を担っております。

議員から御質問の市内小中学校での防災教育でございますが、教科等における学習はもちろん、学校行事等の中で火災や地震、風水害、不審者等から身を守るための防災訓練、保護者への引渡し訓練、日常指導による防災学習等を行っております。

教科等における学習例を申し上げますと、例えば、小学校4年生、社会科、自然災害から人々を守る活動、小学校5年生、理科、流れる水の働きと土地の変化、中学2年生、理科、気象とその変化、特別活動、災害等から身を守り安全に行動することに関する内容、道徳科、熊本地震関連教材「つなぐ」などがございます。教科の目標を達成しながら、教科と教科のつながりや、様々な行事・学習との関連を図る横断的な学習にすることで、防災をテーマとした実感を伴った学習にしております。

また、昨年度、熊本県では、緑の流域治水についての動画やパンフレット等のコンテンツが作成され、これらの教材を取り入れた学習も行っております。加えまして、緑の流域治水に関する出前授業も実施されており、昨年度から本年度にかけまして、本市内の小中学校で実施しております。

さらに、市内の学校の特色ある取組といたしまして、先ほど紹介いたしました小学校5年生、理科、流れる水の働きと土地の変化の単元において、人吉西小学校の5年生児童が、球磨工業高校建設工学科の生徒と一緒に、防災について学習する機会を設けております。内容といたしましては、生徒が作成した球磨川流域の模型を基に、地形と川の流れのメカニズムや災害が起こる仕組みなど、球磨川流域の特性に関する学習でございます。緑の流域治水の動画等のコンテンツも併せて活用することで、児童・生徒の防災意識の高揚はもちろん、実効性のある学習となっております。

しかし、防災計画を立てたからといって、学校の安全・安心が保障されるわけではございません。本市教育委員会といたしましては、全国各地で発生いたします様々な災害や事故など、学校を取り巻く安全上の課題をいつも念頭に置きながら、これらの教育活動をPDCAサイクルで検証していくことから、毎年防災計画を見直し、実効性のある計画にしていくことが重要であると考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5 番、牛塚孝浩議員。

○5 番（牛塚孝浩君） 詳しく紹介をいただきまして、ありがとうございました。横断的に、そして実効性ある学習が行われていると、また、本市や圏域を俯瞰した緑の流域治水の観点からも実施されているということが確認できました。

さきに申し上げた視察研修におきまして、面白いと思ったことが1つございます。防災教育の中に、防災運動会というものを取り入れておられました。バケツリレーとか、土のう積み競技にされているわけですが、これを訓練を兼ねた運動の教育も行われていることで、ふだんから災害時について命の大切さと心の在り方、人との関わりや絆、自然災害を理解して備える大切さを教育の中に溶け込ませているというところに、感銘を受けたところでございます。本市でも、特別活動や道徳科の中で、同様な教育を実施していただいていると認識したところではございます。

なお、釜石市では、この教育推進のために、義務教育課程の9年間の間に、1、津波・地震について、2、土砂災害について、3、河川洪水についてを必ず4回は学べる仕組みがなされておりまして。

いつ、どこで、何が起こるか分からない昨今、本市でも、ぜひ本市に置き換えた形で取り組みないかを伺いたいと思います。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

議員から御紹介いただきました防災運動会は、体力の向上と防災の目的が達成できる大変価値ある活動だと思っております。市内の小中学校では、このような取組はまだございませんが、毎年開催している運動会の中に、その防災の視点を踏まえた内容や種目を取り入れることで、児童・生徒の防災意識やその技術、仲間との協力、助け合い、他者とのつながり、そういうものの大切さを学ぶことができると考えたところでございます。

今後、好事例として、市内校長会議等で紹介いたしまして、各学校の状況を踏まえた検討をお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5 番、牛塚孝浩議員。

○5 番（牛塚孝浩君） 被災地ならではの訓練を兼ねた面白い競技として、ぜひ検討をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

参考までに紹介しておきますと、そのほかにも下校中、いきなり避難訓練が始まるということも、実施されているということでございました。

次は、関連しての質問になりますが、2011年9月、当時小学6年生だった女の子が、駅伝の練習中に心臓発作で亡くなりました。御存じの方もおられると思いますが、学校の保健室にAEDはあったものの、誰も使うことができず、残念ながら助かったであろう命が失われてしまいました。

心肺停止の状態になってから、ＡＥＤの使用が１分遅くなるごとに、救命率は１０％ずつ低下するとされています。倒れた人がいた場合、意識や呼吸の有無に関係なく、ためらわずにＡＥＤを使うことが、生存率を上げるために重要です。

そこで、お母さんは娘さんの死を乗り越え、教訓に、２０１２年から救急対応マニュアルを活用し、全国で、先生だけではなく生徒さんたちにも訴え続けられています。ＡＳＵＫＡモデルと言うそうです。命の教育に当たって、本市でも実施できないか、伺います。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

救急救命法など命を守る教育の１つとして、ＡＥＤを活用した心肺蘇生法の研修がございます。この研修は、全ての市内小中学校におきまして実施しておりますが、研修対象者のほとんどが教職員や保護者となっております。

児童・生徒を対象といたしました取組としては、西瀬小学校におきまして、６年生を対象にＡＥＤを活用した学習会を実施しております。また、第三中学校では、教師と生徒、保護者を対象に同様の学習会を実施しております。

少年消防クラブが結成され、様々な防災に関する活動を実施されている地域もございますし、地域のスポーツ少年団においては、過去にＡＥＤを活用した心肺蘇生法を学んだとの実績もございます。

災害や事故がいつ、どこで、誰に起こるか分からないこと、救急救命において、生存率を上げるためには、一刻を争う対応が求められることを考えますと、誰でもＡＥＤを活用できるようにしておくことは大切なことかと存じます。

教育委員会といたしましては、議員から御紹介がございましたＡＳＵＫＡモデル、また、市内の小中学校の好事例を基に、今後、学校と家庭が一緒になって、あるいは校区などの地域ぐるみで関係機関と連携しながら、防災意識を高めていく機会を広げていきたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ５番、牛塚孝浩議員。

○５番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。

私たち大人でもなかなか学べる機会は少ないと思っております。さらに、いざというとき、その瞬間に本当に使えるのかというふうにも思います。使うということがないことが一番ではありますが、重ねてよろしくお願いをいたします。

次に、昨年１０月、新聞に掲載された内容によりますと、２０２２年末までにＡＥＤによって救命された人は、全国で７,６００人超ということでございました。そして、医療機関以外に設置されている台数は、全国で７０万台近く配備されているということでございます。

そこで、本市のＡＥＤの設置数と主な設置場所、市民向けの講習の有無と、機器の定期検査の状況について伺いたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

AEDの設置数と主な設置場所につきましては、市では把握をしていないことから、人吉下球磨消防組合に確認をいたしました範囲でお答えをさせていただきます。

まず、公共施設につきましては、32の施設に38基が設置してあります。次に、民間事業所におきましては、84の事業所に90基が設置してございます。合計いたしますと、市内に116か所に128基が設置をされているというところになります。

なお、AEDの設置につきましては、人吉下球磨消防組合への報告や届出の義務はございませんので、ただいま申し上げました数につきましては、あくまでも人吉下球磨消防組合で確認ができている数値ということになっております。

AEDの市民向けの講習につきましては、人吉下球磨消防組合におきまして、救急講習の1つとして実施をされておりました、講習依頼書により、受講希望日や受講者数、開催場所などを記載の上、お申込みをいただきますと、受講ができるということでございます。

また、AEDの定期検査につきましては、厚生労働省から日頃からの点検実施の必要性の周知啓発がされておりますけれども、こちらにつきましても、市では状況を把握していないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（宮原将志君） ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）
5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 本市での把握はできていないということでしたが、消防組合が把握している数字についてお答えをいただきました。

疾病者を目の当たりにすると、動揺して対応できなかったり、操作するにも勇気が要ると思います。一般の方に対しての知識と技能の普及はもとより、例えば防災マップにも記載するなど、何らかの方法で設置してある場所の明確化と周知をお願いしたいというふうに思います。救える命がちゃんと救われるように、今後の施策に生かしていただきたいと思います。

次に、昨年は全国的に火災が非常に多く発生しました。今年に入ってから火災の発生は非常に多く、先週発生した岩手県大船渡市の山林火災は、空気の乾燥と強風によって燃え広がり、民家を巻き込む大火災、大惨事となっております。昨報では2,100ヘクタールが焼失し、現在も鎮火には至っておりません。災禍に見舞われた皆さんにはお悔やみとお見舞いを申し上げ、一刻も早い火災の終息を祈ります。

昨年末、本市上原田町で発生した火災では、消火栓が遠く、水量、水圧の不足に大変苦労をしたということでした。

そこでまず、本市の消火栓、防火水槽の全体数と機能は十分なのか、また、もし使用できないものが残存しているとすれば、そこへの対策について伺っておきたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

本市における消防水利の現状でございますけれども、消火栓が555基、防火水槽が268基となっております。

消火栓及び防火水槽の設置につきましては、消防水利の設置基準におきまして、市街地または準市街地では、消防水利から防火対象物に至る距離が100メートルもしくは120メートルに包含となるよう設置しなければならないとなっております。市街地または準市街地以外の地域では、その距離が140メートルとなっているところでございます。市では、この基準に基づき設置を行っているところでございます。

また、消火栓、防火水槽の現状につきましては、消防団におきまして点検等を行っております。現時点では漏水等の不具合の報告はなく、使用可能な状態を保っているものと認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 基準に沿った設置であると答弁をいただきました。使用できないものは残存していないということでしょうか。

消防団員の減少問題については、全員協議会でも報告いただきましたので今回触れておりませんが、いざというときに、消火栓、防火水槽は、答弁いただいた数で足りるのか、また、設置場所については、現在の場所で十分なのか、伺いたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

先ほど答弁しました消火栓及び防火水槽につきましては、消防水利基準に従いまして設置をしているところでございますので、機能という部分につきましても、当然基準を満たしているものという認識でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 十分であるという認識だとお答えいただきましたが、時代の変遷であるとか、災害による影響などに伴って、区画とか館とかが変化するわけですね。ですので、見直しもあり得るのかなということでお伺いしたところです。

水の確保と水圧の不足について、同様な危機感を持っている地域がほかにもあるのではないのかなと思うところであります。御承知のとおり、上原田町では、県営上原田地区土地改良事業として利水事業が開始をされています。事業完了後、これまで火災発生時は使用できた消火栓が使えなくなる可能性も出てきたため、対策が必要であることから、以前もこのことについては一般質問をしております。

そこで、その後の協議はどう進んでいるのか、伺っておきたいと思います。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

上原田地区におきましては、現在、県営上原田地区土地改良事業により、対象となる農地

への配管作業を実施しております。事業完了後は、川辺川土地改良区が水の管理をされることとなりますが、有事の際の使用につきましては、協定を取り交わした上で、利水の利用は可能とのことでございまして、このことにつきましては同様の内容で、山江村が川辺川土地改良区と協定締結を行われているとのことでございます。

また、今後、各農地へ給水栓が設置されることとなりますが、給水栓を有事の際に消火栓として利用することにつきましても、協定締結後は問題ないと認識いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 水の問題があったものですから、伺ったところですけども、協定を締結することで、利水の利用が可能であると確認できて、一安心をいたしました。

今回の火災を受け、地域の方からは、この利水事業に併せて、各町内に消火栓の整備が必要だという声が上がっておりますが、可能なのか、伺いたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えします。

まず、先ほど、足りているかという御質問のところですけども、防火対象物が新たにできるということは、当然あるわけでございますので、そういう状況が変わっていくという状況になれば、先ほどの基準に照らし合わせて、再度見直しをするということでございます。ですので、そういった環境の変化に応じて、また消火栓あるいは防火水槽が設置されるということは、当然そういうことはやっていくということで答弁をさせていただきたいと思います。

ただいま御質問いただいた件につきましては、上原田地区におきまして、地元住民の方々が利水事業により設置をされた農業用水を、有事の際に消防水利として利用を望まれるということでございますならば、その利用について、利水の管理者と協議を行っていくことは可能であるかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 消火栓の設置については、基準を満たしているという認識だと理解しております。

あと、先ほど経済部長から答弁いただいたように、給水栓を消火栓として利用するとなると、何らかの専用器具の装着をしなければならないのかなと思うところです。ですので、今後の土地改良事業の整備が進む上で、利活用の在り方については、地域の皆様の要望に沿えるようにお力添えをいただきたいというふうにお願いしておきます。

次に、能登半島地震から1年が過ぎ、代替水源として注目をされている公共、民間の災害用井戸があります。既に使用訓練をしている自治体もあるということですが、防災計画書の給水対策計画に記載がなかったので、本市にもあるのかを伺っておきたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

災害用井戸とは、災害時に水道の断水などが発生した場合に、生活用水として利用できる井戸のことです。本市では、飲用水以外のトイレや洗濯などに使用する生活用水を確保するために、平成30年12月から、災害時協力井戸として御協力いただける民間事業所や個人等が所有されております井戸の登録を行っております。

現在、下原田町字荒毛、上新町、鬼木町、願成寺町、宝来町、北泉田町の6か所の井戸で御登録をいただいております。

今後の追加登録の計画につきましては、この災害用井戸につきまして、災害時の非常用水として有効な手段であるため、災害時の備えとして御協力いただける井戸を増やしていきたいと考えており、さらなる普及啓発活動に注力してまいりたいと存じます。

また、人吉市地域防災計画書の給水対策計画には、これまで飲用水についてのみを記載しておりましたので、今後は災害用井戸につきましても、関係各課と協議し、記載を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 市内6か所に協力井戸として登録があるということが分かりました。

また今後も協力いただける井戸を増やしていきたいという答弁でございました。

まずは、飲料としての確保というものは最優先ですので、それ以外にも水の確保は重要となりますので、飲料水以外にも引き続きお願いしたいというふうに思います。

防災公園の整備計画について伺います。

計画された公園に防災井戸の設置はされるのか、伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

防災公園とは、都市の防災機能向上により、安全で安心できる都市づくりを図るため、災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点として、また周辺地区からの避難者を収容し、避難者の生命を保護する避難地等としての機能を有し、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられる都市公園等でございます。

本市の地域防災計画書には、村山公園と石野公園が防災公園として位置づけられておりまして、村山公園につきましては高台に立地していることから、災害時の短期的な駐車スペースの確保のため、避難場所の整備を行っており、石野公園につきましては、災害時に自衛隊等の救援活動や物資集積等の拠点として利用するため、備蓄倉庫等の整備を行っているところでございます。

議員御質問の防災公園に防災井戸の計画はあるかとのことでございますが、防災公園におきます避難場所は一時的な避難場所という位置づけでございますし、また、防災井戸を整備した後の水質の安定した安全確保、維持管理という課題もあるため、現在のところ、防災井

戸の整備計画はないところでございます。

しかしながら、近年災害が頻発化・激甚化していることを鑑み、防災公園の位置づけの拡大や、議員御質問の防災井戸の施設整備の必要性につきましても、今後、関係部署、関係機関と検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 今、整備計画はないという答弁でございましたが、防災井戸に対する私の認識としては、先ほど市民部長からも紹介がありましたけれども、手洗いとか、トイレとか、その他の用途にも使用できるインフラの1つという観点でございます。飲料としては水質の基準を満たすなど、安全面での課題もありますが、地域防災計画への記載、それから防災マップへの記載も含めて、市民への周知を努めるべきだというふうに考えます。

また、2か所では、まだまだ少ないと感じますし、場所も遠いと感じますので、その辺も含めて、答弁をいただきましたように、今後整備の必要性について検討いただきますようお願いをしておきたいと思います。

次に、防災行政の円滑な運営に当たっては、防災士の活躍が期待されると思うところであります。

日本防災士機構によりますと、2024年11月には全国で30万人に達し、女性も20%を超えているということでありました。昨報になりますが、熊本県の資格取得者数が5,258人、九州では4番目ということでありました。

本市では、昨年から防災士養成講座の費用を助成いただくようになり、大変ありがたいことだと思っています。先週開催された特別委員会でも質疑があっておりましたが、この取組では何名の受講があり、何名が資格を取得されたのかを伺っておきたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

防災士の養成講座につきましては、熊本県が主催します火の国ぼうさい塾として、県内の市町村の施設を会場として開催される場合と、民間が主催し、全国各地の会場にて開催される場合がございます。本市におきましても、令和4年度に人吉スポーツパレスを試験会場として、火の国ぼうさい塾が開催されております。

令和6年度の火の国ぼうさい塾は、芦北町と御船町の会場で、本年1月下旬から2月上旬に座学が行われ、3月上旬に試験が行われたところでございます。養成講座の申込みは、市町村の窓口と熊本県の窓口へ直接申し込む方法となっておりまして、熊本県に確認しましたところ、人吉市からは1名の申込みがあっていると伺っております。

資格取得に関しましては、3月上旬の試験でございましたので、その結果についての情報は、まだ得ていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5 番、牛塚孝浩議員。

○5 番（牛塚孝浩君） 1 名が受講されたということが分かりました。それと、受講場所が遠方であると、なかなか開催されても行けないという問題がありますので、県南でも受講数が増えるように、圏域の自治体の方たちとも協力をして、できるだけ近場でできるように誘致をいただきたいと思います。

防災士は、社会全体での防災力向上に寄与しているはずだと思うところですが、十分な活動や活用がなされていないように思うところです。

そこで、防災士の機能強化に向けて、防災士同士、あるいは自治体、あるいは地域住民との連携について伺いたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

防災士につきましては、災害時のみならず、平時の防災普及活動など地域防災力の向上に貢献いただけるものと考えております。そのため本市では、防災士資格取得支援を行うことで、地域防災力の向上の担い手となる人材の育成に努めてまいることとしているところでございます。

議員がおっしゃるように、防災士同士や自治体、地域住民との連携が今後は重要と考えておりまして、資格取得支援を行うに当たり、自主防災組織に御加入いただき、地域におきまして活動していただくことや、防災士資格取得者として名簿に登録をいただき、市が実施します防災訓練への参加などの様々な活動を通して、防災士同士の横の連携を図ることができればと考えているところでございます。

また、行政との連携としまして、町内会や各種団体における防災講話の講師などの啓発活動や、人吉市災害救助ボランティア「やませみ」の活動への参画などを助言してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5 番、牛塚孝浩議員。

○5 番（牛塚孝浩君） 旗振り役がいないと、なかなか進めないと思いますので、ぜひ音頭を取っていただきたいと思います。

災害は一部の地域だけで発生することではありません。そこで、これだけ災害が頻繁に起きて、広域化、大規模化する中で、防災士についても、今後、圏域での連携が必要だというふうに思います。

そこで、行政からの関与も含めた見解を伺っておきたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

防災士の圏域での連携の必要性ということでございます。将来ビジョンとしましては、大変心強い形にも思えるところでございますけれども、防災士になられた方お一人お一人にも、それぞれ御自身の考えがあるものと存じます。

何事も始める際には足元からでありますし、他町村におかれましても、それぞれの取組が
あろうかと存じます。本市におきましても、防災士の養成を始めたばかりでございますので、
本市の地域で活躍できる人材の育成を推進することを、まずは第一に考えているところでご
ざいます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） まずは足元を固めてからということですね。しかし、いつか、どこか
の部分で、防災士の連携強化について、テーブルに載せていただきたいと思いますので、適
宜ここでも人吉市がイニシアチブを取っていただきますようお願いをしておきます。

避難所運営について伺います。

冒頭に述べたスフィア基準の取組について、本市の考え方、方向性を伺っておきたいと思
います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

スフィア基準につきまして、少し私のほうから補足をさせていただきます。

スフィア基準は、災害や紛争の被災者が尊厳ある生活を営むための人道支援活動における
最低基準のことでございまして、2016年に内閣府が避難所運営ガイドラインで、スフィア基
準を国際基準として取り上げております。しかしながら、2024年1月の能登半島地震では、
各避難所での避難生活について厳しい状況が続くなど、スフィア基準を満たさない環境が見
受けられましたため、同年12月に、自治体向け避難所に関する取組指針、ガイドラインの改
定が発表されたところでございます。

スフィア基準では、避難所におけるトイレの確保・管理や食事の質の確保、生活空間の確
保、生活用水の確保が定められております。本市では、仮に令和2年7月豪雨災害と同規模
の災害が発生したとしますと、避難所環境を市単独で対応することは現実的に不可能でござ
いまして、国、県、関係機関からの御支援をいただきながら、スフィア基準による避難所環
境整備に努めてまいることになろうかと存じております。

しかしながら、平時からの備えも当然必要でございますことから、市議会から御指摘をい
ただいております避難所として活用します施設のトイレ改修など、できる対策から改善に努
めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） できるところから改善に努めているというふうにお答えいただきまし
た。

先日、大規模災害時のプッシュ型物資支援先、全国に8か所だそうですけれども、そこに
熊本県の益城町が選定されたという報道もございました。地震や火災、台風、水害など、自

然または自然災害以外の有事に備えても、あらゆる面で防災力の強化というものが必要であります。そのためには、防災行政は大変重要であり、本市にとっても専門性を持った地域防災官の設置は必要であります。

防災行政については、まだまだ多くの課題や整備が必要だと認識しておりますが、今回は身近な部分での一端を伺いました。防災行政の強化に向けて、国は、答弁いただいたスフィア基準への整備に向けて、補助や事前登録を始めたということでもございますが、本市の防災力強化とその方向性について、総括した見解を最後に市長に伺っておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えします。

まず、防災行政について、私が申し上げたいことは、あの災害のときのように、二度と災害で亡くなられる方を出してはならないということでございます。そのためには、行政としてできることは全てやっていきたいと考えておりまして、熊本県が令和3年3月に策定した球磨川水系流域治水プロジェクトにおいて、国、県、流域市町村等と連携し、各種取組を実施することで、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して、越水による氾濫防止など、流域における浸水被害の軽減を図り、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、まちづくりと連携した治水対策を推進してまいりたいと存じます。

また、早期の避難行動に向けた啓発活動や防災訓練等の実施、自主防災組織の育成支援、住民同士の災害に対する意識の共有や、早期の避難行動につながる地区防災計画書の策定支援など、事前防災の推進に努め、地域全体での防災意識の向上を図り、災害に備えた地域づくりにつきましても、取組を推進しているところでございます。

自助・共助・公助を基本とする官民一体となった防災体制を強化していくためには、市民の皆様方のいち早い行動が不可欠となってまいります。私も常々、様々な場所で、早めの避難についてお願いをしているところでございます。このことにつきましては、今後も議員各位とも共有しながら、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。

二度と被害者を出さないために、やれることは全てやるんだという気持ちが非常に印象に残った答弁でございました。

防災行政においては、支援の格差を是正するために、今後は災害ケースマネジメントの重要性も増していくというふうに思います。そこには、より専門性を持ったケースマネージャーとなる人材の養成も必要になってきます。さらには、SNSを活用したフェイクやデマ情報などの抑制など、対策も必要です。

本市では先月、復興イメトレを実施するなど、鋭意尽力いただいておりますが、避難訓練において市民参加などもまだまだ少ないなど、地域防災組織の機能についても、不安が残る

ところであります。

さらに、ある意味防災とも取れる防犯カメラの設置を望む声も、昨今、特に増えております。今回は防災行政について通告しておりますので、そこには触れませんが、防犯対策についても、今後はさらに踏み込んで検討いただきたいと要望して、この質問を終わります。

2点目は、市民の声から、第22回ひとよし温泉マラソンについて伺います。

2月16日、5年ぶりに開催されたひとよし温泉マラソンについては、定例会開会日、市長の所信表明の中で、1,457人のエントリーがあったこと、また、改善要望があったことに触れておられました。また、当日開催された全員協議会の中で、同僚議員からも意見や質疑があったところでありますが、私なりに質問をしたいと思います。

今回、本市内外から多くのランナーの皆様が、球磨川沿いや復興が進む市街地を走り抜け、にぎわいを復活させていただいたと思っております。沿道で応援いただいた市民の皆さんや振る舞いなどでおもてなし支援をいただいた皆様、そして、大会関係者の多くなど、多くの皆様に対しては、私からもこの場を借りて感謝を申し上げます。

そこでまず、熊本の大会では、やはり熊本城マラソンがナンバーワンだとは思いますが、県内で行われている規模、エントリー数ともに大きい自治体主催の大会、上位3位までを伺いたいと思います。また、それぞれのエントリー料金と提供されているサービスについても併せて伺います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

県内で行われておりますマラソンやロードレースなどのランニングイベントの中で、一番規模が大きいのは、議員がおっしゃいましたように、熊本城マラソンでございまして、今年度は約1万4,000人が出走されたようでございます。エントリー料金は、フルマラソンが1万3,750円、30キロロードレースが5,500円、約3.5キロメートルの城下町ファンランが3,500円となっており、これにランネットの決済手数料がそれぞれ数百円必要になるようでございます。

参加条件といたしまして、フルマラソンは6時間40分以内に完走できる方、30キロロードレースは日本陸連登録者、城下町ファンランは中学生以上が参加できることになっております。

参加賞はオリジナルTシャツ、公式に発表されているサービスといたしまして、手荷物預かりや完走者への足湯、マッサージなどのサービスがあるようでございます。また、5キロメートルごとの通過タイムやフィニッシュタイムの速報値が分かるランナーズアップデートという通過タイムサービス案内があり、フルマラソンを完走された方には、完走証としてメダルとタオルが配付をされたようです。

そのほか、コースとなる沿道では、ボランティアによる食べ物や飲物などの提供が様々に行われているようでございます。

2 番目が、玉名市で同時開催をされました横島いちごマラソン大会、玉名いだてんマラソンでございます。

横島いちごマラソン大会にはハーフマラソン、10キロメートル、5キロメートル、小学生のみが参加できる3キロメートルのほか、のんびり走る2.5キロメートルの5種目があり、定員は合計で4,000人となっております。

玉名いだてんマラソンは、フルマラソンと金栗四三に扮して走る10キロメートルの金栗足袋DE走の2種目がございます、定員はフルマラソンが1,000人、金栗足袋DE走が50人でございます。

先日開催をされましたこの2つのマラソン大会の今年度のエントリー数は、合計6,015人で行われました。参加料は、フルマラソンが9,000円、金栗足袋DE走が7,000円、その他の種目は高校生以上が3,500円、中学生以下が2,500円となっております、これにエントリー手数料や事務手数料が別途必要となっております。

参加賞として、大会プログラムと特産品のノリが贈られ、フルマラソン参加者にはオリジナルTシャツ、金栗足袋DE走参加者には、金栗四三なりきりグッズとして、全員にTシャツと足袋が贈られております。

また、ゴール後はおにぎりのみそ汁が会場で振る舞われ、フルマラソンでは完走された方にタオルの配付があるほか、希望者には大会当日、別途料金で完走メダルの受付が行われたようでございます。そのほか、沿道におきましては特産品のイチゴの振る舞いなどもあったようでございます。

3 番目が、上天草市で開催される天草パールラインマラソンで、今年度のエントリー数は2,092人でございます。種目はハーフマラソン、10キロメートル、4.2キロメートルでございます。参加料は市内在住の方と市外からの参加者とで異なるようございまして、市民は参加賞なしのため、少し安価な料金設定となっております。ハーフマラソンは、市外の方が5,000円、市民が2,000円、10キロメートルは市外の方が4,000円、市民が1,000円、4.2キロメートルは市外の方が4,000円、市民が1,000円となっております。

なお、4.2キロメートルは仮装の部やファミリーの部があり、人数に応じた参加料が設定されているようでございます。また、各種目の料金には食事代が含まれているようです。

参加賞はTシャツとパール柑、ハーフマラソンのみタイム計測がございまして、ホームページで記録発行されます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） では、人吉・球磨郡の圏域で開催されている大会にて、同様に伺いたいと思います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

人吉球磨圏域で一番規模が大きいのは、本市のひとよし温泉マラソンでございまして、今回のエントリー数は1,591人でございました。参加料はハーフマラソンが5,800円、10キロメートルは一般が3,500円、高校生が2,500円、5キロメートルは一般が3,000円、中高生が2,000円、2.5キロメートル、ファンランは2,000円でございまして、これに別途エントリー手数料が必要となります。

参加者全員への参加賞はございませんでしたが、参加特典として、市内の宿泊施設や飲食店、小売店など協賛事業所からの特典を募集して、提供いたしました。ランナーへのサービスとしましては、貴重品預かり、有料手荷物預かり、無料テーピング、無料アイシング、ホームページでの記録証発行を行っております。

2番目が、水上村で開催されている花より団子マラソンで、10キロメートル、5キロメートル、3キロメートルの3種目でございます。今年度のエントリー数は633人でございます。参加料は一般3,500円、高校生2,000円、小中学生1,500円、村内の児童・生徒・幼児が1,000円でございます。参加賞は1,000円分の食券とTシャツとなっております。

3番目が、同じく水上村で開催されている水上村マウンテンパーティーというトレイルランニングの大会で、今年度は580人のエントリーがございました。参加料はロングコース約62キロメートルが1万5,000円、ミドルコース約39キロメートルが1万円、ショートコース約25キロメートルが8,000円でございました。参加賞は地元特産品で、手荷物預かりサービスや振る舞い食があり、後夜祭としてパーティーも開催をされたようでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 詳しく答弁いただいてありがとうございます。

大会ごとに、種目、規模などの違いがありますが、ここまで伺った各大会と本市の内容についての比較検討、そしてこのことを踏まえた上での差別化ですね、これはどのように行われてきたのかを伺っておきたいと思います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

ひとよし温泉マラソン実行委員会におきましては、ランナーに選んでもらえる大会にしていくため、様々な大会等との日程調整や種目、参加料、おもてなし等のサービスなど、前回大会の反省を踏まえた改善や新たなサービスについて協議、検討を重ねるなど、これまでも鋭意努力をいただいているところでございます。

その内容につきましては、主に他の大会日程や参加料等を参考として取り入れたものもございしますが、比較差別化というよりは、本市の実情に合った大会として、これまで企画運営をされているところでございます。

現在把握しているもので、他の大会を参考としたものといましては、第17回大会では、姉妹都市の指宿市で開催をされております、いぶすき菜の花マラソンで取り組まれていた有

料手荷物預かりサービスについて、実行委員会で協議検討し、導入をされております。

今回の大会におきましては、ランナーに人吉市内をお得に楽しんでもいただけるよう、まちなかに誘導する取組として、ランナー特典を用意してはどうかという役員会からの御提案を受け、実施内容について検討部会や役員会等で協議検討がなされ、商工会議所様やきじ馬スタンプ協同組合様などの御協力の下、協賛事業所を募って実施をされたところでございます。以上、お答えをします。

○議長（宮原将志君） ここで、暫時休憩いたします。

午後 4 時29分 休憩

午後 4 時42分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き、再開いたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）
5 番。牛塚孝浩議員。

○5 番（牛塚孝浩君） 先ほどの答弁でございますが、差別化ではなくて、本市に合った形で企画運営してきたということでございました。

では、参考までに伺いますが、本市の大会はいつから開催しているのか、その趣旨と目標とするところについて伺っておきたいと思います。また、これまでにネーミングについて変更は行ったのか、行っていれば、その理由についても伺います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

本マラソンは、平成15年度から現在の実行委員会形式で開催を始めておりますが、前身といたしまして、市民を対象とした人吉新春マラソンでございました。人吉新春マラソンは、平成14年度までに57回を数える歴史がございました。

ひとよし温泉マラソンは、市民スポーツの振興及び地域の活性化を目的として開催しております。マラソンを通じて市民のスポーツへの関心を高め、市民の体力向上や健康維持増進を図り、また、地域内外から参加者や観光客を誘致し、地域経済の活性化や地域間交流の促進を図っているところでございます。

大会名称につきましては、これまで4回変更が行われております。その時々の実行委員会で協議がなされ、決定をされておりますが、親しみやすさや人吉の魅力を押し出したいなど、その時代に合わせて変更があったものと認識をしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5 番、牛塚孝浩議員。

○5 番（牛塚孝浩君） 前身が市民を対象に始まった人吉新春マラソン、57年の歴史の上に、平成15年度から経済の活性化、地域間交流を図るために地域内外からの参加者を募っている、名称変更は4回あったということで確認をしました。

今年開催された大会では、追加募集もされました。そこで、本年の目標数と達成率、もし

もキャンセルがあった場合はその数と理由、また、オンライン開催を除いた過去5回の実績数と推移、それぞれの参加費用と、大会自体の開催費用を伺っておきたいと思います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

まず、今大会におきましては、ランナーに安全に走っていただくために、目標人数ではなく、部門ごとに定員を設けており、部門合計といたしまして、合計で2,700人としたところでございます。

それに対する参加申込者数は合計1,591人で、定員充足率は58.9%でございました。また、当日の実人数は1,457人で、参加申込者数に対し91.57%でございました。

次に、キャンセル数につきましては、電話連絡等は受けておりましたが、返金対応を行っていないことから、正確な数値は把握できておりません。また、キャンセルの理由につきましては、諸事情により参加できなくなった旨の連絡が多かったようでございます。

次に、オンライン開催以外の過去5回の参加申込者数の推移でございますが、平成27年度が6,237人、平成28年度が5,915人、平成29年度が5,576人、平成30年度が5,412人、令和元年度が4,511人という状況でございます。

次に、参加者が負担する費用と大会の開催経費でございますが、平成27年度の参加費合計は約1,510万円、開催費用は約2,070万円でございました。平成28年度の参加費合計は約1,410万円、開催費用は約2,000万円でございました。平成29年度の参加費合計は約1,520万円、開催費用は約2,300万円でございます。平成30年度の参加費合計は約1,490万円、開催費用は約2,060万円でございます。令和元年度の参加費合計は約1,500万円、開催費用は約1,890万円でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 目標人数ではなく定員という答弁でございました。

充足率が約59%で、参加申込数の92%ほどが実走されたということ、それとキャンセルについては、理由が把握は正確ではないということですが、確認できたところであります。

参加料と開催費用については、およそ4分の1が持ち出しだということも、これで分かったところであります。

では、大会に花を添えていただき、大会が盛り上がる要素として欠かせない存在であります招待選手ですね、これについて伺っておきたいと思います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

招待選手につきましては、ワコール女子陸上競技部の元監督の永山忠幸氏が本市出身という御縁もございまして、過去の大会におきましては、ワコール女子陸上競技部の選手に招待選手として出場していただいております。福土加代子選手が8回、湯田友美選手が4回、樋口紀子選手が3回、稲富友香選手が2回、そのほか3人の選手に出場をしていただいたと

ころでございます。なお、招待選手ではございませんが、平成23年度の第9回大会には、間寛平氏を、平成29年度の第15回大会には俳優の宇梶剛士氏を特別ゲストとして招待をしています。その後、平成30年度の第16回大会以降は、招待選手や特別ゲストは今年も含め、なかったところでございます。

以上、お答えをします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 平成30年度以降はないということでございましたが、やはり先ほど答弁いただいた経済効果という観点に照らしても、人を呼び込む要素として、招待選手には大きな価値があると思いますので、費用面での課題はあると思いますが、可能な限り、今後検討いただきたいというふうに思います。やはり、大会の盛り上がり自体も違うふうに、そういう空気を感じますので、よろしく願いしておきたいと思います。

これまでの大会で参加いただいたランナーへ対して提供してきたサービスと、今年について伺っておきたいと思います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

ランナーへ提供するサービスにつきましては、大会を重ねるごとに少しずつ改善、変更をこれまで行ってきたところでございます。

前回の実走大会であります第17回大会までに提供してまいりましたサービスといたしましては、開会式でのお楽しみ抽せん会や、ランダム抽せんによる景品のプレゼント、また、ゴール後にはスポーツドリンクや温かいおしぼりを提供し、食事といたしまして、つぼん汁、赤飯、ぜんざいを無料で振る舞っております。その他、手荷物預かりサービス、ウェブ完走証発行サービス、参加賞のタオル、無料入浴券などのサービスを提供しております。

今回の大会では、ゴール後のドリンクサービス、手荷物預かりサービス、ウェブ完走証サービスのほか、先ほど申し上げました協賛事業所数社による参加特典を提供したところがございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） これまでと今年についてお答えをいただいたところでありますが、先週開催された全員協議会でも指摘があったように、今年は参加者に対する景品、そしておもてなしが何もなく、ないというクレームを聞いたわけでありましたが、これまでの答弁を聞いていて、全くなかったわけではないということは確認できました。

しかし、厳しい声は届いているというふうに思います。どう思っているのか、伺っておきたいと思います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

ただいま議員御指摘のような不満の声が上がっていることにつきましては、実行委員会事

事務局としても承知をしているところでございますが、また、今後改めて実行委員会のほうでもお伝えしたいというふうに考えております。

今回、復活開催をするに当たりましては、久々の大会ということもあり、実行委員会及び役員会、検討部会において様々に検討協議をしていただきました。参加賞やおもてなしにつきましても、幾度も協議を重ね、御検討をいただいたところでございます。

例えば、参加料についての協議におきましては、他のマラソンの参加料が軒並み値上がりしている状況にあるが、復興を目指す本市のマラソンに参加をして、我がまちの様子を見ていただきたい、たくさんの方に人吉に来ていただきたいという思いから、今回は参加料の上昇をできるだけ抑えるべきだ、その分、参加賞や景品サービス等が用意できないことは致し方ないのではないかという結論に至ったところでございます。

また、つぼん汁などのおもてなしの食事が提供できなかったことにつきましては、調理に使用しておりました4台の大鍋、大釜などが、令和2年7月豪雨で被災をしたため使用できなかったことが大きな要因ではございますが、おもてなしに従事をしていただいております団体やボランティアの減少も、一因としてあったところでございます。

これまで、たくさんのボランティアの方々に支えられ実現していたこれらのサービスは、資金力不足も相まって、残念ながら今回は断念せざるを得ない状況でございました。楽しみにしておられたランナーの皆様には、大変申し訳なく思っているところでございます。

また、当日の運営と参加者からの様々な御意見を受け止めてくださった実行委員会、関係機関や企業、団体のボランティアスタッフの皆様、大会前のコース清掃や当日の給水、おもてなし等に従事をしていただいたコース周辺の町内会、また町内関係団体の皆様、準備や運営に御協力をいただきました市職員の皆様には、深く感謝を申し上げる次第でございます。

厳しい御意見も多く届いておりますが、大会の復活を喜んでいただいた声も届いておりますので、実行委員会で共有、検証をし、今後へつなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えをします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 答弁はよく分かったんですが、しかしですね、実行委員と言いますか、こちら側の気持ちりがほとんど伝わっていなかったのかなと、これが逆効果にならないかといふふうにも思っているところです。

全員協議会でも指摘されましたが、私も温泉マラソンと名が付く大会なのに、今回温泉には自費で入ってねというような形で開催されました。これはどうかなというふうにも思います。温泉の無料開放によっては、いろんな場所にランナーの方たちが行っただくことで、経済効果も逆に上がるのではないかなというふうにも思います。

なぜ、今回は入浴券が出せなかったのかを伺います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

無料入浴券につきましては、これまで御協力いただける温泉施設に対し、無料入浴1人当たり100円の協力金を、マラソン実行委員会から大会終了後にお支払いをしておりました。ただ、この協力金では、マラソン開催での温泉施設に対する直接的な経済効果が限定的であることや、一部の温泉施設に大勢のランナーが集中をすることから、清掃や接客など、温泉施設側の負担もかなり大きなものとなっており、対応に苦慮しているとの御意見も伺っておりました。

そうしたことも含めまして、参加料の設定を検討・協議いただく中で、参加料に反映しない代わりに、無料入浴券を提供しないということが実行委員会で決定をされたところでございます。

以上、お答えをします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 理由はよく分かりますけれども、そこを何とかクリアできるように検討いただければと思います。例えば、その温泉チケットが一極に集中されるというふうに言われましたけど、例えばそこに温泉名を別に入れて、それをくじ引で平等に当たるようにするとか、何らかの対策が可能かなと思いますので、今後よろしく願いいたします。

また、せめて大会名に復興応援という部分を掲げて、そこに焦点を絞ったものであったならば、参加者の御理解も、受け止め方も少しは違ったのではないかというふうに思うところがあります。

それでは、参加者からのアンケートというものは取っているのか、また、声は大会に反映されているのかを伺います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

マラソン実行委員会におきましては、これまでもアンケートを実施をされており、また、申込み受付をいたしますエントリー業者が、各大会の参加者に評価やレポートを入力してもらい、掲載するようなホームページを用意しておりますことから、その情報を収集し、参考にしながら、改善できるところにつきましては取り組んでいるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） それらの声はしっかりと今後も生かしていただきたいと思います。

大会を盛り上げるためには、沿道で応援していただく市民の方たちや、おもてなしをしていただくボランティア、個人や各団体の皆さんの協力、サポートがあってこそものだと思います。今年の大会では、給水所で給水カップが足りなくなったというアクシデントもあったと聞いております。そのようなことが起きないように、縁の下の方たちとして協力をしていただく方たちに対しても、隅々まで心を馳せてこそ、成功を収めることができると思います。

町内会や支援者に対しても、協力しやすいように支援体制は十分であったのかを伺います。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

今大会におきまして、コース周辺の町内会におきましては、下戸越町、上戸越町と鹿目町の合同、大柿町内の計3か所で、給水所または給水所に併設という方法で、地元町内会によるおもてなしを行っていただいたところでございます。

各箇所のテント、机、水やカップのほか、食材費として1か所当たり5,000円を実行委員会で手配をしております。

議員御指摘のとおり、また、先日の全員協議会で御指摘がございましたとおり、多くの給水所にて給水カップの不足があり、一部のランナーの皆様には十分な給水を提供することができなかったところでございます。前回の実走大会から大きく参加者数が減っていたことを考慮いたしまして、給水カップの数量を見込んだところでございましたが、結果といたしまして、カップ数量の見込みを誤っていたものでございます。ランナーや給水担当として御支援いただきました地域の方々、スタッフの方々には御迷惑をおかけし、この場を借りまして、改めて深くおわびを申し上げたいと存じます。

このほか、人吉温泉女将の会さくら会におかれましては、ボランティアによるおもてなしを行っていただいております、改めて感謝を申し上げます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） カップの準備は見込みが甘かったという答弁でございました。また、1か所に5,000円の手配をしたとお答えいただきましたが、金額の根拠が分からないので何とも言えませんが、十分なのかなということは疑問が残るところです。今後も私なりに声を拾って、改めて提案ができる部分はしていきたいというふうに思います。

次の質問です。

記念品は要らないという参加者の声も聞いております。幾つも走ると景品がかさばってくるそうで、唯一の魅力はやっぱりおもてなしであると、きっぱりと言われておりました。そこにしかない、そこでしか味わうことができない接待、あるいは温泉、食べ物、飲み物、そして人との触れ合いが一番の魅力であるということでもあります。

エントリーにつきましては、そのような方たちですね、記念品は要りませんよという方たちが選択をできるようにして、参加費用もそれぞれに設定してみてもどうかというふうに思います。

そして、おもてなしの厚み、これをどのようにして増やして、盛り上げていくか、見解を伺っておきたいとします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

今、御意見がございました参加賞及び参加賞の選択につきましては、頂戴した御意見につ

いて、実行委員会に報告、協議をさせていただきたいと存じます。

おもてなしに関する見解でございますが、たくさんの参加者を呼び込むための手法の1つとして、十分認識をしておりますが、同時に、予算と人員確保に大きく関わる課題でございますので、実行委員会におきまして、協議・検討を重ね、よりよい大会を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えをします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 参加費用の在り方については、検討をお願いしておきます。また今後は、例えば広告が入ったカップは企業から協賛をいただくとか、その協賛によって経費抑制が可能な部分を洗い出して、町内会や支援いただく皆さんの提供を増やしていただければどうなのかなと、おもてなしの厚みが増えるのではないかなというふうにも思います。

また、このおもてなし自体をイベント化して競い合っても、違った面白さが加わる大会ができるかもしれませんので、御検討いただきたいというふうに思います。

次ですが、運営上の安全体制について伺います。

今年の熊本城マラソンでは、スタートから6キロメートル地点で、心肺停止のランナーが出たということでありました。幸い大事には至らなかったということではありますが、防災行政の中でも触れたように、ここでも適切な場所へのAEDの設置と周知、活用方法の事前準備に加え、常からの訓練も重要だというふうに思います。

その辺の環境整備について、今後のためにも今回のことについて伺っておきたいと思えます。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

救護体制につきましては、人吉市医師会、熊本県看護協会人吉球磨支部、人吉下球磨消防組合、人吉医療センター救護ボランティア、市保健センターの保健師をはじめとする市職員の皆様に御協力いただき、メイン会場はもちろん、コース上には数多くの救護所を設けるなど、万全の体制を整備しておりました。AEDにつきましては、人吉医療センター救護ボランティアに監修をしていただき、救護所に計8台、救護車3台に各1台、人吉下球磨消防組合の救急車と赤バイにそれぞれ1台ずつ配備をいたしております。

コース上の救護所につきましては、人吉医療センター救護ボランティアの全面協力の下、13か所設けており、さらにメディカルランナーとして選手に寄り添って走っていただくなど、手厚い御協力をいただいたところでございます。

そのほか、選手を収容する救護車2台と、シャトルバスから業務転換をした選手収容車をコース上に配備し、途中でリタイアされたランナーを輸送する体制も整えておりました。

事前の準備につきましては、人吉医療センター救護ボランティアの皆様には、大会前に救護スタッフ向けの勉強会を開催していただき、また、大会前日の受付会場におきましては、

ランナー向けに救急救命講習を実施をしていただいたところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 確認できました。ありがとうございます。

多くの皆様や団体に協力をいただいて、私もこの場を借りて感謝を申し上げます。

この質問の最後に、熊本城マラソンは2月14日の熊本日日新聞に7面にわたって掲載され、またテレビ中継もあるなど、その規模には差があります。また、開催日が同日ということもあり、参加したくても参加できなかったという声も聞いております。

ある参加者と話す機会がありました。人吉のマラソンは熊本城マラソンに向けて調整、準備するための大会でもいいのではないかと思いますというお話をされておりました。人吉でも走りたいし、熊本でも走りたい、そういう方も多いと聞きます。プレランマラソンとしての提案であります。

大会の在り方については、変えるべきは変える勇気と、常に磨き上げて続けることが必要不可欠であると思いますが、今後について見解を伺いたいと思います。

○教育部長（前村洋宣君） 今後についての御質問でございます。

議員がおっしゃいますとおり、変えるべきは変え、常に磨き上げ続けることが必要だということ、そのとおりであるというふうには感じております。

今回の復活開催に当たりましては、繰り返しになりますが、実行委員会において開催日を変更することも含め、様々に御検討いただいたところでございます。

開催日につきましては、1月から3月までの期間で、県内の陸上イベントや他のマラソンの日程など、一般ランナーの動向や高校生の参加の可否、本市及び人吉球磨圏域の行事等への影響、スタッフの確保の見込みなど、様々な要素を多角的な視点で見詰め、総合的に検討した結果、熊本城マラソンと同日開催になることは承知の上で、最終的に実行委員会において、これまで同様、2月の第3週の日曜日に開催することが決定をされております。

今回のエントリー数が、前回に比べ大きく減った理由につきましては、まだ分析の段階でございますが、コロナ禍を経て全国的にマラソン参加者が減少している影響を受けているのか、日程、種目の問題であるのか、魅力が足りないのか、要因は1つではないと、事務局としては考えております。

いずれにいたしましても、次回の大会につきましては、今回の結果を踏まえるとともに、寄せられた多くの御意見を参考にさせていただき、様々な事項について見直しを図る必要があると、事務局といたしましても認識をしておりますので、マラソンの在り方等につきまして、改めてひとよし温泉マラソン実行委員会に諮ってまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 参加者数の減少という話がありました。今後は良いところを持ち寄ってですが、郡市合同での開催も、あるいは視野に入れて検討しなければならない時期も来るのかなという意見も出ておりました。

また、市民の方からいただいた御意見を紹介しますと、本市の地理的要素、そして史跡ですね、これを生かしたトレイルランを開催してほしいという提案、それから、クロスカントリコースをつくってほしいという声もいただいております。歴史をつないでいくということは非常に大事なことだと思いますが、今後についてはしっかりと検証していただき、市長もおっしゃっていた不易流行の観点を持って、魅力ある大会になるように磨き上げていただきたいをお願いをして、この質問を終わります。

続きまして、敬老祝金について伺います。

本市が行っている高齢者に対するお祝いには、どのようなものがあるのか、そしてどのように行っているのか、伺います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

本市におきましては、高齢者に対し敬老の意を表し、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として、100歳に到達する日において、本市に1年以上住所がある方に対して、1万円程度の敬老祝品をお送りしております。また、当該年度に満88歳に到達し、かつ、当該年度の9月1日現在、本市に引き続き1年以上住所がある方に、敬老祝金2万円を支給しております。そのほか、各町内会で開催されます敬老会におきまして、75歳以上の方の人数に応じて、町内会へ敬老会助成事業費を交付しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 3種類ですかね、お祝いがあるというふうに確認しました。

では、100歳到達者へのお祝いの内容、この詳細についてお伺いします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

本市では、人吉市敬老祝品支給要項に基づき、1万円程度の敬老祝品をお送りしておりますが、その内容といたしましては、きじ馬スタンプ商品券5,000円分、お花、生花またはプリザーブドフラワー3,000円相当、写真立て2,000円相当でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 答弁いただいた内容ですが、何かと不満の声が多うございます。

そこで、近隣市町村の制度と比較はしているのか、9町村の実施内容について把握できているか、伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

県下の各市町村における敬老祝金等の支給状況につきましては、令和2年1月に調査し、

把握はしておりますが、対象年齢や支給の内容は様々でございます。本市の制度は、人吉市敬老祝品支給要項に基づいて実施しているところでございますが、近隣市町村との比較はしておりません。

次に、球磨郡内9町村の100歳の方に対します実施内容につきましては、錦町が商品券1万円分、湯前町が1万円、多良木町が商品券10万円分、山江村が10万円、球磨村は、1年以上住所がある場合、10万円、あさぎり町と五木村は、5年以上住所がある場合、10万円、相良村は、10年以上住所がある場合、10万円、水上村は、30年以上住所がある場合、30万円を支給されているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 比較はしていないと答弁をいただきましたが、錦町、湯前町以外の町村とは非常に差がありすぎますよね。そう思われませんか、皆さん。

実は、市民の方から、高齢者に対する処遇はもっと手厚くするべきではないかという意見がございます。このままでよいとは思えないので、見解を伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

100歳の方へのお祝いにつきましては、令和3年に人吉市敬老祝品支給要項を改正し、敬老祝品支給金額を3万円程度から1万円程度へ見直しております。改正の理由といたしましては、平均寿命の延伸とともに、100歳到達者数が年々増加している状況の中、3万円の支給を存続するのは厳しい状況であったことから、本制度を継続して実施するため、支給金額を見直したものでございます。

敬老の意を表するに値する金額が、どれくらいであると適当であるのかは基準がなく、難しいところではございますが、可能な限り市長が訪問し、直接お祝いをすることで、御本人及び御家族の方に喜んでいただいていると考えているところでございます。

今後、県下市町村の状況等を調査しまして、対象年齢や支給金額などを含め、お祝いの内容につきまして、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 令和3年に見直しを行って、制度を維持するために減額されたということでありました。また、市長が直接訪問することで喜んでいただいているということでございますが、それだけではなかなか全ての方は喜んでいただけていないのかなというふうに思うところです。

確かに、敬老の意を表する額が幾らかという基準はないにしても、先ほどお答えをいただきました1市2町以外とは差がありすぎだと思います。答弁をいただきましたように、内容については慎重に検討いただき、改善がかなうようお願いをしておきたいと思います。

今回、これでこの質問は終わりますが、こういったことにも問題意識を持って現状を知っていただきたいということで質問をしました。このことについては終わります。

次に、昨年12月と今年1月15日、そして2月12、13日に開催された人吉市復興まちづくり担い手ワークショップでも、多くの意見が出され、より具体性を持ったフォーラムの開催が今月15日に予定をされておりますが、まちづくり計画において、個々の市民の方から私が直接受けた中で、特に多くの要望と反響があった図書館について伺います。

このことについては、昨年10月に開催された人吉市中学生みらい議会でも取り上げられ、市長からの答弁もあっておりますが、復興まちづくりが具体的に進捗を見せる中、市民の期待度も増していると思います。そこで、図書館の在り方についても、昨年、新生クラブと市民クラブ合同で、こども本の森遠野を視察するなど、我々も調査・研究をしているところでございます。

そこで、まず、把握されている市民の声にはどのようなものがあるのか、伺います。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

市民の声や要望事項で把握している内容としましては、中心市街地地区を含むまちなかへ、知的満足度を向上させる図書館等を核としたにぎわい拠点施設や複合施設を望む声や、子供たちが勉強したり遊んだりすることが可能なスペース、憩いの場の設置、カフェやチャレンジショップ、託児所の併設といった御要望をいただいております。また、市民からの御要望をまとめた本市の復興まちづくり計画においても、中心市街地地区に複合的な交流の場づくりを記載しており、複合施設整備の検討も進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 複合的な交流の場づくりについて検討しているという答弁でございました。また、把握されている要望の中で、図書館を確認したという発言があったところでございます。

ちょっと時間長くなりますが、私が直接受けた要望を少し紹介しておきますと、3歳と7歳の子供がいます。飲食が可能で、子供と一緒に本に親しんだり遊んだりできる施設ができたらうれしいです。カフェを併設した図書館は他の地区にもあるが、若年者、高齢者の区別なく、多くの人が来館しており、活気がある。人吉市にも設置してほしい。また、ただ本を読むだけではなく、市民のコミュニケーションの場として考え、特に教育の面からは、受験生の勉強の場として考えれば、参考文献などあふれるほど情報が手に入ります。国を富ますには、教育を施し、民度を上げることです。そのためにも、図書館は最も重要な場である。どうぞ人吉球磨の未来のためにも、優秀な子供たちを育ててください。また、カフェにお座敷とか椅子を設けて、おもちゃと絵本のスペースを仕切って、大人だけでも子供連れでも、お互いが気負わずに使いやすい場所があればうれしい。また、地域経済循環の観点から、図

書館プラスカフェで想像がつく特定企業の誘致より、地元カフェを入れるなどして、地域に根差す経営を目指すべきではなど、本当にたくさんの意見をいただいております。

まだまだたくさんあるんですが、あと1点だけお伝えしますと、カフェのある図書館イコールおしゃれだけでは、市民の教養を高める施設としては弱い印象です。それらの課題を重々検討し、クリアできれば、個性的な文化施設になるのではないかと考えます、というものがありません。

このように、まちづくりの中で、他市のような図書館を検討いただきたいという多くの声がある中、にぎわいづくりの計画を進めていく上で、図書館についてどう協議・検討されているのかを伺います。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

検討状況についてでございますが、現実的な問題として、まちなかへの図書館新設に係る構想については、既存の図書館との在り方や建設にかかる費用以外にも、建設用地や駐車場用地の確保、完成後の管理運営や維持管理費といった課題もあり、直ちに実現するのは困難な状況と捉えております。

一方で、まちなかへ人を誘導する起爆剤となる御要望について可能な限り検討するために、限られた空間スペースではございますが、鶯温泉の土地を活用させていただき、3月1日から1か月の期間、社会実験を実施中でございます。この社会実験では、地域の方々や市民に開かれた環境によって、自主活動や日常を豊かに過ごせる場所として、模擬的に空間を設置し、地域の方々が休憩をしたり、飲食店などの出店、活動などが行われることを想定しており、さらには移動図書館と連携し定期的に巡回させることで、図書機能の可能性についても検証していきたいと考えております。

この社会実験によって、まちなかに憩いや交流、活動できる空間を体験していただくことで、市民や地域の方々がこのような場所を、日々の暮らしの中で1つの居場所として認識していただけることが、とても重要であると考えております。この社会実験を通じて、多くの来訪者にアンケート等を通して御意見を頂戴し、参考にさせていただきながら、まちなかへの図書館の必要性や可能性という観点も含め、まずは図書機能的な附帯施設を交流・文化の場として位置づけた鶯温泉周辺の一角に付加できないか、全庁横断的に議論を深め、検討を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 移動図書館との連携やまちなかでの図書館の必要性、可能性について、附帯施設の検討を進めているという答弁でございました。しっかりと受け止めて、協議いただいているということが分かりまして、少しは安心したところです。

本に慣れ親しみ、本を読むことで得られる効果は、語彙力の向上や倫理感の向上、集中力

や忍耐力、他人とのコミュニケーション能力など、多くの差が生まれるというふうに言われております。多くの意見で紹介させていただきましたように、図書館の在り方については、こどもまんなかで考えることが重要ではないかと思えます。

また、新設がかなうようであれば、防災機能なども兼ねて、場所などについても慎重に調査・研究が必要であります、見解を伺っておきたいと思えます。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

子供の読書活動につきましては、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものであるとの基本理念の下、平成13年12月に、子どもの読書活動の推進に関する法律が施行され、国や県、市町村が果たすべき役割がその中で示されております。

本市におきましては、本市の全ての子供たちが読書に親しむ機会を増やしながら、読書の習慣が身につくよう、令和3年度に第4次人吉市子ども読書活動推進計画を策定し、さらなる子供の読書活動推進に努めているところでございます。また、令和5年度には従来の図書館児童コーナー充実のため、2階会議室をリフォームし、こども図書館を新設をしたところでございます。

図書館の在り方といたしましては、図書館が生涯学習の拠点施設の1つとして位置づけられており、特に子供の読書活動に関しましては、子供たちの言葉、感性、表現力、創造力などの醸成のため、その推進を図っていくことが重要であると考えております。

また、図書館新設に関しましては、復興建設部長が申し上げましたとおり、既存図書館、まちなか構想も含め、立地場所や建設費用、維持管理費など解決すべき課題が様々でございますことから、教育部といたしましても、直ちに実現することは厳しいと捉えております。

教育部におきましても、今後全庁的な取組の中で慎重に検討し、現時点ではできる範囲での改善に努め、図書館の魅力づくり、サービス向上に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） 私のほうからは、新設がかなうようであれば、防災機能なども兼ねて、場所などについても慎重に調査・研究が必要ではないかという御質問にお答えさせていただきます。

図書館を新たに建設すると仮定した場合、議員御指摘のとおり、災害時の対応についても、場所の選定や避難設備等の防災機能も併設した複合的な施設も視野に入れて、検討すべき必要がございます。

既存の図書館においては、総合計画上の土地利用構想に基づき、文化・スポーツゾーンと位置づけ、スポーツ施設や図書館、文化会館といった専門的な文化施設の併設、集約が図られており、災害時においては、活動の拠点となる施設と、比較的広い面積の駐車場を確保できております。また、近年では、幅広い分野の資料収集・整理に加え、子供たちが楽しく気

軽に本と触れ合えるよう、会議室をリフォームし、こども図書館を新設したところでございます。

一方で、図書館が入っております人吉カルチャーパレスは、建築から40年以上が経過しており、老朽化も進んでいますので、現在の場所に建て直すのか、新たな場所へ建て直すのかは、極めて慎重な判断が必要と考えております。

人々を呼び込む起爆剤として、仮にまちなかへ新たな図書館を建設すると想定するならば、コンテンツ的に本というものを媒体として考えると、必然的に滞在時間は長くなることが予想され、建物にかかる面積に加え、まとまった広さの駐車場の確保が必要となってまいります。さらに、商業地等といった用途地域の特性を鑑み、まとまった用地の確保が困難であれば、公共交通体系の見直しも必要と考えますし、緊急避難設備も加味しますと、狭小な土地ゆえに、高層階の施設となることも想定されますので、住民との合意形成や、本といった紙媒体の特性上、建物の荷重計算も不可欠だと考えております。

以上のことを総合的に考え、場所の選定や、避難施設等の防災機能の併設においては、今後の用地取得の状況や社会実験の結果等も踏まえて、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 今ある環境の中で、しっかりと取り組んでいただいているということを確認いたしました。

ただ、少子化が想像以上に進み、人口の減少が加速する中、何が言いたいかというと、公共性を持った施設については、再度、広域でも検討いただく必要性も高まってきているのではないかと感じております。このことは、立場復興建設部長が答弁の中で触れられた人吉カルチャーパレスなど、今回質問している図書館に限ってのことだけではないというふうに思います。

ただ、今回この図書館に多くの要望が出ている理由には、魅力的で理想的なものがほかの自治体にあるように、本市でも復興に合わせて新しいまちづくりの中でぜひ具現化してほしいという大きな期待があるというわけなんですね。市民の方にはですね。

既存の図書館運営では改善も含めて、適宜対応いただいていることには感謝を申し上げますが、何とかその声にも寄り添っていただき、少しでも希望に近づくよう、今後も協議・検討をしていただきたいと思います。

最後に、図書館建設の要望に対して、市長の今の考えを伺っておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

図書館の新設につきましては、部長答弁にもありましたとおり、様々にクリアすべき課題があり、また既存の図書館や復興まちづくりにおける交流文化の場に限らず、市内全域で総

合的に判断すべき大きな事案と捉えております。

市営住宅やカルチャーパレスをはじめ、様々な公共施設の老朽化に備えながらも、市民の皆様によりよいサービスを提供するため、図書館についても、市民ニーズや費用対効果を十分に検討しながら、公共施設全体の効率的な再編の必要性も含めた上で、あらゆる視点から検討を重ね、本市の未来を見据えた最適な解決策を見いだしていく必要があるものと考えております。

一言で図書館と言いましても、いろんな形態があり、ハード面、ソフト面、両面の充実が重要であることは言うまでもありません。市民や来訪者のニーズが、憩いの空間に重点があるのか、コンテンツ自体なのか、さらにはターゲットをどの年代層に設定するのかなどを見極めた上で、構想を練ることが肝要と存じますので、各種社会実験等を行う期間も含めまして、しばらくの間、熟考の期間をいただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） ありがとうございました。

すぐに答えを出せることではないということは、私も十分に理解をしております。ただ、重ね重ねになりますが、新しいまちづくりにおいて、市民の期待度が非常に高いものだからこそ伺ってまいりました。

若者が残り、子育てがしやすく、魅力あるまちを、住みよさナンバーワンから住みたいまちナンバーワンを目指して、引き続き御尽力を賜りますようお願いをしておきます。

最後に、私からも、本年度で退職をされます職員の皆様に対しまして、これまでの市政への御尽力に対し感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時35分 散会

令和7年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月5日 水曜日

1. 議事日程第3号

令和7年3月5日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 池田芳隆君
2. 宮原将志君
3. 松村太君

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

3. 出席議員（16名）

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 川上紗智子君 |
| 2番 | 松村太君 |
| 3番 | 徳川禎郁君 |
| 4番 | 池田芳隆君 |
| 5番 | 牛塚孝浩君 |
| 6番 | 宮崎保君 |
| 7番 | 大塚則男君 |
| 8番 | 平田清吉君 |
| 9番 | 井上光浩君 |
| 10番 | 豊永貞夫君 |
| 11番 | 西信八郎君 |
| 12番 | 村上恵一君 |
| 13番 | 本村令斗君 |
| 14番 | 田中哲君 |
| 15番 | 福屋法晴君 |
| 16番 | 宮原将志君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長 松岡隼人君

教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君
健康福祉部長	松 尾 美 紀 君
経 済 部 長	渕 上 聖 也 君
復興建設部長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日下部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽田野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	丸 尾 亜紀子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、これより、一般質問を行います。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、おはようございます。4番議員、池田芳隆です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、市長マニフェストの進捗と今後の施策について、お尋ねしたいと思います。3期目も2年を過ぎたところでの中間確認というところで、質問させていただきます。

第6次人吉市総合計画（後期基本計画）が策定され、2024年4月に概要版、子ども版とともにホームページに公開されました。市長のマニフェスト達成に向けての十分に検討されたものだと思っております。

くしくも、本年度は、東洋経済新報社が毎年公表している住みよさランキング2024年において、人吉市は初めてとなる総合1位に輝きました。これは、2020年総合30位、2021年総合21位、2022年総合17位、2023年には総合9位と、徐々に順番が上がってきたことであって、いきなりの達成ではないと思っております。これはもちろん、市民の皆様の御協力のおかげ、また、市長をはじめとする市職員の皆さんが御努力していた結果かと思います。

今回のランキングの指標はいろいろありますけども、素直に総合1位というものは喜ぶべきではないでしょうか。今からは、住みよさランキング総合1位が実感できるような町に、昨日の牛塚議員も言われましたけれども、今後は住みたいまちのランキング1位になるように頑張っていかなければならないのかと思っております。

水害から4年、前回の選挙から2年が経過したところでございますが、復旧から復興へのフェーズに局面が変わったと言われています。市長は及第点をつける事業、施策は何だと考えていらっしゃるのか。また、順調に進んでいる事業は、市長はどのようなところを評価されているのか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 皆さん、おはようございます。御質問にお答えをいたします。

住みよさランキングにつきましては、議員おっしゃいましたように、本当にこれまで人吉市政に携わってこられた方々の御努力のおかげで、そういう結果をいただいたと感謝をしているところでございます。

ただ、一方で、富裕度等につきましてはまだまだ評価が低うございますので、市民の実感と評価が一致するように、我々も引き続き力を尽くしてまいりたいと考えております。

私のマニフェストにつきましては、令和5年の選挙において、人吉大復興計画として、4つのビジョンと18の分野、112の施策を示しております。マニフェストの進捗管理につきましては、毎年「達成」「取組中」「検討中」「未実施」の項目で達成状況を確認しており、スマート農林業など各課にまたがるものもございまして、119事業において進捗管理を行っております。

直近の進捗状況でございますが、達成している事業数は11でございます。給付型奨学金制度の拡充では、条例と規則を改正し、利用しやすい奨学金制度へと転換しております。K i j i c oの活用では、特定健診受診者に対して、K i j i c oのポイントを付与しております。その他、ペット避難所の設置や生理用品の設置などにつきましても、達成しているところでございます。

令和6年度時点の達成率につきましては9.24%でございますが、「取組中」は88事業でございます。中には多額の予算が必要なもの、複数年にわたる事業期間を要するものなどがございまして、適宜、適切かつ着実に事業を推進していくことにより、今後、達成率も上昇していくものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 私は、及第点という考え方をしておりました。要は、80点達成したからよかったというふうな判断がされるのかなと思いたければ、市長は4段階評価、「達成」「取組中」「検討中」「未実施」という4段階の下の中で、80点では駄目だと、やっぱり達成、100点を目標に頑張るんだという思いが伝わってきたところでございます。やはり、私としても若干甘い認識でした。やはり100点という、「達成」というのが絶対の条件と思っております。ですから、全てに100点を指すと、あと残り2年、頑張りたいと思いますけれども、逆に先ほど言われた、まだ未達成というか、及第点をつけるというか、検討中というところが多々あるかと思えます。逆に言うならば、今、数字的に言いますと、約88以上、9割以上がまだちょっと未達成なのかなと、達成が9.24%と言われましたので、9割以上が未達成なのかなというところで、取組中であつたりとか未達成ですね。まだ100点まで到達してないというところなんだろうけれども、進んでない事業ですね、施策というのが、その9割の中でどういうものがあるのかと。また、その事業の問題点というのはどのように考えていらっしゃるか、教えてください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

進んでいないと思われる事業という御質問でございますが、検討中の事業が20ございます。具体的には、スポーツ施設の整備、自治会の強化・支援、消防組合の統合などがございます。

が、施設整備など大きな予算が伴う、各関係機関との調整が必要であり、期間を要するなど
が主な理由でございます。

これらの取組は、本市の将来の持続発展に寄与する重要な施策でありますことから、市民
の皆様によりよい未来を提供するため、今後も市民の皆様並びに各関係機関等と協議を重ね、
また、他自治体の調査研究を行い、実現可能な制度設計を構築するなど、達成に向け鋭意取
り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ４番、池田芳隆議員。

○４番（池田芳隆君） そうですね。まだあと２年なのか、もう２年しかないのか、よく分か
らないところではありますけれども、いろいろなところと検討されるということで、ここ
ではどれがというピンポイントでお尋ねするのも、少々おこがましいのかなと思っております
が、ちょっと気になるところが１つだけございまして、市長のマニフェストの中で、eスポ
ーツについて取り上げられていると思います。若者向けということを考えているという
ところなんでしょうけれども、eスポーツについてはいろいろとあるところで、宇城市など
は、もう施設を建ててから順次取り組まれているというふうにお話も聞いているところでご
ざいます。

今後、このeスポーツについてというのが重要な施策の１つになるのかなと、このeスポ
ーツについては、もう若者から高齢者の方までつながっていくことになりますので、重要な
取組事項になるのかなと思っておりますが、このeスポーツについての現状、４段階の評価
の中で「取組中」なのか、「検討中」なのか、現在はどこの立ち位置にあるのか、今後これ
はどのように取り組んでいくのかということについて、お尋ねをしたいと思います。

○復興政策部長（溝口尚也君） おはようございます。それでは、お答えをいたします。

近年、eスポーツにつきましては、各地方公共団体において、子供から大人まで幅広い世
代に向けた健康増進や就労支援等の分野で導入が進んでいるようでございます。

そこで、本市におきましても、第６次人吉市総合計画（後期基本計画）に、eスポーツの
普及を位置づけまして、福祉や教育、関係人口創出、人材育成などに活用していくこととし
ているところでございます。

これにつきましての取組でございますけれども、昨年の１０月に職員研修会を開催いたしま
して、まずは全庁的にeスポーツの理解を深め、様々な事業で活用できないか、検討してい
るところでございます。

eスポーツは戦略的思考や迅速な判断力を必要とするため、議員がおっしゃいましたよう
に、高齢者がこれらのゲームをプレーすることで、認知機能の維持や向上が期待されるなど、
高齢者の健康増進において、eスポーツは大きな可能性を秘めていると考えているところで
ございます。また、eスポーツを通じて、他のプレーヤーと交流する機会が増えることから、

高齢者が孤立することなく、社会的なつながりを維持することにも資するのではないかと考えているところでございます。

同世代のプレーヤーとの交流は、共通の話題を持つことで、コミュニケーションが活発になることに加え、議員もおっしゃいましたように、子供から大人までということでございますので、幅広い世代との交流も生まれる、そのようなきっかけづくりも期待できるところでございます。

その他、身体的な健康維持やストレスの軽減、また、地域のコミュニティセンターや高齢者施設で、eスポーツイベントやトーナメントを開催することで、地域全体の活性化にもつながるなど、eスポーツは単なる娯楽の枠を超えて、教育・健康、社会的交流など多岐にわたる分野での活用が期待されているところでございます。

本市におきましても、そのように福祉や教育、関係人口創出、人材育成などに活用できるように、様々な部署と連携をしたり、団体とも連携をしながら、何らかの事業化を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 以前でしたら、eスポーツ、テレビゲームと言えば、テレビゲームなんでしょうけども、もうテレビゲームは悪だみたいな感じで、保護者の方、親が子供に対して厳しく言っていた時代、ちょうどゲーム自体が始まったのが、私、記憶するに、テレビゲームが出てきたのが私が二十歳の頃、大学生の頃だったと思います。その頃からテレビゲームというか、その前から簡単なゲームはあったんですけども、ファミコンというのが出てきて、それからいろいろな思考的なロールプレイングゲームなどがあってきたのかなと思っております。

これ、御存じかどうか分かりませんが、ちょっとeスポーツにつながる話で、1点だけ皆さんに御紹介させていただきたいのが、e建機チャレンジというのがありまして、これは建設機械の遠隔操作技術の社会実装を促進し、また非就労者、未経験者などの就労支援による建設業界の新しい人材の創出、建設機械の遠隔操作の技術と新たな人材による災害救助であったり、災害復旧支援体制の構築と社会貢献を目的としたゲーム大会というかですね、大会があるんですね。参加者は、eスポーツサークルの大学生、プロのeスポーツプレーヤー、あと建設機械のファンの女性ファンであったりとか、実際に仕事をされている技術者が、50キロメートル離れたところの建設現場を、モニターを見ながら作業するんですね。結局、こういうのって、先ほど言いましたけども、要は新たな就労支援であったりとか、体力的に不向きな方、建設現場ですので重いものを抱えたりとか、でも物を造りたいという人がいらっしゃるのに対しては、非力な方でも、ゲーム感覚でというのは、大変失礼な言い方ですけども、機材を50キロメートル離れたところからやっていける。建設現場で物づくりという

のが参加できる、本当は自分はそういうところでやりたいんだけど、体力的に無理だという人なんかもあるという。ですから、eスポーツ、機械、そういうものに関しては、物すごく幅広いものが、未来が待っているのかなと思っております。お時間ありましたら、普通に、e建機スポーツというのをインターネットで検索されれば、大会があります。もう昨年もあつてます。複数年はもうあつてるようですので、もちろんまだまだ参加者、人数というのは少ないんですけども、面白いのかなと思います。こういうふうに使われる場合もあるんだなというのを、御確認をいただければと思います。

eスポーツの質問をさせていただいたんですけども、このアーバンスポーツですね、都市型スポーツと言われるもの、これに関してもちょっとお尋ねを、これはマニフェスト等々には載っていないんですけども、お尋ねをしておきたいと思います。

先日の日曜日なんですけども、スケートボードを抱えた2人組の、中学生か高校生ぐらいの青年にお会いして、スケートボード、どこで遊ぶんですかとお尋ねしたら、堤防ですと答えたんですね。以前、カルチャーパレスでするなどと言われて、あの階段のところですので、危ないので、施設が壊れるのでやめてくれみたいなお話があつたと思います。そういう、堤防なんてもうあまり正直、危険なところとかですね、危ないのかなと、坂道も考えますと、普通に車が走っていないところで練習をされているのかなと思ったんですけども、オリンピック競技にもなるようなスポーツでありながら、何かこう隅っこに寄せられている、地域の若者たちが隅っこに寄せられているような競技なのかなと思ってます。

一昨年ですかね、「くまりば」で行われました「くまびばスケボーパーク」ですかね。有志の方が準備されて、そういう方や子供たちが使えるような施設をされてやってられてたんですけども、これも、アーバンスポーツに関しても、ちょっと若干人吉市はどのように考えていらっしゃるのか。今後の、するなと締めつけるのではなくて、じゃあどういうふうこういうものに取り組む人たちに対しては考えているのかなというのを、計画があれば教えてください。

○教育部長（前村洋宣君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

BMXやパルクールなど、都市での開催ができるアーバンスポーツ、中でも東京2020オリンピック以降、スポーツニュース等でも報じられることが多く、現在でも人気を博しているものがスケートボードではないかと認識をしております。また、このことについては、令和4年12月定例市議会における宮原議員の一般質問におきましても、公共施設でのスケートボードパーク建設についての御質問をいただいたところでございます。

市といたしましても、スケートボードを含むアーバンスポーツは、遊びから発生した誰もが参加できるスポーツとして、近年、スポーツ離れや運動不足が危惧されている若者や子供たちにも、遊び感覚でできるスポーツアクティビティとして、若者への健康増進への期待や

スポーツ振興への効果は認識をしておりますが、現時点では、施設整備について、公共施設において既存の施設の活用や低利用頻度施設の活用、一部開放など、場所、手法、安全性や近隣への騒音問題等も含め、具体的な整備事業計画などに至っていないところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ４番、池田芳隆議員。

○４番（池田芳隆君） 私は思うにもう何でもかんでも人吉市がしなきゃいけないのかなというところも、気持ち的にあります。

先日、１月26日ですかね、あさぎり町で、スケートボードフェスティバルという形でスケートボードを楽しむイベントがあったようです。要は、そういうところがやってくれるのであるならば、そういう施設に関しては造ってくださいと、よろしく願いしますと。じゃあ、どうすればいいかということ、駅のそばだったら動けるように、くま川鉄道が来年復旧するわけですので、くま川鉄道を使って、あっちに遊びに行ってくださいと。子供たちにはその利用をするのには、週末パスみたいなものを作って、子供たちが動いてください。小学生の場合は市外に出るということはできませんので、中学生以上、こういうスポーツに関しては、中学生以上の方が使う、どっちみち使うということでしょうから、自分たちで動ける環境をつくってあげる。

そうしないと、施設、何でもかんでも造ってしまうと、それが、施設を造ったことがゴールではなくて、それからの利用であったりとか、あとメンテナンスですね、利用するための、そういうものを考えてなければならない。だから、何でもかんでも人吉でやって、人吉で造って、全てのことは人吉でやりますよと、人吉球磨の中心は人吉だからという考え方でいってしまうと、人吉市の財政負担というのはかなり大きくなってしまいますと私は思います。これこそ、こういうものこそ広域利用をして、イベントにしろ、全てですね、マラソン大会もどこでもやられてます。

昨日、どうにかというお話ありましたけれども、全てが何でもかんでも人吉ではなくて、連携をして、主体はそちらでございますよ、でも、例えば宿泊を伴うようなイベントに関しては、宿泊は人吉でさせてください、させてくださいというよりも、人吉にしか宿泊施設ですね、大規模で受け入れるところ、ないわけですから。

そういうふうに変えていかないと、何でもかんでも人吉で、人吉で、人吉で造るというのであるならば、確かにその利用者にとってはいいのかなと思いますけども、使わない、逆のパターンですね。これはもう本当、こういう施設関係というのは、何でもかんでも全てがでは、私はないと思ってます。

ですので、まだ検討中ということを言われましたので、逆に周りのほうを利用するような環境づくり、そこに、じゃあどうやって行けばいいのかというほうを考えていくほうが重要なのかなと、私は思います。

これを言うことによって、皆さん、うーんと言われる方も多分いらっしゃると思います。でも実際、このスポーツ施設、来年度ですかね、菊陽町がスケートボードをやったり、スポーツクライミング、BMXなどのアーバンスポーツの施設を、25億円をかけて造ると、九州最大規模ということでございます。

皆さん、そういうのをちょっと比較してしまうので、そういうのではなくて、じゃあ、そこにどうやって行けばいいのかというほうを考えてあげる必要があるのかなと思っております。

これについては、もう本当、今後の検討ということですので、これについてはもうここで終わりたいと思いますけれども。

ちょっと次の質問がですね、高齢者福祉について、お尋ねでございます。

ニーズが少なくなったといえ、すみません、1個抜かしましたね。すみません。市長にですね、今後重点的にやりたいと、これはやっぱり先立ってやりたいというものがあいましたら、教えてください。それはもう本当、全てでしようけれども、何か特段、これというのがあるならば、教えていただければと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員が質問をまとめられた後に答弁するのも、大変答弁しにくいんですが、お答えをいたします。

令和2年7月豪雨災害から4年8か月が経過し、復旧・復興が進む中、市民の方々から目の前の幸せ、日常の豊かさを望まれる声が日増しに高まっていることを日々感じております。

令和2年7月豪雨災害以降、これまではどちらかと言えばハード面の整備に目が行きがちでしたが、いま一度、ソフト面の充実について見詰め直し、各事業をより推進していくことが重要であり、特に将来への期待、明るい未来を示していくことが大事だと考えております。

3期目に挑む私が人吉大復興計画として掲げたマニフェストでは、若者が可能性を追求し、活躍でき、それを大人たちが全力で応援し、そして若者が人吉を選び、出るくいを打たない、そんな人吉をつくるため、112の施策を示させていただきました。その施策のいずれも、市民の皆様とのお約束であり、私といたしましては、優先順位をつけることなく、100%の達成を目指すことを第一に考えております。

現在進行中の施策については、達成に向けて確実に事業を推し進め、検討中の事業については、残りの任期において達成するべく、早期に取りかかるよう、引き続き陣頭指揮を執ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 本当、一番最初のときに、ほぼほぼ答弁というのは出たのかなと、100%を目指す、全てにおいてやるということで、優先順位はないということでお話しいた

だきました。それにつけては、やはり総合計画もある以上、それに私も一生懸命協力していきたいと思うところなのですが、先ほど建物に関しては、何でも、全てそういうハードに関しては、全て人吉が受けていく必要はないという言い方をしましたけども、逆に、福祉の部分については、人吉市民に対しては、何でもかんでも取り組んでいくべき立ち位置の事業だと思っています。

養護老人ホーム延寿荘が、今年の3月で一応廃園ということでお伺いしております。以前でしたらば、皆さん、水害前、とても元気な高齢者という言い方をしていたか分かりませんが、それを支えていた老人福祉センターが、もう一応、使用中止ということになっております。また、在宅福祉ということで支えるべき訪問介護事業というのが、もう全国的に事業所が撤退をしてきていて、これの原因というのは、一番は人材不足、これはもう以前から、ここで私は申し上げてきたつもりです。人材が不足しますよと、きちんとそういうのを補完する人たちをつくらなきゃ駄目ですよという話はしてきたつもりなんですけども、ただただ、どんどん高齢者に対する支援というのが、マイナスというか、両方に軸足を置かなきゃいけないところが、ちょっと何か軸足から離れていつてきているのかなと思うところです。

今後の高齢者福祉については、どのような形で考えているのか、教えてください。

○健康福祉部長（松尾美紀君） おはようございます。お答えいたします。

本市の訪問介護事業所の廃止状況について、指定権者であります熊本県に確認しましたところ、2月28日現在、令和6年度における廃止届はゼロ件ということでしたが、昨年、2024年は、全国の介護事業所の倒産件数が最多であったとの報道もございます。

全国的に訪問介護事業所の廃止が増加している原因の1つとして、ホームヘルパーの人材不足が考えられます。本市におきましても、ホームヘルパーを含めた介護人材の確保につきましては、喫緊の課題であると認識しておりまして、今年度からの3か年計画であります第9期人吉市介護保険事業計画・高齢者福祉計画において、介護サービスの基盤整備と質の向上を基本目標に掲げ、介護人材の確保・育成のため、介護職員初任者研修等の受講費用の助成等に取り組むこととしており、関係予算案を今議会に上程しているところでございます。

また、介護職員の処遇改善や、人材確保のための財政支援の充実等について、本市から熊本県市長会へ議案を提出し、県市長会から国への要望へとつなげているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 本当、訪問介護事業自体がどんどん事業者が撤退していると、一昨年でしたか、人吉の事業所も撤退したというお話を聞いております。

社会福祉協議会において、八代市はもう訪問介護事業をやっていないようです。データシートを確認しましたところ、訪問介護事業については、チェックが入っておりませんでした。

要は、社会福祉協議会ですら、訪問介護事業を撤退していく時代なんですね。社会福祉協

議会、民間ですからね。どうしても皆さん勘違い、私自身も勘違いしている部分があるんですけども、公的団体と思ってしまうところがあるんですが、これって、要は社会福祉協議会は、あくまでも社会福祉法人の一環としての施設であって、民間の団体でしかないわけなんですね。その民間の団体が、要は事業撤退する。人吉市社会福祉事業団が老人ホームを撤退したように、採算が合わなければ撤退をするというのは当たり前の考え方なんですね。

今から先というのは、今後、やはりそうですね、在宅福祉というのを1つの軸足としてある中で、訪問介護自体がなくなると。万が一、人吉市社会福祉協議会が訪問介護を撤退したということになった場合、行政として、生活支援や訪問介護を必要とする高齢者には、どういうふうな形として支援をやっていくのか、お答えください。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

要介護認定を受けられた方の場合、訪問介護事業所の廃止があった場合は、それまでの利用者がほかの事業所を利用していただけるよう、利用者の意向を踏まえ、ケアマネジャーや事業所の間で調整されることになります。その中で必要があれば、保険者として市が関わる場合もあるかと考えております。

要介護認定を受けられていないが、何らかの支援が必要な高齢者に対しましては、地域包括支援センターが中心となり、本人に必要な支援策を検討していくことになります。

市が実施しております介護予防のための各種講座や、市が社会福祉協議会へ委託し、実施するデイサロン、各地域等の任意団体で実施されている通いの場などに参加していただくことで、フレイル予防につながることや、様々な取組におきましての交流によって、地域での見守りにつなげることが期待できると考えております。

また、民生委員児童委員、くらし見守り相談員、町内会長など、地域で高齢者を見守る地縁組織や医療機関、サービス事業所、関係団体等の連携を強化し、できる限り在宅生活を継続できるよう支援することを、介護保険事業計画、高齢者福祉計画でも掲げているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 先般、議会が人吉高校の高校生と意見交換会をさせていただいたところではあるんですけども、その中で、高校生のほうが意見を出してくれたものがあります。これ結果、時間的に間に合わなかったのが、ここまでの討議というのができなかったんですけど、ちょっと御紹介させていただこうと思います。

人吉市では人口減少が進んでいますが、令和2年豪雨災害の復旧・復興において人口減少に絡む展望はお持ちでしょうか。

全国的な高齢化が進んでいますが、若者を取り組む活動が多く自治体でなされています。だからといって帰ってくる若者や移住してくる若者が増えているわけではないと思います。

そこで提案として、人吉市をついの住みかとする構想もいいのではないかと思います。おじいちゃん、おばあちゃんがいて、家族も訪ねてくるので、人吉市の流動人口も多くなると思いますし、住みよさランキングでも病床数が全国最多の42.46床あり、医療設備が充実しているという評価ももらっています。

この点から、逆に、人吉市に高齢者を呼び込むというのもいいんじゃないかと思いました。難しい問題はありますが、こういう手段もあるという形でお聞きいただけるとうれしいですという意見を頂いたところです。

要は、やはり若い人たちも帰ってくることが少ないのかなと、この質問をしてくれた子も先々帰ってきてくれればいいなと思うんですけども、ひょっとすれば都会に行ってそのままになってしまふかもしれないというところも裏に含んだ感じでは思ったんですけども、でも、高齢者を呼んでです。

30年ほど前だったと思うんですけども、温泉施設を使った介護施設というか、そういうのを福祉施設でやるべきではないかという話も上がったような気がしております。

1つは癒やしの里みたいな計画で、そういうのがあるのではないかと、高齢者をどんどん引き受けていくべきではないかというのがあったところです。

ただ、高齢者はいつまでも元気であるわけではない。今度は介護施設、介護がですね、今計画されてますけども、介護に関しても、ボランティアがやれるのは限界だと僕は思っています。民生委員であつたりとか、町内会でと、やはり最終的には、お金を払ってでもしなきゃいけない部分というのが出てくるのかなと思っております。

人吉市はないと先ほど確認、お伝えしましたけども、一つだけお尋ねしておきたいと思えますけども、訪問介護の最後の砦と私は思っておりますけども、人吉市社会福祉協議会が訪問介護から撤退するというのは、喫緊の中で、計画が上がっているのか、ないのか、あるなし程度で結構ですので、これは市の行事ではなくて、社会福祉協議会の会長ということで、市長はどのようにお考えになられているのか、ここで話す立場ではないと言われればそれで構いませんけども、社会福祉協議会会長として、今後、訪問介護ですね、重要な、訪問介護に関しては、私が知る限り、昭和40年代から家庭訪問されて、いろいろなサービスをされてきたという記憶があります。人吉市がこの訪問介護の形から撤退するということは、あるのかないのか、確認をさせてください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私もここで、社会福祉協議会会長として発言をしていいのかどうかというのは、思うところがございますが、もう御存じのとおり、福祉サービスを提供するに当たっては、ニーズ、それと人材、あとは国の制度や仕組み、そういったものが絡み合っただけのサービスを提供しているのが実情でございます。社会福祉協議会におきましては、それを複数の事業サービスを行っており、先ほど議員がおっしゃいましたように、経営という視点も大変重要なところ

でございます。ですので、訪問介護にかかわらず、様々な事業に関しまして、常に精査しているところでございます。

ですので、他のサービスと同様に、これらもしっかりと事業として進めるべきなのか、立ち止まるべきなのか、改善するべきなのか、変えるべきなのか、そういったことは精査をしながら取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） すみません。無理な質問で、無理な回答をいただいてありがとうございます。

僕は、社会福祉協議会はやめてほしくないんですけども、社会福祉協議会も言いましたとおり民間ですので、訪問事業、赤字ならば撤退するというのも当たり前のことだと僕は思います。ただ、じゃあその先にあるニーズをする、必要な方に対するフォローですね。そういうのもきちんと考えた上で、そこは社会福祉協議会が考えるのではなくて、行政の立場、市が考えるべきことだと思いますので、そこについては、きちんとやっていただければと思います。

撤退というのがもし出てきたらば、泣きたいぐらい悲しい話ではあるんですけども、そういうことにならないように事業計画をされることを期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮原将志君） 次は私の一般質問となりますので、副議長と交代いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時58分 開議

○副議長（福屋法晴君） 休憩前に引き続き、再開いたします。（「16番」と呼ぶ者あり）

16番、宮原将志議員。

○16番（宮原将志君）（登壇） 皆様、こんにちは。16番議員の宮原将志です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、学校教育から、小中学校の再編、統廃合について質問を行います。

このテーマにつきましては、ずっと質問したいなと思っておりましたが、議長という立場もありましたので、質問をするか、ずっと悩んでおりました。しかし、今議会で人吉市立学校のあり方検討委員会設置についての条例が上程されましたので、もうこのタイミングしかないという思いで質問をすることにいたしました。質問することをお許しいただきたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思いますが、現在、私は人吉第一中学校の学校運営協議会の

委員をしております。そこで、昨年12月に授業参観をする機会がございました。生徒の皆様は生き生きと楽しそうに授業を受けていたわけですが、私が一番気になったのは、空き教室が多いということでした。

現在、第一中学校の各学年は3クラスもしくは4クラスでございまして、もともと空き教室は多かったのですが、技術であったり、体育の授業で教室から離れると、その各階に残っているのは1クラスや2クラスということで、本当に生徒が減ったなと感じたところでございました。

そこで、児童・生徒がどれだけ減っているのかというのを調べましたので、皆様も資料を見ながらお話を聞いていただければと思います。

まず、資料の1枚目でございますが、こちらは人吉市における出生数、児童・生徒数の推移でございます。平成6年度、こちらは30年前でありまして、私が中学3年生のときでございまして、小学校の児童数が3,121名、中学校の児童数が1,577名でありました。それが出生数、児童・生徒数ともに、年々減ってきておりまして、現在は、小学校で30年前から52.8%減の1,473名、中学校では48.8%減の808名となっております。

ちなみに、30年前の人吉市の人口は3万9,725人でしたので、この30年間で1万人、人口が減っているということになります。そして、今後の予測としては、今2歳の子供たちが小学1年生になる5年後の令和11年度は、小学校で1,138名、中学校で675名と、さらに減っていくと予測されております。

それでは、資料の2枚目でございますが、こちらは小学校別の児童数の推移でございます。見ていただくと分かりますように、各学校で児童数が減っているわけですが、令和11年度には全部の小学校で、平成6年度の児童数の半分以上になることが分かります。

また、資料の3枚目は中学校別の生徒数の推移であります。令和11年度の第一中学校、第二中学校、第三中学校の生徒数の合計は675名で、平成6年度の第一中学校や第二中学校の生徒数よりも少なくなると予測されております。この675名を、3学年で割ると、1学年225名、これを1学級40人にすると6クラス、35人としても7クラスとなり、単純計算ではありますが、5年後には第一中学校や第二中学校の校舎に全員入り切る人数となります。

このように、どんどん児童・生徒数が減っている状況ですが、これだけ減ってくると、学校規模の縮小や、学級編制などに様々な影響が出てくると考えられます。

そこで、この少子化が学校教育にどのような影響を与えているのか、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） こんにちは。お答えをいたします。

今、資料も提示し、御質問いただきましたが、本市におきましては、現在、全学級が単学級となっている学校が、大畑小学校と西瀬小学校、第三中学校の3校でございますが、数年後には人吉西小学校も全学級が単学級になる可能性がございます。また、このままの児童数で推移した場合、令和8年度には、大畑小学校に複式学級が存在する可能性もございます。

学校教育への影響ということでございますが、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要でございます。

昨日の田中議員の御質問の答弁と重なりますが、少子化により児童・生徒数が減少し、小規模校になりますと、一般的に言われていることではございますが、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細やかな指導が行いやすい、また、意見や感想を発表できる機会が多くなる、異年齢の学習活動を組みやすい、地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすいなどのメリットが考えられます。

しかし、一方で、クラス替えができず、新しい友達が増えなかったりすることから、新たな考え方や物の見方に出会える機会が少なくなる、集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい、集団学習の実施に制約が生じる、良い意味での競争心が育たないなどのデメリットも考えられます。

児童・生徒の教育環境の充実を中心に据え、質の高い学校教育を展開するために、一定規模の児童・生徒集団の確保や、経験年数、専門性、男女比などのバランスの取れた教職員の配置、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性なども十分勘案しつつ、具体的にどのような教育上の課題があるかについて、総合的な視点から分析を行い、保護者や地域の方々と共通理解を図りながら、適正な学校運営を図っていく必要があると考えております。

以上、お答えをいたします。（「16番」と呼ぶ者あり）

○副議長（福屋法晴君） 16番、宮原将志議員。

○16番（宮原将志君） 今、教育長から少子化が学校教育に与える影響につきまして、メリット・デメリットも含めて御答弁いただきましたが、私も小規模校や複式学級が悪いとは思っておりません。答弁にもありましたように、少人数だときめ細やかな教育ができると思いますし、上級生と下級生の交流も生まれやすくなると思います。

ただ、少子化の影響でクラス替えができないと、人間関係は固定化してきますし、運動会や音楽発表会など、集団での活動も限りがあると思っております。また、部活動やクラブ活動などの選択肢も狭くなってくると考えられますので、私は充実した集団教育活動等を展開していくには、一定の児童・生徒数は確保した方がいいのではないかと考えております。

それでは次の質問に入りますが、先ほど教育長の答弁の中に、少し出てきました、教員についての質問をしたいと思います。

2年ぐらい前だったと思いますが、東間小学校で担任の先生が産休に入られるということがございました。産休に入られますので、代わりの先生を探されるわけでございますが、探

せど探せど、代わりの先生が見つからないと。結局のところ、東間小学校にいらっしゃる先生でどうか回したというようなお話を聞きました。これ、子供だけじゃなくて、先生も減ってるんですね。これは人吉市だけではなくて、全国的に教員不足は課題であると言われております。

ですので、これから教員の確保や、答弁でもあったように、経験年数、専門性、男女比率等のバランスの取れた配置ができていくのかというのが不安でございます。

そこで、今後の教員の確保と配置についての見通しをお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

近年の全国的な教員不足は、様々な要因によって生じていると考えております。主なものといたしましては、1つ目に、教育現場で必要とされる教員数が予想を上回っているということでございます。その要因の1つには、特別支援学級の増加というものがあるのではないかと考えております。

2つ目は、臨時的任用教員の不足でございます。正規教員の病気による休職や、今ございました産休・育休などによる欠員を補うため、一定の期間で講師として任用される重要な役割を果たす教員の不足がございます。

3つ目は、労働人口数と教員志望者数の減少でございます。近年、教員採用倍率の著しい低下からも明確でございますし、長時間労働や保護者対応の問題など、教育現場の課題による職員に対するマイナスイメージがございまして、多くの人材が民間企業等へ流出しているとも言われております。

4つ目でございますが、大量採用世代の退職でございます。教育現場では、若手の採用を通じて、教員の確保と若返りを図る努力がなされておりますが、大量退職のペースに追いついていないのが現状と言われております。

近年、教員不足は全国的に深刻な問題となっており、文部科学省の調査によりますと、学校に配当される定数に対して、学校に配置されている教員の数は小・中・高等学校、特別支援学校において不足をしている状況でございます。

また、熊本県内におきましても、県北地域の人口増加に伴い、教員配置も県北地域で増加している状況にございまして、本市におきましても、小中学校全体で教員不足の状況にあり、特に教科担任制である中学校の教員不足が大きな課題でございます。

このような教員不足の解消に向けて、働き方改革の推進や教員採用試験の緩和、多様な講師人材の活用、大学等との連携強化など、現在様々な解決策や取組が進められております。

教員不足により教育の質が低下することで、その影響を受けるのは児童・生徒です。教育の質の向上のため、適正な教員確保と配置につきましては、状況を改善するための手だてを引き続き講じていかれるよう、今後も他の自治体と協力しながら、機会を捉え、熊本県教育委員会に対して意見や要望を継続して行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「16番」と呼ぶ者あり）

○副議長（福屋法晴君） 16番、宮原将志議員。

○16番（宮原将志君） 教員不足であり、特に教科担任制である中学校の教員不足が大きな課題であるということでした。

教員不足になってくると、やはりバランスの取れた配置というのが難しくなってくると思っております。例えば、この学校はまあまあバランスの取れた配置ができている、しかし、もう一方の学校で、ある科目の担当の先生がいないから、教科外の先生に指導してもらおうということになると、そこには学校によつての教育の差というのが出てくると思います。ですので、教育の質が落ちることがないように今後も適正な教員の確保と配置には努めていただきたいと思いますが、この教員不足が進んでいる中で、学校数が変わらないとなると、さらにバランスの取れた配置というのは難しくなってくると思いますので、この教員不足というのは、学校の再編や統廃合を考えていく上でも、課題の1つになってくるのではないかと考えております。

それでは、次の質問に移ります。

最初に、第一中学校の授業参観に行ったというような話をしましたが、そのときにゆっくりと校舎を見ることができました。現在の第一中学校の校舎は、私が中学1年生のとき、平成4年、こちら32年前に建設されたのですが、現在は雨漏りの跡があったり、フローリングが剥がれていたり、老朽化が進んでいる状況でした。

それでも、この第一中学校は人吉市内の学校の中で一番新しい学校でございまして、ほかのほとんどの学校は昭和40年代から50年代に建てられており、築40年から50年が経過しております。それだけ年月がたちますと、老朽化も進んでまいりますので、今年度は中原小学校の体育館の改修が行われ、来年度は東間小学校の体育館の改修が予定されているように、今後も改修が必要な学校が出てくると考えられます。また、これから第一中学校や第二中学校のトイレの洋式化が予定されているように、トイレの改修費なども必要になってくると思います。

このように、学校施設の老朽化が進んでいる中で、安全・安心な教育環境を整えていくには、今後も改修、そして学校全体を改修するような大規模改修が必要な学校が出てくると考えられます。

そこで、現在の学校に関する維持管理費や改修費とその今後の見通し、そして、今後、大規模改修が必要な学校やその改修費等について、どれぐらいになると試算をしているのか、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

令和元年度から令和5年度までの光熱水費、修繕、委託等の維持管理費の平均は、小中学校合わせまして、年間で約8,000万円でございます。また、改修費用等を合わせました施設

関連経費につきましては、令和元年度から令和5年度までの平均で、小中学校合わせて年間約1億4,000万円でございます。

今後は、学校施設の老朽化の進行や、物価高騰の影響によりまして、これまで以上に維持管理費が必要になってくるのではないかと危惧しているところでございます。

今後の大きな改修予定につきましては、令和7年度に東間小学校屋内運動場、屋根・床の全面改修工事と、第一中学校のトイレ洋式化改修工事、全小中学校の照明器具のLED化、令和8年度には大畑小学校屋内運動場屋根の改修工事と併せ、東間小学校と第二中学校のトイレ洋式化改修工事を予定しております。

なお、学校のトイレにつきましては、今後、全ての学校のトイレを洋式化へと順次改修する計画でございます。

本市の学校施設について、少しお時間をいただき、御説明をさせていただけたらと存じます。

本市の学校施設は、昭和50年代に集中して建設をされております。主に昭和40年から昭和60年にかけて小学校、昭和55年前後と平成5年前後に中学校が建設されており、全ての学校が築30年以上経過しております。旧耐震基準で建設された建物もございますが、耐震診断、改修等を行い、全ての建物が耐震性を有しております。

また、今年度、専門業者による学校施設劣化状況調査を全校で実施いたしました。その結果、小学校は全6校、中学校は2校が全体的に老朽化し、建物のほとんどが広範囲に劣化しているC判定、あるいは早急に対応する必要があるD判定でございました。

C判定、D判定の建物は、何らかの修繕・改修が必要と指摘されておりますし、本市は第一中学校以外の8校は、大規模改修の時期を迎えているとも考えられます。仮に、学校施設を80年間、安全に使用する目標で大規模改修を行った場合、改修後の20年後、40年後、60年後に予防改修を行う必要がございます。現時点では小学校6校で約110億円、中学校3校で約68億円の費用が必要であると試算しております。

以上、お答えをいたします。（「16番」と呼ぶ者あり）

○副議長（福屋法晴君） 16番、宮原将志議員。

○16番（宮原将志君） 学校施設劣化状況調査の結果で、第一中学校以外は修繕・改修の必要があると、そしてもう大規模改修の時期を迎えているということでございました。そして改修費には、小学校で110億円、中学校3校で68億円ということで、合計178億円が必要だということで、結構な経費が必要だなと感じたところでございますし、新築だったら何校ぐらい建つのかなと思ったところでもございます。

もちろん財源だけで学校再編や統廃合を考えるべきではないと思っておりますが、限られた財源の中で、子供たちが安全・安心に学校生活を送ることができる環境を確保するには、どのような学校配置がいいのかと考えることも必要ではないかと思っております。

ただ、財源的に厳しいからといって、危険な箇所を修繕するのを先延ばしにするのはやめていただきたいと思います。と言いますのも、私、小学4年生のときに、体育館を走ってたんですね。そしたら、雨漏りしているのに気づかずに、そこで滑って前歯を折りました。今でも、あのとき走らなきゃよかったなと後悔してますし、今でも前歯で固いものはかみちぎれません。こういった子供が出てこないように、ぜひよろしくお願いいたします。

これまで、児童・生徒数の減少、教員不足、学校施設の老朽化の課題について質問してまいりましたが、これらの課題をトータル的に考えて解決していくには、私自身は学校再編や統廃合をしていかなければならないのではないかと考えております。しかし、学校再編や統廃合を考えていく上で一番大事なのは、教育的な視点であり、子供たちが育ち、学ぶ場所として、どのような環境が必要かということでございます。

今回、第4次人吉市教育振興基本計画が策定をされました。その計画の柱となるのが、本市の教育に関する方向性を示す基本理念、教育理念であります。その教育理念は、将来の夢や希望に向かって自らの可能性を高め、人として生きる力を育み、心身ともに健康で豊かな人生を送ることができる人づくりとなっております。

そして、その教育理念の説明書きの一部を読み上げさせていただきますが、A I等の技術革新や少子高齢化、感染症拡大、国際情勢の不安定化など、予測困難な時代にあっても、夢や希望に向かって自らの可能性を高め、心身の健康や他者とのつながりを大切にしながら、誠実に学び続ける子供が育つ人吉市の教育を目指すべきであると考えます。安全・安心な環境で学び続ける力を育む学校でありたい。A Iやロボットでは難しい創造する力や、他者と協働して、チームで問題を解決する力を育む学校でありたい。そして、子供の声を聴き、誠実に子供とともに自ら成長する教師が育つ学校でありたいのですねと書かれております。

そこで、児童・生徒数の減少、教員不足、学校施設の老朽化の課題も含めて、この教育理念を実現するために、学校の再編や統廃合は必要だと思うか、教育長の学校再編や統廃合の考えについてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

第4次人吉市教育振興基本計画の教育理念の達成のためには、学校の教育力、地域・家庭の教育力、人吉市の歴史や伝統を礎とした先取の気概、文化・芸術による豊かな感性の醸成、こういった面から、さらなる向上を期して、ソフト面・ハード面の両面から取組を進めていかなければならないと考えております。

学校教育におきましては、先ほどお答えいたしました児童・生徒数の減少と教員不足、学校施設の老朽化が大きな課題となっております。特に専門教科で配置される中学校におきましては、教員配置が厳しい状況にあり、教科の専門外の教員が授業をしたり、教員1人当たりの授業時数が増加したりするなど、教材研究や授業の準備、個に応じた指導などに影響が出ている状況でございます。

また、小中学校ともに、学校教育の充実のために、教職員定数に加えて配置される教員、これを加配教員と申しますが、教員不足から年々削られている状況でございます。

児童・生徒数の減少につきましては、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ合いながら、自らの考えを深め、認め合い、協力し合う中で、一人一人の資質や能力を高めていく学校教育の特質を踏まえ、本市の学校教育において、大きな課題であると考えております。

これまで、総合教育会議等におきましても、小中学校の再編や統合については話題にしてきたところでございますけれども、学校教育の現状を踏まえ、さらなる学校教育の充実を考えますと、小中学校の再編や統合、様々な制度の導入を含めた小中学校の今後の在り方については、先送りにできない状況にございまして、具体的な検討と取組を進めていかなければならない時期に来ていると考えております。

以上、お答えをいたします。（「16番」と呼ぶ者あり）

○副議長（福屋法晴君） 16番、宮原将志議員。

○16番（宮原将志君） これからの学校の在り方については、検討委員会を通して多くの方々の意見を聞いて決めていくというのは理解をしているところでございますが、学校の配置計画を決める教育委員会のトップである教育長自身の学校の再編、統廃合についての考えを聞くというのは、大変重要なことだと思いましたので、今回聞かせていただきました。

教育長という立場もありますので、学校再編や統廃合についての答弁について、必要だというような明言はされませんでした。今の答弁の内容を聞きまして、教育長は学校再編や統廃合が必要だと思われるんじゃないかなと私自身は受け止めたいと思います。

これから、学校の再編や統廃合を含めた学校の在り方について議論されていくということになると思いますが、議論が進んでいく中で子供も少なくなっているし、学校も老朽化が進んでいるから、再編や統廃合は仕方がないよねとなりながらも、実際自分の子供だったり、自分の住んでいる地域のことになる、とはいっても、まあ、まだうちの地域じゃなくて、ほかのところからやってくださいみたいな、総論賛成、各論反対といったように、なかなか議論が進まないことも考えられます。

しかし、児童・生徒数が激減している中で、もう長々と議論をしている時間はございません。教育長も、小中学校の在り方については先送りできない状況だと言われました。

そこで、「教育長は、自分の任期中、これは令和8年6月まで」だと思いますが、その任期中に、小中学校の今後の在り方についての方向性を示す覚悟があるのか、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

人吉市の教育のさらなる充実を期して策定いたしました第4次教育振興基本計画に、再編・統合等を含めた学校の在り方につきましては、学校規模適正化の検討を進めることを明

記しているところございまして、言うまでもなく、児童・生徒の健やかな成長、学校教育のさらなる充実を第一に考え、覚悟を持って取り組んでまいり所存でございます。

そういった中で、人吉市立学校のあり方検討委員会におきまして、一定期間を経て、方向性をお示しいただくものと考えておりますので、その方向性を踏まえ、学校や保護者、地域の方々、関係の皆様の御意見、お気持ちを伺いながら、在任中に一定の方向性をお示しできるよう、鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「16番」と呼ぶ者あり）

○副議長（福屋法晴君） 16番、宮原将志議員。

○16番（宮原将志君） 学校の再編や統廃合について議論をするというのは、本当にいろんな御意見がございますので、パワーが要ることだと思っております。もしかすると、教育長は、議論は始めたけれども、結論は自分の任期が終わってからというように思われていたかもしれませんが、在任中に方向性を示せるように、誠意と覚悟を持ってやるということでしたので、任期が残り2年ちょっとですね。この間は先頭に立って議論を進めていただくようお願いいたします。

それでは、最後に市長にお尋ねいたします。

学校の再編や統廃合の必要性、また時期については、検討委員会で議論をされると思いますが、検討委員会の議論を受けての方向性は、一定の期間に示すべきだと思っております。

教育長は、小中学校の在り方については、在任中に方向性を出せるように努力すると言われました。では、学校設置者である市長として、具体的にいつ頃までに方向性を出される考えなのか、お尋ねいたします。

また、学校は防災や地域コミュニティーの核としての性格を有しており、まちづくりの在り方と密接な関係でもございます。今後、学校の在り方について検討されていきますが、そこには教育委員会だけでなく、市長部局も積極的に関わっていかねばならないと思っております。

そこで、学校の在り方について、全庁体制で検討していく考えはあるのかというのも併せてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私は人吉西小学校出身なんですが、同じ学年で4クラスございまして、当時の全校生徒が800人ぐらいだったと思っております。中学校では8クラスございまして、第二中学校が900人程度、そのときに生徒がいたと記憶をしております。議員と私も同じ世代ですので、恐らく我々のときは、そのような数字だったかと思えます。

令和11年の数字と比較をいたしますと、数字だけを見ますと、中学校では1校に収まり、小学校では2校に収まる数字かと思えます。ただ、時代の変遷とともに、それぞれ子供たちの特性に応じたきめ細やかな教育が実施されておきまして、ただ単純に数字だけを比較して

決めれるものではないと思っておりますし、先ほどから御指摘いただいておりますような様々な要因も含めたところで、今後の学校の在り方の検討をする必要があると考えているところでございます。

ですので、議員から御指摘いただいたことも含めまして、幅広い見地から議論を重ねていただき、答申に基づき、様々に判断をしてまいりたいと考えております。その時期につきましては、私も任期折り返しでございます。私の任期中にはお示しできるように、教育長と同様に覚悟を持って取り組んでまいりたいと考えております。

また、この取組は、市の各部署においても大きく関わるものであることから、本市の子供たちの資質、能力を育むための望ましい教育環境や、体制整備を円滑に展開することで、子供たちがふるさと人吉を誇りに思い、また、郷土の発展に貢献できる人材の育成につながるよう、教育部を中心とした全庁体制で取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「16番」と呼ぶ者あり）

○副議長（福屋法晴君） 16番、宮原将志議員。

○16番（宮原将志君） 市長も任期中には方向性を示すということでございまして、任期が残り2年間、2年間、本当あつという間に来ると思いますので、丁寧に議論は進めながらも、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

また、全庁体制で取り組んでいくということでございましたので、市長や市長部局の方々も、教育委員会に任せるのではなくて、ぜひ議論の場に参加をしていただいて、いろんな方の御意見を聞いていただければと思います。

今回、市長と教育長に、今後の小中学校の在り方について検討していくに当たっての覚悟を聞かせていただきました。私も現在、小学6年生、小学3年生、そして1歳の子供を持つ親でございます。まだまだ小中学校に関わっていくことも多くありますし、この学校の設置について、これ最終的に決めるのは議会でもあります。親として、議員の1人として、この小中学校の在り方については、これからも関心を持って積極的に取り組んでいきたいと思っております。

最後に、3月をもって退職される職員の皆様方におかれましては、市政の発展、そして豪雨災害からの復旧・復興に御尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。次のステージで御活躍をされますことを祈念しますとともに、これからも人吉市のためにお力を貸していただきますようお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（福屋法晴君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

午前中の私の一般質問の中で、学校教育の項目で、「教育長は、自分の任期中、これは令和8年6月まで」と申し上げましたけれども、正しくは、「教育長は、自分の任期中、これは令和9年6月まで」でございました。訂正をお願いできればと存じます。よろしくお願いいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番、松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） こんにちは。2番議員の松村太です。

ちょうど受験や合格発表の時期であり、多くの若者が新しいステップへチャレンジしている真ただ中だと思います。そして、4月にはすぐに新しい生活が始まります。それが希望に満ちたスタートであることを願っております。

そして、先頃、高校を卒業する皆さんには、球磨川くだりの乗船体験をしてもらい、ふるさと人吉への思いを新たにしてもらえたと思います。この人吉を好きになってもらい、また人吉の良いところを広めてもらうシティプロモーションとして、こういった企画が次々と成功していくことを期待しています。

今回の私の質問、本市における自治体D Xの取組についてと、共生社会の実現を推進するための認知症基本法による本市の取組はという2つの項目は、一見関係のない項目のように見えますが、地域に住む市民の皆さんが、自分自身が関わって地域をよくしていこうという当事者意識に基づく郷土への誇り、シビックプライドを持っていただく、またとないチャンスだと思い、質問をしてまいりたいと思います。

ここ数年、決算特別委員会などで、デジタル化に関する事業が幾つも報告されています。デジタル活用のためのシステム導入とハード整備、各種バージョンアップ、メンテナンス事業など多岐に及びます。年を追うごとに、本市のデジタル実装が進んでいることをかいま見ることができます。

しかし、予算額や事業名称だけでは、その進展による行政改革の中身や、市民への還元効果など、事業効果の判断が分かりづらいものとなっています。

そこでまず、本市において、自治体D Xで取り組んでいる主な事業についてお尋ねしてまいります。

○復興政策部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

まずもって、本市におきまして、自治体D Xは総務省が策定しております自治体D X推進計画を、令和5年3月に策定いたしました人吉市スマートシティ推進計画の中に盛り込み、取り組んでいるところでございます。具体的には、スマートシティ推進計画の基本方針の1つに、行政の高度化・効率化の推進を掲げ、I C T等の新技術を活用し、市民の利便性向上と職員の負担軽減を同時に実現する取組を推進することとしているところでございます。

お尋ねの主な事業としましては、自治体のA I、R P A等の利用推進、職員の人材育成、自治体フロントヤード改革の推進などに取り組んでいるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ２番、松村太議員。

○２番（松村 太君） 今、御紹介いただきましたように、本市のスマートシティ推進計画の主な事業を、今から順番にお尋ねしていきたいと思いますが、その基本理念は、「人がつながる。未来とつながる」と掲げられています。基本方針には、今、御紹介のあった行政の高度化、効率化の推進のほかに、安全・安心なデジタル環境の整備、そしてＩＣＴ等の新技術による市民幸福度の向上へ向けた取組となっています。

デジタルの力を活用した国の自治体ＤＸ推進計画にある本市の課題解決に向けた事業の中で、各種行政手続など、自治体情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及、行政手続のオンライン化などを進め、そして次なる目標として、各事業について、人吉市スマートシティ推進計画に基づくＡＩやＲＰＡの利活用状況について、お尋ねをいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

ＡＩやＲＰＡの活用につきましては、スマートシティ推進計画に基づき、職員の負担を軽減し、市民からの相談や地域との対話、企画立案などの主たる業務に専念できる環境を整備する取組を進めることとしております。

今年度の取組としましては、９月から１１月までの間に、全庁的に生成ＡＩを活用する実証事業を実施し、業務効率化に向けた効果検証を行うとともに、文書作成、アイデア出し、ＡＩとのチャットなどの生成ＡＩ活用事例集を作成したところでございます。また併せて、職員アンケートを実施しておりまして、生成ＡＩを利用した職員の８割以上が、１日当たり３０分以上の業務効率化につながるという回答を得ているところでございます。

一方で、生成ＡＩを導入する場合の懸念点としましては、活用ルールの整備、活用人材の研修・育成などが挙げられ、今後、生成ＡＩ活用ガイドラインの作成と継続的な研修の実施が必要であると、改めて認識をしたところでございます。

これらの結果を受けまして、来年度、いわゆる令和７年度から生成ＡＩの本格運用を考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ２番、松村太議員。

○２番（松村 太君） ＡＩやＲＰＡの活用によって、その目的は、市民との相談や地域との対話、企画立案などの主たる業務に専念できる環境を整備することということであって、その機械自体の導入ではないというふうな明確な目的意識をお示しいただいたんだと思います。

そういった新しい技術の利活用と同時に、窓口業務などの住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進めることで、相談対応へのマンパワーの必要な人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保する、人口減少に伴って職員の減少も自然な流れとして、環境整備を行っていく必要がある。そのためには、そのＤＸを使いこなせる人材の育

成も1つの大きな取組の課題だと思いますので、その点についてもお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

職員のデジタル人材育成につきましては、議員もおっしゃいましたように、デジタルを導入すること自体を目的とすることなく、市民目線で現場の業務課題を解決するために、必要な手法を職員自身が選択することができる、そのような人材の育成を進めることとしているところでございます。

これまでの取組としましては、令和4年度から今年度までの3年間、総務省の予算を活用し、地域情報化アドバイザーをお招きし、研修などを実施しているところでございます。

具体的には、令和4年度は市長から一般職員までを対象に、スマートシティや自治体DXに対する意識醸成を目的とした研修の実施、令和5年度は、庁内DXの事例やアイデアを取り上げるための人吉市版DXアワードの実施、そして今年度につきましては、自治体業務の効率化をはじめとした幅広い生成AIの活用事例をテーマとした研修を実施したところでございます。

自治体DXを推進していく上では、全ての部署の職員において、スマートシティ、あるいはDXなど、デジタル関連施策に関わる基礎的な知識、実践意識の醸成が必要であるとともに、いわゆる費用対効果の見極めが求められますので、今後も職員の人材育成について、継続的な取組を行ってまいります。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） ぜひ、デジタルが最終手段ではなく、市民サービス向上のための業務改革の選択肢の1つとして、利活用できる人材育成を進められることを期待しております。

また、令和5年1月の国の自治体DX推進手順書の改訂版では、人材確保育成の全体像を示されておりますが、高い専門性を持った人材を地方都市へ招聘するのが難しいことは、本市でも経験をしていることだと思います。となれば、本格的な自前の職員のスペシャリストへの育成が、かえって近道なのではないかとも思っております。そうすれば、昨日、同僚の徳川議員や、私も以前、懸念をお伝えした本市のホームページの更新や、コンテンツの再構築なども、今よりの確に随時行っていくことができるのではないのでしょうか。

本市独自の思い切ったDXに対応する専門の人材育成のプログラムをぜひ立ち上げていただき、これからのDX推進と同時進行で、そういった可能性を検討いただく必要があると思っております。そうした中で、費用対効果を見極める1つの手段として、市民の満足度、そういったものもしっかりフォローしていただくように、お願いをしたいと思います。

そして、このDXが直接市民サービスの向上とつながるフロントヤード改革の取組について、お尋ねをいたします。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、こんにちは。私のほうからお答えをいたします。

フロントヤード改革の取組につきましては、令和6年度、今年度に1階窓口フロアの担当課など、関係各課で構成します利用者起点の窓口改革推進ワーキンググループを立ち上げまして、昨年11月にデジタル庁の窓口BPRアドバイザー派遣事業を活用し、市民目線で窓口運用上の課題や改善策を発見し、目指す窓口像を整理するため、新規採用職員や所管部長を含みます職員による窓口利用体験調査を実施いたしました。

窓口利用体験調査では、転入、転居、お悔やみの3つのライフイベントに関する手続きにつきまして、職員が架空の人物と手続きを想定した市民になりきって、実際に1階の窓口で各種手続きを体験したところでございます。その結果、手続きをされる市民及び対応する職員の動線、手続きを要した課の数、住所・氏名を記載した数、記入した書類の枚数、終了まで要した時間などを数値として確認するとともに、どこの窓口に行けばよいのか分からない、手続きや記入書類が多い、手続きの進捗が分からないなどといった多くの気づきが得られたところでございます。

この体験調査後は、調査結果を庁内報告会において共有するとともに、1月にはワーキンググループメンバーと窓口職員15名で、書かないワンストップ窓口の先進自治体でございます宮崎県都城市へ視察研修を行っております。視察研修では、これまでの窓口業務改革への取組を御教示いただくとともに、デジタル庁がガバメントクラウド上に提供しております窓口業務を支援するシステムの操作についても学んできたところでございます。

今後は、この体験利用調査で得られた数々のデータや、都城市の視察研修の成果を踏まえ、窓口業務の支援システムの導入を視野に入れ、業務のプロセスやレイアウトの見直しなど、本市の実態に応じた改革改善への取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 令和5年度から市民の皆様にはなかなか目にすることができないバックヤードの部分で、いろんなハード整備、ソフト整備、そして何より職員の皆様のスキルを均一化して、IT化、DXに取り組む機運を醸成されてきたということ、そして、改めて令和6年度からそういった基盤を基に、実際に職員さんがそういったものを使いこなしながらも、まだまだ課題があるというところの実体験をしていただいたということでございました。

そして、その書かないワンストップ窓口というものへの挑戦は、これまで数年にわたり、私が議員になってからも多くの議員がワンストップ窓口ということに関連しては、質問をしてきたと思います。いよいよ実現に向けた取組に、そういった技術や時代が追いついてきた感があります。ぜひ、一日も早いシステムの完成を目指していただきたいと思います。

そういった、実際市民の方からの声を、私たちも具体的に届けてきたつもりではありますが、職員の皆様が実際そういった手続きをやってみて、お感じになられたことは、何よりの課題の実感が湧いていると思いますので、システムの利便性の向上も併せてお願いをしていき

たいと思います。

ただ、今、いろいろ御説明いただいて、こういった取組をしている、こういった研修を行っているという御説明をいただいたんですが、まだまだ成果としては、成果や進捗としては分かりにくい部分がありますので、バックヤード側と市民の目線ということに分けて、まずはその職員の皆さんの仕事の効率化へのD Xの貢献度について、どういうふうに評価されているのかをお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

繰り返しになりますけれども、自治体D X、あるいは行政の高度化・効率化を推進する上で必要なことは、市民の利便度向上と職員の負担軽減、これを同時に実現することであると認識をしているところでございます。

また、自治体D Xに取り組むことで、先ほど言いました市民の利便度向上と職員の負担軽減に貢献できているかということにつきましては、評価・分析をしていくことが肝要であると感じているところでございます。

この貢献度の評価・分析につきましては、例えばデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業などにつきましては、それぞれ事業ごとにK P I、いわゆる重要業績評価指標として、目標値を掲げることとなっております。例えば、L I N Eを活用した市民サービスのデジタル化及びスマート化事業につきましては、K P Iとして6項目、オンラインサービス数、L I N E公式アカウント友達数、申請系オンラインサービス利用率、予約系オンラインサービス利用率、それとチャットボットの利用回数、さらにサービスの満足度を設定しているところでございます。

そのうち、令和5年度末の実績としましては、サービスの満足度の評価・分析を例に挙げさせていただきますと、5段階評価のうち上位2項目でございます「すごく満足」と「まあまあ満足」の選択を50%としている目標値に対しまして、実績値は52%であり、ほぼ達成しているということにつきましては、市として把握をしているところでございます。

このように、他の事業も同様でございますけれども、国の事業報告をはじめ、人吉市情報化推進委員会における報告と評価、また外部委員で構成されます人吉市デジタル田園都市構想総合戦略審議会におきましても、報告と評価を実施していただいているところでございます。これによりD Xの貢献度を評価することで、市民の利便性向上と職員の負担軽減を同時に実現する取組を適切に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 今、評価方法等について詳細に御説明をいただきました。私もL I N Eとか、市のお友達になっていろんな情報を適宜頂戴しているところでありますし、風水害の折には入っていないであろう方たちのL I N Eグループに対してコピー・アンド・ペース

トして、その情報を添付して、できればお友達になってくださいというふうなお知らせも同時にしているところでございます。

非常に、デジタルという形のないものを利活用していく中で、本当にそこら辺の評価、そういうものは非常に難しいかと思いますが、今のようになんてやって生活の中にそれが入り込んでいって、日常的に活用いただけるかというところが非常に重要かと思いますが、引き続き52%がさらに上がっていくことをお願いしておきたいと思います。

とにかくこの業務DXを進めることによって、職員の皆さんの負担軽減が図られ、その余剰になったという言い方はおかしいですね、そこで創出された職員の皆様の力が市民の利便性向上と住民サービス向上に注がれ、そして、そのことにどれぐらい住民の皆さんが満足されるのか、そこが本当一番の肝であり、目的だというふうに御認識もされていることと思います。

それでは、次に、そういった市民が受ける恩恵、人吉市の住みやすさにつながる最終的なこのDXの目的やメリットについて、お尋ねをしたいと思います。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

まず、自治体DXを推進していくことによりまして、市民の皆様にそのサービスを実際に使っていただき、その利便性を実感していただくことが、すなわち人吉市の住みやすさにつながるものと考えております。

現在、国における自治体DXの取組としましては、マイナンバーカードを活用したオンライン行政手続である「ぴったりサービス」を利用することで、子育て関係、あるいは介護関係の手続が自宅から行うことができる環境が整っているところでございます。また、この国の施策に加えまして、市独自の施策としましては、先ほど御紹介いたしました市LINE公式アカウントによる行政手続の申請・予約、あるいは通報や公共施設予約システムによる予約状況の確認や予約をオンラインで完了できるようになっているところでございます。

一方で課題もございまして、マイナンバーカードの普及促進と市役所内での行政手続のさらなるデジタル化、あるいは自宅からできるオンライン行政手続の種類を増やすこと、オンライン行政手続の操作方法の周知など、まだまだ十分な環境が整っている状況とは言えないところでございます。

本市としましては、現在の取組を継続するとともに、これらの課題解決を図ることで、より自治体DXを進めていきたいと考えているところでございます。自治体DXの推進は、議員もおっしゃいましたように、デジタルを活用できる市民の皆様のみには恩恵があるのではなくて、業務効率化によって確保された職員の時間を、言い方が適切かどうかは分かりませんが、デジタルが苦手な市民の皆様にも還元できるという側面もあろうかと存じます。デジタルで解決できるところはデジタルで、人が必要な部分は人で、市民の皆様のそれぞれのニーズに対応していくことが、DXにおけるいわゆる人吉市の住みやすさの1つになると考えて

いるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） もう本当に今の御答弁のとおり、市民の皆様それぞれのニーズにしっかり対応して、それが人吉市の皆さんへの恩恵として実感していただくことが何よりだと思っています。

今、一連の御答弁を通じまして、人吉市スマートシティ推進計画の途中経過、5か年計画ということでございますので、途中経過がよく分かりました。

業務のデジタル化と同時に、全庁的な職員の皆さんの認識共有や機運醸成、そしてDXの方針、推進、そして整備、多岐にわたるいろんな事業を展開されていることと思います。

そして今、課題でも挙げられましたけれども、実際そういった環境整備はできているということは、私も認識できたところでございますが、これは総務省デジタル庁が公開しております各自治体の利用度、利用率の調査結果を見てみますと、確かに他市よりも利用率の高いオンラインの手続も多くございますが、人吉市に限らずですが、そのピックアップしているオンライン手続の項目が日常的に使うものであったり、ある一定の条件の人じゃないと使わない手続の項目であったりということで、非常に利用率が低くなっております。

実際、私もマイナポータルの「ぴったりサービス」というものの中で、介護限度額の申請というのをやってみようと思って、そのページを開いたんですが、この「ぴったりサービス」に飛ぶと、事細かな手順が書いてありまして、ちょっと私でも、スマートフォンを見ながら、その文章を見ながら、その最終的なオンライン申請までたどり着けなかったというか、もう途中でやめてしまったというふうな経験をいたしました。その、やはりデジタルでばっばと情報がたくさん出てくるのはいいんですが、果たして本当、デジタルが使える人にも、スペシャリストから、日常的にちょっとスマートフォンでインターネットを見たりというぐらいの方まで幅広うございます。多くの方が受け入れられるオンライン手続になっているかどうか、そうするためにはどうしたらいいのかということも、やはりチェックしていく必要があるのではないかと思います。

最終的に、それが活用できたということばかりじゃなくて、例えばマイナポータルのアクセス数はどれぐらいあるのか。そこから「ぴったりサービス」に、リンクに飛んでいった人がどれぐらいいるのか。そしてその行った先で「ぴったりサービス」から、どれぐらい本当にその申請書類としてオンラインでやってくるのか。そこで、100、100、100じゃないということは、やっぱりその間、間のサイトで、やはり何らか使いづらいとか、たどり着けなかった、次のステップへ行けなかったという理由があるかと思いますので、そこら辺はデジタルの中で、きっちり数字は確認することができると思うので、改めてそういった実装がせつかくされてますので、いかに市民がそれを手に取って使う、使えるものにするのかという次

のステップもぜひ検討をしていただければと思います。

国の進める自治体DX、もちろんスマートシティ推進計画の中でもそうでしょうけれども、今お話ししたように、いろんな業務DXの中で蓄えたデータを基にした政策立案というところへ持っていく、そしてそれが市民へのサービス向上につながるというところまでが目標であると計画の中ではうたっているかと思いますが、ぜひ、少しずつでもいいので、市民の皆さんがそういったDXによるサービスの満足感を得られるようなステップと、そして、今日御説明いただいたことを人吉市の広報に載せていただいている、私も見たことありますので、そういうことをやってますよという御紹介をいただいているかと思うんですが、何かそういった手順についてとか、もうちょっと頻繁にとか、周知していただくと、チャレンジする方が増えて、基になるデータも増えていくんじゃないかと思いますが、もう一つ踏み込んで、市民側に利用の促進を促すような周知もしていただければと思います。

そういったことを繰り返していくと、スマートシティ推進計画の中にあります、この高齢化率の高い人吉市でも、いかにそういった恩恵を実感してもらえるのか、みんなが幸せを感じるまち、ずっと住みたいまち、未来へ挑戦できるまち、スマートシティ人吉、こういった目標に向かって非常に期待をしていきたいと思います。

そして、そういった最初に部長から御説明があったように、DXをすることによって、職員が市民に対するサービスとか、施策の質の向上が図っていくのが目的であるとおっしゃっていただきましたので、そういった均一化された職員一人一人の高いサービスによって、そこで住民と関わることで、住民の満足度や信頼度の向上が図られ、市民と行政との連携強化というものが自然と図られていくものだと思います、DXを私もしっかり勉強しながら応援していきたいと思っています。

それでは、質問項目を変えまして、共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行による本市の取組について、質問をしてみたいです。

まずは、これまでの新オレンジプランにおける本市の課題はどういったものであったのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

認知症施策推進総合戦略、通称新オレンジプランは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成27年1月に、国により策定されたものでございます。この新オレンジプランにおきまして、認知症高齢者数は、2025年には、65歳以上の高齢者の約5人に1人と予測されており、認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進していくための7つの柱が定められました。本市におきましては、この新オレンジプランの内容を踏まえ、介護保険事業計画、高齢者福祉計画を策定しているところでございます。

令和5年度までの3か年計画でありました第8期計画での評価といたしまして、認知症の

早期発見と対応につきましては、認知症初期集中支援チーム員会議におきまして、事例検討のみならず、認知症の事態に応じたサービス提供の流れを地域ごとにまとめた認知症ケアパスの見直しや、研修会等を開催しながら、支援体制の強化を図りました。さらに、サポート医と連携し、同行訪問を実施しております。

認知症を支える人材の育成につきましては、認知症サポーター養成講座や、脳いきいきサポーター養成講座を実施し、養成した人材を活用することができております。

課題といたしましては、認知症初期集中支援チーム員会議におきまして、事例検討を重ね、個々の支援スキルの向上は図られましたが、本来の目的であります早期のアプローチができておりません。また、人吉市認知症高齢者等見守りネットワーク登録者の登録情報を、協力機関内で十分な活用ができず、連携が不十分であったことなどを課題と捉えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 今、諸所のこれまでの新オレンジプランを踏まえての課題、気づきなどを答弁いただきました。

今回の共生社会の実現を推進するための認知症基本法、略してというか、認知症基本法と言いますけれども、認知症基本法では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会、これを共生社会と定義していきまして、新しい認知症観とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方であると定義されています。

そして第3条第1項では、全ての認知症の人が基本的人権を享受する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることと定められています。

認知症の人と家族等の参画、対話を基に施策を立案、実施評価し、地域住民、民間施設等地域の多様な主体が新しい認知症観に立ち、それぞれ自分事として連携・協働して、施策に取り組む必要があると思います。これらについて、本市での取組はどう生かされるのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、令和6年12月に策定されました認知症施策推進基本計画では、2040年には高齢者の約3.3人に1人が認知症または軽度認知障害になると見込まれております。この計画の共生社会の実現を推進するための基本的施策を踏まえまして、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を作成したところでございます。

本計画におきまして、認知症施策を推進するための取組としまして、認知症施策の推進、

認知症の早期発見・早期診断及び早期対応の推進、認知症を支える人材の育成、認知症になっても安心して暮らせる地域体制づくりの4つの方向性を定めております。

現在取り組んでおりますのは、認知症の人もそうでない人も、住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心した生活が送れるよう、認知症を正しく理解するための普及啓発活動や、状態に合わせた保健医療・福祉サービスを提供できる体制整備に取り組んでおります。また、権利や利益保護のための成年後見制度の利用促進、認知症の発症早期に当事者や家族を医療機関への受診や介護福祉サービス等に結びつけられるよう、関係機関と連携し、認知症初期集中支援チームにおいて支援をしております。

市民の方々や団体に対する取組としましては、地域における見守り意識、見守り活動を継続させるため、認知症サポーター養成講座を開催しております。また、関係機関との連携により地域での見守り体制の充実を図るため、人吉市認知症高齢者等見守りネットワーク事業を行っているところでございます。これらを推進することで、認知症の人やその家族を地域全体で見守り、支え続けられるよう取り組んでいるところでございます。

議員がおっしゃいますよう、地域住民、民間施設等、地域の多様な主体がそれぞれ自分事として連携・協働して施策に取り組む姿勢が必要不可欠であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） はい、ありがとうございます。

人吉市いきいき高齢プラン、第9期人吉市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の中に、第8期での介護保険事業計画の主な事業の取組状況という振り返りの報告が掲載されています。さすがというか、福祉部門の皆様の正直な現況の振り返り、確認し、報告をされております。

それぞれの事業を5段階に評価するものでございますが、Dと記載されているものが幾つかございました。5段階評価のうちの4番目でございます。なかなかその取組が思うように進まなかったという事業の中に、移動できる手段の検討というものもございました。地域資源の活用や庁内連携に向けた取組とならなかったと状況報告をされています。これは、総務文教委員会の継続審査の中でも、公共交通の在り方についてしっかり研究を重ねてきたところで、福祉的視点に立った交通手段の検討というのも、提言の中に入れているところであります。委員会としまして、しっかりとその打開策が実現できるように協力をしていきたいと思ったところでございます。

ほかには、介護人材の確保や地域コミュニティの再生がDという評価で掲載をされておりました。この2つは、在宅医療においても、在宅介護においても、地域防災においても、その全てにおいて課題として挙げられる問題です。これらの課題に向けて、地域包括支援センターの活動状況や、生活支援体制整備事業の活動状況や、市の関わり、支援体制はどんな

っているのか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の目指す姿といたしまして、「住みなれた地域でいきいきと輝ける長寿を楽しむまち」と掲げ、基本目標1、地域包括ケアシステムの深化・推進、基本目標2、健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進、基本目標3、認知症施策の推進、基本目標4、介護サービスの基盤整備と質の向上、基本目標5、災害や感染症への対応につきまして、取り組んでいるところでございます。

地域包括支援センターにつきましては、人吉市社会福祉協議会に委託し、総合相談窓口の充実を図り、地域で暮らす高齢者の介護、福祉、健康、医療など、様々な面から総合的に支援をしております。また、生活支援体制整備事業につきましても、人吉市社会福祉協議会に委託しており、生活支援コーディネーターが校区協議体の中で地域課題を確認しながら、不足するサービス及び支援の創出、サービス提供の体制づくりなど、活用可能な地域資源とのマッチングを行っているところでございます。

市内全域に関する協議を年1回定期開催し、各校区においては、地域の実情に合わせて協議していただきながら、聞き取り調査を実施し、地域での困り事支援を検討して取り組んでおられます。

各校区の取組の内容の主なものとしましては、東校区では、無償ボランティアで高齢者の困り事を地域で支え合う生活支援事業の実施、西校区では、活動拠点でのカフェや地域でのお出かけカフェの実施、東間校区では、大塚、田野地域などの移動支援の実施に向けての検討、西瀬校区では、子供食堂とのタイアップ、中原校区では、有償ボランティアで高齢者の困り事を地域で支え合う中原生活支援応援団の活動や、お出かけ茶話会を実施されております。なお、大畑校区においては、生活支援コーディネーターの選任が課題となっている状況でございます。また、人吉市全体の地域サロンや生活支援をしていただけるお店の紹介をまとめた生活支援情報誌の作成に向けて、各校区で調査を実施していただいているところでございます。

市といたしましては、コーディネーター連携会議などに参加し、必要に応じて助言を行っております。

地域包括ケアシステムの取組といたしましては、地域住民や関係機関等と連携し、共生社会の実現に向けて、介護保険事業計画、高齢者福祉計画の目指す姿であります「住みなれた地域でいきいきと輝ける長寿を楽しむまち」の実現に向け、取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 保健や福祉の助けを必要とする条件というのは、もうお一人お一人、全く違う形で各関係者へお声が届いているかと思います。そういったことも反映して、各校

区での支援事業にも多様な種類が、メニューがあるんだなと思いますし、そういったことの横の連携を図られていっているコーディネーターの皆様には、本当に御苦勞をいただいていると感じているところでございます。

今回私が、共生社会の実現を推進するための認知症基本法というものを取り上げましたのは、これまでの認知症関連の法案は、認知症になられた方に対するケアに対する法令がメインとなっておりますが、この法令は、この法律の名前にもありますように、共生社会の実現を推進するための法律だというところが、今までの認知症に関連する法案と大きく違うところだと思っております。

私が学生の頃、ノーマライゼーションという言葉が、障害者福祉の1つの環境整備、そういった施策の中で多く使われてきた言葉でございますが、近年の中では、障害者福祉のみならず広く福祉の中で、当然のように、もう特別な言葉ではなくて、ノーマライゼーションの社会であるべきということがうたわれている、それを明文化したのがこの基本法ではないかなと思っております。

何より、この法律の基本理念の中には、認知症の人にとって、日常生活または社会生活を営む上で、障害となるものを除去すること、そういったことによって、地域で安全に安心して自立した日常生活を営むことができるようにすること、そして、御本人に直接関係する事項に関しては、御本人の意思を尊重することというのが明文化されております。

また、認知症、その方のみならず、その方を支援する家族や、それに関係する人々においても、支援を適切に行うように、周辺の環境整備にも力を入れるようにと明確にうたっております。

そして、共生社会を実現するためには、こういった認知症の方の日常生活及び社会生活を営む基礎となるサービスを提供する民間の事業者さんへの責務として、認知症の人に対して必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならないと明確にうたっており、そして国民一人一人に対しても、共生社会の実現を推進するために必要な知識や理解を深め、共生社会の実現に寄与するように努めなければならないとうたっております。これは、非常に重い文章だなと、法令だなと思っております。

認知症の家族だけが今まで担ってきた、もしくはそれを知っている一部の関係者の皆さんが御苦勞されてきたことを、地域全体で民間も個人も関係なく、しっかりと理解し、サポートする社会を目指そうというふうにうたってあるということだと思います。

ぜひ、今、活動されている地域包括支援センターの皆さんや、生活支援体制整備のコーディネーターさん、そういった方だけに頼るのではなく、やはり医療制度や介護認定制度の枠から漏れてしまい、それでもやはり自立できない方や、生活にお困りの方をしっかりと支えていくための努力を続けていかなければならないと思います。

そして、その地域でそういった方たちを支えるためには、やはりお互いの信頼度が必要で

あるということは、福祉関係の皆さんは十分実感を持っていらっしゃるのだと思います。それをいかに地域の皆さんに担っていただくかということが、非常に課題になってくる部分だと思います。

そこで、冒頭にお話ししたシビックプライドを住民の皆さんそれぞれに持っていただき、地域の課題に自ら当事者として関わっていくんだという機運を醸成していく施策もぜひ検討いただきまして、市民の皆様幅広く周知していただくようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

そして、本年度3月をもって御退職される皆様には、非常にお世話になりました。今お話ししたシビックプライドの醸成に向けても一層の御協力をお願いして、感謝の気持ちに代えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時52分 散会

令和7年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和7年3月6日 木曜日

1. 議事日程第4号

令和7年3月6日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 平 田 清 吉 君
2. 西 信八郎 君
3. 川 上 紗智子 君

日程第2 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

3. 出席議員（15名）

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 川 上 紗智子 君 |
| 2番 | 松 村 太 君 |
| 3番 | 徳 川 禎 郁 君 |
| 4番 | 池 田 芳 隆 君 |
| 5番 | 牛 塚 孝 浩 君 |
| 6番 | 宮 崎 保 君 |
| 7番 | 大 塚 則 男 君 |
| 8番 | 平 田 清 吉 君 |
| 9番 | 井 上 光 浩 君 |
| 10番 | 豊 永 貞 夫 君 |
| 11番 | 西 信八郎 君 |
| 12番 | 村 上 恵 一 君 |
| 14番 | 田 中 哲 君 |
| 15番 | 福 屋 法 晴 君 |
| 16番 | 宮 原 将 志 君 |

欠席議員

- | | |
|-----|-----------|
| 13番 | 本 村 令 斗 君 |
|-----|-----------|

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君
健康福祉部長	松 尾 美 紀 君
経 済 部 長	渕 上 聖 也 君
復興建設部長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日下部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽田野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	丸 尾 亜紀子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

なお、13番、本村令斗議員より欠席届が提出されております。

議事に入ります。本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。また、一般質問終了後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、おはようございます。8番議員の平田清吉でございます。しばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の通告項目は、いつもですが、市民の声からの1項目。質問の要旨は2項目、1つは、人吉市復興まちづくり計画について。1つは、人吉市地域防災計画についてを通告しております。

では、通告に従いまして一般質問を始めます。

第1項目め、人吉市復興まちづくり計画について質問をしていきます。

第1回目、昨日は陰暦の二十四節気の啓蟄。今では梅の花も綻び、冬籠もりをしていた虫たちが一斉に動き出す日と言われています。

また、令和7年も既に2か月が過ぎまして3月、別れと退職の月でもあります。このたび、めでたく定年退職を迎えられました皆様と、さらなる人生の飛躍を願い退職される方々の今後ますますの御活躍と御健勝、御多幸を御祈念申し上げますとともに、今後とも人吉市の災害からの復旧・復興にさらに尽力していただければと願っております。さらに、25日後には4月、令和7年の新年度が始まります。これまた新しい出会いのときでもあり、人事異動が行われるときでもあります。私の一般質問に対応していただくのも最後になる方もおられるかもしれません。よろしく御対応をお願いいたします。

本日は、令和2年7月の豪雨災害を受けましてから、既に4年7か月が過ぎてしまいました。今日まで安心安全なまちづくりと、これからもずっと住み続けたいまちづくりを目指して、豪雨災害からの復旧・復興が営々と進められてきたと思いますが、ようやく人吉市の復旧・復興政策が具現化されたものとして、相良町と大工町及び九日町に災害公営住宅が完成し、被災された方が入居、または入居をされつつあることは、唯一喜びに堪えません。しか

し、いまだに約200名余りの被災者の方が、建設型及び賃貸型応急住宅や公営住宅並びに木造仮設利活用住宅等に入居され、不安定で不自由な生活をされている方もおられます。

人吉市の発災直後には、これまでの幾多の大規模災害からの復旧・復興とは違って、人吉モデルでスピード感を持って復旧・復興に当たりますとの強い言葉に、お、さすがチーム人吉。やってくれるなと期待したのですが、今日までの時間を考えると、復旧・復興には人と物とお金と時間がかかるんだなと考えを新たにしまして、精神的に悩む考えを持たないように自覚し直しました。しかし、さすがにこの4年7か月というのは長いですね。

また、この遊水地整備事業は、国や県から球磨川水系緊急治水対策プロジェクトとか、緑の流域治水対策の政策計画を示されてから、既に3年を経過しつつあります。遊水地整備事業内の農地は、人吉農業振興地域整備計画において、農用地区域内農地に指定された農地で、人吉市ではいつでも優良農地として扱われてきた農地です。中神地区、大柿地区、温泉地区の国・県主導の遊水地整備事業の進捗状況と今後のスケジュールについてお尋ねします。

特に、各地区の遊水地整備事業計画内の用地の国による取得状況と、遊水地整備事業の着工の時期及び用地取得後の用地の維持管理は、国や県において適切に管理されるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） 皆様、おはようございます。それではお答えをいたします。

まず、国による用地協議が進められている中神遊水地につきましては、1月末現在、面積ベースで約8割が契約済みと伺っております。また、昨年12月には、県による埋蔵文化財調査が実施されるなど、早期の工事着手に向けて調整中と伺っておるところでございます。

次に、大柿遊水地についてでございますが、昨年6月以降、国による用地協議が開始されたところであり、1月末現在、面積ベースで約2割が契約済みとのことでございます。着工時期につきましては、現時点では未定と伺っており、改めて国から地元説明がなされるものと認識をしております。

また、県が温泉町の出水川において計画をされております調整池整備を含む河川整備につきましては、昨年7月に地元説明会が開催されて以降、詳細設計に着手されており、個別権利者の皆様へ事業計画の説明や用地買収の意向等を確認されているところと伺っております。また、着工時期につきましても、現時点では未定と伺っておるところでございます。

なお、お尋ねがありました契約を締結した用地につきましては、契約時に定められた引渡し期日以降の耕作はできないこととなっております。引渡し後の土地の管理は、土地所有者である国または県が適切に行うと伺っており、市としましても適切な維持管理が行われるよう、国・県にはお願いをしまいたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 国や県主導の遊水地整備事業計画は、国が激甚災害に指定した令和2

年7月豪雨の災害で甚大な被害を受けて、球磨川水系流域自治体全ての住民の生命と財産を豪雨災害から守るとして計画されたものと思っております。

球磨川水系流域治水対策の一環としての事業計画であり、その遊水地整備事業政策を完遂すべく、収容された農地は既に国有農地となっており、売買契約を済ませた地権者の知るところではありませんが、譲渡した農地は、先祖代々100年以上にもわたり活用してきた農地のため、今後の整備管理が、また、利活用状況が正しく実行されるのか、非常に気になるところです。

しかも、常に土にまみれて農業に従事してこられたこれまでの農業者は、田んぼの荒廃は手に取るように経験しており、遊水地整備事業の工事が早急に進められない場合は、すぐに草木が繁茂し、手がつけられない状態になるのではないかと大変危惧しております。しかし、今回も中神地区、大柿地区、温泉地区それぞれの遊水地整備事業工事の着工時期についての回答は、未定とのことであり、将来の設計図が描けず、非常に残念であります。今後、先祖代々のその土地をどのように見詰めていけばよいのか複雑な心境です。

続きまして、2回目、馬氷川及び万江川の球磨川への打出し部分の堆積土砂の除去整備計画、出水川及び福川の堆積土砂の撤去並びに土留堤部分の保守強化整備計画、そして、御溝川の2次放水路整備完了後の第3次放水路整備事業計画、山田川のこれからでも川幅の拡張整備計画はないのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

令和4年8月に国及び熊本県におきましては、球磨川水系河川整備計画が策定されております。本計画におきましては、国管理区間及び熊本県管理区間において、同計画の基本理念に掲げる緑の流域治水による球磨川流域における命と環境の両立、令和2年7月豪雨からの復旧と創造的復興、持続可能な発展の実現を目指すとされております。

この基本理念の下、先ほど議員のほうからもお話がありましたように、熊本県が管理をする河川につきましても、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的、かつ、着実な河川整備を実施するものとされております。このうち本市におきましては、同計画に基づき、先ほどお話しをしました出水川の整備や万江川、御溝川、山田川の河道掘削、築堤、放水路等の整備が行われるとされておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、3回目。一時期、河川防災ステーションの整備計画があった薩摩瀬地区及び近隣の温泉下林地区におきましては、現在、人の腰丈以上に枯れ草が繁茂しております。地権者の高齢化により、地権者の整備の手が入らず荒廃しております。そのような状況の中、通行人のたばこの投げ捨てや、不注意により火災が発生したり、有害鳥獣の繁殖の場ともなりかねません。よって、防災面から非常に危険な場所となっております。

よって、今後それら荒れた土地をどのように管理されようと思っておられるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

被災農地の管理につきましては、地権者におかれましては大変苦慮をされているということは存じ上げているところでございます。しかしながら、薩摩瀬地区及び温泉下林地区に限らず土地の維持管理は、原則として土地所有者及び耕作者によって行っていただく必要がございます。

なお、河川防災ステーションを検討しておりました下薩摩瀬地区につきましては、昨年度計画を白紙とさせていただいたことから、現在、対象者に対して、被災農地の復旧に関わる意向調査を実施しているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 言われることは重々理解しているところではありますが、原則土地の地権者が土地の管理はしていかなければならないことは理解しております。耕作や管理ができない高齢者にとっては、草木を刈り取り、土地を管理する行為は、もう既に至難の業となる年齢に達しております。何か解決する方法はないのでしょうか。

人吉市には、多くの小さな子供たちや高齢者たちが集い、遊びを楽しめるような広場がありません。薩摩瀬地区や温泉下林地区の地権者、住民から、土地の購入依頼の要望書も出ているやに聞いております。市で購入し、多くの市民が集える公園や災害時の一時的な避難場所として使う広場とするのはどうでしょうか。中には、この薩摩瀬地区や温泉下林地区の雑種地を別の不動産会社が購入交渉に歩いておられるという情報などもいただいております。よって、さらに考察の一考も必要であると思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、4回目、人吉市では令和3年度から避難路整備計画は進められており、先月末、温泉地内第1号線が完成、竣工をされていますが、今後の避難路整備及びライフラインの整備計画と今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうからお答えいたします。

人吉市復興まちづくり計画に掲げております「災害に負けないまちづくり」を柱として、市内で22か所、市道路線数にしますと26路線で避難路整備事業に着手しているところでございます。御質問の進捗状況でございますが、令和5年度までに全ての避難路整備路線の測量設計が完了いたしております。

本事業は路線数も多いことから、優先順に第1期から第3期に分けて整備を進めていく計画でございます。現在、最優先路線として取り組みます第1期路線において、地元説明会や戸別訪問を実施し、地域の皆様や権利者様への御理解、御協力の下、用地測量、建物調査な

どの各種調査並びに用地補償協議など、整備実施に向けた取組を鋭意進めているところでございます。また、避難路整備事業の最初の工事路線となった温泉地内第1号線では、令和3年12月からの測量設計を経て令和6年9月に工事に着手し、同年10月には安全祈願祭を執り行い、このたび、本年2月28日に竣工を迎えたところでございます。

今後のスケジュールでございますが、先ほども御説明いたしましたとおり、優先順に第1期から第3期に分けて整備を進めていく計画でございますので、まずは令和2年7月豪雨災害で被災の大きかった温泉地区、薩摩瀬地区、球磨川左岸地区を中心とした第1期整備路線7か所を令和11年度完了を目指し進めてまいります。

次に、第2期整備路線でございます中神地区、下林地区、大畑地区など8か所につきましては、令和15年度完了を目指してまいります。第3期整備路線でございます上原田地区、間地区など7か所につきましては、令和15年度以降の完了を目指してまいります。あくまでも現段階での整備スケジュールでございますので、用地交渉をはじめ、今後の進捗や様々な状況変化によって、スケジュールの再調整や優先順位の変更等も生じてくるものと存じます。

また、ライフラインの1つであります上水道につきましても、避難路整備に合わせ、老朽化の進んでいる管路の耐震化を実施するなど、関係部署と連携を図りながら、経済的かつ効率的な事業の推進を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、2項目め。人吉市地域防災計画について質問をしていきます。

第1回目、人吉市の防災体制として近年更新した計画等の現状と、市民向けの今後の対応についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、おはようございます。私のほうからお答えをさせていただきます。

市では、人吉市地域防災計画を策定しておりまして、その内容につきまして毎年見直し、更新を行っております。これは災害対策基本法第42条の規定によるものでございまして、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないと示されているところでございます。令和6年度におきましては、土砂災害に関する文言の読替え修正や土砂災害警戒区域、特別警戒区域の追加、緊急輸送手段としてのヘリコプターの活用、福祉避難所の追加等の修正を行っているところでございます。

また、人吉市業務継続計画及び人吉市受援計画につきましては、これまで地震への対応についてのみの記載でございましたけれども、こちらにつきましても風水害の対応について追加するという形で改定を行ったところでございます。

次に、住民向けの対応でございますけれども、事前防災活動の1つとしまして、現在、地区防災計画及びコミュニティタイムラインの作成支援を行っておりまして、それぞれの地域におきまして、早期の避難行動につながる取組を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、質問通告の要旨とは少し前後しますが、自主防災組織の現状として、自主防災組織の組織率と地域防災計画の作成状況及び作成率、コミュニティタイムラインの作成状況と作成率についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

自主防災組織につきましては、平成17年12月に全町内会で発足しておりまして、組織数は89町内会、組織率は100%となっております。

次に、地区防災計画の策定状況でございますけれども、令和5年度に3町内会、令和6年度に12町内会の合計15町内会が作成を終えられているところでございまして、作成率は16.8%でございます。また、令和7年度には11町内が作成済みとなる予定でございます。

コミュニティタイムラインの作成状況につきましては、令和5年度は西瀬校区の8町内会で作成済みでございます。令和6年度は西校区の9町内会、中原校区の13町内会、西瀬校区の1町内会の合計23町内会におきましてワークショップを通じ検討いただき、素案を取りまとめたところでございまして、現在作成に向けた最終確認を行っているところでございます。ただいま申し上げました今年度の最終確認を行っている町内会を含めると、作成町内会は31町内会となり、作成率は34.8%となる見込みでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、3回目。よく大雨になりますと防災行政無線からの声が聞こえない、聞き取りにくいという声がいまだに聞かれますが、本当に屋外スピーカーシステムを確認し調整されているのでしょうか。

また、災害時等の映像情報として、市内に数多く設置されています監視カメラの映像やドローンによる空撮映像を活用するような体制を整えられているのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

防災行政無線につきましては、音声聞こえないなどの御指摘を受けた際には現場を確認するとともに、それぞれのケースに応じた対応を行っているところでございます。

また、令和7年度の予算におきまして防災行政無線更新委託事業を掲載しておりまして、無線に係る機器の更新に合わせ、放送音声の音質向上の改良を行う予定としております。

次に、災害時の活用を前提とした監視カメラの設置やドローン空撮に関してでございます

けれども、これも利用の仕様によってというところになってまいります。例えば記録としてのものなのか、あるいは事前の避難等についての活用になるのか、はたまた救助の対象者に関してというようなことも想定されるわけですが、仮に救助の対象者に関して活用ということになりますと、実際救助活動をする際には、自衛隊、常備消防などの関係機関との協力体制とも密接に関係してまいりますことから、そういった連携の重要な場面で、一自治体としてどのような行動ができるのか、現時点では慎重な検討が必要ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 4回目としまして、昨年から空席になっている人吉市地域防災官の配置はどのように考えておられるのかお尋ねする予定でしたが、一昨日、牛塚議員の一般質問の中で同様の質問があり、回答があり、議長の了解も得ておりますので、この質問は割愛したいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君）（登壇） 皆様、こんにちは。11番議員、西信八郎です。通告に従いまして一般質問を行います。

今回の項目は、農業関係としまして、地域計画について。消防団関係としまして、消防団再編について。教育関係としまして、こども性暴力防止法について、学校徴収金について、会計リテラシーについてであります。もう一件、市民の声より、教育・保育施設等における事故対策についてであります。

それでは、農業関係、地域計画について質問をします。これまで地域での話し合いにより、人・農地プランを作成、実行してきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念され、農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組を加速するため、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の改正法が施行されました。

課題解決のため、人・農地プランは法定化され、地域での話し合いにより、目指す将来の農地利用の姿を明確化する地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画を策定することになりました。このことは昨年9月議会で、同僚、田中哲議員がスマート農業の質問をされ、

答弁において、市内18地区で地域計画を策定中とのことでしたが、令和7年3月31日の策定期限が近づいています。策定されたのか、策定に当たり、それぞれの地域で具体的にどういう話合いがなされたのか。また、今議会に上程されている人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会、委員会付託され審議されると思いますが、審議会の設置目的、組織がどのような視点で審議されるのか、組織の構成についても併せて質問をいたします。

○経済部長（**瀧上聖也君**） 議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

今、西議員からおっしゃられましたとおり、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、従来の人・農地プランが、新しく、いわゆる地域計画として法定化され、令和5年4月に施行されました。これまでの人・農地プランは、地域での話合いにより地域農業の将来の在り方を定めた計画でございましたが、「地域計画は平成7年3月を期限とし」、地域での話合いにより地域農業の将来の在り方と地域計画を実現するために、誰がどの農地を利用していくかを一筆ごとに定めた目標地図を併せて策定することとされたものでございます。

目標地図を含む地域計画につきましては、従来の人・農地プランと同様に、市内18地区で作成することとし、昨年12月までに各地区を対象とした話合いを開催し、地域の合意を得た後に、本年1月30日に人吉市人・農地プラン検討委員会を開催いたしました。

委員会では、市内18地区の地域における農業の将来の在り方、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的、かつ、総合的な利用に関する目標、農業者及び区域内の関係者が農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的・総合的な利用に関する目標を達成するために取るべき必要な措置、地域内の農業を担う者一覧、目標地図に位置づけるもの、さらには目標地図について説明を行い、それぞれの事項について審議をいただいたものでございます。

委員からは、本計画の中身のみならず、農用地区域内農地が存在しない西間や東間の今後の方向性、下田代地区の基盤整備、水田における畑地化などについて質問や御意見もございました。結果、提案しました市内18地区の地域計画につきまして、全て御承認をいただきました。その後、地域計画案の公告、2週間の縦覧期間を経まして、令和7年2月26日に本市地域計画として策定、公告を行い、翌日27日に市ホームページにも公表したところでございます。

次に、今回条例案を提案させていただいております人吉市人・農地プラン検討委員会と人吉市農業振興地域整備促進等審議会を統合した新たな人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会でございますが、市長の諮問に応じ、農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画に関すること、農業振興地域の整備に関する法律第8条に規定する農業振興地域整備計画に関すること、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条に規定する実施計画に関することにつきまして、令和7年度から構成員の皆様に調査、検討、審議していただくこととしております。

また、地域計画における本市の目標地図の範囲と農業振興地域整備計画で定める農用地区域内農地の範囲が同一となりますことから、農業上の利用の観点で区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更といった地域の農業の将来の在り方の変更、新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置づけるといった農業を担う者の変更、農業用施設用地を新たに目標地図に位置づけるといった農業用施設の変更、分筆や合筆などによる地番や面積などの軽微な変更、さらには農業外の利用の観点では、農用地区域内農地における農振除外や転用につきましても御審議いただくこととしております。

次に、組織の構成でございますが、従前の人・農地プラン検討委員会や人吉市農業振興地域整備促進等審議会の構成団体である人吉市議会、人吉市農業委員会、球磨地域農業協同組合、ひとよし土地改良区、熊本県農業公社、人吉市農家振興組合長連絡協議会、人吉市認定農業者連絡協議会、商工団体、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者などで構成することを見込んでおります。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番、西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 地域計画を作成する中で、委員からありましたように、地域計画の目標地図や農業振興地域整備計画における農用地区域内農地から外されたところの今後の対策について、どのように考えているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

当該区域内の農地の今後の対策でございますが、地域計画や農用地区域内農地から外れた地域につきましても、当然のことながら耕種農家の所得向上をはじめ、地域農業の維持・発展に努めなければならないと存じております。

今後も、市単独事業の農業活性化対策事業補助金や、有害鳥獣被害対策事業補助金の活用の見直しなどを含め、様々なチャンネルを通じまして、農業者のニーズに応じた支援ができるよう、精いっぱい努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番、西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 目標地図から外れた農地を持つ農家は国策としての補助から外れることとなり、農家間の格差が生じかねない状況となりますので、対策をしっかりと取っていただきたいと思えます。

それでは、市として地域計画の実現に向けた支援の可能性、展開についてどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えをいたします。

今年度、市内18地区で策定いたしました地域計画につきましては、令和7年度から計画の実現に向けまして実行に移していくことが重要となってまいります。地域によりましては、

現在も積極的に国や県の事業を活用されているところもございますが、各地区における取組の具体化につきましては、地域計画のブラッシュアップをはじめ、農業委員会による農地利用の最適化、農地バンク、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進してまいります。

また、地域計画の実現に向けた支援としましては、毎年各地区で話し合いを行った上で、地域や担い手のニーズを的確に把握し、各地区の状況に応じた国、県事業の活用などを推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番、西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 答弁にございましたように、地域計画は基盤法第19条に規定され、正式名称は農業経営基盤の強化の促進に関する計画で、平成20年以来、取り組んできた人・農地プランの取組を深化させた地域の農業の将来の在り方の計画であり、最大のポイントは、その計画で農業を担う者ごとに利用する農地等を定め、これを地図に表示した目標地図を備えた10年後の地域農業設計図ということでありますが、調整がつかない圃場は今後検討し、担い手のいないところは、当面今の耕作者で頑張り、徐々に担い手を地域の中で育成するか新規就農者を育てるか、及び地域外の参入法人も含め、担い手を招致する取組を継続し、話し合いを進める、変更もできるということであります。地域のまとまりが非常に重要であると考えます。

また、農家の高齢化や人手不足、耕作放棄地の増加、これらの課題を解決し、生産力を向上させるためには、スマート農業の推進や農地・経営の大規模化、農産物のブランド化が有効であり、さらに持続可能な農業を実現するためには、農家だけでなく国、県、市、消費者も巻き込み、農業が抱える問題に取り組む必要があると考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えをいたします。

本市の農業に限らず全国的な問題としまして、従事者の高齢化や担い手不足といった人の問題、耕作放棄地の増加といった農地の問題、イノシシ、鹿、猿などの鳥獣被害の問題のほか、近年では農業資材等の高騰による物価高騰の問題など、様々な課題があることは、私自身認識をしております。

このように農業を取り巻く環境が非常に厳しさを増す中で本市における今後の農業の在り方についてでございますが、農家の皆様の生活基盤を支える農業経営の安定化のための収入の確保は必須でございますし、販路の確保や農作物の高付加価値化といった出口対策も併せて取り組む必要がございます。

具体的には、地域の自給力向上策としまして、直売所販売や学校給食などの地産地消により地場流通をさらに促進することに加え、ブランド化や6次産業化など高付加価値化による

産地づくりをさらに推進していくことが重要と考えます。また、生産と生活環境を支える農地基盤づくりにも引き続き、取り組んでいく必要があろうかと存じます。

農業の振興は、人々の命を支える食料の安定確保のみならず、自然環境を支える礎であり、地域経済の根幹でもございますので、今後も、国・県をはじめとする関係機関や企業などとも連携し、地域計画の見直しを定期的に行い、新たな担い手の掘り起こしや異業種交流などを行いながら、地域の皆様と一緒に地味な地域農業の持続、ひいてはさらなる発展につなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番、西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 人吉市の農業振興のために、取組のほうをよろしくお願いしたいと思います。

では次に、消防団再編についてであります。昭和から平成に移り、そして令和の時代に入った現在、社会経済環境は大きく変遷し、今日までに繰り返し発生した大地震等の自然災害や大規模事故、社会的事故等が契機となり、消防防災体制は、そのたびに少しずつ充実強化されてきました。同時に、消防全体に対する様々なニーズは、今もなお大幅に増大しつつあります。

人吉市消防団においても消火活動だけではなく、救済活動、風水害への対応、搜索活動、演習訓練、保護活動等、活動は広範囲にわたっており、地域の安全安心を守る中核的な担い手として、住民の生命、身体、財産を災害から守るという強い使命感の下、自身の職業と両立させながら、日夜献身的に活動をされています。特に自然災害や搜索など、消防団活動では多くの動員が必要な場合や、地形に詳しいことなど、消防団だからこそ対応できる災害もあります。

令和2年7月、本市に甚大な被害をもたらした豪雨災害では、発災直後から消防団員の迅速な行動や地域に密着したきめ細やかな対応が取られ、消防団の必要性和重要性を再認識するものでありました。今後も起こり得る災害に対する備えや減災への取組を実施していくには、地域防災力を増加することが重要となり、そのためには地域コミュニティーの中核である消防団と地域が連携した防災体制に取り組んでいく必要があります。

このように地域防災の要とされる消防団を将来にわたり維持していくため、消防団の受け継がれてきた長い歴史と伝統を継承しつつ、団員が活動しやすい体制づくりを第一に考え、多様化する災害にも柔軟に対応し、かつ、団員の負担軽減が図られるよう、組織体制を構築しなければなりません。昨今の少子高齢化、人口減少に伴い、消防団員の確保が難しくなり、施設や車両の維持管理が困難になる部が出てくることが予想されます。まず、人吉市の消防団再編についての考え、状況をお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

本市では、消防団の組織再編を進めるに当たり、令和3年度に中長期的な組織再編計画案を作成しているところでございます。この再編計画案については、消防団員を対象に課題等についてアンケートを行い、分団ごとに整理し、ヒアリング等を実施しておりまして、消防委員会からも御意見をいただき、作成したものでございます。

その組織再編案でございますけれども、小学校区ごとに再編し、機能強化を図ることを目的としておりまして、九日町、紺屋町、鍛冶屋町を管轄する第1分団第2部と、大工町、二日町、五日町、七日町を管轄する第1分団第3部の合併、2つ目としまして、第2分団第1部に東校区と西校区が混在しているため、北泉田町、南泉田町、鬼木町を第1分団管轄へ、鶴田町を第2分団管轄へ分割する。3つ目としまして、東間校区に第5分団と第6分団がございますことから、その2つの分団を統合するというものでございます。

この組織再編案につきましては、令和5年2月から9月にかけて、消防団全21部を対象に説明会を開催し、併せて、意見交換会も実施したところでございます。いただいた御意見の中には、合併に慎重な意見など再編案に再考を促すものや、庁内の支援体制の再構築などがあり、現在はそのような意見を含め、再度の課題整理等を行っている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番、西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 答弁いただきました内容を、令和5年2月から9月にかけて、消防団全21部を対象に説明を開催された、そういう資料をいただきました。分かりやすくまとめておられます。

ただ、ちょうどこの時期はそれぞれの自治体でも消防団再編の時期が来ております。インターネット等で内容等を調べてみまして、またその一例を御紹介しますと、消防団組織再編基本計画の上位法である総合計画、行政改革プラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略、公共施設等総合管理計画、及び個別施設計画等と整合性を取られ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の目的、基本理念を反映して作成され、計画期間を10年程度、市長の諮問機関として消防審議会を構成し条例に明記され、消防審議会では消防団の再編については消防団の意見が重要であるとの見解により、部会を設置され審議を進める事例が紹介されておりました。

消防団再編は、それぞれ利害関係もあり困難であるため、他の自治体を参考にし、基本計画を策定してスケジュールを決め、慎重、かつ、スピード感を持って取り組まれてはと思いますが、本市のお考えをお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

消防団組織再編案を進めるに当たり、先ほど答弁いたしましたように、説明会を行い詳細な部分を議論していく中で、消防団内部だけではなく、部を構成する町内会や後援会におきましても支援体制など、解決すべき多くの問題や課題があるところでございます。これら

の課題を一つ一つ解決しながら進めていく必要性を感じておりまして、議員がおっしゃいます基本計画という形には、いまだ至っていないところでございます。

しかしながら、今回の再編案に伴う管轄区域の変更につきましては、一部の地域におきまして関係する部や、部を構成する町内会の御理解が得られ、早期の再編を望んでおられますことから、消防団全体の再編に先んじて令和7年度から第2分団第1部と第2分団第2部におきまして、管轄地域の変更を致すこととしております。

今後も引き続き、消防団組織再編案で示しました部の合併や分団の統合など、対象の部や町内会、後援会の御意見も勘案しながら丁寧に進めるとともに、協議が調い次第、消防団組織再編の基本計画の策定につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番、西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 基本計画を策定されて、審議期間を5年、10年、15年と決めても社会情勢の変化や今後の消防団を取り巻く環境変化を踏まえ、時々々の事情等をしっかり勘案しながら、また、団員や地域住民の意見を尊重しながら、必要に応じて見直すべきであろうと思います。そして、合意ができたものから進めていくのも大事であると考えます。持続可能な消防団組織の構築、地域防災力のさらなる向上を目指し、御努力していただきますようお願いしまして、この質問を終わります。

次に、こども性暴力防止法についてであります。日本の子供の性被害の現状は、警視庁「子供の性被害の現状と取組について」より、平成25年から令和2年の間、強制わいせつの認知件数は減少傾向にありました。しかし、令和3年以降、再び増加傾向に転じています。強姦性交等についても同様の傾向が見られ、平成28年まで減少していたものの、それ以降は増加に転じ、令和4年には689件の認知件数を記録しました。

このような状況から、子供に対する性犯罪は依然として高い水準で推移しています。年齢別に見た子供・若者の性暴力被害状況は、内閣府男女共同参画局「こども・若者の性被害に関する状況等について」より、16歳から24歳の若年層のうち、4人に1人以上26.6%が何らかの性暴力の被害を経験しています。また、強姦性交等罪の認知件数のうち、被害者が20歳代以下のケースが8割以上を占め、10歳代以下が4割以上に達しました。特にゼロ歳から12歳の被害者に関しては、2018年と比較して1.4倍に増加しており、若年層が性暴力の主なターゲットとなっている事実が明らかになりました。このようなデータは、早期からの予防教育と被害者支援の重要性を示しています。

また、その中において、教員や保育士によるわいせつ行為での処分件数が増加しています。令和4年度の文部科学省の調査によれば、わいせつ行為やセクシュアルハラスメントで処分をされた公立学校の教員は、10年連続で200人を超えています。加えて、子供を対象とした性犯罪や性暴力が社会問題と認識されるようになり、より効果的な対策を求める声が高まり

ました。

しかし、法整備が遅れているとの批判も多く、痴漢や盗撮などの性犯罪の再犯率が高い状況が課題となっています。こうした状況から、性犯罪防止のための効果的な対策が求められ、こども性暴力防止法、日本版DBSが導入されました。日本版DBSは、性犯罪者が子供と接触する職業に就くことを防ぐための制度として、2026年をめどに施行される予定です。この制度はイギリスのDBSをモデルにしており、性犯罪歴の照会を通じて、子供を取り巻く環境を、より安全に保つことを目的としています。施行まで1年数か月となりましたが、市の考え、準備等は必要ないかお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） こんにちは。お答えをいたします。

日本版DBSにつきましては、本制度は令和6年6月26日に公布されました学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律でございまして、施行期日は公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定めることとされております。この法律の公布後、文部科学省から熊本県を通じて本市にも通知がございまして、市内全小中学校にも周知したところでございます。

本来、児童・生徒を守り育てる立場の教職員の児童・生徒に対する性暴力は、魂の殺人とも言われており、児童・生徒の権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるもので、決して許されません。市内小中学校に勤務する教職員等に対して児童・生徒対象性暴力等の防止の措置を講じることは、児童・生徒の権利を守る上で、当然の責務であると認識しており、これまでも様々な場面を通じて周知・指導を行ってまいりました。また、教職員等による児童・生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき、熊本県教育委員会では懲戒処分の指針を改正し、児童・生徒性暴力等が行われた場合には厳正に対処することとされております。

今後は、本法の施行によりまして教員等の性犯罪歴の確認に加え、教員等への研修や性暴力等の早期把握のための措置等を義務づけられることになります。教育委員会といたしましては、児童・生徒の安全を確保するために講ずべき措置、被害が疑われる場合の措置、教員等の研修などの諸般対策、そして再犯対策としての性犯罪前科の有無の確認方法について、国や県から具体的な施策やガイドラインが示される予定でございますので、情報を注視しながらしっかりと対応してまいります。また、教育と福祉の関連の視点から、福祉部局とも綿密な連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番、西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 日本版DBSの課題として、膨大な数の確認対象者に対応する必要があるため、十分な人員やシステムを早期に構築する必要があります。審査に時間がかかると雇用の遅れや人手不足を招く可能性も考えられます。

次に、プライバシー法の問題です。性犯罪歴を含む個人の犯罪歴を確認する仕組みが導入されますが、過去の犯罪歴をどこまで開示するか、どのように取り扱うかが課題です。そして確認対象の範囲が曖昧であるということです。随時、国・県から具体的な施策やガイドライン等が示されるということですので、答弁にありましたように、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。これでこの質問を終わります。

次に、学校徴収金についてであります。学校徴収金には、学校給食費、教材費、積立金、PTA会費などがあります。学校給食費は公会計となり1年となりましたが、順調に動いているのか、課題等はないのかお尋ねをいたします。

○教育部長（前村洋宣君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

給食費の公会計は、令和5年度にシステムを導入し、学校や保護者への説明、所要の事務手続を経て今年度から運用を始め、現段階におきましては、保護者等の負担感の軽減やシステム導入における事務の効率化が図られ、特に大きな問題などは発生しておらず、順調に推移をしているところでございます。課題といたしましては、公会計化前と同様に、滞納対策の問題があるところでございます。

今後についてでございますが、保護者等の利便性を高め、併せて、手数料等の削減につなげるため、毎月の口座引き落としのほかに、令和7年度から一括払いも選択できるようにすることとしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番、西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 課題として滞納の問題があるということでございます。

学校給食費につきましては、国庫補助が小学校から始まり、中学校へ拡充されるという方向性が示されたところであります。他の自治体では教材費の公会計も行われておりますが、本市の考えをお尋ねいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えをいたします。

学校教育で必要とされている経費には、学校の管理運営や教育活動に必要な経費といたしまして、学校設置者である市が負担すべき公費と個人の所有となる教材、教具、宿泊研修や遠足にかかる交通費、部活動にかかる経費など、保護者が負担する学校徴収金の私費がございます。この学校徴収金は、それぞれの学校ごとに多岐にわたる種目と費目が存在し、日常の教育現場において迅速に対応する必要があるため、現在のところ公会計ではなく、私費会計として取扱いを行っているところでございます。

ただ、私費会計ではございますが、学校という公の施設において会計処理が行われる以上、公費同様の適切な事務処理を行うことが必要でございますし、その管理と取扱いを保護者が包括的に学校長に信託している経費でありますことから、保護者に対して十分な説明及び報

告を行う義務がございます。

学校徴収金の課題といたしまして、現在、保護者が学校に持参する手間、あるいは登校する際に子供に持たせるなど、紛失のリスクがございます。また、現金や預金通帳などの管理は学校長の指揮管理の下、教職員が行っており、先ほど申し上げましたように、適切な事務処理と管理運営が求められるところでございます。

このようなことから本市におきましては、保護者の利便性向上と現金紛失のリスク回避及び学校において適切な会計処理を行うことを目的といたしまして、令和8年度から学校徴収金を、原則として口座振替による徴収へと切り替え、学校で現金を取り扱うことなく、システム上で管理運営をし、学校徴収金の点検、監査体制を強化するための学校徴収金管理システム導入と1年をかけて準備を行うため、その費用を今議会に御提案しているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番、西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 令和8年度から学校徴収金を原則として口座振替にする徴収へ切り替える学校徴収金管理システムの導入を考えられるということであります。

教材費等学校徴収金公会計化についてということで、町田市の事例を紹介します。

主な目的は、教員業務負担の軽減、保護者の利便性の向上と、基本的な考えは一緒であります。実施内容でございますが、歳出管理は市は学校での教材等購入実績を基に、学校長会、役員で構成する審査会を経て、児童・生徒1人当たりの予算の上限を決定する。学校は上限額の範囲内で購入経費を作成し、市に提出する。市は購入経費を基に学校へ予算を配当する。この仕組みにより、教材等の選定について学校の裁量を維持したまま公会計化することが可能となると。歳入管理は、市は購入実績に基づき保護者へ通知、口座振替などにより徴収を行う。滞納者には、適時、市が督促・勧告を行う。その他で学校徴収金のうち、以下のものは公会計化の対象から除くということで修学旅行費等、保護者と業者の直接会計処理ができるもの、PTA会費及び部活動費ということで、これを2023年4月から実施されております。利便性は図っていただいておりますが、もう一步であると思います。教材費を公会計化とする考えはないのか、もう一度お尋ねをいたします。

○教育部長（前村洋宣君） お答えいたします。

学校徴収金を公会計とした場合には、学校現場の事務負担軽減につながり、働き方改革の一助となる一方で、集約された事務を担う市職員の負担が増大することも考えられます。今後、学校徴収金管理システムを導入することで事務の効率化が図られ、学校現場の事務負担軽減につながるものと期待をしておりますが、学校徴収金は、先ほどお答えいたしましたとおり、教材費や学級費、PTA会費など、学校ごとに多くの徴収金が存在し、徴収する費目も学校ごとに違ってまいりますことから、日常の教育現場において迅速に対応する必要がある

ため、現段階で学校徴収金の公会計への移行は考えておりません。

私費会計として継続することにつきましては、今後、各学校の実情に応じた学校徴収金取扱要領、この策定を義務づけるとともに、約1年間かけてPTAや保護者への丁寧な説明を行い、御理解と御協力を得ながら、学校事務センターを中心といたしまして、公費同様の適正な会計処理を今まで以上に心がけるよう、市内校長会をはじめ、あらゆる機会を捉えて周知徹底をしまいたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番、西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 今後、先進自治体の取組を研究していただきますようお願いをし、この質問を終わります。

次に、会計リテラシーについてであります。会計リテラシーの定義は、国民全員が最低限知っておいてほしい会計知識と「会計リテラシー教育でつなぐ子どもと会計の未来」の報告の中で、桂公認会計士が述べられています。また、子供たちは、算数や社会、家庭科など学んでいても会計を会計として学んでいないため、それを組み合わせたら会計の考えになると一言教えるだけで自ら気づくことができます。つまり子供たちの中では、無意識のうちに習った知識がその行動を会計に当てはめて、解説を受ける機会を得ることで、子供たち自身が会計の考え方や使い方を知り、会計リテラシーを身につける機会となると言える、とまた述べられています。

また、経済の動きやお金のやり取りは私たちにはとても日常的な行為にかかわらず、これまで意識的に学ぶ機会がありませんでした。多様化・複雑化する社会の中で、子供たちが主体的に考え、未来を切り開いていくためには、会計リテラシーを身につけることが必要であると考えますが、市の取組状況についてお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

今ございました会計リテラシーにつきましては、お金の動きを理解し、より広く社会で活躍していくために必要な会計の基礎的な知識でございまして、多様化・複雑化する社会の中で主体的に考え行動し、未来を切り開いていく力として、今後ますます必要になっていくものと考えます。

学校教育におきましても、現行の学習指導要領の中学校社会科公民分野に、国民生活の向上と経済活動の関わりについて学習が設定されておりまして、消費生活を中心に経済活動の意義を理解することや、市場経済の基本的な考え方を理解すること、現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解することなどが狙いとなっております。

直接指導に関わる社会科の先生からは、教材研究や授業に活用できる情報や教材等の必要性を耳にすることもございますが、授業以外の場面や小学校での具体的な実践は、現段階では聞いていない状況でございます。学校現場では、学習指導要領に基づいた教科指導や行事

等のほかにも、キャリア教育、情報教育、租税教育、薬物乱用防止教育、食育など様々な教育が求められております。会計リテラシーについての学習を新たに設けるというより、教科等の学習と関連づけながら会計リテラシーを意識した指導をしていくことが大切であると考えております。

また、会計リテラシーは学校教育のみの取組ではなく、保護者等を主体とした家庭での環境や教育、地域での活動等を通した実体験など、様々な場面で学ぶ機会があるものと存じます。未来を担う子供たちが会計リテラシーについて学ぶことは、これからの社会で活躍していくために必要な知識を身につけ、目まぐるしく変化する社会の中で、日々の暮らしに直結する身近な問題として適切に行動する素地を養うことにつながると考えております。

今後、市内校長会等におきまして、会計リテラシー教育の紹介や専門機関のホームページ等で会計情報の活用としまして、教員のための授業実践ガイドブック、授業支援パッケージ、学習指導案の展開でこういうものが掲載してございますので、そういった情報提供を積極的に行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番、西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） かつて子供は、自分の親や友達の親が仕事をしている場面に出会うことが多くあり、お金の受け渡しを見たり、領収書を出したり、帳簿をつけたりすることの意味を何となく伝わっているようであります。現在は、経済活動に関する中間の行為が見えづらくなりました。また、会計と聞くと多くの方が、電卓をたたくこと、公認会計士や税理士などの専門家がすること、簿記の帳簿づけという印象がありますが、本質的にはお金の心配をするということで、社会生活に不可欠なことだと思います。そのために必要なものが会計というものの考え方を理解し、身につけることだと思います。答弁にありましたように、教科等の学習と関連づけながら会計リテラシーを意識した指導を進めていただくようお願いをしまして、この質問を終わります。

次に、教育・保育施設等における事故対策についてであります。こども家庭庁が全国幼稚園、保育園、認定こども園で、昨年1年間に発生し、報告があった事故の集計結果を発表しました。死亡と全治30日以上を負傷の報告件数は2,121件、このうち死亡事故は1件増の6件だった。全治30日以上を負傷について毎年増加しており、平成28年の574件が昨年は2,115件に増えている。負傷の報告件数増加の要因は、保育所や認定こども園の数が増加し、ゼロ歳、1歳、2歳児の在籍者数が増えているなど、様々な要因が考えられます。各園には、何より重大事故の予防徹底が求められる。国もガイドラインの作成、周知など、重大な事故の予防に向けた多様な対策を行っている。多くの園も徹底した安全対策を取って保育を進めている。こうした安全対策を確認し続け、保育者が認識を高く保つことが重大事故防止につながる。

この記事を見た市民より、質問がありました。本市でも重大事故の報告があっているのか、事故対策はどうなっているのか、このことについてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） こんにちは。お答えいたします。

教育・保育施設等における事故防止については、内閣府ほか関係省庁から、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインが発出されております。このガイドラインにおきまして、施設や事業者及び自治体が取り組むべき事項が示されており、このガイドラインに沿って様々な取組を行っております。施設や事業者による事故防止のための取組として、特に重大事故につながりやすい睡眠中のうつ伏せ寝や食事時の誤嚥については、事例を示した上で、安全管理の徹底を図っております。

また、子供の安全確保に関する研修に参加することを基本として、全ての職員は気道内異物除去や、AEDの使用方法などの救急対応の実技講習、事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修等を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努めることとしております。

本市での取組としましては、先ほどの職員の資質向上を図ることのほか、施設監査に基づく指導監査や確認監査を実施し、安全確保の取組を推進しております。また、重大事故が発生した際に国から発出される事故防止に係る通知文書を各施設や事業者へ送付し、周知をしております。

なお、教育・保育施設等において、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う事故等があった場合に国へ報告することになっておりますが、本市における過去5年間の事故を確認いたしましたところ、令和3年度に児童が保育所で遊戯中に転倒し、右腕を骨折した1件の報告がっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 11番、西信八郎議員。

○11番（西 信八郎君） 市のしっかりとした対応について答弁をいただきました。

ただ、保育現場では、深刻な問題に直面しているようであります。離職率の高さと慢性的な人手不足、給与の低さ、職場の人間関係の問題。対策として、待遇改善では潜在保育士の活用、ICTの活用があります。現場に合った対策、解決策を施すことで、保育士が安心して働ける環境が整い、子供たちもより安全に過ごせることになります。

昨日の熊本日新聞に関連記事がありましたので、ちょっと紹介させていただきますと、「保育士確保、県が対策強化」というものでございます。

熊本県内で不足気味の保育士の確保に向け、県は取組を強化する方針だ。専門職による保育現場の支援を通じて、より働きやすい職場環境の確保を図る。保育士養成学校による情報発信を強化し、若手保育士の増加を目指す。県こども未来課が2023年度に県内の保育所や認定こども園など約400施設を対象に実施したアンケートで、保育士が500人程度足りていない状況が明らかになった。人材不足により子供の受入れ人数を縮小したり、保育士の過重労働

につながったりしているという。保育現場への支援では、公認心理師など専門家2人を県庁内に配置。発達に課題のある園児や保護者への対応で問題を抱える保育所からの相談に応じる。保育士の仕事の負担を軽減させ、離職防止につなげたい考えだ。若手確保に向け、保育士を養成する県内の大学・専門学校からモデル校を選び、中高生向けの体験会や説明会の実施を補助して入学者の増加を狙う。県内に約1万6,000人とされる潜在保育士の就業を促すため、潜在保育士の交流会を開く。県はこれらの対策のため、2025年度の県一般会計当初予算に1,100万円を計上したという記事でございます。市におかれましても保育士の環境改善のため、予算を国・県に働きかけていただきたいというふうに思います。

それでは、3月で退職される職員の皆様の市政発展に御尽力いただきましたことに感謝を申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申出

○議長（宮原将志君） ここで執行部から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

○経済部長（淵上聖也君）（登壇） 答弁の訂正をお願いいたします。

午前中の西議員の1項目め、農業関係の地域計画についての質問に対する答弁の中で、「地域計画は平成7年3月を期限とし」と申し上げましたが、正しくは、「地域計画は令和7年3月を期限とし」でございます。訂正をお願いできればと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（宮原将志君） ただいまの発言の訂正につきましては、許可することといたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。1番の日本共産党の川上紗智子でございます。

今回の質問は2つの項目について。1つは、2020年豪雨災害時の球磨川支流の被害状況と今後の治水対策について。2つ目は、既存の流水型ダムの現状について、この2項目について行ってまいります。

早速1番ですが、まず、馬氷川沿いの被害とその対策についてお伺いいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えいたします。

馬氷川流域の対策でございますが、管理者である熊本県に問い合わせたところ、令和2年7月豪雨における流域の被害状況については、人吉市管内で河川護岸等が3か所被災しており、いずれも災害復旧事業で令和5年3月までに復旧を完了したとのことでございます。さらに、令和2年7月豪雨以降に堆積した土砂5,300立方メートルの撤去も完了しており、引き続き、家屋の浸水被害防止に向けた堆積土砂の撤去など、必要な対策を関係自治体の意見を聞きながら、適宜進めていくと伺っております。

また、馬氷川沿いで線路より北側の家屋の被害状況、これは罹災証明等の申請数からでございますが、これにつきましては全壊が3件、大規模半壊6件、中規模半壊1件、半壊6件、一部損壊3件、計19件でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 引き続き、お尋ねいたします。万江川については、その被害と対策についてお願いいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） 万江川についてお答えいたします。

万江川流域における対策でございますが、令和2年7月豪雨における災害復旧として、6か所実施され、完了が5か所、現在施工中が1か所という状況とのことでございます。

さらに、出水による河川内の堆積状況を確認しつつ、異常堆積土砂につきましては、引き続き、維持管理として必要な掘削に取り組んでいくと伺っております。

また、球磨川水系河川整備計画（県管理区間）では、人吉圏域においても河道掘削、築堤による河川整備を行うとされておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） それでは、引き続き、胸川について、被害とその対策についてお願いいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

胸川流域における対策でございますが、主に令和2年7月豪雨における、これも災害復旧でございまして、10か所実施をされ、完了が8か所、施工中が2か所という状況とのことでございます。

また、出水による河川内の堆積状況を同じく確認しつつ、異常堆積土砂につきましては、引き続き、維持管理として必要な掘削に取り組んでいくと伺っておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 最後に、山田川についても、同じくお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

山田川流域における対策としましては、まず、令和２年７月豪雨での災害復旧としまして２か所実施し、全て完了という状況でございます。

さらに、出水による河川内の堆積状況につきましても、同じくこれを確認しつつ、異常堆積土砂につきましては、引き続き、維持管理として必要な掘削に取り組んでいくと伺っております。

また、球磨川水系河川整備計画（県管理区間）におきましては、万江川と同じく、人吉圏域におきましても河道掘削、築堤による河川整備が行われるとされているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） １番、川上紗智子議員。

○１番（川上紗智子君） 馬氷川について、もう一つお尋ねしたいと思います。先ほどお答えいただいたのは、線路よりも北側の瓜生田地区のことを答えていただいたと思います。瓜生田地区は線路の南側にもありまして、球磨川に面しています。その球磨川に面しているほうの被害状況と、そして、それぞれ線路を挟んで北側、南側の被害の原因というか、被害をもたらした要因は何なのかということをお尋ねしたいと思います。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

県の分析によりますと、馬氷川に限らず支川の氾濫は、本川の水位上昇により洪水が流れにくくなるバックウォーター現象による氾濫が支配的であったと考えられるとのことでございます。

なお、馬氷川以外、万江川などその他の河川におきましては、バックウォーター現象以外にも支川の自己流、自分の流れということでございますが、いわゆる本川の影響を受けない越水も氾濫要因があったという支川もあったということで整理をされております。馬氷川につきましては、バックウォーター現象は支配的ということでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） １番、川上紗智子議員。

○１番（川上紗智子君） 今お答えいただいた部分で、バックウォーターだけでなく、ほかの要因もあったところもあるということでしたけれども、それはどの川とどの川というか、どちらの川でしょうか。バックウォーターだけじゃないと思われる川はどれかということですか。

○復興政策部長（溝口尚也君） 人吉圏域におきましては、万江川、出水川、御溝川、いわゆる福川でございますが、３川でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） １番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ありがとうございます。先ほどのお答えの中に、万江川、山田川においては築堤による河川整備が予定されているというふうにお答えいただきましたけれども、これは、それぞれの川のどの区間に、どのような工事が予定されているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○復興政策部長（溝口尚也君） 先ほど御説明しました球磨川水系河川整備計画（県管理区間）によりますと、万江川につきましては、中林町、下原田町、上原田町で河道掘削、築堤等による河道の整備が行われるとされておるところでございます。

また、山田川につきましては、九日町、紺屋町、右岸になりますが上青井町で河道掘削、築堤等による河道の整備が行われるとされておるところでございます。

なお、山田川の築堤につきましては、令和2年7月豪雨において、水圧によりパラペット型堤防護岸が崩壊したことを踏まえまして、再度の被災防止のため、台形の堤防護岸に改修することとされておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ただいまの答弁の中で、河道掘削と、それから護岸整備ですかね、両方お答えいただきましたけど、そのときにお答えいただいたその地域全部に築堤をされるということなんでしょうか。

○復興政策部長（溝口尚也君） 地域全部といいますか、その所在町内のある各河川の区間において、そのような整備がされるというようなことでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） すみません、確認ですが、そのような整備というのは、河床掘削は除いて堤防を扱う工事というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○復興政策部長（溝口尚也君） 必要な箇所に必要な築堤、あるいは河道掘削が行われるということでございます。なかなか図面等がございませんと言葉で説明するのはなかなか難しいんですが、その区間における必要な場所に必要な整備が行われる予定ということでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ぜひ後で地図で教えていただければと思います。

それでは、次に参ります。2番目の大きな項目になりますが、12月議会で、私は、穴あきダム、山形県の最上小国川ダムのことをお尋ねいたしました。その際に、市長からの御答弁の中に、ぜひ調査したいというふうに答弁をしていただきました。調査をされてどのようなことが分かったのか、お答えいただければと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

最上小国川流水型ダムについてでございますが、同ダムがあります最上川水系最上小国川は、宮城県境の翁峠からみみずく山に連なる山々を源とし、山形県最上町と舟形町を貫流して最上川に合流する流域面積401.2平方キロメートル、流路延長約45キロメートルの一級河川です。流域は数多くの支川が合流すること、さらに広葉樹を多く含む山林が多いことなどから年間を通して水量が豊富で、沿川の豊かな自然や産業を育んでおり、特に天然の松原鮎は全国的に知られており、シーズン中には多くの釣り人でにぎわうとのことでございます。

一方、最上小国川の沿川一帯は昭和30年から40年代にかけて甚大な洪水被害が発生しており、これらの災害を契機に、多くの箇所では河道改修が行われています。しかし、赤倉地区では、温泉旅館が川沿いに立ち並び、温泉への影響等が懸念されることから、河道の拡幅や掘削が制限され、抜本的な改修に至らず、洪水被害が発生しておりました。

このような状況から、赤倉地区の人命と財産を水害から守るため、流水型ダムが計画されました。国土交通省所管の流水型ダムとしては全国で5例目、東北で初となります。最上小国川は清流であること、鮎釣りが盛んであること、川の観光資源があることなど、川辺川とも共通点は多くあります。このようなことから、最上小国川の流水型ダムについて、環境保全の観点からも参考にするべきと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ありがとうございます。鮎は人吉市、川辺川の鮎に比べたら、個体の大きさは一回り小さいようではございますけれども、たくさんの釣り客が来ているということ、私達も視察に行ってお聞きしました。

それで、12月議会の質問でちょっと言ったかどうか分かりませんが、ダムができて、ダムの上流に山が崩れる場所があって、雨が降るたびにそこが崩れて、しかもその土壌が火山灰系というか、とがった結晶を持つ土らしくて、それがどんどん流れてきて、鮎がそれを食べて、鮎のおなかの中にはそれがたくさんあるということで、釣れる量が大きく減ったわけではないんですけど、減ってはいるということなんです。その漁獲した鮎のおなかにはそれが含まれているので、とても食感というんですかね、食べたときに気にかかるというようなことが言われていました。その崩れるところというのが、雨が降るたびに崩れやすいところが上流にあるものですから、それはこれからもずっと続くだろうというふうに言われてました。

川辺川ダムもダムの上流に崩れやすいところがあるというのを、前回、川辺川ダムが中止になる前のいろんな議論の中で私は聞いたような気がするんですけども、そういう点では、悪い意味で共通しているところがあるのかなというふうには私は思っています。これからはおいしい鮎を取れるような川にしていくということでは、もう少しよく調べたほうがいいので

はないかなというふうに思っています。先ほどの市長の答弁の中には鮎のことしかありませんでしたけど、ほかには何か学ぶ点というか、なかったのでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

様々な情報が発信されておりまして、そういったものを私も拝見したわけですが、山形県から発信をされている情報を基に答弁をさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1 番、川上紗智子議員。

○1 番（川上紗智子君） それでは、ほかの流水型ダムについては調査はされていないのでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今回は、様々な情報が発信をされておりましたが、繰り返しになりますが、県からの発信されている情報を基にお答えをさせていただいています。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1 番、川上紗智子議員。

○1 番（川上紗智子君） 12月議会での私の尋ね方がよくなかったのかなとも思いますが、その最上小国川ダムだけではなくて、九州内にも穴あきダムはあるかと思いますが、それについての調査はこれまでされたことはあるのでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

数か所、私も実際に拝見したこともございますし、また、インターネット等での情報というのも様々な確認をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1 番、川上紗智子議員。

○1 番（川上紗智子君） ぜひ、そのときに分かったこととか、お感じになったこととかあれば教えていただきたいんですけれども。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

なかなかちょっと質問の内容が抽象的で、答弁が非常に難しいんですが、どの地域も共通しているのは、生命と財産をしっかりと守ろうということで治水安全度を高めたいということ、それとあとは、地形的な特徴がそれぞれの地域によって全く違いますので、その地形、地域の特徴に合った治水対策が取られていることというのを私自身は感じているところです。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1 番、川上紗智子議員。

○1 番（川上紗智子君） 鹿児島市の西之谷ダムだったか、ちょっと名前は不確かかもしれませんが、鹿児島市に山から流入してくる川なんですけれども、鹿児島の市街地を守るためにそれを造ったというダムで、どっちかというとい深いダムというよりも、浅くて広い堰堤だっ

たような気がします。そこで確かに市街地に一気に水が行かないようにはなったけれども、そこはもうダムの上流からずっとジャングルみたいになっていました。

それで、その上流のほうにはテニスをできるところとか、キャンプができるところって、その住民の皆さん方が望まれること、役に立つところを造っているようでありましたけれども、テニスコートには大きい草とか木が生えて入れないようになっていましたし、ただ、ダムの上流は清流が細々と流れているので、そこで子供たちが遊んでいたというのを行って、見ました。穴あきダムであっても、穴あきダムの下流の変わり方というのは、やっぱり穴が開いていないダムと全く同じではないですけども、川の様子が変わる。それは最上小国川ダムは川辺川ダムのたった50分の1しかないダムなんですけれども、それからだんだん下流にいくと大きい川幅の広い川になるけれども、川の中に石がないと、自然の川の状態じゃなくなる。ダムで止められるわけですから。穴あきダムであってもですね。川の様子が変わってきて、下流では石が転がらないから、鮎の生息地も、鮎が育つところもうまくないっていうようなことを聞いたんですよ。

それで、もしダムができて川の様子が変わり、鮎の育っていくところが変わる。育てばいいですけど、いなくなったら大変なことになると思うんですけど、そういうことが考えられるし、実際に穴あきダムができたところでは、そういうことが起こっていると。でもその場所に、その穴あきダムの上流に雨が降らない限りは、そのダムは活躍しようがないわけですよ。よそに降ったらそのまま来る。だから、最上小国川ダムの、おっしゃったすぐ下流にある赤倉温泉というところは、川からは来なかった。けれど、それぞれ兩岸の裏から来たと。山の上から山水がどんどん流れてきた。だからみんな避難をする。被害が起きるから、またそれを修復しなきゃいけないっていうことがあっているんだと。ちょっとした雨だったらダムは役に立つからいいんですけどねって赤倉温泉の女将さんがおっしゃってました。

川辺川ダムは大きいダムだから、どうでしょう、もっとたくさんめられるからもっと役に立つのか、それとも、そこに降らなかった場合は全く役に立たないわけですから、そのダムを造るのに大量のお金を使うよりも、もっといい治水対策があるのではないかというふうに私は今も思っています。

いよいよ国が事業認定をして工事を始めようということがよく報道されています。人吉新聞などにも一面に、ダムができるというのはもう動かせない、そのまま既成の決まったこととして報道されれば、市民の皆さん方は、ダムは嫌だけど仕方なかね、もう止まらんとやもんねっていうふうに諦めの気持ちも、ひょっとしたらどんどん高まっているのかもしれない。けれども、もう一回考える必要があると思うんですよ。

ですから、今回市長にもう一度お尋ねしましたけれども、引き続きこの問題、私も取り組んでいきたいと思いますので、まだ諦めないで、市長が諦めないじゃないですね、私は諦めずにこの清流もですね、それから清流を壊していく、そして人の命も全く守れないとはいいい

ませんが、もっとたくさんの命を守れる方法があるんじゃないかということを思いながらこれからも取り組んでいきたいというふうに思っています。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮原将志君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第2 委員会付託

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第3号から議第52号までの50件を一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（栗原 亨君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和7年3月第2回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第3号、令和6年度人吉市一般会計補正予算（第9号）につきましては、3ページ、4ページの「別記1」に記載のとおり、議第11号、令和7年度人吉市一般会計予算につきましては、5ページ、6ページの「別記2」に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第3号	令和6年度人吉市一般会計補正予算（第9号）	各委〔別記1〕
議第4号	令和6年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）	総文
議第5号	令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	厚生
議第6号	令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第7号	令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第8号	令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第5号）	厚生
議第9号	令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第10号	令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	経建
議第11号	令和7年度人吉市一般会計予算	各委〔別記2〕
議第12号	令和7年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	総文
議第13号	令和7年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
議第14号	令和7年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	厚生
議第15号	令和7年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
議第16号	令和7年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
議第17号	令和7年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
議第18号	令和7年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	経建
議第19号	令和7年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算	経建
議第20号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について	総文
議第21号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第22号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の育児 休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第23号	人吉市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する 法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	総文
議第24号	人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	総文
議第25号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	総文
議第26号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に ついて	総文

議第27号	人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第28号	人吉市における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第29号	人吉市立学校のあり方検討委員会設置条例の制定について	総文
議第30号	人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第31号	人吉市税条例及び人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第32号	人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第33号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第34号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第35号	人吉市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第36号	人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第37号	人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第38号	人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第39号	人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会条例の制定について	経建
議第40号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第41号	人吉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第42号	人吉市営単独住宅条例等の一部を改正する条例の制定について	経建
議第43号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	総文
議第44号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	総文
議第45号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	総文
議第46号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	総文
議第47号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	総文
議第48号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	総文
議第49号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	総文

議第50号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	総文
議第51号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	総文
議第52号	市道路線の認定について	経建

[別記 1]

議第 3 号 令和 6 年度人吉市一般会計補正予算（第 9 号）	
○予算委員会	第 1 条 歳入予算の補正（全款） 第 5 条 地方債の補正
○総務文教委員会	第 1 条 歳出予算の補正 1 款 議会費 2 款 総務費（1 項 総務管理費の一部及び 4 項 選挙費） 9 款 消防費（1 項 消防費の一部） 10 款 教育費 11 款 災害復旧費（4 項 文教施設災害復旧費） 12 款 公債費 13 款 諸支出金 14 款 予備費 第 3 条 繰越明許費の補正（2 款 総務費、10 款 教育費及び 11 款 災害復旧費（4 項 文教施設災害復旧費）） 第 4 条 債務負担行為の補正（2 款 総務費の一部及び 10 款 教育費）
○厚生委員会	第 1 条 歳出予算の補正 2 款 総務費（1 項 総務管理費の一部、2 項 徴税費及び 3 項 戸籍住民基本台帳費） 3 款 民生費（1 項 社会福祉費、2 項 児童福祉費及び 3 項 生活保護費） 4 款 衛生費 第 3 条 繰越明許費の補正（3 款 民生費及び 4 款 衛生費） 第 4 条 債務負担行為の補正（2 款 総務費の一部）
○経済建設委員会	第 1 条 歳出予算の補正 3 款 民生費（4 項 災害救助費） 6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費 9 款 消防費（1 項 消防費の一部） 11 款 災害復旧費（3 項 公共土木施設災害復旧

費)

第2条 継続費の補正(8款 土木費)

第3条 繰越明許費の補正(6款 農林水産業費、7款 商
工費、8款 土木費及び11款
災害復旧費(3項 公共土木施
設災害復旧費))

[別記 2]

議第11号 令和7年度人吉市一般会計予算	
○予算委員会	第1条 歳入予算（全款） 第3条 地方債 第4条 一時借入金 第5条 歳出予算の流用
○総務文教委員会	第1条 歳出予算 1款 議会費 2款 総務費（1項 総務管理費の一部、4項 選挙費、5項 統計調査費及び6項 監査委員費） 8款 土木費（3項 住宅費の一部） 9款 消防費（1項 消防費の一部） 10款 教育費 11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費） 12款 公債費 13款 諸支出金 14款 予備費 第2条 債務負担行為（2款 総務費の一部及び10款 教育費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算 2款 総務費（1項 総務管理費の一部、2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費（1項 社会福祉費、2項 児童福祉費、3項 生活保護費及び4項 災害救助費の一部） 4款 衛生費 5款 労働費 9款 消防費（1項 消防費の一部） 11款 災害復旧費（1項 厚生労働施設災害復旧費） 第2条 債務負担行為（2款 総務費の一部及び3款 民生費）
○経済建設委員会	第1条 歳出予算 3款 民生費（4項 災害救助費の一部） 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費（1項 土木管理費、2項 道路橋梁費、

3 項 住宅費の一部、4 項 都市計画費
及び5 項 河川費)

9 款 消防費 (1 項 消防費の一部)

11 款 災害復旧費 (2 項 農林水産施設災害復旧費及
び3 項 公共土木施設災害復旧
費)

第2 条 債務負担行為 (6 款 農林水産業費)

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 1 時40分 散会

令和7年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和7年3月19日 水曜日

1. 議事日程第5号

令和7年3月19日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議第20号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について |
| 日程第2 | 議第21号 | 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個
人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて |
| 日程第3 | 議第22号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職
員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 日程第4 | 議第23号 | 人吉市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を
改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例
の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議第24号 | 人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第6 | 議第25号 | 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について |
| 日程第7 | 議第26号 | 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について |
| 日程第8 | 議第27号 | 人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条
例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議第28号 | 人吉市における情報通信技術を活用した行政の推進等に関
する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議第29号 | 人吉市立学校のあり方検討委員会設置条例の制定について |
| 日程第11 | 議第30号 | 人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議第43号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結
について |
| 日程第13 | 議第44号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結
について |
| 日程第14 | 議第45号 | 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結 |

総文

		について	
日程第15	議第46号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	
日程第16	議第47号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	
日程第17	議第48号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	
日程第18	議第49号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	
日程第19	議第50号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	
日程第20	議第51号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	
日程第21	議第31号	人吉市税条例及び人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第22	議第32号	人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第23	議第33号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第24	議第34号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第25	議第35号	人吉市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第26	議第36号	人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第27	議第37号	人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第28	議第38号	人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第29	議第39号	人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会条例の制定について	
日程第30	議第40号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第31	議第41号	人吉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	経建

		いて	
日程第32	議第42号	人吉市営単独住宅条例等の一部を改正する条例の制定について	
		いて	
日程第33	議第52号	市道路線の認定について	
日程第34	議第3号	令和6年度人吉市一般会計補正予算（第9号）	—— 各委
日程第35	議第4号	令和6年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）	—— 総文
日程第36	議第5号	令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	
日程第37	議第6号	令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
日程第38	議第7号	令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）	—— 厚生
日程第39	議第8号	令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第5号）	
日程第40	議第9号	令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	
日程第41	議第10号	令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	—— 経建
日程第42	議第11号	令和7年度人吉市一般会計予算	—— 各委
日程第43	議第12号	令和7年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	—— 総文
日程第44	議第13号	令和7年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	
日程第45	議第14号	令和7年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第46	議第15号	令和7年度人吉市介護保険特別会計予算	—— 厚生
日程第47	議第16号	令和7年度人吉市水道事業特別会計予算	
日程第48	議第17号	令和7年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	
日程第49	議第18号	令和7年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	
日程第50	議第19号	令和7年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算	—— 経建
日程第51	復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告		
日程第52	総務文教委員会所管事務調査報告		
日程第53	厚生委員会所管事務調査報告		
日程第54	経済建設委員会所管事務調査報告		
日程第55	人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第56	人吉下球磨消防組合議会の報告		
日程第57	委員会の閉会中の継続審査及び調査について		

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- ・追加日程

議第53号 副市長の選任につき同意を求めることについて

議第54号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

- ・追加日程

発議第1号 人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議第2号 人吉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

3. 出席議員（16名）

1番	川 上 紗智子 君
2番	松 村 太 君
3番	徳 川 禎 郁 君
4番	池 田 芳 隆 君
5番	牛 塚 孝 浩 君
6番	宮 崎 保 君
7番	大 塚 則 男 君
8番	平 田 清 吉 君
9番	井 上 光 浩 君
10番	豊 永 貞 夫 君
11番	西 信八郎 君
12番	村 上 恵 一 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	田 中 哲 君
15番	福 屋 法 晴 君
16番	宮 原 将 志 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君

市 民 部 長	井 福 浩 二 君
健康福祉部長	松 尾 美 紀 君
経 済 部 長	渕 上 聖 也 君
復興建設部長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日下部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽田野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	丸 尾 亜紀子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

日程第1 議第20号から日程第20 議第51号まで

○議長（宮原将志君） まず、日程第1、議第20号から日程第20、議第51号までの20件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員

○2番（松村 太君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第1、議第20号から日程第11、議第30号、並びに日程第12、議第43号から日程第20、議第51号までの20件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第1、議第20号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、刑法等の一部改正が行われ、懲役と禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されたことにより、関係条例を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第2、議第21号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第3、議第22号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第4、議第23号人吉市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国の給与制度のアップデートに伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行、その他所要の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第5、議第24号人吉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特殊勤務手当の種類のうち選挙事務手当を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において、委員から、他の自治体で選挙事務手当としていたところはあるのかとの質疑に対し、選挙事務手当を特殊勤務手当に入れていたところは九州内にはない。多くの自治体は報酬で払っているとの答弁がっております。

さらに、委員から、国や県の選挙についての費用は、全て国や県から出ているのかとの質疑に対し、国や県の選挙については執行経費から出ているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第6、議第25号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、雇用保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第7、議第26号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、補償基礎額が改定されたため条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第8、議第27号人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令により、消防団員退職報償金が改定されたため、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において、委員から、部長を辞めて再び団員になられた場合、その方の退職報償金の支給はどの階級で計算するのかとの質疑に対し、消防団員として従事した中で最上位の職で計算するとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第9、議第28号人吉市における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第10、議第29号人吉市立学校のあり方検討委員会設置条例の制定については、人吉市立学校の統廃合等に関して検討する附属機関を設置するため、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において、委員から、検討委員会に女性の方はどれくらいを考えているのかとの質疑に対し、現段階でこの団体からは女性をという限定しての選任依頼は考えていないが、

男女共同参画の観点から、依頼する際には検討したいとの答弁がっております。また、委員から、女性の意見も大事なので、意識して選任していただくようお願いするとの意見がっております。

さらに、委員から、委員の任期が市長に答申をする日までとなっているが、今回の答申後、さらに児童・生徒が減っていき、また数年後に再編等を考えるとなったときに、新たに委員会を設置することになるのかとの質疑に対し、この条例は、今回の検討委員会が終わったら廃止するわけではないとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第11、議第30号人吉城歴史館条例の一部を改正する条例の制定については、観覧料の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において、委員から、観覧料を値上げするいきさつは何かとの質疑に対し、財政健全化計画で見直し検討となっていたが、令和2年7月豪雨災害以降、休館しており、リニューアルオープンするに当たり検討したとの答弁がっております。

さらに、委員から、切りのいい300円や200円にする検討はされなかったのかとの質疑に対し、消費税法で消費税等相当額を明示するようになっている。万が一、消費税率が上がった場合には、上がった分の観覧料を上げるということも考えて、300円、200円プラス消費税で設定したとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第12、議第43号から日程第20、議第51号までの人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、協定の第2次ビジョンが今年度で終了することに伴い、来年度を始期、スタートとする第3次ビジョンにつきまして、本市を中心に球磨郡9町村との間でそれぞれ協定を締結するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、議第30号については、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

13番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第30号人吉城歴史館条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

この条例改正によって、人吉城歴史館の観覧料が、個人では210円から330円に、団体では

1人につき150円が220円に引き上げられます。私は、観覧料の引上げはすべきではないという思いから、この議案に反対するものです。

その理由は2つあります。

1つ目に、市民が地域の歴史を学ぶことは、大きな意義があると思うからです。東京都足立区の歴史を研究されている神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター研究員の山崎善弘さんは、このように述べられております。「近年、『地域おこし』や『まちづくり』といった活動が注目されていますが、それらは地域コミュニティの再生を目指した取組です。江戸時代の足立郡では、千住宿を中心に様々な地域社会が形成され、有能な地域リーダーによって運営されていました。こうした歴史を学ぶことで、地域コミュニティ再生のヒントを得ることができるのです。」と指摘されています。

観覧料の引上げによって、地域住民が観覧する機会が減り、地域の歴史を学ぶ機会が減ってしまうことが危惧されます。

2つ目に、熊本県の南北格差をなくし、人吉市の活性化を図っていく必要があると思うからです。2024年6月11日の熊本日日新聞には、「県南の活性化へ『経済連携協議会』設立 八代・人吉・水俣の3商議所 『南北格差』是正目指す」というタイトルの記事が載っており、このように書かれています。「八代、人吉、水俣の3商工会議所は17日、熊本県南全体の経済活性化と雇用確保に向け、『熊本県南経済連携協議会』を設立した。自治体単位の枠を超えた活動を増やし、経済や人口面で指摘される『南北格差』是正を目指す。」3商工会議所の管内を中心とした県南15市町村の人口は約25万人、スケールメリットを域内の消費拡大や観光振興などに生かす考えだというものです。

観覧料の引上げは、観光客の減少が危惧され、活性化に逆行すると思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（宮原将志君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議第30号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第30号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、議第30号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第20号から議第29号まで、及び議第43号から議第51号までの19件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第43号、議第44号、議第45号、議第46号、議第47号、議第48号、議第49号、議第50号、議第51号は、原案可決確定いたしました。

日程第21 議第31号から日程第28 議第38号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第21、議第31号から日程第28、議第38号までの8件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第21、議第31号から日程第28、議第38号の8件の審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第21、議第31号人吉市税条例及び人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第22、議第32号人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定については、社会経済情勢の変化に伴い手数料を改定するため、条例の一部を改正するもので、令和7年10月1日からの施行となります。

委員からの、ごみ処理手数料の充当先はとの質疑に対して、人吉市衛生員連合会への交付金やリサイクル事業等に充てているとの答弁があっており、人吉市衛生員連合会の決算内訳書等の資料を請求し、執行部より説明を受けています。委員より、料金値上げ前の買占めも予想されるため、不足が生じないよう委託業者と連携を図ってほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第23、議第33号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴うものです。

家庭的保育事業とは、平成27年に施行された子ども・子育て支援新制度の地域型保育事業に含まれる事業で、定員3人から5人の小規模な保育形態で、本市においては、この家庭的保育事業を開設されている事業所はないとの説明があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第24、議第34号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴うものです。

なお、特定地域保育事業所は、子ども・子育て支援新制度において創設された事業で、ゼロ歳から2歳の子供を保育する小規模施設で、本市においては、この特定地域保育事業を開

設されている事業所はないとの説明があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第25、議第35号人吉市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定については、介護保険制度における保健福祉事業を行うため、条例の一部を改正するものです。

保健福祉事業とは、介護者支援、介護予防、サービス利用に係る資金の貸付及びその他必要な事業など、市町村が被保険者及び介護者に対して必要と判断し、独自に実施する事業であるとの説明があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第26、議第36号人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一般職の職員の給与に関する法律などの一部を改正する法律の施行、その他所要の改正に伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第27、議第37号人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定については、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行による関係政令及び省令の公布に伴うものです。

委員からの、実務経験の期間が短縮されているが、期間が短くなっても業務に十分対応できるのかとの質疑に対して、経験豊かな職員もいるので、十分対応できるとの答弁があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第28、議第38号人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第31号から議第38号までの8件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第31号、議第32号、議第33号、議第34号、議第35号、議第36号、議第37号、議第38号は、原案可決確定いたしました。

日程第29 議第39号から日程第33 議第52号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第29、議第39号から日程第33、議第52号までの5件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第29、議第39号人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会条例の制定についてから、日程第32、議第42号人吉市営単独住宅条例等の一部を改正する条例の制定について、及び日程第33、議第52号市道路線の認定についての5件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第29、議第39号人吉市地域計画・農業振興地域整備促進等審議会条例の制定については、本市の農業振興に係る計画の審査、検討及び調査審議に関する附属機関を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において、委員から、委員長と委員の日額報酬を削ることとなるが、その報酬について、どのような規定で定めていくのかとの質疑に対して、新しい審議会は、人・農地プラン検討委員会と農業振興地域整備促進等審議会の構成委員が重複する方々になるため、審議会会長と審議員という形で一本化することになるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第30、議第40号人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定については、施設利用に係るキャンセル料の徴収、施設の延長使用に応じた使用料の規定、その他所要の改正のために、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において、委員から、キャンセル料の徴収について、これまでキャンセルはあったのか。また、これは指定管理者からの提案だったのかとの質疑に対し、これまではキャンセルはあっていない。指定管理者からの発案によるもので、毎月1回開催している定例会の中で情報共有しながら構築してきたとの答弁がっております。

また、類似施設はどうなっているのか。延長料金の設定とキャンセル料の妥当性はどこから設定されたのかとの質疑に対して、一般の旅館もキャンセルポリシーを設けているため、そちらを参考に今回提案するもの。現行の料金設定は1席3時間で500円、1席6時間で800円としており、1時間当たり100円上がることになる。1席9時間だと1,000円で、ちょっと割引になる。今回、夜の時間帯ということで、それをまたあと3時間延ばすので、その3時間分については、1時間につき100円を取らせていただくということでの料金を設定する考えとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第31、議第41号人吉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、高齢者、障害者等の移動等の

円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）の一部改正に伴うものです。

審査の過程において、委員から、特定公園施設とはどういったものがあるのかとの質疑に対して、特定公園は政令で指定されており、公園等の園路、屋根付き広場、演劇場などが指定されているとの答弁。

また、公園自体は何種類あるのかとの質疑に対して、公園は、街区公園、総合公園、運動公園、レクリエーション公園、都市緑地などがある。総合公園としては村山公園、石野公園など、町なかの公園は街区公園で、中川原公園も街区公園となるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第32、議第42号人吉市営単独住宅条例等の一部を改正する条例の制定については、土地区画整理事業等に伴い、延長要件に該当する被災入居者の入居期間の延長及び入居者資格の追加をするため、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において、委員から、下原田第3団地から下原田第1・第2団地に移動することができるが、その移動期間を延長するということになるのか。また、新たに造成する大柿地区移転先宅地に移るための期間が要するということから、それも延長するという考えでいいのかとの質疑に対して、下原田第3団地は借地となっていることから、下原田第1・第2団地へ移っていただくのは集約という形になる。大柿地区移転先宅地ができるまで待っていたということになるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第33、議第52号市道路線の認定については、鬼木町における開発行為に伴い新設された道路について、道路法第8条第2項の規定により、新たに市道として認定するものです。なお、本件については現地視察を行っています。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。

議第39号から議第42号まで、及び議第52号の5件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第39号、議第40号、議第41号、議第42号、議第52号は、原案可決確定いたしました。

日程第34 議第3号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第34、議第3号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 日程第34、議第3号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款、及び第5条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて、御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額から3,300万6,000円を減額し、歳入予算の総額を246億8,035万9,000円とするものです。

主なものとして、1款市税3,537万2,000円の増額補正は、最終見込みによるものです。11款地方交付税1億8,495万3,000円の増額補正は、普通交付税が再算定されたことによる追加交付によるものです。15款国庫支出金3億9,819万2,000円の減額補正の主なものは、事業の最終見込みによるデジタル基盤改革支援補助金412万6,000円の減額補正などのほか、国の補正予算に伴う追加交付による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,387万5,000円の増額補正などです。16款県支出金1億4,917万1,000円の減額補正は、交付決定や事業費の最終見込みによるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第34、議第3号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

繰越明許費補正の、くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧分）は、くま川鉄道株式会社による球磨川第4橋梁等の災害復旧事業で、橋脚工の工法変更などに不測の日数を要したことから、年度内に事業を完了できないため、補助金の一部を繰り越すものです。

地域公共交通事業者支援金（物価等高騰対策）は、燃料費高騰に伴う公共交通事業者に対する支援で、交付に係る事務が令和7年度まで継続しますことから事業費の全部を繰り越すものです。

指定文化財補修事業補助金、球磨神楽は、獅子頭修繕業務で破損が大きかったことによるもの。また、史跡人吉城跡保存整備事業、人吉城歴史館ほかは、御館跡西側石垣修理工事で保存すべき石列を確認したため、工法の検討や、人吉城歴史館展示設備工事で同館の災害復旧電気設備工事との調整によるもの。さらにカルチャーパレス改修基本計画設計委託料は、

設備等調査実施の調整によるもので、それぞれ不測の日数を要し年度内の事業完了が困難なため、事業費の一部または全部を繰り越すものです。

過年発生補助社会教育施設災害復旧事業、相良家墓地は、灯籠の災害復旧工事において石材不足、また、人吉城歴史館は、電気設備の納品に遅れが生じていることなどから、年度内完了が困難なため、事業費の一部または全部を繰り越すものです。

続いて、債務負担行為補正のうち、追加は、中学校教科書改訂に伴う消耗品費と備品購入費で、教師用指導書やデジタル教科書等の購入費です。変更のL G W A N接続アクセス回線使用料とルーターリース料は、地方公共団体基幹情報システム標準化に伴うもので、契約時期の変更により限度額を変更するものです。

続いて、歳出の主なものを報告いたします。

2款総務費、職員手当等の補正は、退職手当で正規職員の定年、希望退職や、任期付職員の任期満了などに伴うものや、災害派遣手当で他市から応援に来ていただいている中長期派遣職員数の減などによるものです。

審査の過程において、委員から、退職手当は何名分かとの質疑に対し、定年退職が5名など17名分との答弁がっております。

さらに、委員から、中長期派遣職員は何名いるのかとの質疑に対し、令和6年度に来ていただいているのは12名であるとの答弁がっております。

負担金、補助及び交付金の補正は、産交バスの運行費に対する補助金や、燃料費高騰に伴うくま川鉄道や、バス、タクシー事業者に対する地域公共交通事業者支援金の増などです。

審査の過程において、委員から、燃料費高騰対策の支援金の内訳はとの質疑に対し、鉄道事業者支援分は、沿線10自治体合計500万円のうち134万7,000円、バス事業者は160万円、タクシー2事業者には合計158万円の支援を予定しているとの答弁がっております。

10款教育費の主なものは、保健体育費のうち、体育施設指定管理料の補正で、職員の適正な労働条件の確保に向けた取組の一環として、賃金水準の変動に伴う増加分を補正するものです。

審査の過程において、委員から、人吉市体育施設指定管理者制度における賃金スライド制度を導入することだが、職員の給与に反映されているかを管理、指導できるのかとの質疑に対し、指定管理者に対しては、毎年度モニタリングを行い、人材の配置や確保、経費の取扱いが適正かどうかを確認し、指導や助言に取り組んでいるとの答弁がっております。

さらに、委員から、体育協会以外の指定管理者への取扱いはどうなるのかとの質疑に対し、現在、指定管理を行っているのが体育施設と人吉市まち・ひと・しごと総合交流館（くまりば）になるが、この制度は2年目からが対象となるので、現在は体育協会だけになる。今後は全庁的な取組になるのではないかと捉えているとの答弁がっております。

13款諸支出金では、人吉市財政調整基金費と人吉市減債基金費に任意積立金5,000万円と

利子積立金を積み立てるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第34、議第3号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為補正は、固定資産土地評価システム業務委託料、住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料及びマイナンバーカード管理システムリース料で、いずれも契約締結に基づき限度額等を変更するものです。

繰越明許費補正につきましては、物価高騰対応重点支援給付金支給事業、障がい者施設等支援給付金、介護施設等支援給付金、高齢者等買物弱者に対する移動販売支援給付金、保育所等支援給付金、医療機関等支援給付金、以上の6件全てが国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によるもので、支援給付金の支給に係る事務が令和7年度まで継続することから、事業費の全部または一部を繰り越すものです。

次に、歳出予算の補正の2款総務費の主なものは、1項、1目、18節負担金、補助及び交付金のうち、老朽危険空き家等除却促進事業補助金の減額や、3項、1目、13節使用料及び賃借料のマイナンバーカード管理システム機器リース料及びシステム使用料の入札残による減額等です。

3款民生費の主なものは、1項、1目、27節繰出金、国民健康保険保険基盤安定負担金等の減による国民健康保険事業特別会計繰出金の減額、1項及び2項、18節負担金、補助及び交付金の障がい者施設等支援給付金等の国の物価高騰対策に対応する支援給付金支給に伴う増額で、これはエネルギー等の価格高騰に対する支援です。2項、1目児童福祉総務費の就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金の増額は、人吉中央幼稚園の園舎増改築に伴う国からの追加補助によるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

なお、就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金による、ひまわり保育園園舎新築工事が完了し、新園舎の竣工に伴い、現地視察を行っています。

以上、報告を終わります

○議長（宮原将志君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）
6番、宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 日程第34、議第3号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第

9号)のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正、継続費の補正、繰越明許費の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、継続費補正の変更ですが、8款土木費、3項住宅費、災害公営住宅整備事業(その2)につきましては、東校区地区の災害公営住宅購入費で、事業の完了に伴い事業費総額と年割額を変更するものです。

審査の過程において、委員から、市の持ち出しはあるのかとの質疑に対して、補助金は現在、精査中ではあるが4分の3、駐車場は3分の1が国の補助となるとの答弁がっております。

また、委員から、繰越明許費補正の8款土木費は来年度完成の見込みはあるのかとの質疑に対して、2項道路橋梁費は年度末施工となることから、病院関係や矢岳牧場を止めてなどの調整が難しい状況だが、新年度に入れば施工できる。見込みでは上半期には完了できると考えている。4項都市計画費も令和7年度中には完成する予定との答弁がっております。

次に、歳出予算についてですが、3款民生費、4項災害救助費、2目応急住宅管理費の減額のうち、復興建設部関係は、10節需用費で減額は、建設型応急住宅地に係る修繕料、役務費の集約等住み替えに伴う手数料の最終見込みによるものです。

次に、6款農林水産業費を2,890万円増額し、補正後の額を5億8,559万4,000円とするものです。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、1節報酬の農業委員会委員報酬及び農業委員会農地利用最適化推進委員報酬は、農地利用最適化交付金の減額に伴う農地利用最適化活動報酬の減額補正です。

審査の過程において、委員から、農業委員会委員報酬と農業委員会農地利用最適化推進委員報酬の減額は、活動が少なかったことによる減額なのか。減額の理由、委員から不満の声は出ていないのかとの質疑に対して、農地の相談や集約・集積活動が少なかったものではない。減額の理由としては、令和5年度、国から熊本県への配分が1億6,000万円程度だったのが、令和6年度は国から県への配分が1億1,000万円程度、約6割に減っている。この6割を県下45市町村の農業委員会で分けるため、各自治体への分配金が減っている。農業委員からも不満は出ていることから、予算確保についてはしっかり国・県に要望していくとの答弁がっております。

3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金の増額補正のうち、給付金の耕種農家等支援給付金(物価等高騰対策)は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、農業用資材や燃料などの物価等高騰の影響を受ける農家の負担を軽減し、営農の継続及び安定化を図るため、農家に対する支援給付金です。

事業内容は、対象が営農をされている個人農家290件、法人を10件とし、1件当たり個人は5万円、法人は10万円の給付金を交付するものです。また、積算根拠につきましては、令和4年度に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した飼料・

燃料等価格高騰対策農家支援補助金の申請実績を基に算出してあります。

審査の過程において、委員から、ハウス農家は対象となるのか。また、ハウス農家は灯油等の経費などがあるが、耕種農家と一律にして不満等はないのかとの質疑に対して、ハウス農家も対象となっており、前回の物価等高騰対策では補助金だったが、今回は給付金という形で対応することもあり、一律とさせてもらっている。また、ハウス農家からの要望等は伺っていないとの答弁がっております。

次に、4目畜産業費、7節報償費の減額補正は、和牛・乳牛の上位共進大会への出陳が少なかったことによるものです。18節負担金、補助及び交付金の給付金、畜産農家支援給付金（物価等高騰対策）の増額補正は、畜産飼料や資材及び燃料などの物価等高騰の影響を受ける畜産農家の負担を軽減し、営農の継続及び安定化を図るため、農家に対する支援給付金です。

内容は、耕種農家等支援給付金と同様の国の臨時交付金を活用し、対象としまして畜産農家乳用牛・肉用牛については、ともに1頭につき1万円、上限100万円のどちらか多い種、養豚農家は1頭につき2,000円、上限100万円、養鶏農家は1羽につき100円、上限100万円を対象としております。算出根拠は、令和4年度畜産統計調査にて算出してあり、なお、耕種農家等支援給付金、畜産農家支援給付金の重複申請給付は行えないこととなっております。

2項林業費、2目林業振興費、18節負担金、補助及び交付金のうち、給付金、椎茸農家支援給付金（物価等高騰対策）の増額は、シイタケ種駒の購入に要する経費に対し給付金を交付することにより、人吉市に在住するシイタケ生産者の生活及び経営の安定を図ることを目的とするものです。対象は、人吉市に住所を有する者、1万個を超えるシイタケ種駒を購入する者で、事業期間中に新規にシイタケ種駒を購入するシイタケ生産農家へ給付金を交付するもので、事業費はシイタケ種駒1個当たり1円の100万個で、合計の100万円を見込んでいます。

審査の過程において、委員から、シイタケ以外は対象とならないのか。また、菌床栽培を行っている農家は対象になるのかとの質疑に対して、対象はシイタケのみで、ほだ木で栽培を行っている農家が対象となるとの答弁がっております。

次に、7款商工費を1億645万4,000円増額し、8億1,563万8,000円とするものです。

1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金、補助及び交付金のうち、増額の主なものは、LPGガス価格高騰の影響を受ける生活者に対する支援を行うLPGガス使用世帯支援補助金、本市独自のデジタル通貨きじうまコインを活用し、プレミアム商品券のデジタル版を実施することで、物価高騰の影響を受ける地域経済を活性化するために取り組むデジタルプレミアム商品券事業補助金、原油価格高騰の影響を受けている運送事業者等に対して給付金を交付することで事業継続を支援する貨物運送事業者等支援給付金及び3目観光費、18節負担金、補助及び交付金の人吉温泉観光協会補助金（宿泊支援事業）の4件は、どれも物価等高騰対

策支援事業です。

L P ガス使用世帯支援補助金は、L P ガス価格高騰の影響を受ける生活者に対する支援を行うもので、今般、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が創設されたことから、本事業を実施するものです。対象世帯を1万1,900世帯とし、1万1,900世帯掛ける5,000円の5,950万円を見込んでおります。なお、事業費・事務費ともに、熊本県から2分の1の補助で、前回と同様、熊本県L P ガス協会に補助し、実施するものです。

次に、デジタルプレミアム商品券事業補助金は、デジタル地域通貨きじうまコインにプレミアムポイントを付与することにより、地域のお金の域外流出の防止や、地域内循環の創出を図り、物価高騰の影響を受けた地域経済の活性化を図るもので、チャージ金額の100%のポイントを還元し、上限は1人当たり5,000円で実施をするものです。実施時期は、学校の夏休み期間とも重なる今年の7月または8月に実施する予定としています。

次に、貨物運送事業者等支援給付金は、原油価格高騰の影響を受けている運送事業者等に対して給付金を交付することで、事業継続を支援するものです。

事業内容としては、事業者が所有する自動車1台当たりに対し、定額の支援金を給付するもので、給付額は、大型・中型自動車が4万5,000円、普通車・軽自動車が1万5,000円となっております。交付対象ですが、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業を営む事業者、または、運転代行業を営む事業者で、運送事業者は23社、運転代行は4社の合わせて27事業者が保有する車両に対して給付を予定しております。事業費は、大型・中型車が221台掛ける4万5,000円で994万5,000円、普通車・軽自動車が77台掛ける1万5,000円で115万5,000円を見込んでおります。また、1事業者当たりの上限は100万円となっております。

次に、人吉温泉観光協会補助金（宿泊支援事業）の目的ですが、ガソリン代等の高騰を理由に全国的に観光消費を控える傾向にあるため、宿泊割引と市内でのアクティビティ施設、お土産購入に対するクーポン事業を実施することで、県内外の宿泊を伴う観光誘客につなげるものです。宿泊料金が1万5,000円以上の方については5,000円、8,000円以上1万5,000円未満の方につきましては2,500円を割引し、加えて、本制度を利用し宿泊された方には、事前登録した市内のお土産店やレジャー施設で使用可能な1,000円のクーポン券を配布するものです。実施期間は今年の6月1日から9月30日までを予定しております。なお、お盆期間は除くものとなっております。

次に、8款土木費を7億7,471万3,000円減額し、補正後の額を39億1,208万9,000円とするものです。2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、14節工事請負費の増額は、社会資本整備総合交付金事業に係る国庫補助事業の事業費の清算に伴う、2目道路維持費からの組替え及び国の第1次補正予算に伴うものです。3項住宅費、2目住宅建設費、14節工事請負費の減額は、熊田口団地防鳥ネット設置工事に係る入札残です。

審査の過程において、委員から、市営住宅防鳥ネット設置工事は、この団地で完了となるのかとの質疑に対して、全部は終わっておらず、要望が多いところから毎年1か所ずつ対応している。防鳥ネットは単費となるため多くの団地をまとめて行うのは難しいとの答弁がっております。

4項都市計画費、5目土地区画整理費、18節負担金、補助及び交付金は、青井地区土地区画整理事業費負担金の増です。

委員から、青井地区土地区画整理事業負担金で市の割合の質疑に対して、基本的には1割だが、国庫補助などが充当される場合は、そのうち半分になるので、0.5割を負担金として、毎年度、県のほうに負担しているとの答弁がっております。

委員からの意見として、農業委員及び農業委員会農地利用最適化推進委員の減額については配慮をお願いしたい。また、国・県へも強く要望していただきたいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。

議第3号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案可決確定いたしました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時18分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第35 議第4号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第35、議第4号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第35、議第4号令和6年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の結果の主

なものを報告いたします。

歳入は、基金運用利息の増額補正で、定期預金金利が引き上げられ、より有利な定期預金で運用したことによる利息額の増です。

歳出は、歳入の基金運用利息の増額に伴い、積立金を同額増額するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。

議第4号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案可決確定いたしました。

日程第36 議第5号から日程第40 議第9号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第36、議第5号から日程第40、議第9号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第36、議第5号から日程第40、議第9号までの5件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第36、議第5号令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,639万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億343万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、補助金の交付額確定によるものや事業費の最終見込みによるものです。そのほか、5款、1項県負担金、1目保険給付費等交付金171万6,000円の減額補正は、1節保険給付費等交付金（普通交付金）が、第三者納付金等の控除額の増により73万6,000円の減額、2節保険給付費等交付金（特別交付金）が、特定健康診査等負担金の申請額に合わせて98万円減額するものです。

歳出の主なものは、歳入の補正に伴う財源の組替えによるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第37、議第6号令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ2,502万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,524万8,000円とするものです。

歳入は最終見込みによるもので、主なものは、1款、1項、1目特別徴収保険料2,301万4,000円の減額、また、2目普通徴収保険料902万1,000円の増額で、調定額及び収納額を勘案したものです。

歳出は、歳入の保険料及び保険基盤安定繰入金の減に伴うもので、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金2,502万5,000円の減額補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第38、議第7号令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1億4,381万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,555万9,000円とするものです。

歳入の1款、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料1,701万2,000円の増額補正は、調定額、収納額を勘案し、最終見込みにより補正するものです。

歳出は、財源内訳の変更や事業費の最終見込み等によるものです。主なものとして、1款、3項、1目介護認定審査会費162万8,000円の減額、これは介護認定審査会開催回数によるもの、2款、1項、1目居宅介護サービス給付費1,140万3,000円の減額、及び2目地域密着型介護サービス給付費5,000万円の減額は、いずれも最終見込みによるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第39、議第8号令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第5号）は、水道事業について収入及び支出の見込額が確定したこと等によるものです。

収益的収入について、1款、2項、2目他会計補助金239万6,000円の増額補正は、職員の児童手当分を一般会計から繰り入れるものです。

次に、3項、2目過年度損益修正益1,107万9,000円の増額補正は、令和5年度から令和6年度への繰越事業として、蓬莱配水池の電気計装設備工事を実施したところ、新たな破損が見つかり、調査した結果、落雷による被害と判明したことによる日本水道協会機械設備損害の保険金です。

資本的収入及び支出の補正の主なものは、熊本県事業である青井地区及び市事業である中心市街地地区復興土地区画整理事業の両事業の施工区域の変更等によるものです。資本的収入のうち、1款、2項、1目工事負担金2,640万円の減額補正は、配水管工事の負担金が必要なくなったことによるものです。また、資本的支出のうち、1款、1項、1目、2節負担金工事6,252万9,000円の減額補正は、配水管布設工事を実施できなくなったことによるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第40、議第9号令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、災害による共済金、災害に関する共済金収入に伴う災害復旧費国庫負担金の清算による補正が主なものです。

収益的収入について、1款、1項、1目下水道使用料656万3,000円の減額は、使用量の減等によるものです。2項、5目、1節雑収益1億9,175万6,000円の増額補正は、令和2年7月豪雨等に伴う共済金収入によるものです。

収益的支出について、1款、1項、4目、15節委託料537万円の減額は、委託料の清算によるものです。

次に、資本的収入について、1款、3項、1目国庫補助金、1節公共下水道補助金538万6,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の精算と国の内示によるものです。

資本的支出について、1款、1項、1目管渠事業費、15節委託料336万9,000円の減額補正は、青井宝来排水区整備実施設計業務その2委託料の清算によるものです。23節工事請負費994万2,000円の減額は、青井宝来排水区污水管渠布設替工事の清算によるもの、そして、紺屋町地区污水管渠布設替工事については、紺屋町被災市街地土地地区画整理事業の仮換地等の手続に時間を要したことから、次年度以降に事業を行うことに伴い全額減額したものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。

議第5号から議第9号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号は、原案可決確定いたしました。

日程第41 議第10号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第41、議第10号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第41、議第10号令和6年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ985万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50万2,000円とするものです。

まず、歳入ですが、2款繰入金7万1,000円の増額補正は、前年度に借りた起債の利息額確定に伴う長期債利子返還分を一般会計から繰り入れるものです。3款繰越金7万4,000円の増額補正は、前年度事業費確定に伴う繰越金です。次に、4款市債1,000万円の減額補正は、復興関連事業を進めるべく、公共用地として土地の先行取得を行うに当たり、必要な資金について起債による借入れを行うものでしたが、対象となる先行取得用地がなかったことに伴い、公共用地先行取得事業債を減額するものです。

次に、歳出ですが、1款公共用地先行取得事業費1,000万円の減額補正は、事業費確定に伴い、用地の公有財産購入費を全額減額するものです。2款公債費7万2,000円の増額補正は、起債借入れに伴う長期債利子返還分の確定に伴うものです。3款予備費に7万4,000円増額補正してあります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。

議第10号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第10号は、原案可決確定いたしました。

日程第42 議第11号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第42、議第11号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 日程第42、議第11号令和7年度人吉市一般会計予算のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入歳出予算のうち、歳入全款、第3条地方債、第4条一時借入金、及び第5条歳出予算の流用の予算について、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の総額は、234億9,061万4,000円で、一時借入金の借入れの最高額を30億円と定めております。主な歳入予算は、1款市税39億8,427万8,000円、7款地方消費税交付金8億5,000万円、11款地方交付税58億円、15款国庫支出金44億1,325万4,000円、16款県支出金21億8,147万8,000円、18款寄附金10億4,000円、19款繰入金10億8,441万6,000円などが計上されております。

審査において、一般会計歳入構造別構成比について資料に基づき説明があり、市税を含む自主財源は、歳入予算のうち33.7%、79億2,195万1,000円、地方交付税、国庫支出金、県支出金などを含む依存財源は、歳入予算のうち66.3%、155億6,866万3,000円の構成比となっています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第42、議第11号令和7年度人吉市一般会計予算のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

債務負担行為のまちなか創生事業推進業務委託料は、まちなかグランドデザイン推進アクションプランの実現に向けた、まちなかエリア全体のデザイン監修等の業務委託のため、また、情報系パソコン等リース料は、使用するシステムなどが更新時期を迎えるため、期間及び限度額を定めるものです。

小学校LED照明器具リース料と中学校LED照明器具リース料は、市内小中学校の照明器具を全てLED照明へと交換するため、リース契約の期間及び限度額を定めるものです。

審査の過程において、委員から、照明器具リースと取替え工事の比較検討はしたのかとの質疑に対し、リースの場合は、約1億4,000万円になるが、公共工事で発注した場合は約1億8,000万円かかると試算している。また、公共工事の場合は設計委託から始まって工事が終わるまでに2年はかかるとの答弁がっております。

次に、歳出の主なものを報告いたします。

1款議会費では、市民サービスの利便性の向上を目的に、インターネットを通じてパソコン・スマートフォン・タブレット端末で市議会会議録を検索できるシステムを構築する委託料を新規計上しています。

2款総務費では、職員手当等で、定年退職の段階的な延長に伴い令和7年度は正規職員の定年退職がいないため、昨年度と比べ大幅な減額となっています。

企画費では、公開型地理情報システムのほか、庁内共用地理情報システムの構築や写真地図作成、市道・農道の道路台帳電子化などに係るシステム構築委託料、まちなか創生事業推進業務委託料などです。

審査の過程において、委員から、まちなか創生事業推進業務委託とはどのような内容かとの質疑に対し、公民連携体制の構築などのマネジメント業務、総合戦略を基に市民や事業者へ提案し、デザイン監修を進める業務などを計画しているとの答弁がっております。

情報管理費では、地方公共団体基幹情報システムの標準化対応経費、行政システム九州のシステム利用料、ガバメントクラウド利用負担金などです。

審査の過程において、委員から、ガバメントクラウド利用負担金は毎年かかるものなのかとの質疑に対し、基幹系システム標準化に伴うクラウド利用料であるため、毎年かかる費用であるとの答弁がっております。

10目交通政策費は新設の目となります。肥薩線世界遺産推進関連施設費と総合的な交通政策に要する費用を整理統合したものです。その交通政策費では、5月下旬に実施予定の人吉鉄道ミュージアムの10周年記念イベント業務委託料、人吉駅前ゾーニングやS L人吉格納庫の基本構想の検討などを行う人吉駅周辺公共施設等利活用可能性調査委託料、S L人吉展示用軌道延長工事費などを計上しています。

9款消防費の主なものは、救急安心センター事業負担金、出初め式の放水競技準備等に要する重機借上料、防災士育成事業補助金、雨庭整備事業補助金などです。

審査の過程において、委員から、消防団各部にアンケートを取って放水競技をしたいという意向があったのかとの質疑に対し、令和6年度の出初め式後に意見を募った。その中には放水競技があったほうが良いという部と、人数の関係で規律だけの競技が良いという両方の意見があったが、令和7年度に向けては放水競技を実施する方向で検討していきたいとの答弁がっております。

10款教育費の主なものは、学校施設改修工事費や児童・生徒用タブレット端末の更新費用、教科書改訂に伴う教師用指導書等の購入費など、不登校児童・生徒の支援業務に当たる学校支援アドバイザーの増員や医療的ケア児を支援するための経費、児童・生徒が自分の端末で使う学習支援ソフトや教職員の出退勤管理ソフトの使用料、スクールタクシーの借上料、大畑小学校、第三中学校の水泳授業を民間事業者に委託するもの、人吉東小学校・人吉西小学校・西瀬小学校・中原小学校の創立150周年関連経費、東間小学校トイレ改修工事設計業務委託料、東間小学校屋内運動場屋根・床改修工事と中原小学校靴箱改修工事などの工事請負費です。なお、東間小学校は現地視察を行っております。

中学校費においても、第二中学校トイレ改修工事設計業務委託料、第一中学校トイレ改修工事費などを計上しています。

審査の過程において、委員から、2目教育振興費で図書館の書籍購入費はどれくらいか。また、学校図書館図書標準の達成はしているのかとの質疑に対し、小学校で136万2,000円を計上している。全ての学校で学校図書館図書標準を達成していない。今後、達成するよう目指したいとの答弁がっております。

さらに、委員から、第一中学校のトイレ洋式化は何基改修するのかとの質疑に対し、41基改修する。洋式化していないトイレは44基あり、屋外にある3基だけが和式として残るとの答弁がっております。

文化財保護費では、県の名勝指定を受けた鹿目の滝の説明看板及び標柱の設置工事費です。審査の過程において、委員から、鹿目の滝の説明案内板には、外国語で表記する計画はないのかとの質疑に対し、表記する内容は、熊本県文化財保護条例に記載の内容を全て記載する必要があるため、板面の広さ等を考えると外国語の表記は難しいとの答弁がっております。

カルチャーパレス費では、歴史館の再開に伴い文化財担当職員が歴史館に移ることから、新たに会計年度任用職員を2名雇用する予定としています。

審査の過程において、委員から、AEDリース料が昨年度と比べ減額になっているが、AEDの設置状況に変化があったのかとの質疑に対し、行財政改革課が広告付きAEDを2台導入し、そのうち1台をカルチャーパレスで使用しているため予算化していない。また、保健体育総務費において同様の質疑があり、減額したAEDリース料分は社会教育課に置いてある貸出用の分で、令和6年度は5年分の契約をする中での見積りによる予算化であったが、令和7年度は単価がはっきりしたため、年間のリース料を算出し計上しているとの答弁がっております。

保健体育費は、ひとよし温泉マラソン実行委員会補助金で、次回からスポーツ振興くじ助成金、いわゆるtoto助成金を活用し、補助額500万円のうち400万円はスポーツ振興くじ助成金を原資として運営する予定です。

学校給食センター費は、例年の経費に加えまして、賄材料費として1億3,749万4,000円を計上しています。

審査の過程において、委員から、賄材料費は昨年度より増額となっているが、今後の物価高騰等でまた上がるような予測はしているのかとの質疑に対し、物価高騰等の影響を予測して増額している。4月から学校給食費の1食当たりの単価を増額改定する。4月以降、小学校が280円、今年度よりも14円増額。中学校が327円、今年度よりも17円増額。に改定するが、保護者負担は据置きにし、市の支援が増えることになる。また、お米の値段がどんどん上がっており、このままいくとこの単価でも来年度は厳しいかと考えているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第42、議第11号令和7年度人吉市一般会計予算のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為について、家屋評価システムリース料は、令和9年度評価替えに対応

する路線価付設や各筆評価等を継続して管理する必要があることから、期間を令和7年度から令和10年度、限度額を981万4,000円と定めるものです。第5次戸籍電算システムリース料は、これまでのシステムのサポート期間満了に伴うもので、期間を令和7年度から令和12年度、限度額を5,172万4,000円と定めるものです。福祉総合システムリース料は、リース期間の終了に伴い、新たに契約する必要があることから、期間を令和7年度から令和12年度、限度額を667万5,000円と定めるものです。障がい者計画等策定業務委託料は、期間を令和7年度から令和8年度、限度額を308万円と定めるものです。これは、第2次障がい者計画と第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の計画期間終了が令和8年度となっていることから、令和7年度中に日常生活の現状とニーズ調査を実施した上で、令和8年度中に計画策定を進めるため、債務負担行為を設定するものです。

次に、歳出の主なものは、2款、2項徴税費、1目、12節委託料220万8,000円は、土地情報総合システム、コンビニ交付システム保守委託料及び土地情報データ修正業務委託料です。委員からの、コンビニ交付システム保守委託料はこれから増えていくのか。被災者の証明書発行手数料減免はいつまで続くのかとの質疑に対して、コンビニ交付システムの利用件数が増えているので維持経費も増えていくと考えている。被災者の証明書発行手数料減免の期限については現時点では決まっていない。令和7年度中に全庁的に検討するとの答弁があっています。

3款民生費、1項、1目社会福祉総務費、12節委託料の地域福祉推進事業委託料453万2,000円は、地域福祉コーディネーターを人吉市社会福祉協議会に配置し委託するもので、委員から、配置人数及び仕事内容はとの質疑に対して、正職員1名と嘱託職員1名の計2名を配置する。地域の見守り活動が主な業務で、民生委員等との調整や情報収集、災害時の体制づくり等を行っているとの答弁があっています。

18節負担金、補助及び交付金の中で、人吉市社会福祉協議会補助金（買物支援事業）385万4,000円について、委員から、事業内容はどういったものかとの質疑に対して、人吉市社会福祉協議会へ委託して、人吉市社会福祉協議会の職員が、買物へ行くのが困難な方の買物代行を行う事業である。利用者の1回当たりの負担金は200円であるとの答弁があっております。

同じく、18節の給付金、住まい再建支援金1,270万円は、令和2年7月豪雨住まい再建支援策の転居費用等に係るものです。委員から、何件を想定されているのかとの質疑に対して、応急仮設住宅等からの転居として104件などを想定しているとの答弁があっております。

3目老人福祉費、1節報酬、委員等報酬のうち19万円は、養護老人ホーム入所判定会議委員5人分の報酬です。委員から、会議の開催回数などの質疑に対して、年に4回を予定しているが、措置の必要や申込みがあった場合に開催するもので、対象者がいなければ開催はないとの答弁があっております。

同じく、12節委託料のうち479万8,000円は、成年後見推進事業委託料です。委員から、本市の成年後見制度の活用状況はどれくらいか。また、弁護士選定方法はどのようにされているのか。委託料に弁護士費用も含むのかとの質疑に対して、制度の利用は、年間に二、三人程度。弁護士は家庭裁判所で選任され、費用は介護保険特別会計5款地域支援事業費に計上しているとの答弁がっております。

同じく、18節負担金、補助及び交付金のうち、51万2,000円は、鍼灸マッサージ補助交付金です。委員から、交付金を拡大する予定はないかとの質疑に対して、現在、75歳以上の方に12枚つづり1冊を交付している。利用実績等を見ながら検討する必要があるが、現在の使用状況から見て、追加の必要はないと考えるとの答弁がっております。

2項児童福祉費、3目母子父子福祉費、19節扶助費の中で、高等職業訓練促進費の内容はとの質疑に対して、独り親の方が、就労につなげるために看護学校等で職業訓練を行うときに、研修期間の生活費月10万円を支給するもので、最終年度は4万円加算する。現在3名が対象で、次年度新規に2名を予定しているとの答弁がっております。

4項、1目災害救助費、17節備品購入費10万円は、福祉避難所用備品の購入に係るものです。委員から、こういったものを予定しているかとの質疑に対して、折り畳みベッドやパーティション等を予定しており、希望があった福祉避難所に市で準備するものとの答弁がっております。

4款衛生費、1項、2目予防費、12節委託料のうち1億2,000万円は、個別接種委託料です。小児等の定期予防接種、65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ予防接種、新型コロナウイルスワクチン接種、及び带状疱疹予防接種に係る委託料です。委員から、带状疱疹予防接種も補助対象となるのかとの質疑に対して、令和7年度から新規に定期接種化となり補助対象となる。基本的には65歳以上の方が対象で、個人負担金は生ワクチンを3,300円、不活化ワクチンを8,300円と設定しているとの答弁がっております。

5目環境衛生費、7節報償費は、ごみの再資源化を目的とし、子ども会等が行う資源ごみ回収に伴う報償費です。委員から、登録団体数とその内訳、登録団体数の増減はとの質疑に対し、現在51団体の登録があり、内訳は、子ども会34、町内会14、老人会2、学校1で、登録団体数の増減はないとの答弁がっております。

9款消防費、1項、5目災害対策費、10節需用費、消耗品費の一部26万円は、大規模災害等で指定避難所に避難された乳幼児用の液体ミルクや離乳食等の備蓄品購入費用です。委員から、液体ミルクや離乳食等の保管場所はどこかとの質疑に対して、乳幼児避難所は保健センターを設定しているので、保健センターに保管するとの答弁がっております。

同じく、12節委託料、看板設置等委託料1万7,000円は、指定福祉避難所の看板の製作及び設置に伴う委託料です。委員から、看板の設置場所はどこかとの質疑に対して、新規に福祉避難所として契約をした介護老人保健施設リバーサイド御葉園に設置予定との答弁があっ

ております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 日程第42、議第11号令和7年度人吉市一般会計予算のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、歳出ですが、3款民生費、4項災害救助費、2目応急住宅管理費、10節の需用費は、建設型応急仮設住宅の民有地借上げ2団地、下原田第三仮設団地、鬼木仮設団地に係る賃貸契約用印紙代等に伴う消耗品費、建設型応急住宅の共同施設分等に係る電気料、上下水道代、修繕料です。11節役務費は、集約等住替えに伴う居室等清掃手数料です。12節委託料は、受水槽の清掃委託料及び合併処理浄化槽の維持管理委託料です。

次に、6款農林水産業費8億7,621万4,000円は、前年度と比較しまして4億7,482万9,000円の増となっています。1項農業費、1目農業委員会費、1節報酬と8節旅費の費用弁償は、農業委員会10名と、農地利用最適化推進委員15名、機構集積支援員として雇用する会計年度任用職員1名分です。

3目農業振興費、12節委託料の清掃委託料は、田野活性化センターの運営管理、清掃、草刈り業務を田野活性化委員会に業務委託するものです。測量業務委託料は、中山間地域等直接支払事業に取り組む集落区域の見直しによる傾斜測量業務委託です。梅園管理委託料は、人吉市梅園管理組合へ人吉梅園の下草刈り、防除、肥料散布、収穫などの業務を委託するものです。農業振興地域整備計画策定業務委託料は、農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の見直しを行うに当たり、基礎調査を令和7年度、基礎資料整備を令和8年度、整備計画策定を令和9年度に行うことになっていることから、3年にわたり策定業務を委託し、見直しを実施するものです。

18節負担金、補助及び交付金のうち負担金は、熊本県野菜振興協会負担金など計3件分です。

補助金は、人吉市農業活性化対策事業補助金、有機農産物認定手数料などの一部を助成する環境保全型農業総合推進事業補助金、人吉市農業再生協議会事務経費として、経営所得安定対策等推進事業費補助金、水田産地化総合推進事業補助金、くまろんフェア実行委員会補助金、被害が増加傾向にあります有害鳥獣被害に対しまして、電気牧柵等設置に係る費用やジャンボタニシ駆除剤に対する一部を助成します有害鳥獣被害対策事業補助金です。

交付金は、中山間地域等直接支払事業交付金が、大畑麓地区、下田代地区、上戸越町開墾

地区、木地屋町駒返地区、永野町地区の5地区、環境保全型農業直接支援対策事業交付金が、人吉市と山江村の2組織、農業次世代人材投資事業交付金は上半期分のみ1件、制度改正後の年間4件の計5件分です。

4目畜産業費、18節負担金、補助及び交付金の負担金は、熊本県城南地区家畜自衛防疫促進協議会負担金ほか1件分です。補助金は、優良子牛保留奨励事業補助金、人吉市受精卵移植推進協議会補助金、強い農業づくり総合支援事業補助金は、株式会社山形種鶏場が最新AIシステムを取り入れられた、ふ卵工場を下漆田町に建設されることに伴い、その工場に設置される機械等に対する補助金です。

審査の過程において、委員から、強い農業づくり総合支援事業補助金で、株式会社山形種鶏場が建設を予定している工場はどの辺りか。また、ふ卵工場も屋内は臭うことから、近隣住民への説明は予定しているのかとの質疑に対して、下漆田町の久留米運送株式会社人吉店の隣地を買収されて建設を予定されている。近隣住民への説明は、株式会社山形種鶏場において予定されており、重ねて依頼するとの答弁がっております。

5目農地費、14節工事請負費は、緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、令和4年度から取り組んでいる下城本地区水路改修工事4期目の改修工事と、中神町大柿地区水路改修工事です。

審査の過程において、委員から、水路改修工事の下城本町の工事が第4期とのことだが、場所はどの辺りになるのか。また、これが最後になるのかとの質疑に対して、場所は射撃場の坂から左手に溝があり、坂に沿って61メートルが工事箇所となる。また、計画としては4期で終了となるとの答弁がっております。

2項林業費、2目林業振興費、1節報酬は人吉市鳥獣被害対策実施隊隊員報酬で、令和7年度から30名増の100名分の報酬です。

7節報償費は、有害鳥獣の捕獲に伴う謝礼で、内訳といたしましては、特定鳥獣適正管理事業に係る鹿の捕獲に伴う謝礼で、成獣880頭分、幼獣20頭分、食肉加工施設持込み分の100頭分、有害鳥獣被害対策事業に係る猿の捕獲が10頭分、幼獣5頭分、有害鳥獣駆除に係るカラスの捕獲500羽分、有害鳥獣駆除に係るアナグマの捕獲に100頭分、有害鳥獣駆除に係るイノシシの捕獲に伴う幼獣分の30頭分となっております。

12節委託料の下刈委託料は、下永野町字八峯平地区の市有林の下刈委託料で、間伐等委託料は、上永野町字道平地内の市有林で間伐を行う委託料です。市有林監視業務委託料は、市が管理しております林道・作業道の維持管理に係る分です。素材生産販売委託料は、上永野町字道平地内で間伐した木材を市場まで搬出し販売する委託料です。除伐委託料は、上戸越町字地蔵平等の市有林の除伐の委託料です。森林経営管理業務委託料は、森林環境譲与税を活用とした、森林経営管理法に基づく放置林対策に向けた調査や間伐、並びに林業教室など林業の普及・振興等に係る業務委託料です。Jークレジット創出支援業務委託料は、市有林

のＪークレジットのプロジェクトに新たに施業箇所を追加するプロジェクト変更登録に係る業務と、既に認証を受けている施業箇所に係る2023年度、2024年度分のクレジットの発行を行うために必要なモニタリング調査に必要な書類作成を委託するものです。

次に、7款、1項商工費、1目商工総務費に、6億1,918万6,000円で、前年度と比較しまして2億6,575万円の増となっています。12節委託料のふるさと納税業務委託料は、さとふる、ふるさとチョイスなどの受付サイト事業者や中間業務事業者が実施する、ふるさと納税支援、収納代行、管理システム保守運営、カタログ作成などのPR業務等に係る委託料などです。

3目観光費、18節負担金、補助及び交付金のうち負担金は、熊本県観光連盟負担金、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金、大都市圏に所在する企業と地方自治体が、協定書に基づき社員を地方自治体に一定期間派遣し、地方自治体が取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を生かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組である地域活性化起業人派遣負担金など計9件です。

補助金は、人吉温泉観光協会補助金、人吉温泉まつり実行委員会補助金、日本遺産人吉球磨構成文化財活用事業補助金、これはおくんち祭りです。船頭確保のため球磨川くんだり支援事業補助金など計7件です。

審査の過程で、委員から、くまもとマンガ協議会負担金はどのようなものかとの質疑に対して、令和3年に発足し、当初から人吉市も入会している。これまでの活動としては、集まって会議をするのみで会費は取られてなかった。令和6年度から会費が発生したが、今年度は猶予してもらっているが、令和7年度から会費を支払うことになっており、会員は75団体が加入している。事務局は熊本日日新聞社が事務局となっているとの答弁がっております。

次に、8款土木費の令和7年度予算額は37億8,943万6,000円で、前年度と比較しますと、9億6,924万3,000円の減となっています。

8款土木費、2項道路橋梁費、12節委託料は、市道草刈委託料、側溝浚渫委託料、支障木除去委託料、道路維持補修委託料及び法定外公共物維持補修委託料です。

3目道路新設改良費、14節工事請負費は、社会資本整備総合交付金事業等で実施します田野高原線のり面対策工事等の道路改良、工事請負費及び都市防災総合推進事業で実施します村山観音道路線外3線の道路改築工事請負費です。

審査の過程において、委員から、道路改良工事は令和7年度はどこをする予定なのかとの質疑に対して、村山観音道路線、相良薩摩瀬第2号線、薩摩瀬湯の本線、西間東間線の4路線を予定しているとの答弁がっております。なお、この地区については現地視察を行っております。

6目交通安全対策費、14節工事請負費は前年度と同額で、市内一円の市道における交通安全対策関係の工事請負費及び里道や私道における交通安全対策関係の工事請負費です。

3 項住宅費、1 目住宅管理費、12 節委託料は、清掃委託料、浄化槽維持管理委託料、施設設備等保守点検委託料及び除草委託料等です。

審査の過程において、委員から、市営住宅管理人業務委託料は今回できた災害公営住宅も含めた金額になるのか。また、管理人 1 人当たりの金額はとの質疑に対して、管理人はまだ決まっていない状況ではあるが、新たな団地も含めた金額となり、戸数に応じた金額となるとの答弁がっております。

16 節公有財産購入費は、市営住宅の畳及びふすまの購入費です。審査の過程で、委員から、畳、ふすま購入は、退去されたときに交換するのか、傷んだときに交換するのかとの質疑に対して、退去された後に畳の表替えをするときに、本体が傷んでいる場合は市で対応する。入居中の分については個人負担としているが、ふすま等の建具については老朽化がひどい場合は市で対応するとの答弁がっております。

18 節負担金、補助及び交付金は、木造仮設利活用住宅に係る上水道加入金等や災害公営住宅等コミュニティ形成事業補助金です。

審査の過程で、委員から、災害公営住宅等コミュニティ形成事業補助金 100 万円はどういったことをされるのかとの質疑に対して、大工団地、九日団地、下原田第 1、第 2 団地、西間第 1、第 2、第 3 団地、あやめ広場団地の 8 団地の自治会への補助になる。どのようなことをするかは決まっておらず、どのように使っていただいてもいいと考えている。必要な備品の購入に使っていただくこともできる。また、金額は戸数に応じての補助となるとの答弁がっております。

2 目住宅建設費、14 節工事請負費は、社会資本整備総合交付金事業で実施します西瀬団地給水設備改修工事請負費、木造仮設利活用住宅の調整池整備工事請負費、及び敷地整備工事請負費です。

4 項都市計画費、3 目公園整備費、14 節工事請負費は、社会資本整備総合交付金事業で実施します村山公園園路改修工事や石野公園高圧受変電設備改修工事等の公園施設改築等工事、都市防災総合推進事業で実施します村山公園避難地整備工事等に伴う工事請負費です。

5 目土地区画整理費、12 節委託料は、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業換地設計等業務委託料、都市再生整備計画事業で実施します青井地区建物調査委託料及び紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業物件移転実施検討業務委託料、単独事業で実施します被災市街地復興土地区画整理事業先行買収地維持管理業務委託料です。

14 節工事請負費は、都市防災総合推進事業で実施します青井地内第 17 号線道路改築工事請負費、都市再生区画整理事業で実施します紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業道路改築工事請負費、都市再生整備計画事業で実施します青井西間線歩道改築工事請負費及び紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業造成工事請負費です。

9 款、1 項消防費、4 目水防費、12 節委託料のうち、樋門・樋管操作委託料は、国が管理

する樋門・樋管操作委託料17か所のそれぞれ2名分と、県が管理する樋門・樋管操作委託料13か所及び御溝川側樋門操作委託料、樋門管理委託料は、茂田川及び矢黒川の樋門管理委託料、九日町排水機場操作委託料は操作員及び代理人への操作業務委託料、災害用内水排除ポンプ設置保管等委託料は、出水川、上新町、下新町、相良第一、大柿、釜場、八久保の内水排除ポンプの保管及び点検業務委託料です。ポンプ設置管理委託料は、出水川等、大柿、八久保、釜場、相良第一、上新町、下新町の樋門・樋管における、出水期の常設ポンプ設置及び管理業務委託料です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件については、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

13番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第11号令和7年度人吉市一般会計予算に、反対の立場から討論を行います。

私がこの議案に反対するのは、総務費に川辺川ダム建設促進協議会負担金が組まれており、これに反対するものです。流水型ダムであっても、ダム湖内や下流にシルトと言われる土砂が堆積し、下流の濁りが長期化することや、鮎の品質に悪影響を及ぼすことが最上小国川の清流を守る会の調査からも明らかになっています。ダムによる治水対策の効果は、そのような環境破壊を上回るメリットがあるのかが問われています。

元国土交通省防災課長の宮本博司さんは、雨が少ないときはダムがなくても安全。ダムが満杯になったらかなり危険な状態に。本当に効果を出すのはダムが計画として考えた限定された洪水の規模のときしかないと指摘しています。

川辺川ダムに肯定的な立場を取っている京都大学防災研究所の角哲也さんでさえ、「ダムの洪水調節効果と異常洪水時防災操作の課題」という報告の中で、淀川水系日吉ダムの現状を報告しており、平成30年7月豪雨に対して、流入量の3度目のピーク時には、ほとんど洪水調整が行えない状態となった。最後のピーク時に、その後にとまった降雨が生じた場合には、大きな洪水リスクが発生していた可能性があると指摘しています。

このように、ダムによる洪水対策に頼ることは大変危険なことであり、どんな場合でも効果を発揮するダムによらない治水対策こそ推進すべきだと思います。今日、治水対策の専門家からも、ダムによらない治水対策として、京都市嵐山に整備されている可動式堤防や球磨川沿いの宅地かさ上げと防水壁の整備が提案されています。

そもそも日本国憲法は、主権が国民に存することを規定しています。そうであるならば、国土交通省は、ダムによる治水対策とダムによらない治水対策の本当のメリット・デメリットを示し、流域住民全体にどちらの治水対策を望むかを聞き、事業の在り方を決めるべきです。

また、首長の集まりである川辺川ダム建設促進協議会は、国土交通省に対してそのような進め方こそ求めるべきだと思います。ところが、川辺川ダム建設促進協議会は、ダム建設を強行する国土交通省の方針に従って、従順にダム建設を推進しています。このような川辺川ダム建設促進協議会は即刻解散すべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（宮原将志君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第11号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、議第11号は原案可決確定いたしました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時26分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第43 議第12号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第43、議第12号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第43、議第12号令和7年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入の主なものは、財産運用収入の基金運用利息で、歳出の主なものは、基金費の基金利子積立金となっています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。

議第12号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって議第12号は、原案可決確定いたしました。

日程第44 議第13号から日程第48 議第17号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第44、議第13号から日程第48、議第17号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第44、議第13号から日程第48、議第17号までの5件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第44、議第13号令和7年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入の1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は5億2,780万6,000円で、主なものは、1節医療給付費分、現年課税分を3億5,429万2,000円、3節後期高齢者支援金分、現年課税分を1億1,357万円、5節介護納付金分、現年課税分を3,042万2,000円としています。これらは、主に歳出の3款国民健康保険事業費納付金の財源となるもので、減額の主な要因は、社会保険の適用拡大や団塊の世代が後期高齢者医療へ移行するなどの被保険者数の減少によるものです。

歳出の主なものは、4款保健事業費、1項、1目特定健康診査等事業費、12節委託料、集団健診・個別健診に係る特定健康診査委託料2,128万4,000円は、受診者数2,400人と想定しています。また、特定健康診査未受診者受診勧奨等業務委託料546万円は、過去に特定健診を受けていない人や医療機関受診中で特定健診を受診していない人などに対し、その特性に応じた受診勧奨を行うものです。

委員からの、どのように未受診者などの対象者を抽出するののかとの質疑に対して、医療機関からの受診歴を参考に抽出しており、現在は糖尿病に力を入れているとの答弁があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第45、議第14号令和7年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入の1款、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分3億1,046万9,000円としており、2目普通徴収保険料、1節現年度分1億7,853万6,000円、これは後期高齢者医療広域

連合からの通知額に基づくものです。

歳出は、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金6億8,205万8,000円は、歳入の保険料及び保険基盤安定繰入金等を広域連合へ納付するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第46、議第15号令和7年度人吉市介護保険特別会計予算は、1款、1項、1目第1号被保険者保険料は、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の介護保険料基準額に基づいた算定となっております。

歳入の3款、2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村格差による介護保険財政の不均衡を是正するための国の交付金です。

次に、歳出の2款、3項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用された場合の自己負担が一定の額を超えた場合、その超えた分を支給するものです。5項特定入所者介護サービス等費は、施設サービスにおいて、居住費や食費を所得の低い利用者への負担軽減措置として、限度額を超えた分を支給するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第47、議第16号令和7年度人吉市水道事業特別会計予算については、収益的収入は、前年度と比較して1,238万9,000円の減額となっています。継続的な給水人口の減少に伴う有収水量の減などによるものです。

次に、収益的支出について、1款水道事業費用は、前年度と比較して373万5,000円の減額となっています。

1款、1項、4目総係費、15節委託料6,296万3,000円の主なものは、上下水道料金徴収事務等業務など、前年度と同様の業務委託です。16節手数料の事務処理手数料は、口座振替、窓口収納、コンビニ収納、スマートフォン決済に伴う銀行等に支払う手数料です。

次に、資本的収入について、1款資本的収入の総額は、前年度と比較して4,748万8,000円の減額となっています。これは、青井地区及び市街地地区の復興土地区画整理事業に伴う配水管移設等工事に対する負担金の減が主な理由です。

資本的支出について、1款資本的支出の総額は、前年度と比較して6,208万5,000円の減額となっています。これは、青井地区及び市街地地区の復興土地区画整理事業に伴う配水管移設等工事に対するものが主な理由です。

1款、1項、2目機械及び装置費は、前年度と比較して200万5,000円の増額となっています。これは、水道メーターの交換数の増によるものです。委員から、どれくらいの期間で交換するのか。戸数は何件くらいかとの質疑に対して、8年周期で交換する。年間2,300戸から2,400戸の交換となるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第48、議第17号令和7年度人吉市公共下水道事業特別会計予算は、収益的収入

について、1 款下水道事業収益は、前年度と比較して21万2,000円の増で、その内訳として、1 項営業収益、1 目下水道使用料は、前年度比1,632万9,000円の減となっております。これは、令和6年度決算見込みを基に算出したものです。

収益的支出について、1 款下水道事業費用は、前年度と比較して3,038万9,000円の増です。1 款、1 項、4 目総係費、15節委託料2,750万円は、人吉市公共下水道ウォーターP P P導入可能性調査業務委託料で、近年、国はP P PやP F I の推進において、コンセッションに段階的に移行するため、官民連携方式をウォーターP P Pとして導入拡大を図っており、本市においてもこれに対応するべくウォーターP P Pの導入可能性調査を行い、ニーズに応じた手法等を検討するものとの説明がありました。

資本的収入について、1 款資本的収入は、前年度比8,939万4,000円の減となっています。1 款、3 項、1 目国庫補助金、1 節公共下水道補助金8,500万円は、青井宝来排水区及び紺屋町地区に係る社会資本整備総合交付金で、委託費と工事費です。補助率は2分の1となっています。

資本的支出について、1 款資本的支出は、前年度と比較して1 億396万9,000円の減となっています。1 款、1 項、1 目管渠事業費、15節委託料2,700万円は、出町橋污水圧送管実施設計業務委託料で、資料により説明がありました。23節工事請負費2,000万円は、人吉市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき老朽化している人孔蓋の取替を行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。

議第13号から議第17号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号は原案可決確定いたしました。

日程第49 議第18及び日程第50 議第19号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第49、議第18号及び日程第50、議第19号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第49、議第18号令和7年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算、及び日程第50、議第19号令和7年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第49、議第18号令和7年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,138万5,000円とするものです。

歳入の主なものですが、1款財産収入、1項、1目財産運用収入、1節梢山工業団地土地建物貸付収入は、共栄精密株式会社へのI区画の貸付け分138万2,000円で、前年度と同額です。3款、1項、1目、1節繰越金、前年度繰越金は4,000万円を計上してあります。

次に、歳出ですが、1款、1項工業用地造成事業費、1目人吉中核工業用地造成事業費は、31万8,000円で、3款、1項公債費、1目元金、22節償還金、利子及び割引料3,545万4,000円は、人吉中核工業用地造成事業に伴い、平成25年度以降に借り入れた地方債の元金償還金です。2目利子、22節償還金、利子及び割引料に124万3,000円、4款、1項、1目予備費に436万7,000円を計上してあります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第50、議第19号令和7年度人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,045万8,000円とするものです。

歳入の主なものですが、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金は、過年度に借りた起債の利息償還相当分45万2,000円を計上してあります。

5款、1項市債、1目、1節公共用地先行取得事業費は、復興関連事業を進めるに当たり、公共用地として、土地の先行取得を行う必要な資金について、起債による借入れを行うもので、見込みとしまして被災市街地復興推進地域内の用地先行取得分の1,000万円を計上しています。また、公共用地先行取得事業債の借入の限度額を1,000万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めています。

次に、歳出ですが、1款、1項、1目、16節公有財産購入費の1,000万円は、復興関連事業を進めるに当たり、被災市街地復興推進地域内において必要とする土地の先行取得を行うための用地購入費です。利子については、2款、1項公債費、2目利子、22節償還金、利子及び割引料に長期債利子償還分の45万2,000円を計上してあります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。

議第18号、議第19号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第18号、議第19号は原案可決確定いたしました。

日程第51 復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第51、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 日程第51、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告をいたします。

第9回復興・安全まちづくりに関する特別委員会は、令和7年2月26日水曜日に開催しました。今回は、初めに国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所より、西瀬橋から小柿地区方面までの2.4キロメートル間で計画されている人吉地区河道掘削及び河道拡幅事業について説明を受けました。

委員から、河道掘削の完成とはどういう状態になったときかとの質疑があり、基本的には施工後に測量し、計画した高さや断面が設計の許容範囲内になったかで完成として認めるとの答弁。

事業開始時期については、令和9年度をめどに工事に入っていきたい。県道の整備については、国のほうで県道の付替えも一緒にやっていく。三日原観音堂の移設については、地元の方々と必要な協議を行う。

球磨川上流と下流の高低差についての質疑では、水の手橋上流から小柿辺りで18メートル程になるとの答弁がありました。

また、48瀬など、昔の球磨川に近づけるようお願いしたいという意見や、上流域での遊水地計画の進捗状況に関してなど、多くの質疑がっております。

審議事項2では、人吉市復興まちづくり計画等に基づく取組状況について、執行部から進捗状況と主な変更点の説明を受け、委員から、建設型応急住宅のある梢山地区多目的グラウンドと村山公園グラウンドの復旧についての質疑があり、早ければ本年の9月か10月頃から使えるよう県と協議しているとの答弁。

地域支え合いセンターの支援状況は、実際にあと何世帯が支援の対象なのかとの質疑に対し、支援が終了した世帯が3,082世帯、残り195世帯のうち148世帯は木造仮設利活用住宅や災害公営住宅に住まわれるため、そのほかの世帯が引き続き支援の対象となるとの答弁。

また、コミュニティタイムラインの具体的な活用方法や、ポケコムなどの積極的な利活用について、青井地区や中心市街地地区の工事進捗を地権者以外の方へも周知していただいた

い。そのほか、中川原公園の植栽について要望がっております。

審議事項3では、人吉市復興まちづくり計画の進捗について（青井地区・中心市街地地区）について、青井地区では国道445号が令和7年度から本格的工事に着手すること、（仮称）西部公園の具体的イメージ、下青井町会館の移転時期の見込みについて、中心市街地地区では紺屋町被災市街地復興土地地区画整理事業に係る宅地造成工事等の進捗や、鶯温泉周辺で開催する社会実験などについて説明を受けました。

審議事項4では、避難路整備事業における住民の避難行動支援に向けた取組で、市道温泉町地内第1号線での水位標示設置について説明を受け、委員から、市民への十分な周知をお願いしたいとの要望がありました。

また、避難路について質疑があり、風水害を含め多くの災害などが懸念されるため、市全体で22か所の避難路整備計画を立てているとの答弁がっております。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第52 総務文教委員会所管事務調査報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第52、総務文教委員会所管事務調査報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第52、総務文教委員会所管事務調査報告をいたします。

総務文教委員会は、2つの所管事務調査の報告をいたします。

本市の取組「住み続けたいまち 人吉」のさらなる進展を考えたとき、多くの要素の中から、高齢者の方など交通弱者に限らず、市民の活発な行動への寄与、脱炭素社会への訴求など、これからの市民幸福度向上に資する取組として、公共交通の本来持つ確かな利便性の向上を目指すこととし、調査・研究を行いました。

地域公共交通体系や利用状況・財政・施策・課題等の現況を担当課に確認し、利用者数の減少及び財政負担増、利用ニーズの変遷などを把握し、調査項目を本市コミュニティバス・まめバスに決定しました。

自治行政エリア内で運営を行うコミュニティバスの利活用先進地への視察や、まめバス4路線の乗車体験、運行会社である産交バス株式会社との意見交換などを行いました。その結果、提言の内容を1、まめバスの市民認知度・利用促進の向上を図る。2、ニーズに応じた路線・交通手段の再検討に努めること。3、福祉的視点による利便性向上への転換といたし

ました。

もう一つは、令和7年度までが中学校部活動の休日指導の地域移行推進期間となることから、小学校部活動の社会体育移行時の課題を踏まえ、関係各者との円滑な連携や体制整備ができるよう調査・研究を行いました。

先行している小学生の社会体育の現状把握と同時に、小学生の基礎体力向上から、中学生の部活動は競技別のスポーツの楽しみ方など、活動の在り方の違いが指摘されました。また、地域移行検討会についてや、当事者である中学生とその保護者、教職員の意識調査の結果などの報告、地域移行先進地視察、本市先行事例として柔道協会・人柔館の皆様との意見交換を行いました。

その結果、提言の内容を、1、地域スポーツ・文化活動の振興に資する取組とすること。2、参加者と活動内容の多様性の確保に努めること。3、自由で自主的な参加のための環境整備に努めることといたしました。

以上、2つの事務調査の提言については、本委員会の総意として議長に提出することを決定し、報告書の提出をもって本委員会の調査を終了することといたしました。

以上で、総務文教委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、総務文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

日程第53 厚生委員会所管事務調査報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第53、厚生委員会所管事務調査報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第53、厚生委員会所管事務調査の報告をいたします。

本委員会では、令和5年6月21日、調査事項を「空き家対策について」と設定し、調査・研究を行ってまいりました。

テーマ設定に当たっては、委員間協議を実施し、本市において適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を進めるべきであるとの認識を委員間で共有いたしました。

そこで、本委員会としては、現状の把握、先進事例などの調査、業界団体等との意見交換などを進めることとし、最終的には政策提言を目指して調査を重ねることとしました。

以下、本テーマに関する活動経過を簡潔に御報告いたします。

まず、調査活動の初めとして、現状把握を行いました。空き家バンクについては地域コミュニティ課が熊本県宅地建物取引業協会人吉支部と協定を結び連携を取っており、移住・定住施策は商工観光課で担当していることから、2課から説明を受けました。

現状として、令和2年7月豪雨災害の影響で、公費解体によって約100件程度の空き家を解体しているが、空き家は増加傾向にある。地域住民の生活環境（防災、衛生、景観等）に深刻な影響を及ぼしている。空き家の数に対して空き家バンクの登録件数が少ない等の課題を把握しました。

また、移住・定住対策については、これまで行ってきた施策や相談件数、支援金の概要等の現状説明を受け、補助金構築や移住相談、情報発信等の課題を把握し、今後予定している取組として、地域おこし協力隊制度やPR活動等についても説明を受けました。

本委員会の調査に関しては、他自治体の先進事例、成功事例を調査・研究する必要があるとの意見が出されました。そこで、全国の自治体において、空き家対策、移住政策について様々な取組が展開されていることを確認した上で、先進事例の調査・研究として、2年間で3自治体の行政視察を行いました。

岡山県瀬戸内市、山口県萩市、広島県尾道市の視察を行い、3自治体に共通していたことは、空き家対策において地域住民や様々なサポーター（移住支援員、ローカルエディター、移住就業コーディネーター等）の協働、不動産業界等の民間とも提携、関連部署をつなげた全庁的な取組も充実していました。また、空き家改修支援、家財道具等処分支援、子育て世帯等中古住宅取得支援等、様々な補助制度に取り組みられ、地域ボランティアが移住希望者に対してきめ細かな対応をされていました。

委員からは、本市においても補助制度の構築は必要、関連部署をつなげた全庁的な取組ができるよう、専属・専門の課の設置が必須である。それぞれの目的に合った利用しやすい補助金制度に早急に取り組む必要がある。また、NPO法人等の諸団体との、歴史的風致を大切にした活発な活動連携等、本市に合った独自のやり方を早急に検討する必要があるなど、様々な意見が出されました。

次に、公益社団法人熊本県宅地建物取引業協会人吉支部から、市内の空き家の現状や課題について、不動産業の立場から情報提供いただきました。課題としては、空き家バンクへの登録件数が少ない。補助制度がない。空き家所有者への働きかけ方、認知症等で判断能力がない所有者の増加等が挙げられました。

このような調査活動を経て、空き家対策について委員の意見がまとまったことから、本委員会では、次のとおり市に対する提言をまとめました。

まず、第1の項目として、横断的な庁内連携の強化を図るための庁内体制の見直しです。空き家対策は移住・定住政策、住宅政策及び福祉等、市全体で取り組むべきと考えることから、庁内の組織体制を見直し、空き家対策に取り組みやすい体制を構築すること。その際、

市民の目線に立った相談しやすい体制、ワンストップ窓口などの体制づくりを検討することを求めるものであります。

第2に、空き家対策の補助金制度等の構築です。空き家を有効活用できるよう、残置物撤去や改修等に対する新たな補助金制度や移住・定住のサポートメニューの構築に取り組むことを求めるものであります。

第3に、専門機関、民間企業及び地域団体等との連携及び協働です。空き家問題への対策を強化し、地域の安全性向上、さらには移住・定住への魅力ある情報発信へとつなげるため、これまで以上に専門機関、民間企業及び地域団体等と連携し、協働する体制を整えることを求めるものであります。

以上の提言については、本委員会の総意として議長に提出することを決定し、報告書の提出をもって本委員会の調査を終了することとしました。

以上で、厚生委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、厚生委員会所管事務調査報告を終了いたします。

日程第54 経済建設委員会所管事務調査報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第54、経済建設委員会所管事務調査報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 日程第54、経済建設委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会では、令和5年6月21日に、所管事務調査事項を「インフラ整備（道路等）の維持について」をテーマとして、調査・研究を行ってきました。

テーマの設定に当たっては、委員会での委員間協議を行い、人口減少、少子高齢化など自治体を取り巻く状況は厳しい状況にある。このような中、市が管理する施設の長寿命化が課題となっており、その中でも市民の生活と直結する道路等の維持は非常に重要なものである。今後、継続的に、効率的に道路等を維持・補修していくための方策を探ることは、重要な政策課題である。本委員会としても、調査・研究を進めるべきであるとの認識で一致し、委員会での共有課題として取り組んでいくこととし、最終的には政策提言を目指して様々な手法による調査等を行うことといたしました。

以下、本テーマに関する活動経過の主なものを報告いたします。

委員会としては、まず、本市のインフラ整備に関する現状の把握を行うため、令和5年8月に担当課から本市の現状と課題について、市道の延長、市道等の維持管理・老朽化対策、

市道等の維持管理費、市民からの道路に関する要望などについて、本市の現状と課題について説明を受けました。

また、先進地の事例調査として、埼玉県草加市のスマートフォン等を活用した道路維持管理の取組について、行政視察を行いました。道路パトロール支援システムを導入したことにより、道路の管理ができやすくなったが、システムを導入することによる費用対効果はあるのか、スマートフォン等の市民からの通報が増えていくのではないかなどの意見が出され、今後も調査・研究課題として取り組むことといたしました。

また、令和6年11月19日には、市に対する市民からの要望等の対応や修繕状況について、担当課から説明を受けました。

以上で、経済建設委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、経済建設委員会所管事務調査報告を終了いたします。

日程第55 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第55、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 日程第55、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和6年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が、令和6年12月25日水曜日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、議案第8号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、執行部から補足説明を受け、質疑、採決を行い、全員異議なく原案のとおり可決しました。

日程第2、議案第9号人吉球磨広域行政組合給与条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第3、議案第10号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第4、議案第11号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）についての追加議案の3件を一括して、提案理由の説明を理事会代表理事から受け、続けて補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行いました。

議案第9号及び議案第10号は、全員異議なく原案のとおり可決しました。議案第11号は、議決の特例に関わるため、起立採決を行った結果、全員が起立し、原案のとおり可決しました。

日程第5、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長及び新ごみ処理施設建

設に関する調査特別委員長の申出のとおり了承されました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により、議決された事件について、その条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することが決定され、閉会しました。

以上、令和6年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目の会議結果について、報告いたします。

続きまして、令和7年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目が、令和7年2月27日木曜日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、議席の指定では、多良木町議会から新たに選出された前田文議員の議席を8番に指定されました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、23番、皆越てる子議員（あさぎり町）、1番、川上紗智子議員（人吉市）が指名されました。

日程第3、会期の決定では、田代利一議会運営委員会委員長（球磨村）の報告の後、会期を2月27日に開会し、2月28日から3月24日までを休会、3月25日を閉会とする27日間に決定しました。

日程第4、諸般の報告では、議長から、議会閉会中に多良木町議会から新たに選出された前田文議員を新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員に指名したことの報告がありました。

日程第5、行政報告では、理事会代表理事から令和6年第4回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について、報告がありました。

日程第6、議案第1号人吉球磨広域行政組合新ごみ処理施設建設検討委員会設置条例の制定について、日程第7、議案第2号人吉球磨広域行政組合給与条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第3号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第9、議案第4号育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第10、議案第5号人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏計画基本構想の議会の議決に関する条例及び人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏計画策定審議会設置条例を廃止する条例の制定について、日程第11、議案第6号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第4号）、日程第12、議案第7号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第13、議案第8号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、この8件の提案理由を一括して、理事会代表理事から説明を受けました。続けて、議案第6号について、執行部から補足説明を受け、質疑、採決を行い、原案のとおり可決いたしました。

日程第14、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてでは、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、質疑、採決を行い、原案のとおり同意されました。新たな

議会選出監査委員に、田山淳士議員（五木村）が選任されました。

以上で、定例会１日目の審議を終了し、散会しました。なお、一般質問及び議案第１号から議案第５号の条例関係並びに議案第７号、議案第８号の当初予算関係の採決は、閉会日の３月２５日に行うこととなっております。

以上、令和７年第１回人吉球磨広域行政組合議会定例会１日目の会議結果についての報告を終了します。

日程第５６ 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第５６、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。平田清吉議員。

○８番（平田清吉君）（登壇） 日程第５６、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和７年２月第１回人吉下球磨消防組合議会定例会が、令和７年２月２８日金曜日午後３時から人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開催されました。

議事日程第１、会期の決定では、令和７年２月２８日、１日間のみとし、日程第２、会議録署名議員の指名を行いました。

日程第３、議案第１号人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第４、議案第２号人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、昨年８月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に関する項目のうち、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に対応するため、関係条例の改正を行うもので、両議案ともに令和７年４月１日から施行するものです。議案第１号及び議案第２号については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

日程第５、議案第３号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、昨年行われた人事院勧告に伴い、一般職の公務員に準じた改正を行うものです。給与については、民間給与との格差を解消するため改正を行うもので、給料表の改定は、令和６年４月１日から適用し、さらに令和７年４月１日から再度、給料表の改定を行うもので、公布の日から施行するものです。ボーナスについては、年間の支給月数を０.１月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に０.０５月分ずつ均等に配分し、令和７年度以降については６月期と１２月期の支給割合を均等にす改定を行うもの。なお、本年度分の引上げについては１２月期に反映させるもので、公布の日から施行するものです。給与制度のアップデートについては、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当等を見直し、定年前再任用短時間勤務職員へ新たに住居手当の支給を可能にするもので、令和７年４月１日から施行するものです。議案第３号については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第4号人吉下球磨消防組合特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、緊急消防援助隊は、大規模災害の被災地において、苛酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事することから、国家公務員や警察職員との待遇面での均等を図るため、緊急消防援助隊として出動した場合の手当の新設について、改正を行うもので、令和7年4月1日から施行するものです。議案第4号については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第5号人吉下球磨消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことを考慮し、改正を行うもので、令和7年4月1日から施行するものです。議案第5号については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第6号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、令和4年6月に公布された刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑が創設されたことに伴い、関係する5つの条例、人吉下球磨消防組合個人情報保護法施行条例、人吉下球磨消防組合情報公開等審査会条例、人吉下球磨消防組合行政不服審査会条例、人吉下球磨消防組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の改正を行うもので、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行するものです。議案第6号については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第7号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ905万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,503万2,000円とするものです。歳入の主なものは、4款諸収入645万円の増額補正で、預金利率の変動によるもの、及び熊本県防災消防航空隊派遣人件費によるもの、8款財産収入242万7,000円の増額補正で、不要物品の売却によるものです。歳出の主なものは、3款消防費2,074万8,000円の増額補正で、給与条例改正による給料、期末手当、勤勉手当の増額、勤務公署の変更による通勤手当の増額、給与条例改正に伴う支給単価の変動による時間外勤務手当、休日勤務手当の増額、人事異動に伴う管理職が増えたことによる管理職手当の増額、出動件数の増加に伴う出動手当の増額によるもの、5款予備費1,168万5,000円の減額で、歳入歳出の増減を差し引きした分について、予備費に計上するものです。議案第7号については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第8号令和7年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億9,621万円とするもので、対前年度比では1億2,372万1,000円の増額となっています。歳入の主なものは、1款分担金及び負担金10億4,520万9,000円で、対前年度比1,127万6,000円の減額、4款諸収入342万1,000円で、対前年度比11万6,000円の増額、5款組合債4億4,020万円で、対前年度比1億3,760万円の増額、9款繰

入金185万円で、対前年度比297万8,000円の減額となっています。歳出の主なものは、1款議会費128万6,000円で、対前年度比1万円の減額、2款総務費159万4,000円で、対前年度比4万1,000円の増額、3款消防費14億4,291万8,000円で、対前年度比1億8,253万円の増額、4款公債費6,841万2,000円で、対前年度比5,884万円の減額となっています。議案第8号につきましては、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

次に、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間の人吉下球磨消防組合の災害出動の報告がありました。総出動件数は3,649件、対前年度比プラス243件、火災件数34件、対前年度比プラス15件。原因別では電気配線のショート6件、焼却火3件、たばこ火2件。救急件数3,318件、内訳、急病2,184件、全体の66%、一般負傷501件、全体の15%、転院搬送302件、交通事故162件、その他169件、うち心肺停止症例100件、65歳以上の高齢者搬送2,301件、全体の73%。人吉市の救急件数2,055件、全体の62%、錦町528件、相良村281件、球磨村193件、山江村143件、五木村84件。救助件数54件、対前年度比プラス17件、交通事故30件、火災3件、水難事故2件。その他出動件数243件、対前年度比プラス8件、救急支援157件、怪煙調査32件、行方不明者捜索5件。へり要請件数は15件、前年度要請件数24件、内訳、転院搬送5件、救助要請5件、救急要請4件、捜索1件との報告がありました。

次に、第18回人吉下球磨消防組合消防庁舎建設に関する特別委員会が開催され、令和6年度人吉下球磨消防組合消防本部中央消防署造成工事实施設計業務委託の入札結果について、報告がありました。令和6年12月19日木曜日10時から、5者指名競争入札（郵便入札）の結果、株式会社大進コンサルタント人吉営業所が落札。落札金額1,298万円。

次に、令和6年度人吉下球磨消防組合消防本部中央消防署庁舎建築実施設計業務の入札結果について、報告がありました。

○議長（宮原将志君） 平田議員、すみません。もう少し簡潔に報告お願いいたします。

○8番（平田清吉君） はい。

令和6年12月19日木曜日11時から、10者指名競争入札（郵便入札）の結果、株式会社H i r o建築設計が落札。落札金額5,115万円。

次に、令和6年度人吉下球磨消防組合消防本部中央消防署庁舎建設用地地質調査業務の入札結果について、報告がありました。令和7年1月24日金曜日10時から、6者指名競争入札（郵便入札）の結果、南九調査開発株式会社が落札。落札金額1,155万円。

今後、令和7年6月に、造成工事・造成管理の入札、令和8年3月に建築工事・建築管理の入札を行っていくとの報告がありました。

以上、報告を終わります。

日程第57 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（宮原将志君） 次に、日程第57、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題

いたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出があっております。

各委員長の申出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

各委員長の申出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申出があった事件

(令和 7 年 3 月第 2 回人吉市議会定例会)

○予算委員会

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する こと	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○議長（宮原将志君）　ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時34分　休憩

午後 2 時49分　開議

○議長（宮原将志君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程の追加について

○議長（宮原将志君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第53号副市長の選任につき同意を求めることについて、及び議第54号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君）　御異議なしと認めます。

よって、2件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

〔溝口尚也復興政策部長　退席〕

追加日程　議第53号及び議第54号

○議長（宮原将志君）　執行部より、提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、こんにちは。大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案しました人事案件につきまして、御説明いたします。

議第53号副市長の選任につき同意を求めることについての案件は、現在空席となっており、ます副市長に、溝口尚也氏を選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものです。

議第54号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての案件は、このたび副市長に選任同意をお願いし、ます副市長に選任することにつきまして、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものです。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮原将志君）　それでは、質疑を行います。ただいま説明がありました議第53号及び議第54号について、質疑はありませんか。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）　ただいま市長から説明がありました議第53号副市長の選任について、お尋ねします。

松岡市長になられてから4人目の副市長提案だと思うんですが、副市長の職務と副市長の

必要性について、松岡市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今般、令和7年度を迎えるに当たり、新たな執行体制としまして、現在、復興政策部長であります溝口氏を新たな副市長として提案させていただきました。

副市長の職責につきましては、大塚議員から令和元年12月市議会定例会で御質問をいただいた際にお答えさせていただき、重ねて申し上げることは控えさせていただきますが、溝口氏につきましては、長年にわたり培ってきた豊富な行政経験と高い見識、そして、何よりも本市の発展に貢献したいという強い熱意から、市長である私を補佐し、市の重要政策の立案、実行に大きく貢献し、副市長としての職責を十分に果たせると確信しております。

加えまして、本市にとりましては、令和2年7月豪雨からの復興がこれからという時期でございますので、この5年近く水害により大打撃を受けました本市経済への対応としまして、被災されました事業者はもとより、国・県などの関係機関との対話を重ね、商工業、観光業の再生に取り組んできた経験は、今、本市が最も必要とするものであると考えております。

今般取りまとめました人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプランにつきましても、これから市民の方々と共に進めていくことが重要でございますので、このアクションプランの策定の中核を担った溝口氏が、副市長として官民連携の全体調整を行うことで、具現化をしてみたいと考えております。

つきましては、新副市長と共に、より一層市民の皆様の声に耳を傾けながら、災害からの復興まちづくりを強力に推進するとともに、透明性の高い市政運営を推進してみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） ありがとうございます。今、市長から御説明いただきました。行政運営上、副市長の役割は非常に重要なものであるということは私も認識しなくてはならないと思っております。

そうした中で、昨年を振り返った場合に、昨年3月に副市長の選任案件があり、議会も承認したわけです。その後、大変残念ながら副市長は病魔に見舞われ、闘病生活になりました。体力的に厳しい中、本議会にも幾度か出席をいただきました。副市長としての職務が果たせない中、精神的苦痛と病気との闘いは大変つらい毎日であったと察するところです。11月25日に、退職について説明を受けましたが、今年1月には、願いもむなしく御逝去されました。大変残念です。

副市長に事があるときは、総務部長が当たるとは理解しますが、今回の副市長提案まで一定期間の空白を招いてしまったのも事実であります。そこで、任命権者である松岡市長のこれまでの対応と空白期間を招いたことについてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、小林前副市長につきましては、昨年4月の就任直後に病気が判明し、治療を行いながらの公務ということになり、私からの期待や市議会における選任同意という重さなど、様々な葛藤の中で、職責と向き合われた8か月であったものと存じます。

そのような中でも、垣間見える職責への強い使命感と故郷人吉市への強い思いについて、私をはじめ幹部職員は、副市長が回復されるまでしっかりと市政運営を続けるべく、その影響を最小限とする体制を整え、市政運営に努めてきた次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） ありがとうございます。私自身も本当残念ですけど、しかし行政の長としてある市長におかれまして、やはり大切な副市長ということでしたらば、空白期間というのをできるだけ短くして、副市長というのは必要ということですから、できるだけ空白期間というのを避けていただきたいということをお願いいたしまして、終わります。

○議長（宮原将志君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、これで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議第53号及び議第54号の2件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議第53号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第53号について、選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（宮原将志君） 起立全員。

よって、議第53号は選任同意することに決しました。

次に、議第54号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第54号について、選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（宮原将志君） 起立全員。

よって、議第54号は選任同意することに決しました。

〔溝口尚也復興政策部長 入場〕

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、さらに日程の追加について、お諮りいたします。

発議第1号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 発議第1号

○議長（宮原将志君） それでは、提出者の説明を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） 発議第1号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号

人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び人吉市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月19日

人吉市議会議長 宮原 将志 様

提出者 人吉市議会議会運営委員会委員長 大塚 則男

発議第1号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例案は、水道局を所管する委員会を厚生委員会から経済建設委員会へ変更するものでございます。

以上で、人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例案の提案理由の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮原将志君） ただいまの説明について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

それでは採決いたします。

発議第1号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案可決確定いたしました。

日程の追加について

○議長（宮原将志君）　ここで、さらに日程の追加について、お諮りいたします。

発議第２号人吉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　発議第２号

○議長（宮原将志君）　それでは、提出者の説明を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）
15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君）（登壇）　発議第２号人吉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

発議第２号

人吉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和７年３月19日

人吉市議会議長　宮原　将志　様

提出者	人吉市議会議員	池田　芳隆	徳川　禎郁
		牛塚　孝浩	豊永　貞夫
		村上　恵一	井上　光浩
		田中　　哲	松村　　太
		西　信八郎	大塚　則男
		平田　清吉	宮崎　　保
		本村　令斗	川上　紗智子
		福屋　法晴	

発議第２号人吉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたため、条例で引用している条項の変更が生じたこと、また、刑法の一部改正により、懲役と禁錮が一本化され、拘禁刑とされたことにより、条例で引用している部分を改正するもの、その他所要の改正を行うものでございます。

以上で、人吉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮原将志君） ただいまの説明について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議第2号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

発議第2号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案可決確定いたしました。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年3月第2回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後3時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 宮 原 将 志

人吉市議会議員 本 村 令 斗

人吉市議会議員 田 中 哲